

11.  
建設

24

⑦

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	337



裏面白紙

建設

5. 24年

7. 災害

裏面白紙



当り多金額と超過する所は其の超過額を三分の二以内を補助する。  
 但し雜費は所縣の負担に属する工事の費用は府縣の補助額の合計が  
 百五拾万円に達する百分の五以内を超過する期間中は概して  
 百分の四以内を以て算出する。  
 二 地租課税は其の年一月一日に於ける二七五級面積の課税額に基き  
 算出し算するものによらる。  
 三 打込必要である場合は、府縣の課税に對する補助の割合、下級國  
 體に對する府縣補助費に對する補助の割合、府縣が不収國體に對す  
 る補助の割合を別々の規程に依り更に高率に定むる。  
 四 同一年内二回以上災害に遭遇し算するときは其の災害に對り必要を生  
 じたる工事の費用は之を併算するとし其の出來る一俣しを檢査の手續  
 未着手（厄急の施設はして完成工事の一組となるべしとのを除く）  
 のものは限り計算する。  
 五 國庫の補助を受けたる災害工事の進行中更に國庫の補助を受ける災  
 害に遭遇し算する場合は、前災害工事のしり後の災害に罹りたるもの  
 は之を後の災害工事と算するものとす。  
 前項の場合に於ては完成工事に付ては災害前の出來りたる限り、完成工  
 費と未成工事とを区別し其の未成工費を未着手工事として算する。其の  
 未着手工費も前災害工事費より控除す（未成工事とは打込計算を行  
 小箇所の査定額より完成工費を控除したるもの、完成工事とは概の規  
 定に依り査定當時に於て既に交付し又未交付義務を生じたる金額（  
 補助金額天材料費率の如きものを含む）を謂ふ。

補助率の  
表

前項の計算法に依る

高率 九割五分 乃至 七割五分	通帯 地租千圓十分二 と超過するときは災 害の超過額の七割	下級國體の負担 に屬する工事の費 用に對する府縣 の補助率	府縣の負担に屬 する工事の費用は下級國 體に對する補助費の合計 に對する割合	府縣災害土木費に 對する國庫の補助率
高率 九割五分 乃至 七割五分	通帯 地租千圓十分二 と超過するときは災 害の超過額の七割	下級國體の負担 に屬する工事の費 用に對する府縣 の補助率	府縣の負担に屬 する工事の費用は下級國 體に對する補助費の合計 に對する割合	府縣災害土木費に 對する國庫の補助率
高率 九割五分 乃至 七割五分	通帯 地租千圓十分二 と超過するときは災 害の超過額の七割	下級國體の負担 に屬する工事の費 用に對する府縣 の補助率	府縣の負担に屬 する工事の費用は下級國 體に對する補助費の合計 に對する割合	府縣災害土木費に 對する國庫の補助率

事業類別 一 工業類別 二 所管官廳	農林畜産局 地 業	四 補助の對象 五 令其の 六 此	一 一 官廳に付し法令に依り 二 各工種別口災害復旧事業補助要項の骨子を定めてあり各年次 三 各工種別口の制度欠乏復旧事業補助要項を選擇する 四 各工種別口の制度は各局内規に依る	三 原動機復旧の原形	一 復旧事業は「原形に復旧し難い場合」其の他特別の理由ある場合」 二 改築又は之に代るべき必要の施設をなすことと認めらるる 三 復旧事業は「原形に復旧し難い場合」其の他特別の理由ある場合」 四 改築又は之に代るべき必要の施設をなすことと認めらるる 五 復旧事業は「原形に復旧し難い場合」其の他特別の理由ある場合」 六 改築又は之に代るべき必要の施設をなすことと認めらるる	二 工事の種類 三 格口依る 四 査定の基準 五 事業事項	一 災害の範圍は洪水、旱害、冷害、風沙害、融雪（凍害）被害、噴火等の如き異常なる自然現象に由来する耕地及びその附屬する公共施設の被害を對象とする。但し、石炭採掘等による地盤の沈下、露骨等は除外する。 二 被害は此の限りでない。 三 明に示されていないもの、設計の不備、施行の粗悪、維持管理の欠陥等に起因するものは災害工事として認めない。 四 災害復旧の箇所はその後の災害の発生を防止し、理由がなければ最出するとは出来ない。	四 災害費及補助額の計算法	一 持込定められた計算法は無い限り、地租額に對する考慮は持込れた災害の原因、程度に依つてその割合、補助率を定める。 二 親上査定は実地査定の査定率を用いて之を行小
--------------------------	-----------------	-------------------------	--	------------	--	--	--	---------------	--

一 土木別	花 袋 水 池	林
二 工種別	里 林 省 林 野 白	林 道
三 所管官廳		
四 事業の種別	一 事業地すべし法令無し 二 各工種別々災害復旧事業補助要項を費子を含めてあり公平次、各災 害原因別は之の補復災害復旧事業補助要項を適確する 三 査定方針 之の地は各局内規に依る	
五 補助の對象	一 縣の行小民有災害復旧林地復旧 二 工事に要する費用 三 前号二条の復旧並修に要する款 の費用 四 縣の行小民有災害復旧林地復旧 五 縣の行小民有災害復旧林地復旧 六 縣の行小民有災害復旧林地復旧 七 縣の行小民有災害復旧林地復旧 八 縣の行小民有災害復旧林地復旧 九 縣の行小民有災害復旧林地復旧 十 縣の行小民有災害復旧林地復旧	
六 土木別	一 道路 二 橋 三 堤防 四 水門 五 堰 六 樋 七 井 八 池 九 水田 十 畑	一 補助対象とする工種は原則と して大なる土工、石積工、橋 梁等技術的指針を要するもの 及び多額の経費を要するもの として簡易の土工、側溝、溝、土 地、掘削の復旧は自力復旧と する
七 原形復旧 の原則	一 各年次に依つてその前後及びおける上記の組は昭和二十三年度のもの 二 一箇所の面積一歩 三 被害面積一〇歩の範囲内 四 各年次に依つてその前後及びおける上記の組は昭和二十三年度のもの	一 明記されておるもの 二 明記されておるもの 三 明記されておるもの 四 明記されておるもの 五 明記されておるもの 六 明記されておるもの 七 明記されておるもの 八 明記されておるもの 九 明記されておるもの 十 明記されておるもの
八 工事の種 別又は性格 に依る査定 の基準事項	一 公益に影響を及ぼさざるは発生せ るもの 二 新築前面積は被害地の実面積 を算し、その面積を加算してある ときは之を除外する 三 既存荒蕪林地の拡大割合が全面 積の一割以内のものは除外し一 割以上のものは拡大面積として	一 補助対象とする工種は原則と して大なる土工、石積工、橋 梁等技術的指針を要するもの 及び多額の経費を要するもの として簡易の土工、側溝、溝、土 地、掘削の復旧は自力復旧と する

一 戸別	水	陸	陸
二 戸別	陸	陸	陸
三 戸別	陸	陸	陸
四 戸別	陸	陸	陸
五 戸別	陸	陸	陸
六 戸別	陸	陸	陸
七 戸別	陸	陸	陸
八 戸別	陸	陸	陸
九 戸別	陸	陸	陸
十 戸別	陸	陸	陸
十一 戸別	陸	陸	陸
十二 戸別	陸	陸	陸
十三 戸別	陸	陸	陸
十四 戸別	陸	陸	陸
十五 戸別	陸	陸	陸
十六 戸別	陸	陸	陸
十七 戸別	陸	陸	陸
十八 戸別	陸	陸	陸
十九 戸別	陸	陸	陸
二十 戸別	陸	陸	陸
二十一 戸別	陸	陸	陸
二十二 戸別	陸	陸	陸
二十三 戸別	陸	陸	陸
二十四 戸別	陸	陸	陸
二十五 戸別	陸	陸	陸
二十六 戸別	陸	陸	陸
二十七 戸別	陸	陸	陸
二十八 戸別	陸	陸	陸
二十九 戸別	陸	陸	陸
三十 戸別	陸	陸	陸

10/2. 24. 1. 11

福島縣 23年度第二次災害復旧費内訳  
昭和 23年 10月 24日 査定済

24. 1. 10

区 別	5万円~10万		10万~15万		15万~20万		20万~25万		25万~30万		30万~50万		50万~100万		100万以上		計		
	個所	金額	個所	金額	個所	金額	個所	金額	個所	金額	個所	金額	個所	金額	個所	金額	個所	金額	
道 路	43	10,575,300	87	10,681,800	80	13,913,800	55	12,226,500	43	11,998,300	52	22,527,600	34	22,336,500	21	44,264,400	522	144,274,200	
橋 梁	65	4,884,200	45	5,699,400	24	4,562,700	18	4,043,100	8	2,253,300	16	5,983,300	12	9,847,200	9	4,190,900	199	77,164,100	
河 川	58	4,342,600	61	7,739,500	44	9,976,200	51	11,380,400	48	13,242,500	165	65,839,300	211	150,509,500	255	97,026,200	895	1,031,290,000	
海 岸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,129,000	13	26,943,100	15	27,872,100		
砂 防	0	0	1	133,500	3	530,300	1	210,300	1	209,600	2	849,900	2	119,500	10	30,033,300	20	33,156,400	
縣 外 計	266	19,802,100	194	24,204,200	155	26,988,000	125	27,860,300	100	27,483,700	242	95,197,100	261	123,014,700	308	907,212,100	1,051	1,513,957,200	
市 町 村	65	4,892,000	84	10,344,000	66	11,715,200	48	10,628,800	40	10,867,700	70	25,684,400	59	40,499,200	26	57,800,600	458	172,431,900	
合 計	331	24,694,100	278	34,548,200	221	38,698,200	173	38,489,100	140	38,351,400	312	120,881,500	320	223,513,900	334	967,012,700	2109	1,486,189,100	
331 (15.4%)		24,694,100 (1.7%)																	
830 (32.3)		97,940,500 (6.4)																	
1,143 (54.3)		174,991,000 (11.3)																	
1,455 (69.1)		295,662,500 (19.9)																	

註 ( )は総額に対する割合を示す

24  
1.10  
9-6



土地部会	41
第5小委	6

資源委員会事務局  
24. 1. 12

宮城縣水害關係資料  
〔アイオン颱風關係〕

— 第一集 —

經濟安定本部資源委員會事務局

は し が き

本資料は主として昭和23年度アイオン颱風による宮城県北部迫川流域における洪水被害に関する調査資料を集めたものである。現地調査および資料の蒐集は宮城県庁関係各課、ならびに地元関係の方々の手によるものであって、未整理のままであるが、参考資料として印刷に付することとする。

昭和24年1月12日

目 次

	頁
I 気象概況 .....	1
II 雨 量 .....	2
III 量水標水位高 .....	7
IV 災害風速波高 .....	10
V 一迫川水系流出係数 .....	11
VI 一、二、三迫川洪水流量 .....	19
VII 年最大流量年最大日雨量 .....	26
VIII 河川構造物により破壊した箇所 .....	29
IX 耕地公共施設被害の工種別明細 .....	31
X 用排水路の欠損の位置と附近の状況調査 .....	37
XI 溜池、堰の破壊非破壊調査(迫川水系) .....	38
XII 伊豆沼附近干拓地排水口の洪水排水時間と流量との関係及び河の水位調 .....	41
XIII 開拓面積、伐採面積、植林面積、流域面積調 .....	49
XIV 洪水の動態 .....	53
XV 用排水路系統の洪水時の水の動き .....	61
XVI アイオン颱風時に於ける迫川及其の流域新地洪水出始時刻、最高水位到着時刻、引出時刻 .....	75
XVII 栗原郡下の被害状況 .....	79

	頁
XVIII 受配農家調	83
XVIII 郡市別耕地被害面積	87
XX 作物別災害面積(郡市別)	88
XXI 作物別減収調書	89
XXII 昭和22、23年度の農作物被害面積	90
XXIII 昭和22年度水害に於ける土性調査	93
XXIII 冠水に関する試験	98
XXV 水稲三要素試験	99
XXVI 土性調査	101
XXVII 直川流域山林崩壊	135
XXVII 直川に於ける昭和17-21年度での伐採跡造林面積調	139
XXIV 直川に於ける国有公私有林野面積	139
XXX 干拓地中の村の発達	140

## I. 気象概況

昭和23年9月

9月13日マリアナ群島附近に発生したアイオン颱風は先ずするしまつキー颱風に続くものと思はれたが、其の後進路を北西にとり、14日には筑前島附近に達し本州に上陸する気配が強くなった。15日9時本州南方約800料の海上に達しイの中心気圧は970ミリバールに発達し之より北々西に進み同日21時には肥前島南方約350料の海上に達し中心気圧は960ミリバールに発達し毎時25料の速度を以て北方に進んだ。16日3時には潮岬前々東沖約200料に達し其後進路を北々東に転じ同日9時には浜松南西方約130料に達したため城野川一帯は暴風雨圏内に入り、東北地方南部は風雨が強くなつて来た。其の後更に進路を北東に交へ15時には潮岬附近をかすめ毎時25料の速度で進み色々関東上陸は免れたがこの暴風攻撃に於て沿岸地は部分的な暴風を降した。16日3時頃より降り始めの雨は14時頃に所々の強雨となり翌17日2時35分を以て止んだ。そして最も雨量の多かったのは仙台、古川、築館方面でその間仙台にありては35.1.1.1料に達し最大時間雨量98.3料、4時間雨量は222.6料を示し仙台気象台開設以来の最大降雨量となつた。

16日20時房総半島南端に達した颱風は急激にその速度を増し毎時65料の高速で銚子附近をかすめ17日早朝には三陸沖方面に去り天気は急速に回復した。

アイオン颱風による降雨は16日3時より17日3時に至る24時間強雨でありしかるに仙台に於ては前記の如き大雨を著し其他線下全般に亘つて亦皆有の豪雨となり古川に於ては354.5料築館345.6料く果湯宿等學校の観測は

460 兆を不した。吉田子60.9 兆新田333.7 兆を不  
し河川も洪水の記録を遂に突破した。此のため各河川は急  
激に増水し山野の崩壊を伴つた。濁流は突防治水平地に氾濫  
し全線下り亘り惨害を及ぼし死者25名行方不明28名家  
屋被害31,463戸罹災者153,870人貯水流失埋耕地  
60,446町歩を算するに至つた。

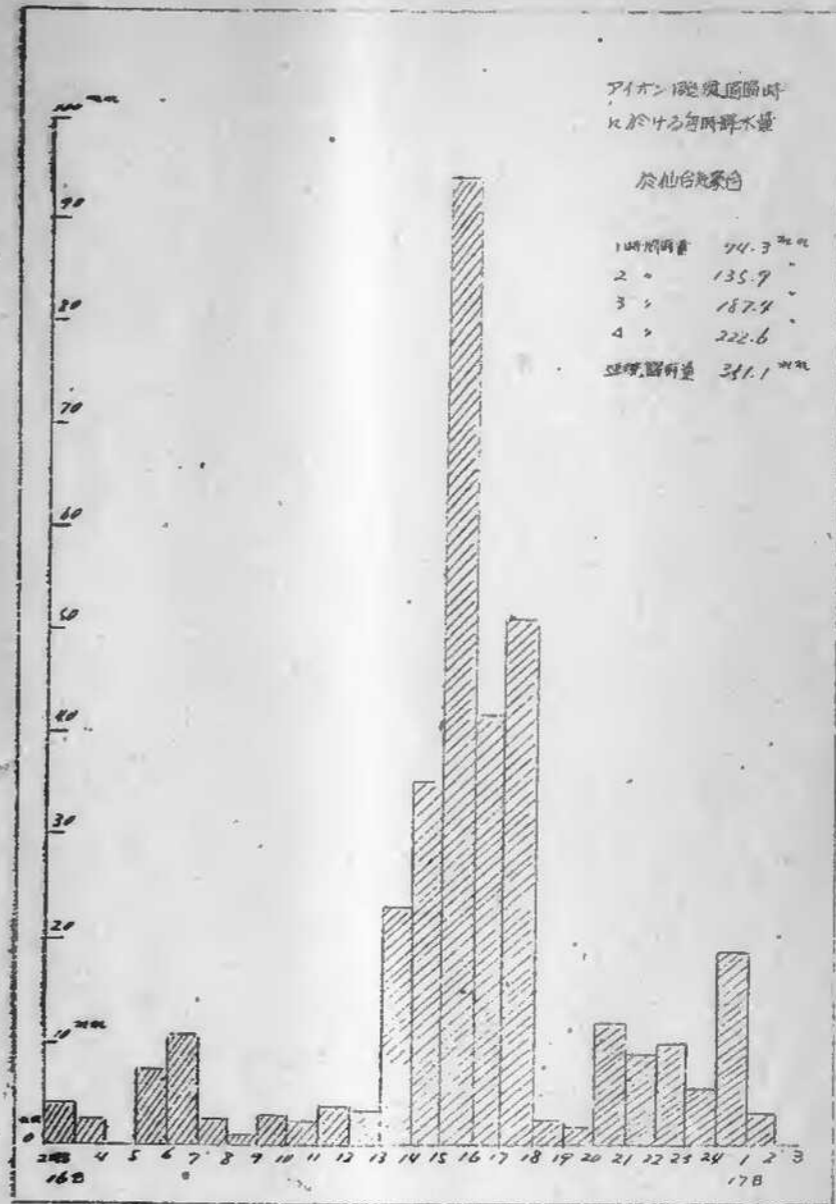
II. 雨量

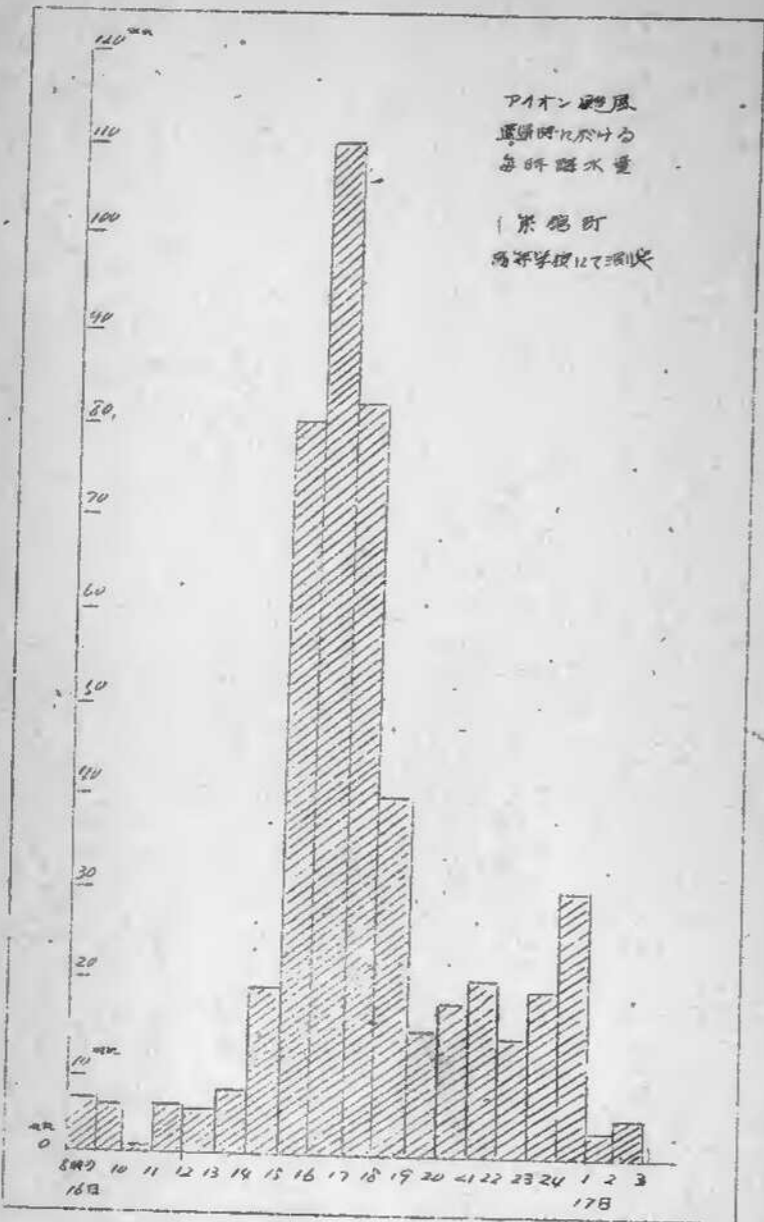
昭和23年9月

流域 河川名	観測所名	今回国統 観雨量	昭和23年9月11日 10時~16日10時 連続観雨量		観 量 最 大	
			9月11日 日雨量	9月16日 日雨量	日雨量	日 時
一進川	忍山	15日10時~17日10時 341.0	不 明		282.5	昭和16.7.22
同	築館	15日10時~17日10時 245.6	228.7	335.0	194.0	" 19.7.19
二進川	篠沢	15日10時~17日10時 366.1	383.5	355.1	193.0	" 19.7.17
三進川	松倉	15日10時~17日10時 391.8	323.5		168.0	" 22.7.22
進川	吉柳	15日10時~18日10時 131.1	256.2	118.9	161.0	昭和2.8.27
同	松石	15日10時~18日10時 138.6	191.3		120.0	昭和22.7.22
同	米山	15日10時~17日10時 96.4	201.8	58.9	139.0	" 18.10.2
江合川	息首	15日10時~18日10時 278.0	406.7	252.6	224.0	" 22.9.15
同	島子	15日10時~18日10時 228.2	406.3	215.0	209.5	昭和9.5.8
同	岩出山	15日10時~18日10時 238.2	368.3	220.5	126.6	昭和16.7.22
同	白川	15日10時~17日10時 354.5	113日10時~15日10時 342.0	16日10時 (191.1)	141.5	" 16.7.22
同	小午田	15日10時~17日10時 160.0	214.1	142.3	151.6	" 18.10.2

流域 河川名	観測所名	今回国統 観雨量	昭和23年9月11日 10時~16日10時 連続観雨量		観 量 最 大	
			9月11日 日雨量	9月16日 日雨量	日雨量	日 時
鳴瀬川	戸沢	15日10時~18日10時 248.5	424.5	227.3	237.0	昭和16.7.21
同	小野田	7.10~18.10 303.6	324.5	291.1	148.4	" 22.4.5
同	中野田	16.8~17.6 333.7	-	324.3	-	-
北上川	釜米	15.10~17.10 146.8	147.4	103.5		昭和2.4.5
多田川	吉野	15.10~17.10 360.9	337.9	340.8	198.7	昭和10.7
同	高天神	15.10~17.10 292.0	449.3	281.3	180.5	昭和19.10.7
名取川	秋保	15.10~18.10 161.9	322.3	128.8	312.7	" 14.10.26
同	山台	15.10~17.10 351.1	302.9	319.9	233.0	昭和43.8.11
同	新保	15.10~17.10 134.8	282.3	120.8	331.5	昭和4.5.8
白石川	大河原	15.10~17.10 197.6	157.1	164.0	219.0	昭和4.5.23
同	湯原	15.10~18.10 155.4	182.2	128.9	208.1	" 13.9.1
同	白石	16.10~17.10 290.5	156.4	275.0	183.5	" 14.10.26
阿武隈川	野	15.10~17.10 190.4	240.0	175.9	231.4	" 3.7.31
同	角田	15.10~17.10 141.8	169.8	127.4	212.0	" 4.5.23
同	金山	15.10~17.10 168.3	232.7	159.1	227.0	" 19.9.7
同	亘理	15.10~17.10 240.4	214.5	225.3	260.0	昭和8.10.8
海洋	石巻	15.10~18.10 124.2	195.5	82.6	151.9	" 7.8.30
同	文相酒	16.10~17.10 130.9	193.7	128.0	145.0	" 2.4.15

流域 河川名	観測所名	今回観測 既取量	1942年9月11日 10時~16日10時 累積取雨量	1942年 累計雨量	- 既往最大	
					日雨量	日時
湖岸	香湫川	15日10時~17日10時 45.0	268.0	93.0	180.0	1942.15.10.2
河	女川	15.10~15.10 76.9	239.1	76.5	190.5	" 15.10.2
河	松島	15.10~17.10 166.0	220.2	153.0	196.0	1942.11.2.16
一塩川	築地 高野宮校	15.13~17.4 460.0	別紙図表 参照			



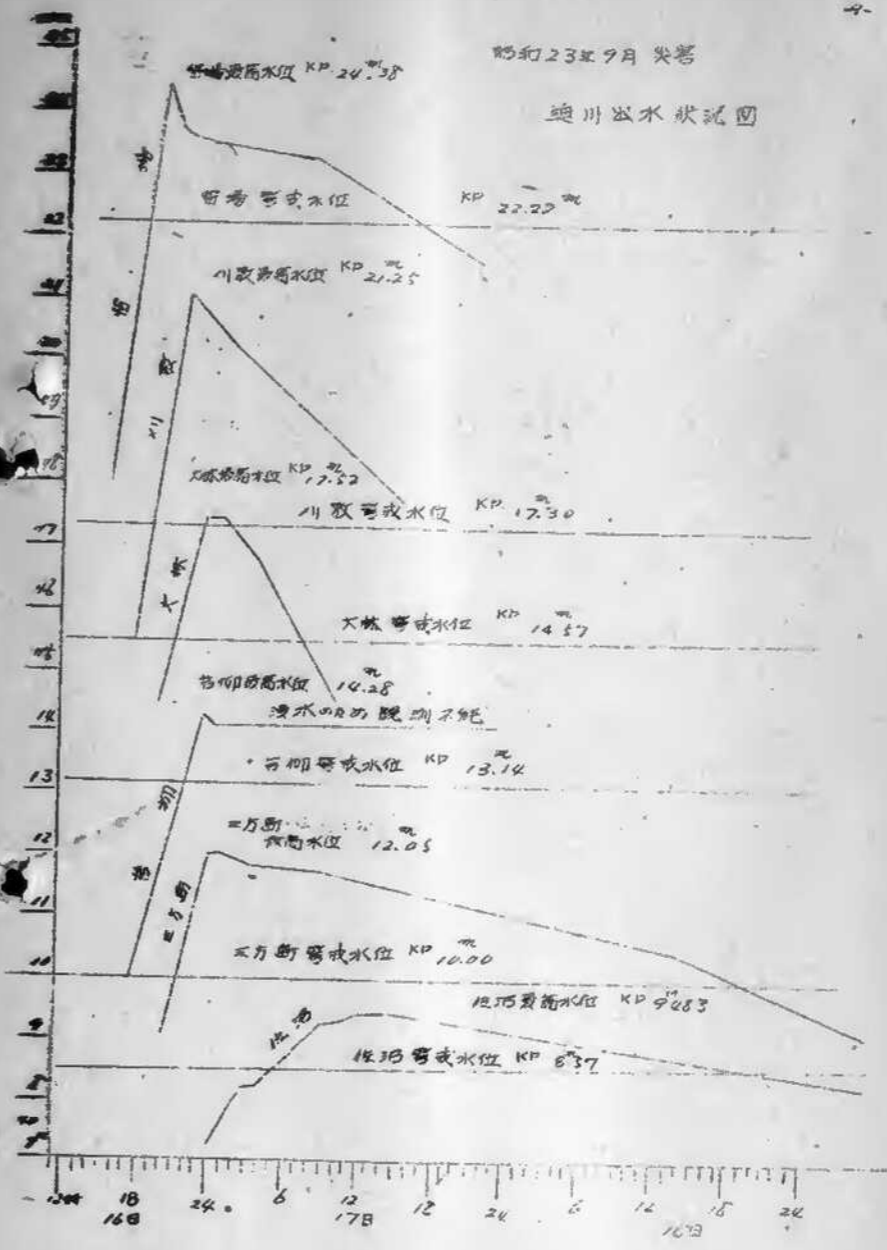


III. 量水標水位

昭和27年9月

河川名	量水標名	最低水位	最高水位	日時	昭和27年9月		水位		日	時
					最高水位	日時	水位	日		
一里川	茨城	1.62	3.66	16日 23時	3.52	15日 13時	4.30	19日 13時	8.2	19
同	西橋	4.54	6.80	16日 24時	6.50	15日 14時	6.40	19日 12時	19	20
二里川	沖野	6.76	8.70	16日 22時	8.45	15日 18時	7.60			
三里川	若々崎	2.12	4.60	16日 19時	4.00	15日 8時	3.50			
血川	川取	6.06	10.00	16日 17時	9.20	15日 16時	9.30			
同	大野	5.45	7.60	16日 22時	7.40	15日 22時	7.50	19日 13時	8.2	
同	若柳	4.85	6.00	16日 23時	6.15	15日 23時	5.75	19日 12時	19	20
同	佐酒	4.24	5.35	17日 13時	5.30	16日 6時	4.90	16日 7時	23	
高瀬川	中新田	5.15	6.63	17日 2時	7.30	15日 18時	7.50			
同	二本木	6.06	7.10	17日 4時	8.50	15日 19時	1.20	19日 13時	8.2	
同	下伊勢町	5.15	6.10	17日 2時	6.10	15日 21時	6.20			
同	不動堂	4.54	4.90	17日 4時	5.60	15日 21時	5.75	19日 12時	19	20
同	竹谷	4.85	6.50	17日 5時	6.50	15日 21時	7.30			
江合川	岩出山	2.12	2.85	16日 24時	3.20	15日 16時	4.00	19日 13時	43.9	
同	江府	6.15	5.18	16日 24時	6.80	15日 19時	7.60	19日 12時	19	21
江合川	涌谷	4.54	5.30	16日 24時	5.45	15日 16時	6.02	19日 13時	43.9	
北三川	米本	8.18	10.94	18日 7時	11.93	16日 21時	10.56	19日 12時	19	22
同	研瀨岡	3.90	4.15	18日 2時	4.58	16日 19時	4.50	19日 2時	8	27

河川名	量水地名	警戒水位	最高水位	日時	昭和22年9月水		概算雨量(公厘)	
					最高水位	日時	水取	日時
北三川	相津	6.67	10.43	17日 19時	11.30	16日 22時	7.70	昭和22.9.22
同	和洲	6.06	6.27	18. 3.	不明	不明	不明	不明
同	飯野川	4.54	6.72	18. 7.	7.05	16日 22時	6.70	昭和22.9.22
北三川	市名坂	3.94	5.10	16日 21.	4.53	15日 19.	6.20	昭和22.9.22
同	音切	4.54	5.80	16. 21.	5.20	15日 21.	6.20	同
阿武隈川	尺森	20.00	22.30	17日 5.	21.40	16日 3時	22.82	昭和22.9.27
同	月田	4.54	4.96	17. 8.	5.15	16日 3.	6.00	昭和22.9.23
同	若石	4.45	7.43	17. 9.	6.71	17日 9.	8.29	昭和22.9.27
白石川	白石	2.12	3.50	16日 24.	3.50	16日 18.	3.15	昭和22.9.9
同	河原	4.54	4.25	17日 3.	4.50	15日 19時 15時	6.97	不明
岩田川	岩田	5.16	8.00	16日 18.	7.60	15日 21時 15時	7.70	昭和22.9.22
名取川	名取橋	2.70	3.35	不明	3.00	15日 7.	不明	不明



IV. 災害風速観測

年月日	大			観測高 M	備 考
	風 向	時刻	風 速		
昭和23 9.16	東南東	15時35分	17.7 M/SEC	30	於宮城線沿岸
9.17	西北西	12時20分	15.0 M/SEC	29	於宮城線沿岸

V. 魚川水系流出係数

雨量観測所

栗原郡忍山村座主

流量観測所：集水面積 126.0 平方 KM

栗原郡金田村北川口柳倉山系観測所

期 間 自昭和22年1月

至 22年12月

1. 年流出係数

年	年流出高	年降雨量	年流出係数	年	年流出高	年降雨量	年流出係数
昭和22年	1,909.4	773.7	2.47	15	1,746.5	1,021.4	1.71
3	1,497.3	583.6	2.59	16	1,769.5	1,628.3	1.09
4	1,298.6	774.4	1.68	17	1,357.9	1,184.8	1.15
5	1,567.1	-	-	18	1,360.1	652.3	2.09
6	1,570.1	1,459.9	1.08	19	1,733.7	-	-
7	1,358.7	1,578.5	0.86	20	1,881.1	-	-
8	1,256.1	1,137.1	1.10	21	1,550.5	-	-
9	1,562.2	1,713.9	0.91	22	2,369.6	-	-
10	1,356.0	1,575.1	0.86				
11	1,304.4	1,861.3	0.70				
12	1,255.0	1,475.3	0.85				
13	1,519.7	1,429.1	1.06				
14	1,659.0	1,465.5	1.13				



2. 各月別流出係数調査及各川平均最大、最小平均流量調査

雨量観測所

栗原郡花山村座主

流量観測所

栗原郡金田村北川口細倉巻電所

期間 自大正15年1月

至昭和23年12月

月	最大流量	最小流量	平均流量	流出高	降雨量	流出係数
1	7.06	2.82	3.66	71.57	58.04	1.23
2	6.25	2.69	3.65	58.02	70.75	0.82
3	21.23	3.04	5.73	125.95	84.05	1.65
4	45.73	5.80	13.05	246.61	100.37	2.46
5	41.69	5.39	12.24	222.74	99.40	2.24
6	26.66	3.31	6.03	132.11	121.48	1.09
7	85.70	2.96	7.82	140.60	184.23	0.76
8	46.84	3.09	8.01	146.79	139.66	1.05
9	65.31	3.24	8.51	134.72	143.20	0.94
10	34.11	2.99	5.79	106.26	108.40	0.98
11	20.93	3.19	5.60	105.90	75.96	1.39
12	8.48	3.47	4.72	82.50	65.10	1.27
平均	43.3	3.49	7.07	129.48	102.55	1.26

3. 年月別流出係数調査

観測所 同左

期間 自昭和2年 至昭和22年

年月	流出高	月雨量	月流出係数	年月	流出高	月雨量	月流出係数
昭和2年1月	127.6	12.3	12.4	10	114.8	61.2	1.87
2	58.5	21.6	2.71	11	124.0	32.1	3.88
3	107.2	43.9	2.45	12	80.4	68.6	1.17
4	490.0	150.6	3.26				
5	282.3	155.6	1.82	昭和4年1月	72.8	27.6	2.64
6	68.7	68.1	1.09	2	55.2	28.8	1.92
7	137.0	47.3	2.90	3	116.0	30.7	3.78
8	236.0	160.7	1.57	4	302.7	81.3	3.64
9	120.2	52.5	2.30	5	289.0	128.9	2.32
10	99.0	18.7	5.31	6	89.0	48.2	1.85
11	112.0	20.7	5.33	7	52.3	11.9	4.40
12	71.0	23.1	3.0	8	46.5	67.1	0.68
				9	58.0	99.5	0.59
昭和3年1月	81.0	19.9	4.07	10	67.7	89.4	0.76
2	66.0	10.3	6.41	11	78.6	93.2	0.84
3	113.7	17.3	6.58	12	70.8	67.8	1.45
4	247.0	53.4	4.63				
5	180.0	23.4	7.72	昭和5年1月	57.2	9.2	6.23
6	106.0	115.6	0.89	2	57.4	58.1	1.02
7	144.6	109.5	1.32	3	178.0	125.0	1.43
8	157.3	65.7	2.39	4	243.1	153.3	1.59
9	82.5	6.6	12.5	5	164.3	142.4	1.15

年月	月流出高	月雨量	月流出係数	年月	月流出高	月雨量	月流出係数
6	72.2	105.4	0.59	5	178.0	79.5	2.24
7	159.5	226.3	0.87	6	90.2	93.3	0.96
8	192.0	-	-	7	152.5	304.2	0.50
9	64.2	102.1	0.63	8	77.2	63.6	1.21
10	155.0	125.6	1.24	9	117.4	217.9	0.52
11	150.0	151.7	0.99	10	46.8	96.7	0.47
12	72.2	52.3	1.24	11	144.0	125.5	1.15
				12	85.8	71.5	1.20
昭和6年 1月	63.0	103.5	0.61				
2	52.0	64.7	0.85	昭和6年 1月	65.4	41.2	1.59
3	82.5	30.7	2.92	2	57.0	32.5	1.75
4	220.0	194.2	1.05	3	71.4	72.9	0.98
5	249.0	90.7	2.72	4	220.2	112.3	1.96
6	189.0	198.8	0.95	5	162.0	66.9	2.86
7	174.0	120.7	1.45	6	71.4	119.2	0.60
8	110.6	143.6	0.77	7	76.8	88.2	0.87
9	139.0	237.5	0.59	8	249.3	265.8	0.94
10	110.5	110.0	1.05	9	52.0	47.5	1.10
11	91.0	103.7	0.94	10	85.5	158.3	0.54
12	82.5	64.8	1.45	11	85.6	75.6	1.13
				12	52.5	60.7	0.89
昭和7年 1月	68.4	46.2	1.48				
2	62.0	116.9	0.53	昭和7年 1月	54.3	87.5	0.62
3	93.4	48.0	1.95	2	46.9	40.9	1.15
4	243.0	315.2	0.77	3	78.4	91.2	0.86

年月	月流出高	月雨量	月流出係数	年月	月流出高	月雨量	月流出係数
4	177.5	94.6	2.08	3	81.8	108.3	0.75
5	191.0	125.1	1.53	4			
6	79.4	230.2	0.34	5	211	109.1	2.04
7	269.0	328.8	0.82	6	102.0	143.3	0.71
8	146.6	235.1	0.62	7	109.4	145.3	0.75
9	214.5	239.4	0.89	8	123.0	272.3	0.45
10	73.5	28.8	1.90	9	119	238.7	0.50
11	140.0	147.2	0.95	10	122.0	251.2	0.48
12	71.1	54.9	1.30	11	82.5	41.5	2.24
				12	81.7	133.1	0.61
昭和10年 1月	62.0	185.2	0.44				
2	57.4	47.4	1.21	昭和12年 1月	62.8	79.5	0.79
3	121.0	138.2	0.88	2	58.8	69.7	0.84
4	216.3	171.4	1.24	3	84.5	64.8	1.30
5	151.5	61.8	2.45	4	214.9	95.7	2.25
6	89.5	171.2	0.52	5	212.0	175.3	1.21
7	113.0	127.4	0.89	6	72.2	84.3	0.86
8	134.0	237.4	0.57	7	182.0	338.1	0.55
9	136.0	169.4	0.79	8	75.5	80.7	0.94
10	132.5	158.3	0.77	9	74.5	120.3	0.62
11	81.0	71.8	1.13	10	66.0	117.4	0.58
12	73.8	85.6	0.86	11	76.8	91.2	0.84
				12	75.0	158.3	0.77
昭和11年 1月	63.5	111.8	0.57				
2	56.8	174.7	0.33	昭和13年 1月	61.2	48.1	1.27

年月	月流出高	月雨量	月流出係数	年月	月流出高	月雨量	月流出係数
2	62.5	173.1	0.36	昭和15年 1月	68.1	78.0	0.82
3	179.6	63.7	2.83	2	55.5	157.5	0.35
4	228.8	81.8	2.8	3	127.0	53.2	2.39
5	208.0	125.0	1.67	4	298.2	79.4	3.76
6	95.1	147.9	0.65	5	250.0	20.4	12.25
7	141.0	193.9	0.73	6	83.2	68.2	1.22
8	97.7	159.3	0.61	7	135.3	113.0	1.21
9	166.0	135.6	1.23	8	233.1	165.2	1.41
10	93.8	143.7	0.65	9	278.0	111.8	2.49
11	105.0	55.4	1.9	10	75.2	67.0	1.12
12	81.0	101.6	0.798	11	63.4	60.9	1.04
				12	79.5	46.8	1.70
昭和16年 1月	79.5	72.1	1.10				
2	92.5	114.4	0.64	昭和16年 1月	56.6	69.3	0.82
3	82.7	129.9	0.66	2	51.5	7.0	7.35
4	89.5	156.7	0.57	3	113.0	106.7	1.06
5	234.0	48.1	4.87	4	192.4	57.4	3.36
6	81.0	173.2	0.47	5	147.0	147.9	0.99
7	160.1	170.1	0.94	6	118.7	154.8	0.77
8	214.0	213.9	1.00	7	406.0	534.2	0.76
9	370.0	92.0	4.03	8	166.2	97.6	1.71
10	139.0	121.9	1.14	9	232.8	284.4	0.82
11	52.7	89.3	0.56	10	142.7	33.7	4.24
12	64.0	53.9	1.19	11	62.6	62.3	1.005
				12	80.0	73.0	1.097

年月	月流出高	月雨量	月流出係数	年月	月流出高	月雨量	月流出係数
昭和17年 1月	62.8	75.0	0.84	昭和19年 1月	57.0		
2	55.6	158.7	0.35	2	11.2	9.0	5.15
3	159.2	62.0	2.57	3	1.8	9.0	7.1
4	213.0	48.1	0.44	4	29.0		
5	110.8	56.5	1.97	5	327.3	43.9	7.45
6	292.0	89.0	3.28	6	103.0	31.2	3.31
7	54.0	185.1	0.29	7	228.2	436.7	0.52
8	69.4	152.2	0.46	8	107.4	140.9	0.76
9	89.1	98.2	0.91	9	156.4	188.0	0.83
10	74.2	98.2	0.76	10	136.3	120.9	1.13
11	105.4	96.1	1.11	11	108.7	46.8	2.11
12	72.4	66.7	1.09	12	91.4		
昭和18年 1月	55.8	59.4	0.86	昭和20年 1月	55.0	22.5	2.44
2	47.5	66.9	0.71	2	45.3	62.6	0.73
3	83.5	29.4	2.84	3	109.3		
4	240.0	29.9	0.8	4	282.0		
5	234.4	59.3	3.96	5	239.4	78.2	3.06
6	94.6	15.5	6.1	6	207.2	128.8	1.61
7	56.3	59.9	0.93	7	170.0	270.1	0.63
8	83.7	27.4	3.05	8	80.0		
9	115.0	65.4	1.76	9	198.2		
10	197.6	239.0	0.83	10	182.0		
11	80.5	9.7	0.83	11	196.3	30.9	6.35
12	72.2	0.5	14.40	12	116.4	16.9	6.9

年月	月流出高	月雨量	月流出係数	年月	月流出高	月雨量	月流出係数
昭和21年 1月	92.5	7.9	13.2	8	149.6	68.4	2.19
2	78.3	9.4	0.83	9	49.8		
3	119.7	11.1	10.8	10	120.0	70.4	1.7
4	285.0	44.0	0.65	11	89.7		
5	194.2	23.6	8.25	12	91.8	41.4	2.22
6	151.3						
7	119.2	100.9	1.18				
8	117.9						
9	96.2	48.7	1.77				
10	88.2	84.4	1.05				
11	122.1						
12	95.9	28.4	3.38				
昭和22年 1月	87.5	65.8	1.33				
2	49.3	54.9	0.9				
3	80.4	63.7	1.26				
4	285.0	56.7	5.05				
5	305.0	129.5	2.36				
6	276.0	217.5	1.27				
7	336.3	354.5	0.95				

### VI 1. 2. 3 追川洪水流量

昭和23年9月16日洪水(1, 2, 3追)  
 及 昭和23年8月14日洪水(1 追)  
 昭和23年7月11日洪水(1 追)

追川各支川の昭和23年7月洪水に於ける流量

洪水後現地にて、洪水後痕跡より推定した流量と雨量より求めた流量とを比較して見た。1, 2, 3追次、上流部より、ほとんど全川にわたって破壊し流量測定の特許は少なかったが、一追川では屋主橋と流255米の地奥と川口発電所取入坑堤ヶ所、及同発電所附近の三ヶ所を求めた。2, 3追は上流部より、ほとんど流が堤内に溢つていり、適当なヶ所無く、比較的良いと想われるヶ所を夫々一ヶ所採んだ。

又一追川般上流部混湯取水比堤水仮下り求めた流量と比較してみた。

(A) 一追川洪水流量(附図横断面図参照)

① 屋主橋上流255米地奥に於ける流量(マンゲーの公式を用い)

Ⅱ) 昭和23年9月16日洪水般下り流量

断面積 243.1 m<sup>2</sup>

河床長 82.4 m

$R = 2.75 \quad S = 0.00533$  (洪水勾配 1/180)

$\sqrt{RS} = 0.121 \quad 0.0055/S = 0.2908$

$\sqrt{R} = 1.66 \quad N/\sqrt{R} = 0.0187$

$N = 0.03 \quad V = \frac{2.3 + \frac{1}{N} + \frac{0.0055}{S}}{1 + (2.3 + \frac{0.0055}{S}) \frac{N}{\sqrt{R}}} \sqrt{RS} \text{ m/sec}$

$\frac{1}{N} = 33.333$

$$V = \frac{23 + 33.333 + 0.2908}{1 + (23 + 0.2908)0.0187} \times 0.21$$

$$= \frac{56.6238}{1.4355} \times 0.121 = 4.77 \text{ m/s}$$

$$Q = 4.77 \times 243.1 = 1160 \text{ m}^3/\text{s}$$

(ii) 昭和23年8月14日洪水最大水量

断面積 152.729 m<sup>2</sup>

湖辺長 85 m

$$R = 1.55 \quad 1/N = 33.333$$

$$S = 0.006 \text{ (洪水勾配 } 1/166) \quad N/\sqrt{R} = 0.0241$$

$$\sqrt{RS} = 0.096 \quad 0.00155/S = 0.258$$

$$\sqrt{R} = 1.245$$

$$N = 0.03$$

$$V = \frac{23 + 33.333 + 0.258}{1 + (23 + 0.258) \times 0.0241} \times 0.096$$

$$= 3.48 \text{ m/s}$$

$$Q = 3.48 \times 152.727 = 531 \text{ m}^3/\text{s}$$

(2) 北川口発電所 取水堰堤の洪水流量

Francis 短形鋭頂比公式を用い。

$$Q = 1.837 (b - 0.1nH) H^{3/2} = 1.837 b H^{3/2}$$

(i) 昭和22年9月15日洪水

$$\left( \begin{array}{l} H = 3.93 \text{ m} \\ b = 61 \text{ m} \end{array} \right) \& \left( \begin{array}{l} H = 1.53 \text{ m} \\ b = 4 \text{ m} \end{array} \right) \& \left( \begin{array}{l} H = 2 \text{ m} \\ b = 8 \text{ m} \end{array} \right)$$

$$q_1 = 85.4 \text{ m}^3/\text{s}, \quad q_2 = 13.1 \text{ m}^3/\text{s}, \quad q_3 = 57.8 \text{ m}^3/\text{s}$$

$$\therefore Q = q_1 + q_2 + q_3 = 90.5 \text{ m}^3/\text{s}$$

洪水勾配は与えられ Kozeny 公式を適用し得る場合

$$v = 1/n H^{0.7} I^{0.5} \quad I = 1/400 \text{ とす}$$

$$Q = 1060 \text{ m}^3/\text{s}$$

(ii) 昭和22年9月15日洪水

$$\left( \begin{array}{l} H = 3.93 \text{ m} \\ b = 61 \text{ m} \end{array} \right) \& \left( \begin{array}{l} H = 1.53 \text{ m} \\ b = 4 \text{ m} \end{array} \right) \& \left( \begin{array}{l} H = 2 \text{ m} \\ b = 8 \text{ m} \end{array} \right)$$

$$q_1 = 87.0 \text{ m}^3/\text{s}, \quad q_2 = 13.7 \text{ m}^3/\text{s}, \quad q_3 = 57.8 \text{ m}^3/\text{s}$$

$$\therefore Q = q_1 + q_2 + q_3 = 92.7 \text{ m}^3/\text{s}$$

Kozeny 公式を用いる時  $I = 1/400$  とす。

$$Q = 1090 \text{ m}^3/\text{s}$$

(iii) 昭和23年8月14日洪水

$$\left( \begin{array}{l} H = 2.00 \text{ m} \\ b = 61 \text{ m} \end{array} \right) \& \left( \begin{array}{l} H = 1.3 \text{ m} \\ b = 2.7 \text{ m} \end{array} \right)$$

$$q_1 = 31.8 \text{ m}^3/\text{s}, \quad q_2 = 7.35 \text{ m}^3/\text{s}$$

$$\therefore Q = q_1 + q_2 = 39.15 \text{ m}^3/\text{s}$$

Kozeny の公式を用いる時  $I = 1/400$  とす。

$$Q = 416 \text{ m}^3/\text{s}$$

(3) 北川口発電所附近23年9月16日洪水

(i) 断面積 288.2 m<sup>2</sup>

湖辺長 67 m

$$R = 4.3$$

$$S = 0.0025 \text{ (洪水勾配 } 1/400)$$

$$\sqrt{RS} = 0.1037 \quad 0.00155/S = 0.62$$

$$\sqrt{R} = 2.07 \quad N/\sqrt{R} = 0.0145$$

$$N = 0.03$$

$$1/N = 33.333$$

$$V = \frac{56.333 + 0.62}{1 + (23 + 0.62)0.0145} \times 0.1037 = 4.4 \text{ m/s}$$

$$Q = 4.4 \times 288.2 = 1270 \text{ m}^3/\text{s}$$

$T = 2.982 \text{ km}$

$\begin{cases} Y_0 = 142 & V_0 = 6.33 \\ Y = 57 \text{ mm} & Y = 25.26 \text{ mm} \end{cases}$

22.9.16洪水      22.8.14洪水

$Q = 1420 \text{ m}^3/\text{s} \quad Q = 628 \text{ m}^3/\text{s}$

(B) = 出川洪水流量(22.9.16)(断面横断図参照) 集水面積  $28.85 \text{ km}^2$

(1) 断面積  $145.2 \text{ m}^2$       高次村、日向地先(村境界)

湖辺長  $62.8 \text{ m}$

$R = 2.34 \quad \cdot 0.00155/\text{s} = 0.186$

$S = 0.00833 (1/120) \quad N/\sqrt{R} = 0.0196$

$\sqrt{R} = 1.53$

$\sqrt{RS} = 0.1375$

$N = 0.03$

$1/N = 33.333$

$T = \frac{23 + 33.333 + 0.186}{1 + (23 + 0.186) \times 0.0196} \times 0.1375$

$= 5.43 \text{ m/s}$

$Q = 145.2 \times 5.43 = 787 \approx 790 \text{ m}^3/\text{s}$

(2) 全断面 = 断面12分計? 考元記場合(断面参照)

[A] 断面積  $140.2 \text{ m}^2$

湖辺長  $46.5 \text{ m}$

$S = 1/120$

$n = 0.03$

同様126?

$v = 6.69 \text{ m/s}$

$Q_A = 938 \text{ m}^3/\text{s}$

[B] 断面積  $5.0 \text{ m}^2$

湖辺長  $16.3 \text{ m}$

$S = 1/120$

$n = 0.04$

同様126?

$v = 0.909 \text{ m/s}$

$Q_B = 5 \text{ m}^3/\text{s}$

$\therefore Q = Q_A + Q_B = 943 \text{ m}^3/\text{s}$

(3) 雨量より求めた場合

$A = 74.45 \text{ km}^2$   $L = 18 \text{ km}$   $f = 0.7$   $H = 0.48 \text{ km}$

$W = 72 (L/H)^{0.6} = 8.58$

$f = 2.099$

$V = 94.96$

$\therefore Q = 0.2778 \times f \times A \times V = 1370 \text{ m}^3/\text{s}$

(C) 三迫川洪水流量 (昭和33.9.16)

栗原郡栗駒町及び月地先 (附図横断面図参照)

集水面積 68.95 km<sup>2</sup>

(1) 断面積  $z = z = z \text{ m}^2$

断面長 128.3 m  $N = 0.03$

$R = 1.77$   $1/N = 33.333$

$S = 0.00593 (1/168)$   $0.00155/S = 0.261$

$\sqrt{RS} = 0.1024$   $N/\sqrt{R} = 0.02255$

$\sqrt{R} = 1.33$

$V = \frac{23 + 33.333 + 0.261}{1 + (23 + 0.261) \times 0.02255} \times 0.1024$

$= 3.80 \text{ m/s}$

$\therefore Q = 2272 \times 3.8 = 863.36 \approx 863 \text{ m}^3/\text{s}$

(2) 断面として考えられた場合

[A]

断面: 143.8 cm<sup>2</sup>

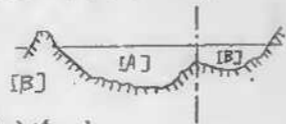
断面: 69.5 m

$R = 2.06 \text{ m}$

$S = 1/168 = 0.00593$

$n = 0.03$

$V = 4.2 \text{ m/s}$



[B]

断面: 83.4 m<sup>2</sup>

断面: 58.8

$R = 1.81 \text{ m}$

$S = 1/168 = 0.00593$

$V = 3.0 \text{ m/s}$

$f(A) = 60.5 \text{ m}^3/\text{s}$   $f(B) = 250.2 \text{ m}^3/\text{s}$

$\therefore Q = f(A) + f(B) = 85.5 \text{ m}^3/\text{s}$

(4) 雨量より求めた場合

$A = 68.95 \text{ km}^2$   $L = 18.8 \text{ km}$   $H = 0.95 \text{ km}$

$W = 10.195$   $f = 825$   $f = 0.7$

$Q = 0.2778 \times f \times A \times V = 1170 \text{ m}^3/\text{s}$

昭和33年9月16日洪水流量比較

水、系	地点	流量 (A)	277-公式 (B)	その他の (C)	集水面積	断面積
一迫川	退湯	m <sup>3</sup> /s	m <sup>3</sup> /s	Kozony 公式 207 m <sup>3</sup> /s	322.5 km <sup>2</sup>	362
"	庄主橋上流	1420	1160	Kozony 公式	178.00	208
"	川口発電所入口	"	905	公式	"	708
"	川口発電所	"	1270	1060	"	295
二迫川	箕次村日向	4370	470	断面比較時 943	74.45	10.61
三迫川	栗駒村日	6170	863	855	68.95	12.52

又22.9.15 洪水で退湯で465 m<sup>3</sup>/s. 1 km<sup>2</sup>当り 708

庄主(川口発電所) 922 m<sup>3</sup>/s. " " 221

依つて昨年(22.9.15)の洪水は上、下流と通して同程度の雨量があり、23年9月洪水時は上流水源地より、下流の方に見える豪雨とも似ていふ事がある。

又一迫より二迫、二迫より三迫と北へ行くにつれ、1 km<sup>2</sup>当りの流量大にして雨量の大であつた事がある。

斯くの如く計算の結果、非常口大は河川の出た所、下流へ行くに従つて、堤防の破堤の結果、河川、そのものの流量は著しく減少してゐると思われる。

VII 年最大流量 年間最大日雨量(一迫川水系)

流量観測所 栗原郡金田村北川口

雨量観測所 栗原郡花山村陸主

(流量は発電所用流量曲線より求めた)

番号(順位)	年月日	最大日雨量	年月日	最大雨量
1	昭 16. 7. 22	282.5 <sup>mm</sup>	昭 12. 7. 20	782.6 <sup>mm</sup>
2	" 17. 7. 17	255.0	" 22. 7. 15	620.5
3	" 22. 7. 16	341.0	" 23. 7. 16	600.5
4	" 22. 7. 22	162.0	" 16. 7. 23	369.7
5	明 36. 7. 27	142.4	大 7. 5	226.0
6	大 4. 8. 27	120.0	昭 15. 8	309.5
7	" 16. 7. 4	117.0	" 18. 10. 3	263.2
8	昭 20. 7. 23	116.8	" 12. 7. 1	214.5
9	" 2. 8. 5	110.0	" 14. 8. 24	152.7
10	" 8. 8. 5	108.7	" 20. 6. 8	145.4
11	大 9. 5. 8	104.2	大 11. 2	140.0
12	明 25. 7. 16	100.5	" 10. 9	134.0
13	昭 12. 7. 7	96.5	昭 2. 4	112.0
14	明 27. 7. 12	91.0	大 8. 8	111.0
15	" 30. 8. 27	91.0	昭 2. 8. 2	107.0
16	昭 12. 8. 21	83.2	大 14. 8	101.5
17	明 22. 5. 26	83.0	昭 8. 8. 15	96.8
18	大 6. 7. 20	81.1	" 7. 4. 16	93.6
19	大 3. 8. 29	80.1	大 12. 2. 3	89.2
20	昭 15. 10. 2	80.0	昭 6. 6. 13	76.4
21	明 25. 7. 1	78.5	" 4. 8	75.7

番号(順位)	年月日	最大日雨量	年月日	最大流量
22	明 22. 6. 19	78.1 <sup>mm</sup>	昭 12. 4. 21	63.0 <sup>m<sup>3</sup>/s</sup>
23	昭 1. 6. 12	78.3	" 21. 2. 1	62.7
24	大 7. 5. 13	78.1	" 9. 7. 24	60.0
25	昭 9. 8. 27	77.2	大 17. 4. 3	52.0
26	" 11. 8. 1	76.3	昭 10. 4. 30	46.8
27	" 14. 10. 26	75.2	" 12. 2. 4	44.7
28	大 15. 7. 4	75.0	" 12. 11	39.5
29	昭 10. 8. 24	69.0	" 11. 9. 27	27.1
30	大 11. 10. 7	68.0		
31	昭 5. 11. 20	67.5		
32	" 7. 7. 11	66.2		
33	明 32. 7. 2	66.0		
34	昭 3. 6. 1	61.0		
35	" 17. 10. 18	58.8		
36	大 2. 8. 25	50.0		
37	昭 4. 5. 23	48.0		
38	大 12. 2. 4	48.0		
39	" 12. 7. 4	28.2		
40	昭 15. 2. 7	37.7		
41	" 21. 7. 8	26.7		



三迫川の堤防計画水位及既往最高水位

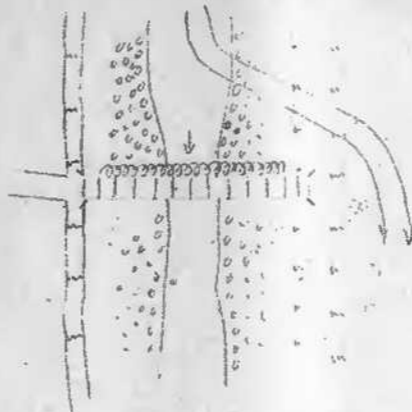
(東京湾中最高水位に換算す)

河川名	番 係 名	木 盛 水 標 長 位	堤防天 端高マ	警 戒 水 位	既往最 高水位	その年月日	23年9月 水 位
一迫川	真反	30.413 <sup>M</sup>		31.933 <sup>M</sup>	34.213 <sup>M</sup>	明43年8月	34.013 <sup>M</sup>
全	首場	16.810	24.626	21.350	23.310	昭22-9-15	23.610
二迫川	冲高	12.250		18.010	20.750	" 23-9-16	"
全	川敷	10.374	19.225	18.434	20.374	"	"
三迫川	岩ヶ崎	22.670		31.770	34.270	"	"
迫川	大林	9.142	16.225	14.592	16.142	"	"
"	若柳	7.522	14.625	12.357	14.237	" 19-7-20	13.507
"	佐沼	2.460	10.051	7.700	8.760	" 22-9-15	8.66

VIII 河川構造物に依り破壊した箇所

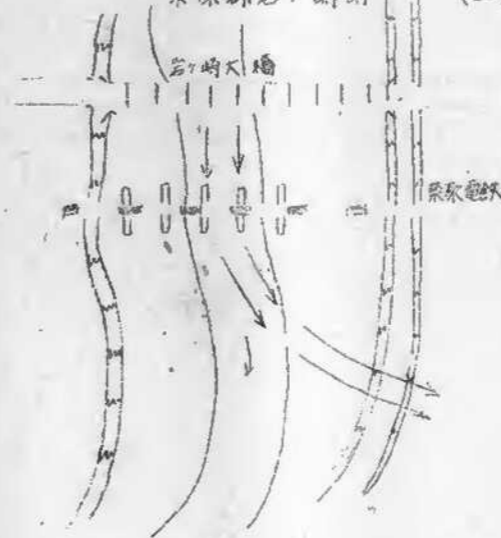
栗原郡栗駒村首面(三迫川)、

町村道橋梁後場御駒橋



コンクリート橋脚  
にしてその間隙  
高き低い為、流水が  
之に遮り流水の疎通  
をせんに乃左図の如  
く堤防を破つて流水  
な。

栗原郡岩ヶ崎町 (三迫川)



河床勾配100分の1  
にして栗原鉄橋の  
の流500米で河心は  
右に30度曲り。鉄  
橋の橋脚が流心に対  
して5~10度傾い  
ている為左図の如く  
破堤した。

土砂礫の流輸、堆積について

二、三迫川上流部に於て着しい砂礫の堆積を見るか之は山地の崩壊により流れて来たものではなく、附近の破綻してない箇所、兩岸、岩盤の狹窄部は深く沈堀されその砂礫が流運の弱まりた破綻箇所又は、河中広く水深の浅い箇所には堆積したものと思われる。その結果堆積箇所は年と共にその量を増加し、沈堀箇所は益々深くなつて来ている。

付図 一迫川河口発露所横断面変化図は丁度流量測定用堰水礫ヶ所を兩岸及び岩盤にして安定であり、大洪水後、崖が沈堀されているに過ぎない。

付図 二迫川鷺沢村橋の内地内河床断面変化図は、前記流量測定箇所の直ぐ下流にして勾配の急変により斯く堆積したものと思われる。

以上、とりあへず調べたか流出係数に於て、雨量観測所が一ヶ所しか無く適切なるものを求める事が出来ず、又洪水流量に於ても今後再び検討を加えて見る必要があると思われる。

IX 耕地・公共施設被害の工種別明細書

水系	河川	工種	箇所	被害有無	被害有無の理由
一迫川		農道	金田村門前農道 計13,50ヶ所	一迫川下流農道 外49ヶ所	一迫川氾濫、堤防 欠損に依る
		水路	伊豆ノ北水路 外350ヶ所	伊豆ノ北水路 外112ヶ所	
		堤堰	志波堰大西 外70ヶ所	志波堰大東 外21ヶ所	
		護岸	“ 嶽内 外53ヶ所	龍山村百目木 外35ヶ所	
		油池	金田川北 外65ヶ所	長崎村大ノ沢 外43ヶ所	
		植管	栗館成田 外23ヶ所	栗館成田 外15ヶ所	
		井戸	伊豆ノ北 外60ヶ所	伊豆ノ北 外30ヶ所	
		橋梁	長崎鹿込 外112ヶ所	金田村門前 外75ヶ所	
		掛樋	龍山程野 外20ヶ所	龍山村程野 外17ヶ所	
		取水堰	志波堰村川敷 外2ヶ所		
二迫川		農道	鷺沢村北郷 計180ヶ所	文字村荒砥沢 外6ヶ所	二迫川氾濫、堤防 欠損に依る
		水路	鷺沢村ニノ北水路 外130ヶ所	文字村下文字水路 外72ヶ所	
		堤堰	延松村金田生川 堤堰外78ヶ所	延松村金田生川堤堰 外32ヶ所	
		護岸	鷺沢村小堤護岸 外8ヶ所	鷺沢村町田前護岸 外36ヶ所	

水系名	河	工種	箇所	被害有無	被害有無の理由			
=追川		溜池	篤沢村八幡溜池 外13ヶ所	篤沢村御次溜池 外10ヶ所	=追川氾濫堤防 欠損による。			
		樋管	篤沢村=比樋管 外14ヶ所	篤沢村=比樋管 外9ヶ所				
		井口	篤沢村南御館前合地 外7ヶ所	篤沢村南御館前井口 外6ヶ所				
		橋梁	篤沢村川原前橋梁 外150ヶ所	篤沢村川原前橋梁 外98ヶ所				
		掛樋	文字村山口掛樋 外15ヶ所	文字村長尾掛樋 外10ヶ所				
		揚水機	沢辺村揚水機 外5ヶ所	沢辺村揚水機 外5ヶ所				
		=追川		農道		津又毛村大原農道 外70ヶ所	津又毛村大原農道 外28ヶ所	=追川氾濫堤防 欠損による。
				水路		栗駒村馬場北水路 外8ヶ所	栗駒村馬場北水路 外30ヶ所	
				堤塘		鳥矢崎田代堤塘 外56ヶ所	鳥矢崎田代堤塘 外23ヶ所	
				護岸		岩ヶ崎成田護岸 外50ヶ所	岩ヶ崎成田護岸 外23ヶ所	
溜池	栗駒村新倉溜池 外63ヶ所			岩ヶ崎町三島溜池 外22ヶ所				
樋管	岩ヶ崎町成田樋管 外24ヶ所			岩ヶ崎町成田樋管 外16ヶ所				
井口	岩ヶ崎町軽辺井口 外22ヶ所			岩ヶ崎町軽辺井口 外16ヶ所				
橋梁	岩ヶ崎町田中橋梁 外118ヶ所			岩ヶ崎町田中橋梁 外71ヶ所				
掛樋	鳥矢崎村鳥矢崎掛樋 外24ヶ所			栗駒村一本掛樋 外15ヶ所				

水系名	河	工種	箇所	被害有無	被害有無の理由
=追川		堤塘	沢辺村小堤 外2ヶ所		=追川氾濫堤防 欠損による。
		農道	八目農道 外27ヶ所	若柳町大田農道 外17ヶ所	
		水路	北ニス水路 外6ヶ所	若柳町北ニス水路 外18ヶ所	
		堤塘	柴の陽 外20ヶ所	若柳町柴の陽 外10ヶ所	
		護岸	坂合護岸 外24ヶ所	坂合 外2ヶ所	
		溜池			
		樋管	木沢樋管 外7ヶ所		
		井口	南ニス 外25ヶ所	若柳町南ニス 外19ヶ所	
		橋梁	北ニス 外50ヶ所	若柳町北ニス 外35ヶ所	
		掛樋	八木掛樋 外16ヶ所	南ニス 外3ヶ所	
=追川		揚水機	新山揚水機 外2ヶ所	大巻揚水機	小山田川氾濫堤防 欠損による。
		農道	高清水揚水機 外80ヶ所	高清水揚水機 外24ヶ所	
		水路	藤里村藤里耕整地区 外70ヶ所	藤里村藤里耕整地区 外20ヶ所	
		護岸	清滝村北宮沢 外78ヶ所	清滝村北宮沢 外58ヶ所	
		堤塘	藤里村藤里耕整地区 外90ヶ所	藤里村藤里耕整地区 外20ヶ所	

水系	名称	工種	箇所	被害有無	被害有無の理由			
小山田川		池池	清滝村藤天 外27ヶ所	清滝村藤天 外27ヶ所	小山田川氾濫堤 防欠損に依る。			
		堤管	藤里村栗谷 外12ヶ所	藤里村栗谷 外12ヶ所				
		井戸	高清水水戸北 外50ヶ所	高清水水戸北 外50ヶ所				
		橋梁	清滝村野野森 外168ヶ所	清滝村野野森 外112ヶ所				
		掛樋	清滝村沼田 外5ヶ所	清滝村沼田 外2ヶ所				
		堤管	藤里村栗谷 外27ヶ所	藤里村 下田場水概				
		夏川		堤管		有賀村有賀菜園 外2ヶ所	有賀村有賀菜園 外17ヶ所	夏川氾濫堤防欠 損に依る。
				水路		金成村大又保水路 外17ヶ所	金成村大又保水路 外17ヶ所	
				堤管		有賀村武倉地区 外23ヶ所	有賀村大袋地区 外2ヶ所	
				堤岸		金成村大梨天地区 外38ヶ所	金成村大梨天地区 外23ヶ所	
池池	有賀村高沼池 外27ヶ所			有賀村高沼池 外23ヶ所				
堤管	金成村畑樋管 外18ヶ所			金成村畑樋管 外9ヶ所				
井戸	金成村反町井戸 外27ヶ所			金成村反町井戸 外20ヶ所				
橋梁	有賀村大袋橋梁 外27ヶ所			金成村反町橋梁 外12ヶ所				
掛樋	-	-	-					

水系	名称	工種	箇所	被害有無	被害有無の理由			
夏川		堤管	-	-	夏川氾濫堤防欠 損に依る。			
		堤管	大田家道(畑田村) 外47ヶ所	畑田村大田家道 外16ヶ所				
		水路	辰谷水路 外27ヶ所	畑田村藤谷水路 外27ヶ所				
		堤管	八重ヶ堤管 外36ヶ所	畑田村八重ヶ堤管 外21ヶ所				
		堤岸	九浦渡草 外40ヶ所	畑田村抗ヶ浦渡草 外18ヶ所				
		池池	藤天沼池 外37ヶ所	畑田村藤天沼池 外22ヶ所				
		堤管	田袋樋管 外107ヶ所	畑田村袋樋管 外57ヶ所				
		井戸	照越井戸 外237ヶ所	畑田村照越井戸 外15ヶ所				
		橋梁	畑の内橋梁 外105ヶ所	畑田村畑の内橋梁 外20ヶ所				
		掛樋	柳子ノ鼻掛樋 外207ヶ所	柳子ノ鼻掛樋 外17ヶ所				
		掛樋	田ノ袋掛樋 外27ヶ所	-				
		夏川		堤管		登米郡石森町藤崎 (橋梁南部地区)17ヶ所	有	夏川氾濫に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて 堤防に因りて
				堤管		登米郡石森町石田 (今道畑中河)17ヶ所	有	
				堤管		登米郡石森町丸子 白壁山(南部)107ヶ所	有	
				堤管		登米郡石森町畑谷 17ヶ所	有	



ⅤI 溜池、堰、破堤、非破堤調査(直川水系)

1. 溜池

(1) 破損せしもの

水系名	名称	所在地	水害に依り破損せし理由
一、直川水系	高森溜池	桑原郡桑名	堤堰溢流せし西欠潰
〃	天神	〃 花山村	〃
〃	火沢	〃 長崎村	〃
二、直川水系	大前	〃 金田村	〃
〃	渡久沢	〃 姫松村	余水吐放せし共に余水吐欠潰
〃	駒形	〃	堤堰溢流に依り欠潰
〃	長学	〃 鷲沢村	〃
〃	御庭敷	〃 尾松村	〃
三、直川水系	西山	〃 桑名村	〃
〃	手形	〃 津島村	〃
〃	奥前溜池	〃 桑名村	堤堰溢流に依り欠潰
小山田川水系	寛万子	〃 高津水町	余水吐放せし堤堰溢流に依り欠潰
〃	力石	〃 桑名村	堤堰溢流に依り欠潰
〃	朴木沢	〃 清光村	〃
〃	前田沢	〃	〃
夏川水系	佐ノ原	〃 萩野村	〃
〃	不野(前)溜池	〃	〃
花川水系	横塚溜池	〃 田前村	〃
〃	獅子原	〃	〃

1. (2) 破損せしもの

水系名	名称	所在地	水害に依り破損せし理由
一、直川水系	山畑溜池	〃 全田村	余水吐放せし堤堰溢流に依り欠潰
二、直川水系	八松	〃 尾松村	〃
三、直川水系	新倉	〃 桑名村	〃
小山田川水系	新堤	〃 高津水町	堤堰溢流せし
夏川水系	濁	〃 有賀村	〃
〃	宮沢	〃	〃

2. 堰

(1) 破損せしもの

水系名	名称	所在地	水害に依り破損せし理由
一、直川水系	浅生堰	〃 花山村	堤堰欠潰
〃	庭主	〃	〃
〃	鹿鼻	〃 長崎村	水吐流天
〃	秋生	〃	〃
〃	西且	〃	堤堰欠潰
〃	鹿上	〃	〃
二、直川水系	上館前	〃 鷲沢村	〃
〃	藤原	〃 尾松村	〃
〃	瀬口	〃	〃
〃	一ノ	〃 宮沢村	基礎工不完全
〃	二ノ	〃	〃
〃	三ノ	〃	〃
〃	四ノ	〃	〃

水系名	名 称	所在池	水害に依り破壊せし理由
三直川水系	川台堰	栗駒村	水叩流天せるため
	上田	〃	〃
	小谷	鳥大崎村	〃
	岩刈	〃	〃
	梅田	〃	堤堰又壊せるため
小山田水系	縣辺	岩崎町	水叩流天せるため
	水戸	清滝村	護岸又壊せるため
	蔵之沢	〃	〃
夏川水系	崩田	〃	〃
	片馬合堰	藤野村	〃 蓋葺二不完全
	木野堰	〃	〃

(二) 破壊せぬもの

水系名	名 称	所在池	水害に依り破壊せぬ理由
一直川水系	川台堰	栗駒村	堰体及護岸共堅固なるため
	四ツ村	金田村	〃
	洲中	〃	〃
三直川水系	八釜	鳥大崎村	〃
	板倉	沢田村	〃
小山田川水系	栗林	清滝村	堰体堅固なるため

XII 伊豆沼附近干坪地排水口の洪水  
 水排水時間と流量との関係及  
 ぶ川の水位調査書

1. 伊豆沼排水口(沼口)の排水の排出時間

降水の沼口に来る時間 8時間 ~ 10時間  
水位上昇より平均水位に降する迄の時間 3.7日  
註 別紙グラフに於て 太黄線はフィオン隆起の既  
縁に依る

口	流出量	日雨量	流出	
①	萩沢川 13,800,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	0.46	0.9	5,712,210 <sup>m<sup>3</sup></sup>
②	熊沢川 11,100,000	0.46	0.9	4,578,410
③	八沢川 6,600,000	0.46	0.9	2,515,740
④	太田川 7,000,000	0.46	0.9	2,973,000
	計 35,700,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	0.46	0.9	15,821,260 <sup>m<sup>3</sup></sup>

2. 伊豆沼地区内流域面積

第一工区	1200	} 計 2,920,000 <sup>m<sup>2</sup></sup> = 2,920,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>
横須賀	460	
井中沢	650	
内沼	140	
坂島	380	
氏栗	710	
伊豆沼	660	
下油岡	250	

流域面積 総雨量  
22,770,000<sup>m<sup>2</sup></sup> 0.95 17,304,100<sup>m<sup>3</sup></sup>  
合計 22,525,700<sup>m<sup>2</sup></sup>

註 上記460等の流域面積は昭和23年7月16日午前8時  
より9月17日午後2時迄の観測高専学於自記雨量計観  
測に依るもので同地小学校設備個別雨量計の観測値



はさか5程である  
八・当該河川の水位  
別紙グラフに参照

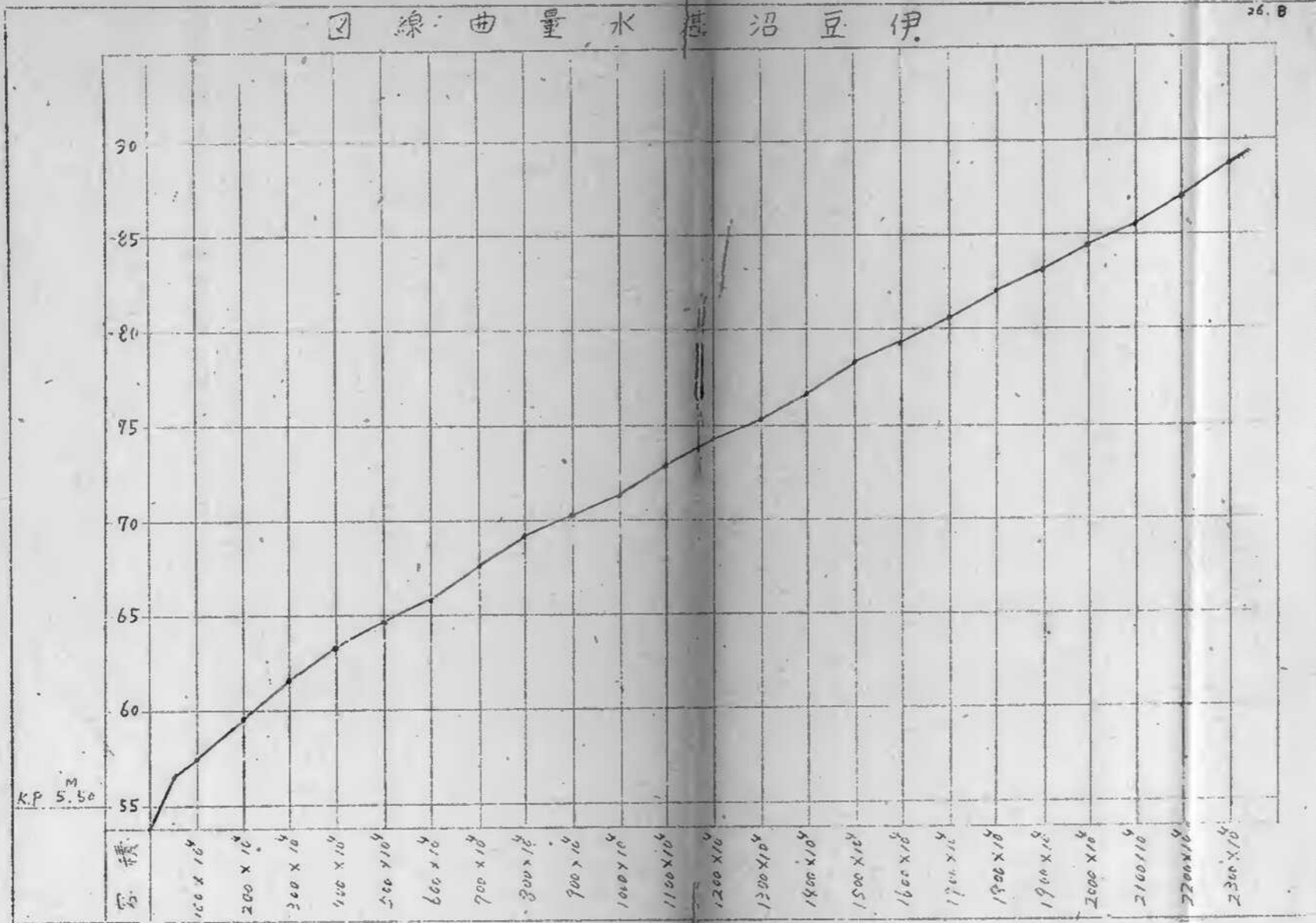
河川	地点	水位	流量	流速	水深	河床	備考
八	大山	12.1	0.00	0.00	0.00	0.00	
七	暖屋	10.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
六		11.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
五	暖屋	10.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
四	暖屋	10.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
三	暖屋	10.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
二	暖屋	10.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
一	暖屋	10.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
0	暖屋	10.0	0.00	0.00	0.00	0.00	

三 計測期間中の水位流量一覽表



伊豆沼邊水量曲線圖

26. B

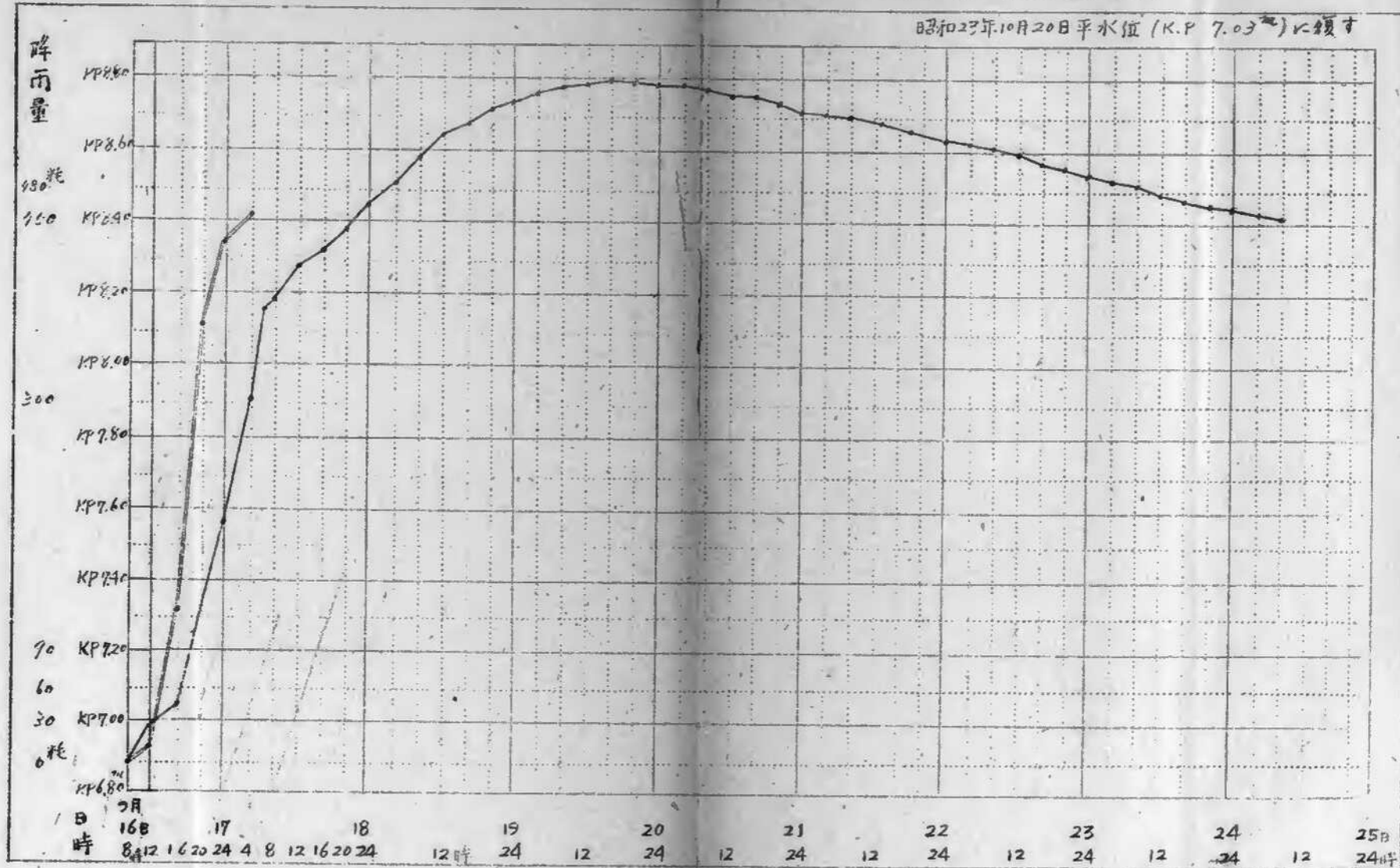


Graph B

昭和23年9月水害時水位表

観測所新田村蒲沼口附近

昭和23年10月20日平水位 (K.P. 7.03) 尺



Ⅻ 開拓面積、伐採面積、植林面積、流域面積調査

(資料出所、宮城県 佐菜 沼澤 事務所)



一 一 追川

町村名	測定面積 千坪	既開墾面積				開拓地の状況				総面積内訳				開墾の 面積	備考
		20坪	21坪	22坪	計	勾配	土壌	地味	厚さ	田圃	田圃	山林	雑草		
栗槍町	250	100	62	-	228	20	砂	4	4	田圃	172	46	712		
...	60	24	3	-	27	20	填土	4	4	田圃	54	80	712		
...	10	5	70	-	75	21	...	5	5	田圃	22	22	712		
...	40	-	-	30	30	10	...	5	5	田圃	170	120	312		
宮野村	100	28	100	-	128	20	...	8	8	田圃	27	30	312		
金田村	10	-	61	-	61	25	...	6	6	田圃	12	16	16		
長崎村	240	-	150	50	240	25	...	4	4	田圃	22	22	22		
花山町	70	26	36	-	60	20	...	1	1	田圃	22	22	22		
計	658	217	526	56	809						241	156	702		

其の他町村は無し

二 追川

町村名	測定面積 千坪	既開墾面積				開拓地の状況				総面積内訳				開墾の 面積	備考
		20坪	21坪	22坪	計	勾配	土壌	地味	厚さ	田圃	田圃	山林	雑草		
宮野村	50	21	16	-	35	21	砂	4	4	田圃	107	170	50		
津野村	200	119	6	-	125	18	...	1	1	田圃	22	22	22		
津松村	200	71	111	-	182	20	...	5	5	田圃	22	22	22		
藤原村	200	72	23	-	95	20	...	4	4	田圃	22	22	22		
尾松村	150	10	-	-	10	16	...	1	1	田圃	22	22	22		
文字村	120	-	61	50	111	20	...	6	6	田圃	22	22	22		
計	1220	409	209	56	674						241	156	702		

三 追川

町村名	測定面積 千坪	既開墾面積				開拓地の状況				総面積内訳				開墾の 面積	備考
		20坪	21坪	22坪	計	勾配	土壌	地味	厚さ	田圃	田圃	山林	雑草		
岩ヶ崎町	40	-	5	-	5	20	砂	4	4	田圃	107	170	50		
大岡村	-	-	-	-	-	-	...	-	-	田圃	-	-	-		
馬込町	100	40	-	-	40	20	...	6	6	田圃	22	22	22		
津久尾村	70	21	-	-	21	20	...	4	4	田圃	22	22	22		
栗崎村	200	21	111	-	132	20	...	1	1	田圃	22	22	22		
計	410	102	116	-	218						241	156	702		

合計	415	210	176	51	2	227	28	12	128
	80	8	10	3	-	28			

魚川

町村名	開墾面積		開墾地状況		陸面積内訳			陸面積の うち雑草 面積
	20年度	21年度	開墾地	未開墾地	耕地	山林	その他	
君御前	-	-	-	-	-	48,000	0,000	
計	-	-	-	-	-	48,000	0,000	

小山田川

町村名	開墾面積		開墾地状況		陸面積内訳			陸面積の うち雑草 面積
	20年度	21年度	開墾地	未開墾地	耕地	山林	その他	
高橋水町	140	94	18	18	22,000	1,000	5,000	
高橋所	120	81	11	10	17,000	300	1,000	
高橋所	100	61	20	4	21,000	1,000	1,000	
計	360	236	49	32	60,000	5,000	7,000	

夏川

町村名	開墾面積		開墾地状況		陸面積内訳			陸面積の うち雑草 面積
	20年度	21年度	開墾地	未開墾地	耕地	山林	その他	
石谷町	100	65	10	10	12,000	1,000	1,000	
石谷町	100	62	12	6	15,000	1,000	1,000	
全成村	100	61	13	6	17,000	1,000	1,000	
取野村	100	74	12	8	16,000	1,000	1,000	
取野村	100	62	15	6	19,000	1,000	1,000	
計	500	324	62	46	79,000	5,000	5,000	

荒川

町村名	開墾面積		開墾地状況		陸面積内訳			陸面積の うち雑草 面積
	20年度	21年度	開墾地	未開墾地	耕地	山林	その他	
玉津村	100	26	10	10	12,000	1,000	1,000	
畑岡村	100	6	2	2	3,000	1,000	1,000	
計	200	32	12	12	15,000	2,000	2,000	



### XIII 洪水の動態

洪水は或る細かく多く分れること、河川不連続箇所を甚しく多いこと、洪水及小河川並に海沿水路よりの氾濫水多く河川氾濫水と混同すること、調査期が洪水当時を過ぎたること約三ヶ月に過ぎること、以上のことより何時何處で洪水の水深が幾つかのと云ふ調査時間は調査が出来なかつた。

又處々に於ける河川並に耕地の洪水の出始め、最高時、その経過時間、引いた時、及び最高水位、平水位等と調べた。

又以上を調査事項を総合して洪水の動態とし、その経過を略述する。

洪水区域と下記に如く分ち説明する。

1. 一迫川、長崎川を合め鶴崎、赤瀬川附近
2. 二迫川、藤川、早津川を合め大塚、対岸
3. 三迫川、桑野村、若ヶ崎附近
4. 三迫川、若ヶ崎より津辺、陸羽街道
5. 津村陸羽街道より石巻村、夏川に囲まれる範囲
6. 志波、鍛冶村合羽、阿人、戸より迫川右岸より畑岡、村、沼田近(含む南沢地)

#### 1. 第一洪水区域

長崎川 9月/6日/6時長崎村役場附近長崎川に出  
 長崎村 本筋の洪水は同く4/7時に最高(3m50、平水/4.0)に達し、本所に氾濫、  
 役場附近は最も甚しく、甚を越水、穴潰せし  
 め更に北上、一部は再び長崎川に戻り、南に下  
 流、不連続箇所より氾濫、一迫川に向い東流す。

又桑道を夾み南北に平行流るる用水路の、水路  
自体氾濫によるもの、沢水によるもの、溜池欠  
潰流によるもの等の欠潰、起水の氾濫水は共に  
部落、耕地を浸しつゝ桑道に向いながら東流し  
河川氾濫水と共に一迫川町に向い流下す。

(此の附近は出水より引水道的な傾向を要した)  
一迫川 庄主より上流は河川の氾濫なく、耕地浸水は内  
花山村 水によるもののみにして総て一迫川に戻り、一  
部降雨の耕地を流れしものありと存託すべきもの  
なし。庄主より下流は河川氾濫し庄主橋を破  
壊し堤防越木向岸耕地に浸水せり。此の附近水  
深田面より、的々なり。

小倉より川口に至る間河床深く、無堤地にして  
氾濫なし。

川口附近 川口附近に洪水到達せるは、6日2時にして  
最高水位(3m30 平水0.9m)なり。河川の  
氾濫は再び門前下流より始まり、7時30分若  
干欠潰、8時清水堰上河床の堤防欠潰し村落、  
耕地を浸水。用水路伊豆の堰に沿って東下流せ  
り。

真坂町 此岸上流より氾濫水は真坂町と南北に縦断する  
附近 道路を川原附近及び真坂町北側より、一部は同  
町南端と廻り伊豆の堰欠潰水と押して下流耕地  
を浸水す(同町南端に於ては高沢蒸沢を通る小  
河川の氾濫水が田崎より、上流耕地を一瞬浸水  
せり)

真坂町下流耕地はその南端を通過する用水路の水

谷戸体及び山崩れより欠潰起水の氾濫水が流入  
し同耕地を東下流し一部は一迫川の耕地を横断  
す。道路の北側より宮野村耕地を侵入、南端に  
浸水せる氾濫水は千川田下流に欠潰せる一迫  
川氾濫水と衝突す、一部は一迫川を南流して  
流下す。

北端より侵入せる氾濫水は、8時一迫堤防を  
崩れ欠潰水と合流し、上流は北郡山沿いに流れ  
一部は成田部落と廻り一迫川沿いに流下す。

宮野村  
附近

一部は一迫町耕地に浸水より一迫川と押し切り堤  
防を欠潰せしり。宮野村耕地を侵入せる氾濫水  
は欠潰地に入り耕地を一破し南に下り南北線  
に阻止せる一部は山際東西に流るる道路を越水  
山際に沿い流下るる道路を越水、耕地を戻り耕  
地と東下流す。

一部は成田堤防を欠潰し入川する欠潰水と押し、  
停止線の南端を越つて耕地を東下流し、此岸  
は6日2時道路場欠潰により真直の北上山  
際に当り石崩れ東流せる氾濫水と交錯しつゝ、  
耕地を南北に縦断する佐野街道を越水し下流  
谷戸門前より一部一迫川に戻る此岸の氾濫  
の果てを越水する前は此岸の下流谷戸門及び  
欠潰箇所より逆流面を上り来る氾濫水は此の桑  
道に於て停止せられて居た。

2. 第一沢水区域

一迫川、日向附近より河水越水を始め堤根より飛原街道  
の北端に浸水、高松方面より来る水と共に同街道に阻止

これ鉄道に沿って東流し、西黒川沿いに尾松村耕地と東下流あり。一方三田川袋島堤、三橋、櫻田、境附近は殆んど黒川の河底深、けり所附近を通り要害附近より再び耕地全面に広がり泉道に向いて東下流せり。此以前ノ日ニノ時ヨク分一三田川、三田川、合流矣。大林堤防欠損以前は、三田川の溢流洪水、及び内水の逆流し陸田街道にて停止せられた。然し黒川、三田川に流入する水は同街道より西へ東流し遠く八幡及び八千川附近まで上れり。又三田川大谷地八千川の被堤箇所より泥濁水は下流水深高さに沿って下流せず、東流し及宝木の耕地と並流侵入せり。

一方用水路鹿島堤に並流富野役場附近にある逆止防土扇門より溢流、注水し附近耕地に入り三田川より泥濁水と合一せり。

片子沢と流下する川及び平坪川の工流々域は附近の沢水及び溜池の欠損水を含め流出甚だ大にして急なり、(溜池欠損大凡そ400)河川堤防を寸断し、又用水路及び道路(之は水路自体の水及び山崩れによりしもの尋常あり)を欠損しつゝ東下し富野村耕地に入り流速急に低下せり。

3 第三次水区域

玉山に於ける洪水到達時間ノ日ノ夕時30分にして附近耕地に少くも氾濫せり。再び三田川に流る。都田附近は沢水により耕地欠損と乍らのみならず、河自体の水はそのより下流す。

日原田附近までは沢水の氾濫あるは川自体の氾濫はく此の附近にて河水堤防を欠損し西岸耕地に浸水し此岸耕地を流る、灌漑水路に沿って南下流す。役場附近洪水到達

時間ハ日ノ夕時にして最高水位陸田所同十時間の長期に亘つた(此附近四年はノ時同30分位の事である)備して堤防を欠損せしめ左岸卸落を通り巨津部谷に並り流入せり。剛貴牛崎項石干と出し道路を横断水路に沿って流下する時附近に至り再び三田川に流る。役場川並全く流心を失て居り、此の地区溜池欠損、山崩れ等数々あり。

4 第四次水区域

第一次水区域より流下せる泥濁水は北郡沢水と共に谷の崎と通り主とし、南詰三田川堤に、一節は南北の街道を北三田川と連なる道路に沿い(之の道路に阻止され南下し得ず)東下し、その一節は谷の道路と並流水にして陸田堰なる用水路に入る。

一方中野の欠損水は東南下し田町に到り側溝水を生じしめ左折して花面北詰にて再び三田川に合流す。その同様に新河川を依りり。

その他の泥濁水は谷の三田川に沿って流下し、

南北に連なる高谷村界の耕地の一段と高くなる所に阻止され北に陸田堰に入り東下す。

此岸の泥濁水は神岡附近より溢水なり。共に更に東流す沢田に至り陸田附近により一時流下と停止され一時引水(約一時間)

再び増水、不テロ、大林の欠損水と共に東下流す。沢田附近洪水三田川岸は田町の欠損水及び下流前々の溢流水

沢水により耕地に侵入す。

此の附近耕地の泥濁水の流速は三田川より早く約二時間なり。

5. 第五洪水区域

16日2時大津堤防の穴潰、不下口の穴潰による氾濫水は多数の激突、倒潰家屋を出し大岡村、有頃村の耕地を東流する各水路及び夏川に向い、東下流し。之等の水路及び川に沿い東下流し、若柳町、大袋、荒町、小谷地、十文字の部甚と浸し省線白越駅に大水の到達せるは17日2時過ぎまであつた。此等は鉄道と越え夏川右岸と流れし水は北柳秋瀬部より浸水夏川の溢水と共に長下田の耕地に浸水せり。

17日2時北柳の狭瀬部よりの浸水と防止すべく工役により喰いとめたるも溢水は尚耕地に浸出せり。

次に白越駅より南柳と流れし水は17日2時鉄橋を破壊し小谷地より北柳に向い喰いとめらる山筋に沿い白越駅東側狭瀬部と流れし水と共に水路に沿い各耕地に浸水。主に排水路夏川沿い一部低地附近氾濫地を通り東下流し各水路及び堤防と溢水夏川に入り地は浸水せり。

18日11時今道の堤防と人工穴潰し、石越村の袋状を穿り耕地の浸水ノ排除の勞む。

6. 第六洪水区域

16日17時館輪、17日18時阿久戸、17日2時中筋の堤防穴潰に依る氾濫水は三丁目東の氾濫地に向い之等は各所の溢水と共に用排水兼用の水路に沿い東流、大西堤防はる。木下町村との協定により堤防高を定め少しく低めたる所により水路沿いに新山に向い流水同所の堤防と17日2時穴潰せしめ更に東南下流す。

一方本倉敷、徳富岡の破堤による氾濫水は且に南下し鎌塚に至り左折道路沿いに新山に向い前述の氾濫水と

合し一帯は氾濫地沿いに西へ曲り、陶海の氾濫地に溢水一部は熊谷川を逆流す(16日20時熊谷川大平にて穴潰せる水は早い減水す)

下間海穴潰口よりの氾濫水と共に並流したり。又下間海穴潰口を横断せる穴潰せしめ、八木、茶の耕地に出で熊谷川氾濫水及び新山より其直、東へ夏川氾濫水と共に東南下し順次畑開村へ浸水し伊豆沼干拓地堤防と破り伊豆へ入ると。

一方伊豆沼及び田沼の水位上昇し田沼干拓地及び横瀬畑太田耕地を堤防の穴潰せしめ浸入せり。

上畑田干拓地への溢水逆流は板屋水門に於けるポンプがソクにはまらざるで逆水し始めは10月16日であつた。

一方南二又方面を通りし氾濫水は一部砂押と通り假屋の堤防に囲まれたる耕地に浸入浸水せり。

一部は熊谷川と鉄道との又又夫少し下流の堤防と穴潰し堤防に囲まれたる新田地区を除いて附近耕地に浸水浸水せり。

7. 第七洪水区域

夏川を横断し日向本に浸入せる氾濫水は此の沃水を加へ又は磯田川と夏川との合流点にて横断し水路沿いに耕地に浸入途中の堤防を破り虎沼に入り舟場と枝浦と結ぶ道路と破り太田沼の耕地へ浸入 浸水。同耕地附近の夏川堤防を又人工穴潰せしめ之の水の夏川へ排除した。17日11時熊谷川附近堤防より白雉山附近破堤之等氾濫水は今道の道路沿一河段より出でるも浸水細谷耕地へ入り浸水せり。







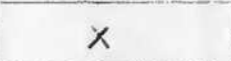
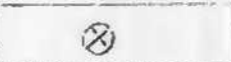

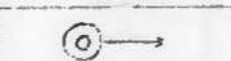
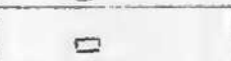



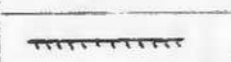
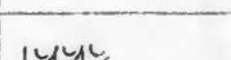
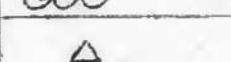


昭和23年9月 IONE 颶風

用排水路系統の洪水時の水の動き

- 附 ① 各地洪水の出始め時刻  
最高位到着時  
最高位継続時間  
引いた時刻
- ② 河川洪水の進行詳細
- ③ 各所欠損時刻

凡 例

	河川
	用排水路並に河川
	人口堤防
	揚水機
	水門
	洪水流下方向
	堤防並に道路欠漬
	昭和23年7月水害にて欠漬 復旧ならざるもの又は復旧直後のもの
	人工欠漬
	溜池欠漬とその流出方向
	家屋倒壊(洪水により土台破壊)
	流失家屋
	洪水喰い止の箇所(人工)
	樋管等に依る注水箇所
	洪水停止又は一時停止線
	山崩れ
	測定

( 註 記 )

此の調査は単独に「用水路、排水路の洪水時の水の動き」として  
 取扱ったのではなく、一般に洪水の其の起るに於ける動態を中心と  
 して調査したもので、従って表題の目的には不足の点多いこと、思  
 はれる。然用排水路の水の動きも附近の河川水路その他の状況と密  
 着をもちて看ることにより一層明かになることと思はれる。

五分の一の縮尺にては用排水路の記入困難なるため特に略図を使  
 用した。

特に変化のあつた水路のみを差はず此を含めて一般に用排水路を  
 中心に主たる村を選び纏めた。

尚分り易くするため図上種々註記して置いた。

一般に洪水は耕地に浸水すると、その地の用排水路並に用排水に  
 利用される小河川、堰等に沿い流下するもの多し。又山陰を通る水  
 路は、水路自体の水に依り溢流欠漬し氾濫せるもの及び、樋管より  
 注漏水により欠漬せるもの多し。次に山崩れにより水路閉塞され  
 水溢し欠漬に及びしもの多し。又、洪水及び溜池欠漬水等により欠  
 漬せしめられたるものも多し。下流平坦地は到り水路逆水せる例も  
 二、三あり。



○此地自然堤防ナリ  
 ○護岸ノ破壊所々アリ  
 △(梁場橋)ニ於テ  
 水出始メ 9.16.4.30  
 最高 9.16.17.30 (3m30)  
 引付キ 9.17.0 平均値 0.9  
 ○耕地水出引ハ川ノ出引ニ同シ

川北水路 (各所滝底ニ引込溝ニテモ山崩レクハ水路ニ塞クナリニ流湍大ナリ欠損セルモノ多シ)

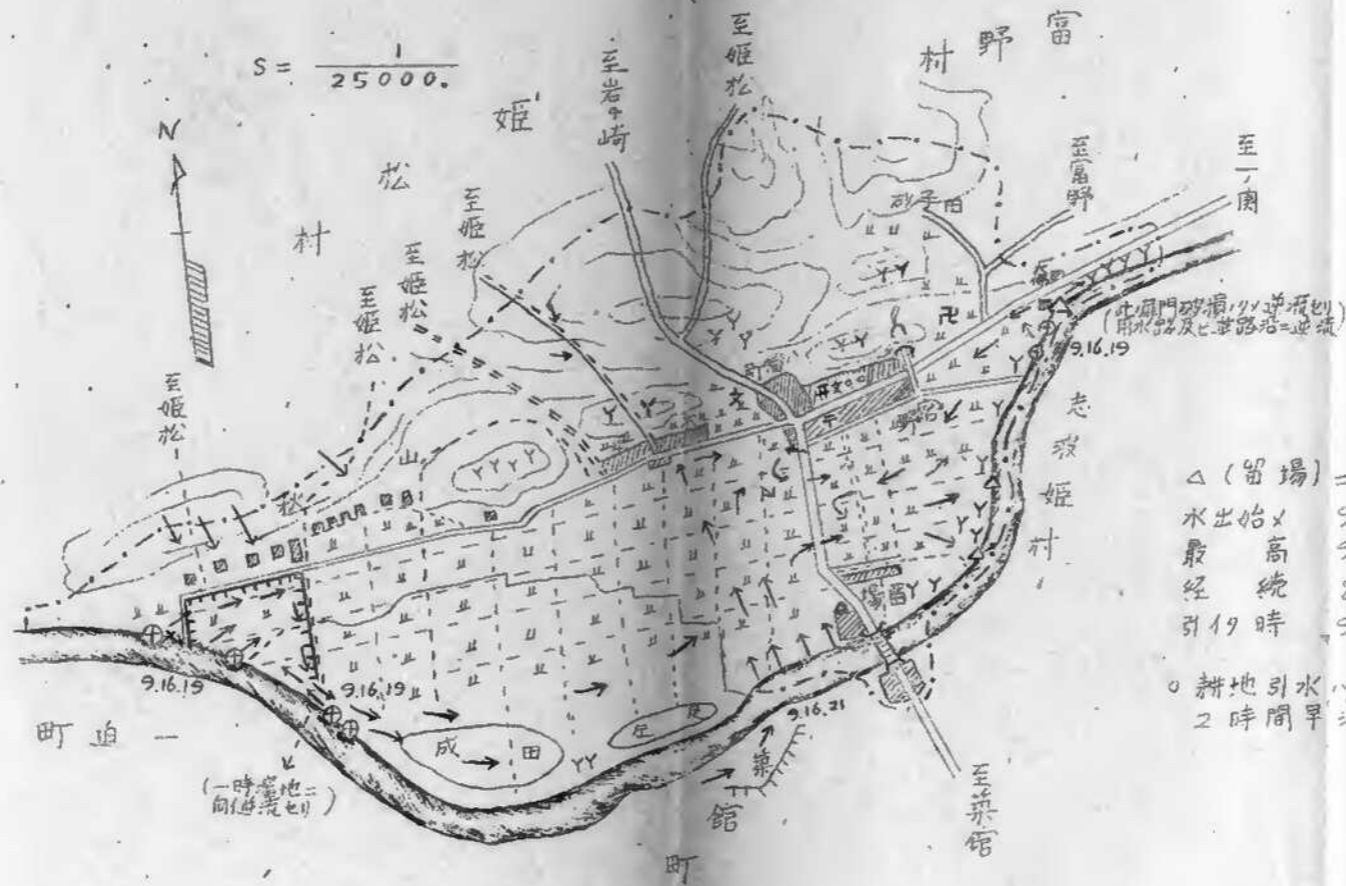
栗原郡金田村畧図

裏面白紙





栗原郡宮野村略圖



△(留場) = 於下  
 水出始々 9.16.17  
 最高 9.16.20.30(6.80)  
 経続 8時間  
 引19時 9.18.5  
 ○耕地引水ハ河川引  
 2時間早シ

裏面白紙

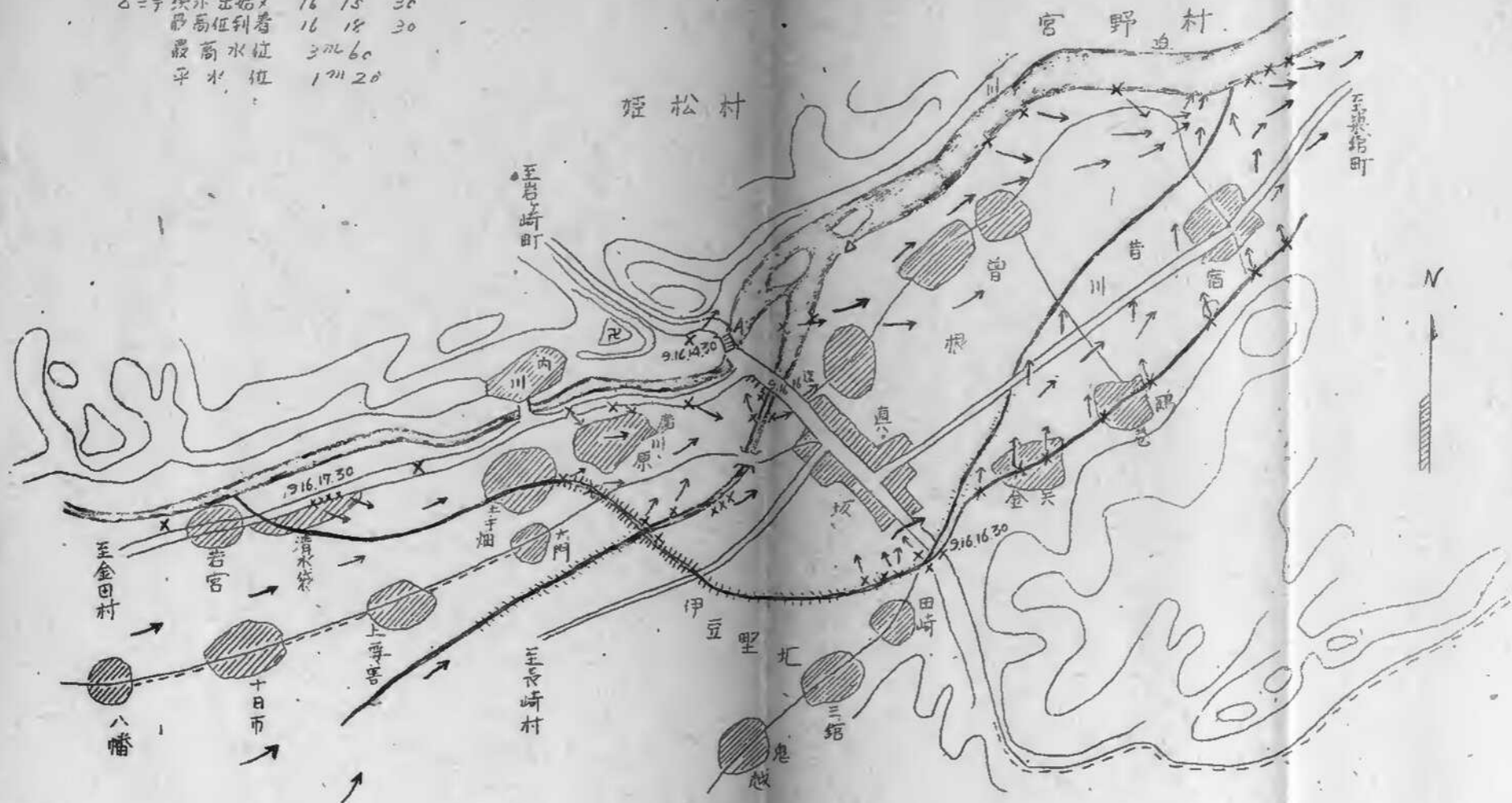




伊豆北沢潰ハ山崩レニテ水路塞ケレ  
クニ養流甚シキクメ 9月16日17時30分  
過穴潰セリ

①ヨリ下流ハ第2回増水ニヨル  
第2回増水ハ9月16日20時ナリ

△ニテ洪水出始メ 16 15 30  
最上位到着 16 18 30  
最高水位 372.60  
平水位 171.20

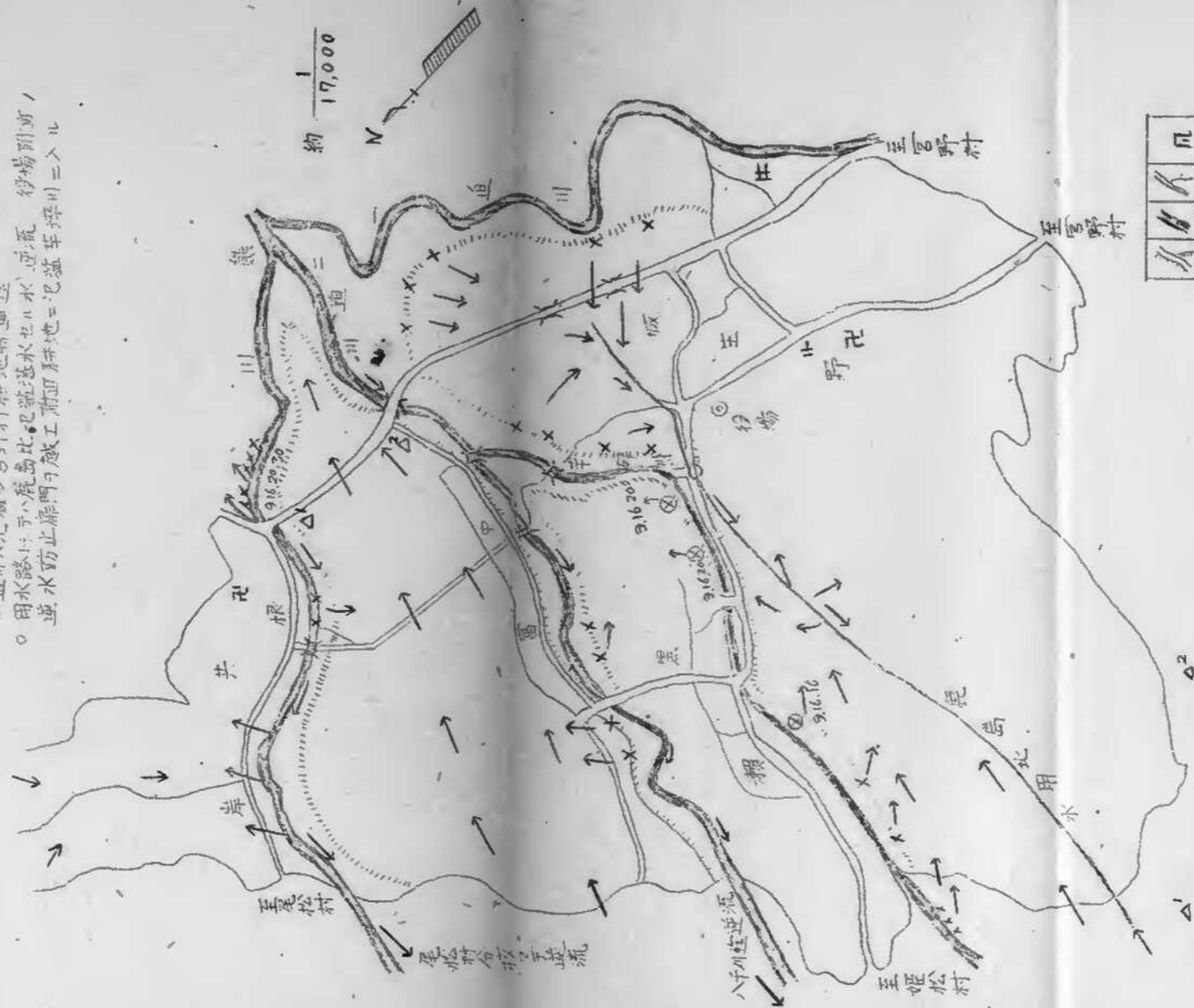


裏面白紙



富野村略図

○ 9月16日22時大津、堤防穴潰マテ熊川、二道、一追、半澤川  
 逆流セリ。熊川、八尾松村分岐迄、二追、六八千刈訂直迄  
 一追川、八尾松村、富野村、地盤逆流  
 ○ 用水路、八尾松村、八尾島比、記載逆流水セル水、逆流、伊場附、  
 逆水、防止、藤野、工、附、地、記、逆、半、澤、川、二、入、ル



凡例	
	道路
	河川
	堤防

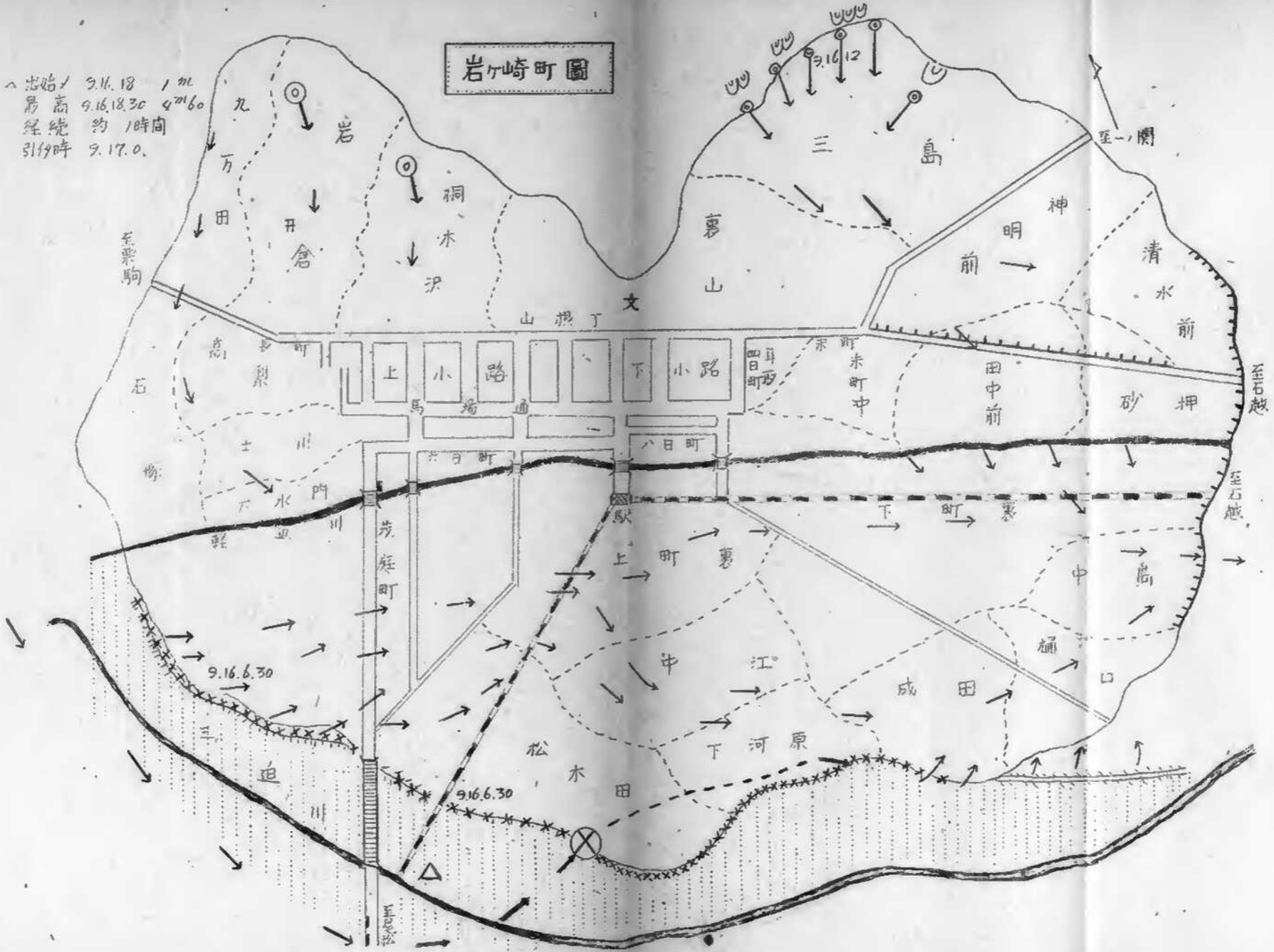
△1 最高水位到着 16.21.30 2時間  
 △2 最高水位経続 16.21.25 7時間

裏面白紙



岩崎町圖

△ 出始 9.16.18 1m  
最高 9.16.18.30 4m60  
経路 約1時間  
引付時 9.17.0.



裏面白紙





# 畑岡村全圖

1  
20,000

(Note)  
例年ハ川敷欠潰ヨリ約4時間  
ニシテ△ニ洪水到着スルモ  
今年9月ノ水ハ2時間遅シクナリ

(Note)  
鉄橋下欠潰水  
カ始メ逆流ニ依直  
ヨリ而北部へ浸水  
セルモ同毛ナク西北  
部へ流行スル泥  
潰水ニオサレ逆ニ  
東南部へ浸入ス

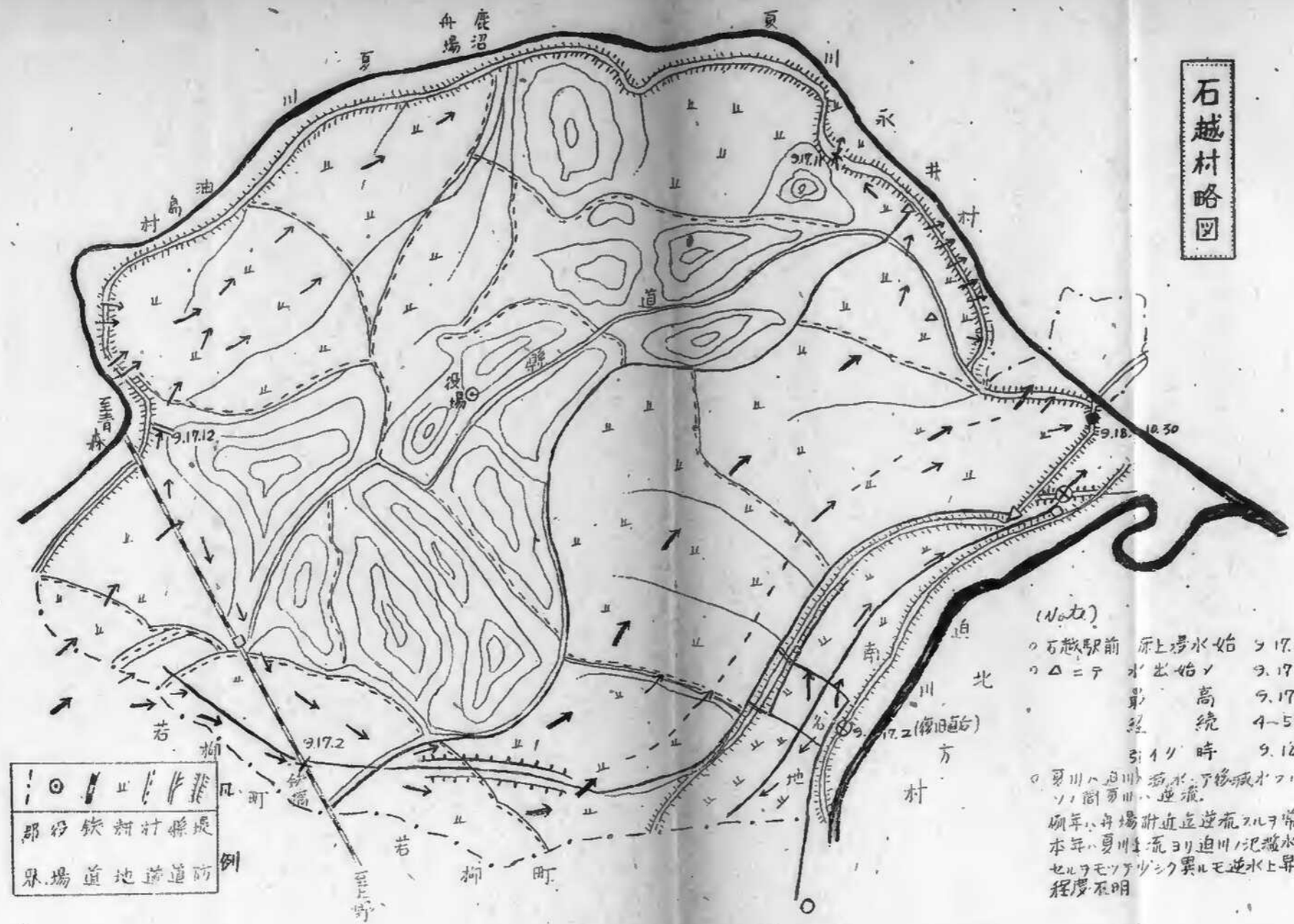


(Note) 坂屋水門=7Ramp up  
ニシテ耕地ノ潰水深低下  
至沼水位ヨリ低下セリ。71ニ  
10月6日沼水欠潰ヨリ  
逆水セリ

裏面白紙



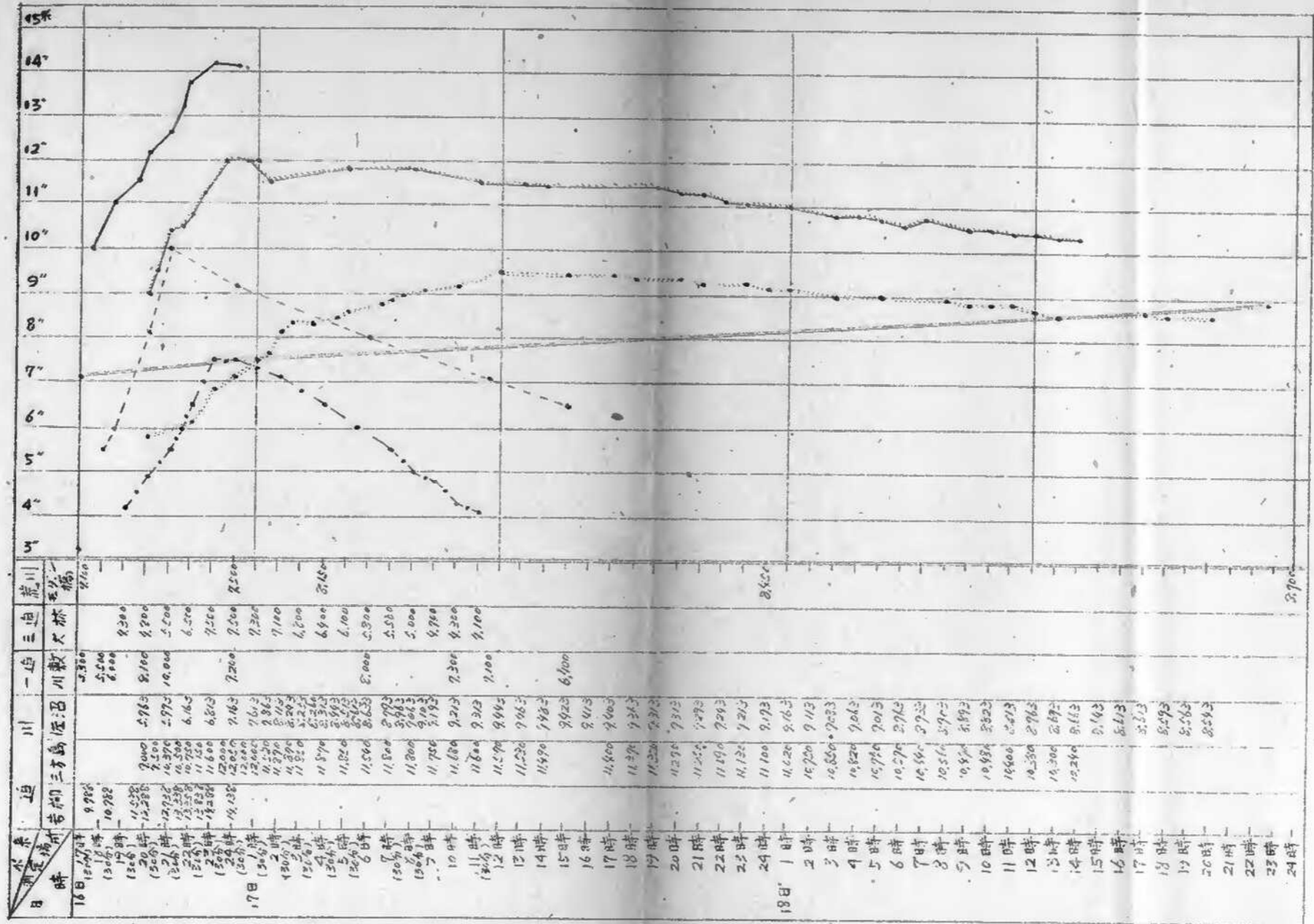




石越村略図

(Note)  
 ○石越駅前 水出始 9.17.50  
 △ニテ 水出始ノ 9.17.6  
 影 高 9.17.11  
 経 続 4-5時間  
 引 4ツ 時 9.18.10  
 ○夏川ハ夏川 水ノ 貯藏オフル  
 ソノ 貯藏 逆流  
 例年ハ舟場 附近 逆流 スルヲ 常ニ ス  
 本年ハ夏川 水流 ヲリ 迫川ノ 泥濘 水流  
 セルヲ モツテ シク 異ルモ 逆水 上昇ノ  
 程度 不明

裏面白紙



裏面白紙

XVII IONE 颱風時に於ける各迫川及びその流域耕地に於ける

3. 洪水出始時刻  
最高水位到着時刻 } 調査  
引水時刻

(註) 洪水出始は河水一段と増水洪水の前兆と思われる  
水の出始の時刻を記した。

最高水位到着時は最高と思われる水位に到着した  
時刻にして必ずしも最高水位になつた  
時刻ではない。

最高水位経続時間は最高水位程度の水位の経続せ  
る時間と記した。

引水時刻は平水に戻らぬ迄も河水一段と減水し、  
洪水状態を脱した時刻を記した。

水河川系名	測定地名	洪水開始時刻	最高水位時刻	最高水位	引水時刻	最高水位	平水位	備考
一迫 長崎川	長崎村 役場附近	不明	16.17時	3.00	17.07時	3.50	1.00	観測による
	全上附近耕地		全		上			
一迫 一迫川	全田村 川口附近	不明	16.17.30	不明	17.0	3.30	0.90	
	全上附近耕地		全		上			
"	真坂	16.15.30	16.18.30	不明	不明	3.60	1.20	実測による
"	全上附近耕地		全		上			観測による
"	留場	16.17	16.20.30	8.00	18.0	6.80	不明	実測による
"	刈敷	16.17.30	16.21	6.00	18.1	10.00	不明	実測による
二迫 熊川	尾松村 岡根附近	16.15.	16.20.30	不明	16.23	不明	不明	観測による
"	富野村 陸田街道附近	不明	16.21.30	8.00	17.7.10	不明	不明	
二迫 二迫川	全上	不明	16.21.25	7.00	17.5	不明	不明	
二迫 半坪川	短松村 学校附近	16.15	16.17.30	4.00	17.4	不明	不明	
二迫	相松松耕地	16.16	16.18.30	不明	不明	不明	不明	
二迫 片子沢	西田附近	16.15	16.17.13	4.00	17.4	不明	不明	
	泉沢附近耕地	16.16	16.18.30	不明	不明	不明	不明	
三迫 三迫川	玉山	不明	16.14.30	不明	不明	不明	不明	
"	留風後場附近	16.16	16.17	4.00	16.21	不明	不明	
"	全上附近耕地		全		上			

水河川系名	測定地名	洪水開始時刻	最高水位時刻	最高水位	引水時刻	最高水位	平水位	備考
三迫 三迫川	岩ヶ崎	16.17	16.18.30	1.00	17.0	4.60	1.00	実測による
	全上附近耕地		全		上			観測による
"	沢田附近	16.18.30	16.21.30	1.00	17.3	不明	不明	
	全上附近耕地	全	上		17.1	不明	不明	
"	一三迫 合流点附近	16.19	16.22	3.00	不明	8.00	不明	
"	岩柳	16.20	16.23	不明	不明	6.00	不明	実測による
"	三方島	16.20.30	16.23.30	1.30	18日14時 12時水位 10時30 時	12.00	不明	
"	佐沼	16.20	17.12	2.00	18日20時 12時水位 8時50 時	5.20	不明	
迫 荒川	毛ヶン橋	16.19	16.23	1.00	18日20時 12時水位 8時20分 17時上 8時		不明	



XIII. 泉原郡、下の被害状況

27.9.16

-79-

町 村 名	被害の概況																			
	人畜の被害										農産物の被害									
	死	行方不明	負傷	馬	牛	猪	羊	山	水	鳥	世帯	住人	罹災	罹災	罹災	罹災	罹災	罹災	罹災	罹災
栗郷町																				
百柳町			1	1					20	1400										
岩ヶ崎町							3		13		1	1	4	5	9	9	41	13		
高橋水町									22	49	4	4	24	24			17	17	102	31
一迫町									67	26				8	10	3	72	13	28	7
清滝村							3		30					1	3	1	34	4	2	17
藤原村	1						1	2	25	380	4	4	19	12	4	4	23	8		
玉次村											1	1	8	1					4	4
志波根村	1			1	1				16	80	2	2	30	3	3	3	14	3	3	24
宇野村	1		1						10	7				2	2	14	5	1	1	7
若野村				1				9	25	139	1	1	7	6	6		35	7	3	3
沢辺村	2			1							2	2	14	210			13	9	9	70
長文村											1		5	1						
妙野村	1								5	25	3	3	14	3	1	1	2	2		
井原村				1					600		1	1	9	5	1		5	1		
大田村	7	1	56		2	32	1	3	90	158	13	13	25	22	25	35	202	32	73	73
畑田村			1						15	62	31						2	2	11	2
横敷村	1		7				1		15	19	1	1	9	4	2	2	18	3	6	4
藤沢村									1	20	1	1	5	36	11	11	70	13	25	25
尾松村																			13	13
鳥ヶ崎村	3										11	11	60	31	20	20	140	10	8	8
津久毛村									3	5									8	8
長田村																			117	117
長崎村																			35	35
花山村																			3	3
文津村									5		2	2	18	6	1	1	8	1	1	1
栗郷村	2								50	120	2	2	19	33	6	6	44	19	20	20
白井村	19	1	66	4	4	32	6	17	364	3698	31	57	50	373	481	116	110	729	154	

55



表の3 栗原郡下の被害状況

区 分	区										町			村			町			村			町			村			計					
	欠		欠		欠		欠		欠		欠		欠		欠		欠		欠		欠		欠		欠		欠							
	天	正	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石		石				
栗原町	5	250	3	30																														
岩手町	35	2800																																
岩手町	3	800																																
栗原町	17	1000	10	1000																														
一迫町	33	1294	19	1382	9	525	15	427																										
岩手町	61	5200	50	1500	50	2300	25	4300	10	101	12	450																						
岩手町	40	4400	15	2000																														
三沢町	65	6700	48	7880	36	5916	21	6024	5	70	8	250																						
大沢町	15	667	17	638	2	65	7	231																										
岩手町	10	400																																
岩手町	25	720	10	800	19	807	2	863	5	135	8	150																						
岩手町	45	1005	11	271																														
岩手町	23	180	107	980	40	580	92	258	6	350	7	320																						
岩手町	7	1870																																
岩手町	4	740																																
岩手町	14	152	80	250	30	280	6	65																										
岩手町	5	300	8	2600																														
岩手町	20	4000	8	4800																														
岩手町	3	50	2	80																														
岩手町	5	900	3	180																														
岩手町	21	1792																																
岩手町	2	200																																
岩手町																																		
岩手町	5	1200	2	300																														
岩手町	2	80																																
岩手町																																		
岩手町	10	2000	10	3000	8	2000																												
計	167	46085	155	28011	197	12733	172	8818	302	6182	76	3092	6	26	141	54	3250	282	36641	1378	103055	137	2071	69	367	116	1718	1725	308	2414	1508	913	4686	6005

51





XVIII. 夏秋農家調査

1. 茨木郡と栗原郡との差異

(1) 面積

郡別	区別	事前計画	水害後収獲 面積	比較 (%)	減少割合	備考
茨木郡	石森町	851.30	839.20	97.5	12.00	
	石越町	1130.30	1092.30	96.6	38.00	
計		1981.60	1931.50	97.5	50.00	25%
栗原郡	次辺村	373.30	317.30	85.0	66.00	
	宮野村	262.04	209.34	79.9	52.70	
計		635.34	516.64	81.3	118.00	122%

(2) 収穫量

郡別	区別	事前計画	水害後	比較 (%)	減少割合	備考
茨木郡	石森町	20,300.60	13,713.00	67.5	6,587.60	
	石越町	23,510.20	12,360.50	52.4	11,149.70	
計		43,810.80	26,073.50	59.5	17,736.70	188%
栗原郡	次辺村	7,445.59	6,050.00	81.3	1,395.59	
	宮野村	5,256.02	2,917.00	55.5	2,339.02	
計		12,701.61	8,967.00	70.6	3,734.61	141%

(3) 保有量

郡別	区別	事前計画	水害後	比較 (%)	減少割合	備考
茨木郡	石森町	2,647.00	5,202.40	196.9	2,555.40	
	石越町	10,005.00	5,658.10	56.6	4,346.90	
計		12,652.00	10,860.50	85.9	1,791.50	162%

町別	区別	面積外画	水戸校	比率	減収割合	備考
茨城県	茨城県	2,845.00	3,086.00	1.085		
"	茨城県	2,751.00	1,782.00	0.648		
計		6,596.00	4,868.00	0.738	135%	

(4) 収獲量に対する保有量の比較割合

町別	区別	前年計画			本年実績		
		収獲量	保有量	割合	収獲量	保有量	割合
茨城県	茨城県	20,300.00	7,687.00		13,713.00	5,202.40	
"	茨城県	23,510.00	10,005.00		12,360.50	5,658.10	
計		43,810.00	17,692.00	248%	26,073.50	10,860.50	248%
茨城県	茨城県	7,445.59	3,845.00		6,054.00	2,058.00	
"	茨城県	5,256.02	2,751.00		2,917.00	1,782.00	
計		12,701.61	6,596.00	192%	8,971.00	4,868.00	192%

(5) 炭出割当量

町別	区別	前年計画	補正炭出量	残正量	割合	備考
茨城県	茨城県	11,653.00	8,510.60	4,142.40		
"	茨城県	13,505.20	6,702.40	6,802.80		
計		26,158.20	15,213.00	10,945.20	171%	
茨城県	茨城県	3,600.59	2,968.00	632.59		
"	茨城県	2,506.02	1,136.00	1,370.02		
計		6,106.61	4,104.00	2,002.61	148%	

(6) 完全農家と水戸校農家の比較

( )内は戸数とす  
( )内は人口とす

町別	区別	23米収年変動計画			水戸校(23米収年変動計画)			備考
		完全	水戸校農家	割合	完全	水戸校農家	割合	
茨城県	茨城県	6,840	160		418	426		水戸校は完全農家と対する水戸校農家の比とす
"	茨城県	(5726)	(1084)		(4244)	2,666		
"	茨城県	893	143		58	918		
"	茨城県	(6049)	(987)		(304)	(6732)		
計		1517	303	17%	476	1344	202%	
		(11775)	(2071)		(4548)	(9298)		
茨城県	茨城県	315	108		290	133		
"	茨城県	(2312)	(691)		(2130)	873		
"	茨城県	143	75		79	139		
"	茨城県	(1017)	(501)		(553)	965		
計		458	183	35%	369	272	68%	
		(3329)	(1192)		(2685)	(1,838)		

(7) 水戸校による農家数の増減比較 ( )内は人口とす

(2) 昭和23年(水戸校前)計画と昭和24年(水戸校前)計画の比較

町別	区別	完全農家			水戸校農家			備考
		水戸校前計画	水戸校後計画	割合	水戸校前計画	水戸校後計画	割合	
茨城県	茨城県	684	336		160	509		水戸校は完全農家と対する水戸校農家の比とす
"	茨城県	(5726)	(1542)		(1084)	(5268)		
"	茨城県	893	255		143	221		
"	茨城県	(6049)	(2,652)		987	(4,384)		

区 別	完全農家			受配農家			備考
	水害前計画	水害後計画	割合	水害前計画	水害後計画	割合	
計	1517 (11,779)	590 4,194	28%	303 2,071	1230 (9,652)	214%	
栗原町 茨田村	315 (2,312)	281 (2,054)		108 (691)	142 (949)		
" 富野村	143 (1,017)	143 (717)		75 (501)	75 (501)		
計	458 (3,329)	424 2,771	20%	182 (1,190)	217 (1,450)	22%	

(水) 昭和23年既約実績と昭和24年計画との比較

区 別	完全農家				受配農家				備考
	23年 (実績)	24年 (計画)	比較	割合	23年 (実績)	24年 (計画)	比較	割合	
栗原町 石森町	418 (4,204)	331 (1,542)			426 (2,666)	509 (5,268)			昭和23 年に対する 24年の比 較比。
" 石森村	58 (304)	255 (2,652)			918 (6,733)	721 (4,354)			
計	476 (4,548)	590 (4,194)	114 35%	84%	1344 (9,298)	1230 (9,652)	114 35%	38%	
栗原町 茨田村	290 (2,130)	281 (2,054)			133 873	142 (949)			
" 富野村	19 (553)	143 (717)			139 (965)	75 (501)			
計	369 (2,683)	424 (2,771)	55 (88)	33%	272 (1,838)	217 (1,450)	55 88	17%	

都市別被害耕地面積

(ユ-ス颱風に依る被害面積)

都市	1~2日	3~4日	5~6日	7日以上	損失率
	10%	30%	60%	90%	100%
名古屋市	16,500				2700
名古屋市	25.00	28.00			
名古屋市	31.94	18.34			38
川田郡	1,265.30	15.30			
柴田郡	218.20	582.20	62.00	100	7.60
伊具郡	894.20	163.70			78
巨理郡	418.90	127.50	8.60		
名取郡	1544.00	328.60	26.60		
宮成郡	440.30	232.00		170.00	43.10
黒川郡	1,190.00	568.70	376.20	435.00	62.00
加美郡	811.82	29.60			70.10
志田郡	1,305.41	792.49	65.15	639.10	7.67
至造郡	263.40				21.85
遠田郡	438.00	1,219.20	501.20		1.80
栗原郡	1,013.70	486.20			57.30
登米郡		1,287.40	843.00		
桃生郡	900.50	700.00	446.60	38.20	10
牡鹿郡	58.30	153.10	242.20		
本吉郡	5.00	77.00			17.40
合計	11,859.17	7,050.83	2,889.55	1,283.30	317.10

(71才ノ颱風に依る被害面積)

都市	1~2日	3~4日	5~6日	7日以上	損失率	計
	5%	20%	30%	50-70%	100%	
合計	2,210.77	447.23				1,062.00
名古屋市		28.00				53.00
名古屋市	4.00	21.70	10.76			50.66
川田郡	659.31	98.50				1,280.60
柴田郡	434.20	401.90	196.80	32.00		869.00
伊具郡	710.30	470.60	77.00			1,059.68
巨理郡	1,328.60	665.00	92.30	20.00		515.00
名取郡	1,796.20	722.00	113.70	37.00		1,899.20
宮成郡	570.50	299.80	264.00	160.00		887.00
黒川郡	326.70	722.30	784.60	265.10		2,651.90
加美郡	1926.70	141.70				711.42
志田郡	2,348.10	1,370.50	433.90	749.40		2,811.84
至造郡	1,275.00	72.30				2,85.25
遠田郡	2,206.00	1,767.40	1,442.00	678.50		2,160.20
栗原郡	4,746.70	1,467.40	467.00	1,537.50		1,557.40
登米郡	992.30	1,283.20	2,174.50	2,190.60		2,140.40
桃生郡	2.80	207.30	1,251.00	425.00		2,285.40
牡鹿郡	2.00	10.00	116.80	21.20		593.60
本吉郡	344.00	93.80	100.00			79.40
合計	2,790.40	10,584.63	7,510.56	6,042.10		23,201.95

又又 作物別災害面積調査

( ) 内付ユ - = 不貽風の被害

市別	水		雹		火		虫		甘		被害率
	不付面積	災害面積	不付面積	災害面積	不付面積	災害面積	不付面積	被害率	不付面積	災害面積	
仙台市	4674.2	4062.00	12.7	12.7	448.20	120.00	27.0	27.0	88.20	130.00	14.9%
石巻市	957.0	2800	1.5	1.5	15.90	12.00	1.3	1.3	22.00	15	2.3%
塩釜市	570	5060	1.8	1.8	34.50	1.0	3	3	8.60	1	1.3%
川田市	2464.6	4282.60	18.1	18.1	80.55	1.0	1.7	1.7	137.20	15.10	1.9%
柴田市	2754.82	888.00	12.9	12.9	695.20	102.60	2.6	2.6	112.40	40.50	4.8%
伊具郡	4102.22	1094.60	3.6	3.6	813.80	1582.50	14.7	14.7	152.60	54.20	6.8%
魚沼郡	3301.80	1491.10	3.8	3.8	481.12	1582.50	14.7	14.7	152.60	54.20	6.8%
名取郡	4361.70	1534.00	4.4	4.4	481.12	1582.50	14.7	14.7	152.60	54.20	6.8%
宮城郡	4018.10	2704.20	5.1	5.1	700.20	1582.50	14.7	14.7	152.60	54.20	6.8%
黒川郡	4304.80	1827.10	3.6	3.6	420.00	1582.50	14.7	14.7	152.60	54.20	6.8%
加美郡	4562.60	2732.70	6.8	6.8	440.00	1582.50	14.7	14.7	152.60	54.20	6.8%
志田郡	8071.25	6811.80	15.1	15.1	672.01	1271.10	12.4	12.4	387.0	18.00	2.3%
三好郡	2611.50	6252.50	4.1	4.1	254.49	1334.30	7.8	7.8	125.0	10.00	1.3%
遠田郡	9300.96	12160.20	12.3	12.3	192.40	1242.60	12.1	12.1	52.00	16.10	2.1%
衆原郡	1275.82	6574.20	4.4	4.4	1594.00	822.10	12.3	12.3	103.50	21.50	2.8%
登米郡	12625.64	11324.40	17.7	17.7	1717.40	1582.50	14.7	14.7	447.0	15.20	2.0%
桃生郡	9803.30	2285.40	12.2	12.2	690.00	170.10	1.8	1.8	151.70	148.20	2.0%
牡鹿郡	1681.80	622.60	9	9	170.00	125.20	1.7	1.7	92.80	2.50	0.3%
木台郡	2277.80	1500.00	2.2	2.2	1458.20	30.00	1.8	1.8	95.60	11.50	1.5%
合計	73158.58	42201.70	12.5	12.5	12412.57	12445.10	17.1	17.1	1678.80	172.30	2.3%

XXI 作物別減収量調査

市町村	木		稻		大豆		雑穀		減収率
	生産基準量	減収数量	減収率	生産基準量	減収数量	減収率	生産基準量	減収数量	
仙台市	105,744.2	12,354.8	12%	3,066.7	1,555.0	47%	357,788	142,200	55
石巻市	2,571.3	353.8	5	88.6	15.0	17	42,645	11,200	26
塩釜市	1,222.3	223.2	18	192.1	2.0	1	14,785	400	3
川田市	5,904.0	4,132.0	8	3,705.5	170.0	5	380,744	20,700	5
味田郡	62,385.4	7,094.3	11	4,102.2	808.0	18	273,702	52,000	19
伊具郡	83,322.6	8,991.0	11	5,385.5	2,946.0	44	615,570	147,700	24
亘理郡	60,182.5	4,703.7	8	2,752.7	476.0	16	438,672	74,500	33
名取郡	74,991.4	14,950.0	12	4,698.3	1,539.0	33	684,558	435,100	64
总城郡	82,181.1	15,040.0	17	2,566.2	2,650.0	80	327,718	96,000	29
黒川郡	82,061.7	28,033.5	31	2,505.7	1,652.1	42	62,558	42,900	69
加美郡	78,506.4	6,256.7	6	2,325.4	1,172.0	51	6,274.4	16,000	26
志田郡	172,416.6	27,544.0	21	4,467	2,380.0	60	123,656	22,000	26
玉造郡	5,928.7	2,892.0	8	1,597	302.0	19	66,421	12,000	18
遠田郡	17,745.2	3,322.3	17	4,928	2,482.0	50	165,770	52,900	32
栗原郡	239,835.1	79,521.0	31	27,520.0	2,837.0	33	275,200	52,000	19
登米郡	264,828.8	48,665.5	18	12,175.5	4,579.0	38	122,000	18,600	15
雫石郡	212,711.8	21,846.0	10	4,449.3	1,982.0	48	485,250	135,800	28
北鹿郡	35,177.0	2,475.8	8	1,052.0	176.0	17	327,500	12,000	5
本吉郡	41,598.8	2,406.7	6	8,253.4	442.0	5	311,220	15,800	5
合計	1954,978.3	319,138.9	16	77,949	26,390.1	34	5,171,128	1,494,000	29

59

XXII 昭和二年、三年の農作物収量面積

「其の一」

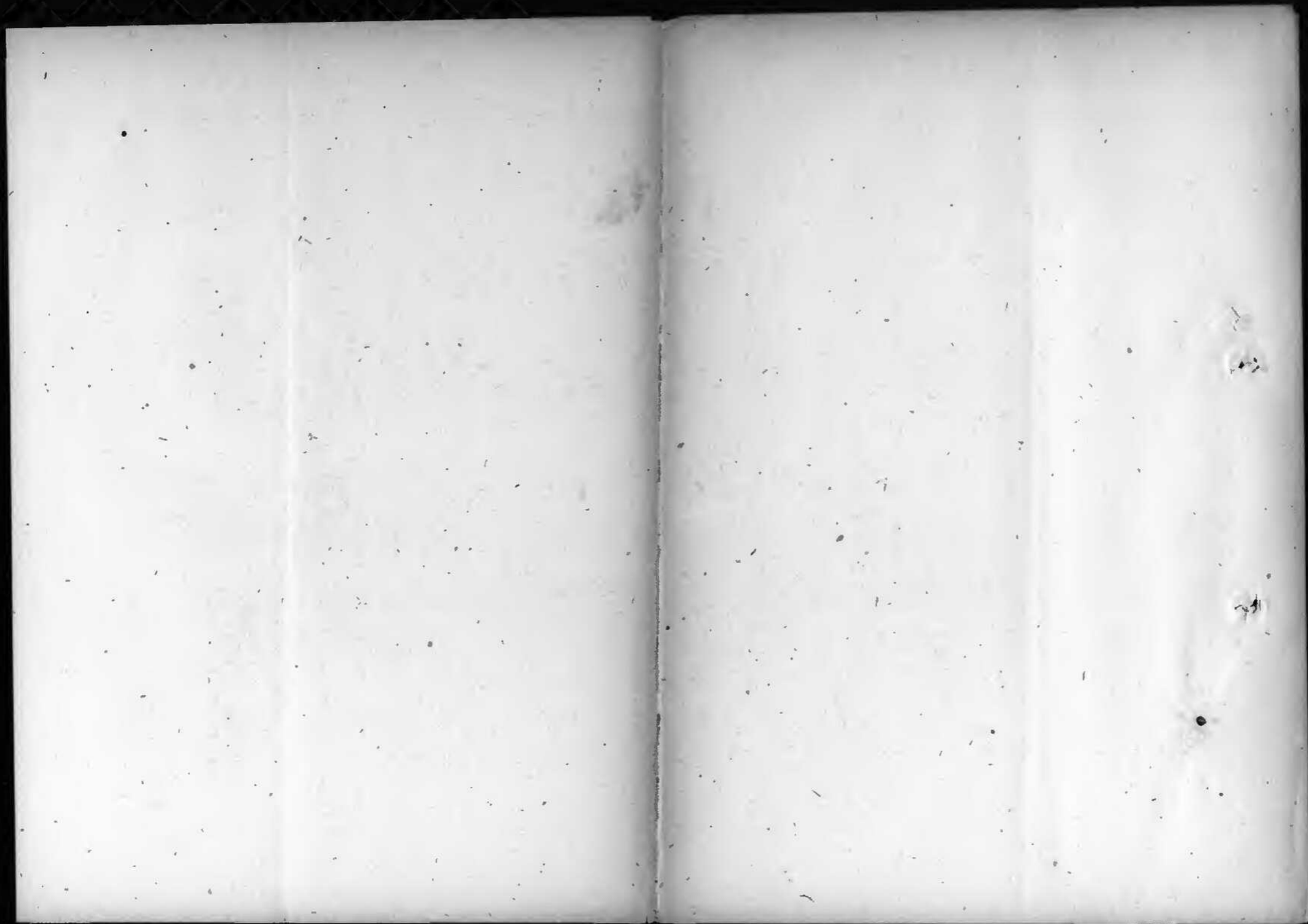
	水			畑		
	作付面積	収量面積	収量率	作付面積	収量面積	収量率
仙台市	(4,681.1)	12,034.6	(44.1%)	1,856.1	6,837	(56%)
石巻市	(4,624.2)	2,822.2	57	1,281.2	856.0	48
塩釜市	(3,520)	1,520	(44)	(2,884)	1,825	(41)
川田郡	(5,211)	140.0	(90)	(825)	20.0	9
柴田郡	(2,503.7)	36.9	55	113.8	3.8	15
伊具郡	(2,503.7)	(872.5)	(35)	(2,719.6)	(562.6)	(49)
伊理郡	(2,503.7)	222.1	21	3,834.4	2,641	7
伊豆郡	(4,742.7)	(820.4)	(28)	(2,732.5)	(391.6)	(44)
伊豆郡	(2,964.8)	1,024.6	36	2,228.0	378.6	14
伊豆郡	(4,050.2)	(1,191.6)	(29)	(3,674.8)	(1,560)	(22)
伊豆郡	(4,102.2)	1,491.1	38	3,390.4	1,351.4	40
伊豆郡	(4,362.8)	1,264.2	(52)	(2,012.7)	(470.0)	(24)
伊豆郡	(3,301.8)	2,128.9	64	1,624.1	832.0	52
伊豆郡	(4,922.1)	1,524.6	(32)	(2,112.4)	(644.1)	(30)
伊豆郡	(4,361.8)	2,204.2	51	2,214.8	1,028.1	49
伊豆郡	(3,661.3)	(1,413.4)	(39)	(1,531.8)	(353.4)	(23)
伊豆郡	(4,018.1)	1,422.1	36	1,522.2	204.9	46
伊豆郡	(4,302.5)	(1,924.2)	(45)	(1,242.6)	(302.0)	(25)
伊豆郡	(4,506.0)	2,922.7	65	1,214.4	415.8	33
伊豆郡	(4,844.8)	(2,256.1)	(47)	(1,524.7)	572.1	39
伊豆郡	(4,362.6)	2,182.7	50	1,189.6	372.1	31
伊豆郡	(2,214.0)	(6,334.6)	(88)	(1,402.9)	(4,215.7)	(32)
伊豆郡	(8,071.3)	6,036.2	75	1,378.5	768.2	56
伊豆郡	(2,803.4)	(1,548.8)	(56)	(882.7)	122.2	14
伊豆郡	(2,611.5)	646.5	56	916.0	(764.1)	(44)
伊豆郡	(2,236.0)	(6,712.7)	(79)	(2,184.1)	630.4	30
伊豆郡	(2,301.0)	4,126.2	56	2,188.6	1,282.5	(51)
伊豆郡	(4,230.5)	(9,416.1)	(77)	(4,503.2)	(2,282.5)	(22)
伊豆郡	(1,229.8)	2,120.3	85	4,252.6	1,383.1	(81)
伊豆郡	(1,286.1)	(1,274.5)	(79)	(4,239.1)	(3,448.0)	(29)
伊豆郡	(2,625.6)	6,734.9	53	4,280.2	1,233.4	(29)
伊豆郡	(1,155.2)	(3,615.0)	(51)	(3,058.7)	(5,220)	(35)
伊豆郡	(2,802.3)	1,894.1	12	2,334.4	464.6	20
伊豆郡	1,681.8	1,500	9	886.0	121.2	14
伊豆郡	(2,502.3)	(4,628.8)	(77)	(3,520.5)	(3,357)	(10)
伊豆郡	(2,292.8)	3,352	22	3,511.8	3,158	9
伊豆郡	(7,905.4)	(5,056.9)	(59)	(3,791.8)	(1,345.8)	(34)
伊豆郡	93,158.6	50,084.5	54	38,472.4	10,925.6	29

( ) 内は二五年換 万スリニ飽足  
 ( ) 内は二三年換万スリニ飽足



昭和22年、23年度の農作物収量調査表（其の五）

	大豆	甘藷	粟	粟	其の他	備	香
山台市	128.0 198.6	26.2 64.3	310.0 25.7	162.5 322.4	不明		
石巻市	12.0 2.0	16.2 2.0	35.0 15.0	不明	不明		
塩釜市	— .9	2.6 .4	—	不明	不明		
刈田郡	108.0 80.4	12.3 12.0	146.0 122.9	300.3 36.9	不明		
柴田郡	181.0 182.6	6.7 54.2	116.0 132.8	82.9 不明	不明		
伊具郡	120.0 422.2	43.2 54.9	290.8 232.1	72.0 560.1	不明		
皇理郡	105.0 236.5	108.0 72.2	130.0 107.6	150.9 415.7	不明		
名取郡	138.0 515.6	115.8 126.4	182.3 146.5	202.7 232.7	不明		
宮城郡	160.0 552.4	82.6 42.1	101.0 104.4	2.8 不明	不明		
黒川郡	134.3 214.2	14.2 2.1	55.8 72.9	12.0 不明	不明		
加美郡	232.3 256.4	2.7 2.2	122.7	不明	不明		
志田郡	366.9 531.3	22.0 18.0	325.0 218.9	11.9 不明	不明		
玉造郡	122.0 72.9	33.7 10.0	32.4	不明	不明		
亶田郡	180.0 384.7	104.0 21.5	324.0 222.0	310.1 不明	不明		
栗原郡	770.0 700.0	22.4 42.0	262.0 384.8	1122.1 252.3	不明		
登米郡	822.0 712.6	82.2 15.2	988.8 304.6	1422.0 不明	不明		
桃生郡	300.0 222.5	180.2 36.2	52.0 205.2	不明	不明		
枉鹿郡	30.0	2.5	89.2	不明	不明		
本台郡	132.1 165.4	10.1 13.5	96.0 13.7	90.5 不明	不明		
合	4186.6 5166.5	918.1 631.2	3592.0 2952.9	14266.1 11840.2			



昭和二十二年度水害に於ける土壌調査  
(農林省黒部試験場東北支場)

古川町及東大崎村

土砂の沈積状況

土層の深さ	0-7-500*	500-1000*	1000-2300*	2300-3000*	3000*以上
土質	粗砂	細砂	微砂	粗粘土	粘土
沈積の厚さ	50-60cm	20-40cm	5-25cm	0-3cm	0.1-1.0cm

分析試土の採取地点及分析成績

古川町農試分場内圃場  
東大崎村新田部落

土名	土性	P.H		全酸度	
		H <sub>2</sub> O	KCl		
古川町農試分場内圃場泥積土	粘土	14.0	6.0	4.6	0.5
"	原耕地	10.0	6.7	6.1	0.8
東大崎村新田部落水田泥積土	粗粘土	11.9	5.5	4.9	4.0
"	原耕地	15.6			
"	泥積土	2.6	5.2	4.6	11.2

即ち古川分場圃場に泥積した粘土の乾土効果は 14.0 で原耕地より稍々大きい。而し東大崎の新田部落附近に泥積した粗粘土は乾土効果 11.9 で前記地点のものより乾土効果小さかつた。又同地帯に泥積した微砂の部分の乾土効果は極めて少なかつた。之は恐らく堤防の上であり微砂で有機物分量少い為であらう。

登米郡石森町

泥積せる泥泥土の分析結果

土名	土性	乾土効果 (100度分)	P.H		全酸度
			H <sub>2</sub> O	KCl	
泥泥土	粘土	12.8	5.80	5.30	1.3
原耕地	壤土	10.5	5.80	5.0	13.2

北上川濁水の運搬せる粘土の乾土効果12.8総であつた。同地の耕土(表土)は10.5総で泥質粘土の方稍、乾土効果高かつた。因K原耕土地は数年期K両面土表のP・Hは略相等しかつた。

栗原郡若柳町

A. 採取泥分析成績

乾土効果	P・H		全酸度
	H2O	KCl	
乾土100地	5.2	4.5	18.5

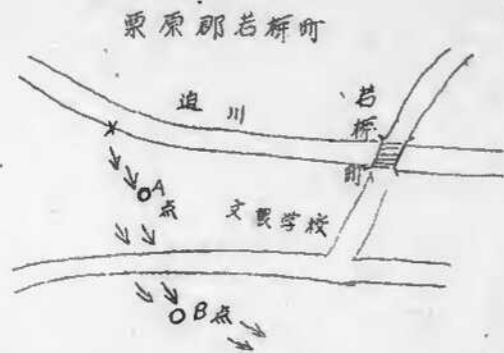
即ち乾土効果は稍々低い。

B. 泥質粘土並原表土の分析成績

乾土効果	P・H		全酸度
	H2O	KCl	
泥質粘土(B点)	5.43	4.2	13.9
原表土	88.5	-	-

以上の如く泥質白色粘土は極めて瘠弱な粘土であつた。此の地帯の原表土の乾土効果も低い。

此の地点の粘根は鉄Kによる汚染量は少く、耕土は弱度の老朽化土壌の相を呈してゐた。



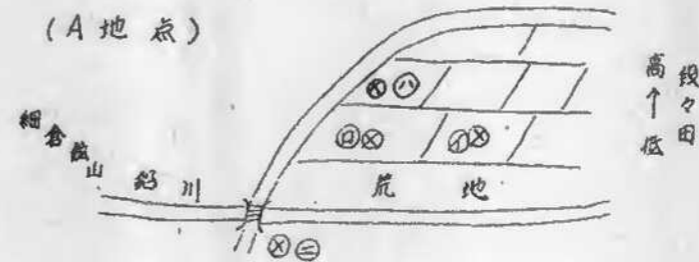
A点は粗砂が泥積す  
B点には粗粘土泥積す



栗原郡鷺沢村

- A 鷺沢村駒場 町内前の水田(鉛川)
- B " " 鉄道線路傍の畑地

(A地点)



土壤採取地点

- (1) 生育最も不良な地点
  - (2) 生育不良 "
  - (3) 生育稍、良好な地点
  - (4) 鉛川の流水採取
- 今次出水に依る泥質は極めて少く、僅かにKの程度であつた。原表土は壤土(暗褐色)、心土は砂壤土。

水稻の生育は川を隔たると従つて生育が良い。

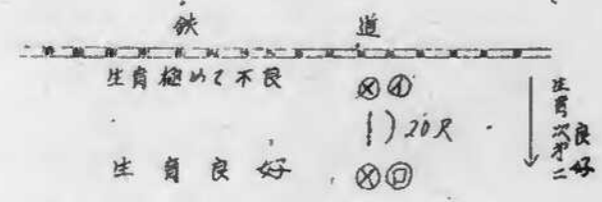
各地点の原耕土表土の分析成績

	乾土効果	P.H		全酸度	全炭素 SQ. 炭素	Cl
		H <sub>2</sub> O	KCl			
(1)	5.1	4.5	3.7	75.7		
(10)	5.0	4.7	4.0	48.3		
(11)	2.6	4.7	4.2	46.9		

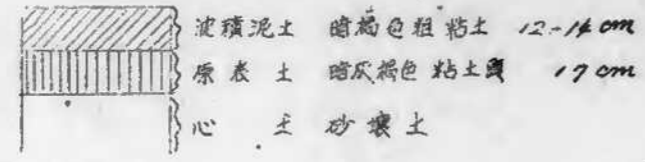
(2) 流水 2.9 強酸性 無し

即ち各地点とも乾土効果極めて低く、P.Hで全酸度は極めて大であつた。反意は生育不良地は極めて酸度強くわけても生育の良好なる地点は酸度は稍低かつた。尚且河川の流水は強酸性であり硫酸根を多量に含む硫酸性なることが解つた。

(B 地点)



(1) 点の大豆根には根瘤菌殆どなし  
(10) 点の大豆根には根瘤菌は相当認められた



採取土壤の分析成績

	乾土効果	H <sub>2</sub> O	P.H	KCl	全酸度
(1) 生育極めて不良地点	4.56	3.8	76.1		
(10) 生育稍良好な地点	4.32	3.8	6.3		
波瀾土	5.41	5.17	4.1	16.0	

	mg	P.H		全酸度	全炭素
		H <sub>2</sub> O	KCl		
1 古川 泥	13.99	6.04	4.6	1.18	13.18
2 原 耕 土	2.99	6.68	6.1	0.28	10.72
2 B 原畑地					
3 東大崎 微砂	3.64	5.19	4.6	3.75	10.49
4 東大崎 新田 部 谷 泥	11.86	5.50	4.9	1.34	4.91
4 B 原 土	15.60				
5 板沼 町 泥	12.81	5.80	5.3	0.45	8.48
5 B 原 土	10.53	5.75	5.0	4.40	
6 花柳 二股 泥	9.70	5.15	4.5	6.16	18.93
7 花柳 泥(堤防)	1.31	5.43	4.2	4.64	3.13
10 耕 地 表 土	8.85				
11 畑 大 豆 生 育 稍 良 好 地	-	4.32	3.8	2.10	
12 全 上 不 良 地	-	4.56	3.8	15.35	
13 泥	5.41	5.17	4.9	5.36	24.55
13 B 原 不 良 地	5.11	4.49	3.7	15.25	27.93
14 稻 前 谷 不 良 地	5.00	4.69	4.0	16.10	23.22
15 一 般 土 不 良 地 被 害 軽 少 女 分	7.64	4.65	4.2	15.63	23.22
二 道 川 流 水		2.85			

XXXX 耐水に因する試験 (農林省農中試験場東北支場)

① 発育時期と稔実との関係

耐水時期 稔実状況	開花直後	開花後7日	乳熟期	完熟期
不稔歩合	58.6	22.2	0	0
千粒重	9.91	11.8	17.8	21.3
完全米	-	-	-	23.6
茶米	10.5	-	7	1.3
青米	74.3	18.3	5.5	6.6
死米	15.2	81.7	94.5	15.7

備考 (1) 耐水時間70時間 (2) 品種農中一号

②

耐水時間	生育相	A				B		
		球長	莖長	穂数	不稔歩合	千粒重	収量	稔実率
原 草 (感水)		82.5	16.0	130	4.6			
24時間		80.0	17.3	122	6.2	370	91.5	2.47
48 "		79.5	17.0	122	8.5	366	82.5	2.25
72 "		79.8	17.3	88	4.3			
114 "						361	72.0	1.99

備考 (1) 品種福坊主1号 (2) 耐水処理開始期出穂期25日(A区) (3) 耐水処理期9月15日(B区) (4) 出穂期各区共8月20日

③ 耐水と米質との関係

耐水時間	完全米歩合			完全米 合計	不完全米歩合			不完全 米合計
	完全米	糠白米	心白米		茶米	青米	死米	
原 草	28.8	36.4	16.0	80.8	11	11.0	91	19.2
24時間	28.1	35.8	9.1	71.0	3.1	5.4	20.5	29.0
28 "	23.0	30.1	6.0	59.1	4.0	9.5	29.4	40.9
72 "	12.4	34.3	2.9	49.7	3.8	9.3	39.3	51.3

備考 (1) 品種福坊主1号 (2) 耐水処理開始期9月15日 (3) 出穂期8月20日

(4) 品種間の穂発芽に関する試験

供試品種名	穂発芽 階級	発芽の日数と歩合(23℃連続日数)							発芽の状況		穂の 歩合の歩合 (始期)
		二日目	三日目	四日目	五日目	六日目	七日目	視察開始し 歩合の歩合	全歩合 歩合の歩合		
新二号	I			23	68	82	207	45	23	932	
農林一六号	I			46	92	292	569	92	31	877	
東北一五号	I		27	108	138	154	523	46	31	923	
道野二号	I	42	104	146	188	292	228	104	42	854	
寶子一号	I		15	44	74	206	661	59	15	926	
白の丸	II				15	22	963	95	0	925	
農林二四号	II				99	196	692	27	5.5	868	
農林一七号	II				48	89	863	113		887	
福坊生一号	II				11	54	935	22	1	978	
北陸三一号	II		19	61	137	297	127	127	0	878	
東北五〇号	III				57	100	287	151	19	830	
陸羽一三二号	III				35	135	836	105	0.6	869	
農林福八号	III			14	95	283	540	219	0	781	
北陸三三三号	III				37	131	632	206	0.6	788	
大日早生	III				108	221	299	240	23.5	525	
東北一四号	IV	19	31	50	94	181	426	106	2.5	869	
寶子二号	IV			11	67	128	294	189	0.6	805	
鶴橋二号	IV		21	24	165	298	441	628	6.1	321	
東北四五号	IV			19	68	81	820	180	1.9	801	
寶田一号	IV			55	145	285	503	385	2.4	588	

ⅩⅦ 水稻三要素試験

(1) 沢辺村

試験区名	大畝		小畝		成稔期		反当畝量(1)		第一竹		第二竹		第三竹	
	歩合	歩合	歩合	歩合	歩合	歩合	歩合	歩合	歩合	歩合	歩合	歩合	歩合	歩合
無肥料区	186	10.1	348	10.1	1079	81.8	7.1	265	9447	118.35	10690			
無窒素区	196	8.8	341	8.6	1126	90.0	4.3	265	9098	126.15	1217			
無磷区	240	15.0	389	11.3	1306	121.5	22.2	253	12387	132.20	13087			
無加里区	209	16.5	361	14.0	1119	114.0	16.2	250	12300	126.90	2060			
三要素区	234	17.9	381	14.7	1616	142.5	5.9	263	12961	157.50	14868			

考察

本試験地の成績をみると、窒素は最も不足するも、無窒素平均収量及当122×にして、  
 米の二斗に達す。次に加里が不足し、無加里は相当量を得るが、而して本試験地は、  
 肥料運搬費による米の増収量は、四斗一四斗五斗と見ると、見ると、反当とす。反当予  
 想収量は、約三斗を以つて安全を認むべし。依つて、反当は、必要量は、無肥料以外、  
 500kg 未満、加里 600-800kg、加里 800-1200kg にて可なるべし。

(2) 一迫町

試験区名	大		成		及		及		計	
	大	大	成	成	及	及	及	及	計	計
無肥料区	261	111	388	101	9375	1110	5.55	247	953	940
無窒素区	266	110	368	103	9825	1125	6.60	245	1178	1046
無磷酸区	291	146	384	120	9450	1470	13.65	245	1313	1128
無加里区	275	139	380	120	11325	1337	10.25	270	1200	1176
三要素区	290	153	352	134	9825	1485	6.00	252	1380	1179

考察

本試験地は地力中等を召が窒素は比較的天然供給豊富にして遊酸及び加里は稍乏なり、無窒素区平均収量は約100メに於て其米の二石に相当す、而して遊酸生産率一メによる米の増収量は五千と見做される、尚この地より及曲或米五石を安全収量と見做すを以てこれより推定以外の三要素量は五五〇〇加里一メ五〇〇加里ノメ内外と適當と認め

(3)

試験区名	大		成		及		及		計	
	大	大	成	成	及	及	及	及	計	計
無肥料区	210	80	339	80	534	465	10.3	901	1016	917
無窒素区	216	90	332	90	618	660	20.4	300	1014	928
無磷酸区	245	100	379	100	915	523	10.3	295	1241	1082
無加里区	226	150	333	150	873	990	20.3	301	1233	1101
三要素区	225	150	331	150	833	1125	19.2	304	1274	1202

考察

本試験地は地力中等を召るも磷酸加里稍、不足す、無窒素区収量は米の約一石八斗に相当す、而して遊効性窒素一メ加里に於ける米の増収量は約五斗にして本試験地の予想収量は三石とみて大過存きを以て推定以外の三要素は一メ五〇〇加里ハロロ加里



XKVI 土性調査

- 1. 調査区域 栗原郡 若柳町 姫松村 富野村  
 沢辺村 一里町
- 2. 調査年次 昭和二年以前

本町  
 若柳町  
 土性

本町新田の土性は極めて類似し居り表土概して深く壤土又は埴土の地多く下層は一定土質も砂質土乃至埴土にして一般に地力向上し居るのみならず良く多肥多収に適す。此の吳水稲栽培上の発達を促す上に於て好都合なるべし。今方面別に特殊なるもの場合に就て土性を摘記するに次の如し。

川南方面

一般より見て地力中等なり。下大田の一部、北谷地、内江尻、庄大江、彌傳沼方面は表土深く下層砂土にして肥切し易く地味劣なり。新街並下方面は排水不良にして下層泥炭又は腐植土をばせり地力大なるも多収に適せず。

川北方面

一般地力大なり。我門北ニ又方面は下層泥炭又は腐植土より成るも排水良好にして地力大なり。鉄砲畦坂越方面は表土深き外最下層に砂土を蔵し排水極めて良好にして地力大なる外多肥多収に好適せり。

調査番号	大字名 郡名	田名	地目	新設田 耕田深	表土		下層土
					土性	深	
1	川南 新山	堤下	田	乾田	淡褐色埴土	1.5	二尺三寸位暗青色埴土以下紫層
2	"	"	"	"	褐色埴土	2.5	暗青色埴土
3	"	"	"	"	淡褐色埴土	?	一尺二寸位灰色壤質埴土以下紫層
4	川南 上野	"	"	"	淡褐色埴壤土	1.2	二尺位淡褐色埴土以下暗青色埴土
5	"	"	"	"	暗青色埴土	1.4	一尺六寸位青色砂土以下黑色埴土
6	"	戸内	"	"	淡褐色埴壤土	1.8	暗青色壤質砂土
7	"	遠の木	"	乾田 三寸	暗褐色埴壤土	1.2	表土に同じ
8	"	沼田	"	乾田	暗青色埴土	2.5	褐粘壤質埴土
9	"	"	"	半乾田	黒褐色埴土	2.0	暗青色腐植質埴土
10	"	八木	"	乾田	暗青色埴土	1.4	褐色砂土
11	"	"	"	"	褐色埴土	2.1	暗青色埴土
12	"	二本木	"	"	淡褐色埴土	1.4	二尺位褐色砂土以下褐色壤質埴土
13	"	杭ヶ浦	"	"	暗青色埴土	2.7	暗青色細砂土
14	"	八木東	"	"	淡褐色埴土	1.7	一尺九寸位淡褐色砂土以下暗青色埴土
15	"	小田所	"	"	"	1.4	淡褐色砂土
16	"	天神	"	"	淡褐色砂質埴土	1.7	二尺位淡褐色砂土以下淡褐色埴土
17	"	"	"	"	" 壤質埴土	1.3	以下暗青色壤質埴土
18	"	袋	"	"	淡褐色埴土	2.5	暗青色埴土

調査番号	大字名 郡名	田名	地目	乾田 耕田深	表土		下層土
					土性	深	
19	川南 上町	袋	田	乾田	淡褐色壤質埴土	1.2	一尺七寸位褐色砂土以下暗青色壤質砂土
20	"	子松	"	"	暗青色埴土	2.0	暗青色砂土
21	"	海法沼	"	乾田 三寸	淡褐色埴土	1.0	淡褐色砂土
22	"	庄大江	"	乾田	" 埴土	1.0	"
23	"	中ノ目	"	乾田 三寸	" 埴土	2.5	暗青色埴土
24	"	川原	"	乾田	暗青色埴土	1.5	" 埴土
25	"	子松	"	"	褐色埴土	1.3	表土に同じ
26	"	女ノ目	"	"	暗褐色埴土	1.2	褐色砂土
27	"	新街 下	"	湿田	暗青色砂質埴土	5	一尺四寸位褐色砂土埴土以下紫層
28	"	二又	"	乾田	暗青色埴土	2.2	黒褐色泥炭質埴土
29	"	新街 下	"	"	"	?	"
30	"	二又	"	半乾田	"	2.7	黒色泥炭埴土
31	川南 大目	上大目	"	乾田	"	5	暗青色砂土
32	"	下大目	"	"	"	1.5	黒色腐植質埴土
33	"	"	"	"	暗褐色埴壤土	5	暗青色砂土
34	"	北谷地	"	半乾田	暗青色埴土	3	"
35	"	内江尻	"	乾田	"	5	褐色砂土
36	川南 新田	南谷地	"	半乾田	"	1.2	暗青色泥炭埴土

調査番号	大字名 郡名	町名	地目	乾湿田 耕土の深	表 土		下 層 土
					土 性	深さ	
37	川南 新田	東谷地	田	半乾田	暗青色埴土	尺寸 6	1尺寸暗青色埴土 以下灰色埴土
38	川南 大目	砂原	"	"	青色埴土	6	青色埴土埴土
39	川南 南二又	二又	"	乾田	暗青色埴土	2.1	黑色腐植質埴土
40	川北 新町	塚田	"	"	"	1.4	暗青色埴土
41	"	"	"	"	暗褐色埴土	3	暗青色埴土
42	"	塚根	"	半乾田	灰褐色	3	"
43	"	五反待	"	"	暗青色	8	3尺寸暗青色砂土 以下灰色埴土
44	"	塚越	"	乾田	"	2.2	青色砂土
45	川北 片町	橋本	"	"	"	8	2尺寸暗青色砂土 以下暗青色埴土
46	"	摺鉢	"	"	暗褐色埴土	1.6	2尺寸暗褐色砂土 以下暗青色埴土
47	川北 荒町	鉄砲畦	"	"	暗青色埴土	2.2	暗青色粗砂土
48	"	中沖	"	半乾田	暗青色埴土	1.0	表土に同じ
49	"	原田	"	乾田	"	1.7	暗青色泥炭質埴土
50	川北 大字	"	"	"	灰褐色埴土	1.5	" 埴土
51	"	塚柳	"	"	暗青色埴土	2.0	暗褐色埴土
52	"	"	"	"	"	1.0	暗褐色泥炭質埴土
53	"	"	"	"	"	"	"
54	川北 我内	早賀	"	"	"	1.3	黑色腐植土

大字名 町名	町名	地目	乾湿田 耕土の深	表 土		下 層 土
				土 性	深さ	
川北 我内	中島	"	"	暗青色埴土	尺寸 1.0	黑色腐植土
"	田中	"	"	" 埴土	8	1尺寸暗青色砂質 埴土以下暗褐色埴土
川北 北二又	川原	"	"	"	1.4	灰褐色泥炭土
"	"	"	"	"	1.6	灰褐色泥炭質埴土
"	沼田	"	"	"	1.3	黑色泥炭質埴土
"	"	"	"	"	1.8	黑色泥炭質埴土
61	大谷	"	"	暗青色埴土	1.3	暗青色泥炭質埴土

(2) 代表土壤の理化学的性質検定成績

(1) 代表土壤の化学分析表

土壤採取地	地名	採取深さ	凡 数 細 数 土 (百分中)								
			窒素	磷	水分	窒素全量	内熱	有機物	腐植質	石灰	炭酸
大字川南天神	田	250	0.24	0.05	5.200	0.570	3.620	0.025	0.030	1.220	44.85
大字南二又下 町道下	"	175	0.48	0.12	6.170	0.745	8.570	0.030	0.213	0.267	17.89
大字川北荒町 鉄砲畦	"	275	0.41	0.29	7.760	1.374	10.510	2.700	0.276	0.426	24.57

(2) 代表土壤の陶汰分析表

土壤採取地	地名	採取深さ	細 土 (百分中)						細土中 細砂土	粗土中 粗砂土	土性
			40~ 100	10~ 0.5	0.5~ 0.1	0.1~ 0.05	0.05~ 0.01	0.01 以下			
大字川南天神	田	10.0	1.1	2.9	22.1	25.9	12.3	33.8	72.0	92.00	砂質埴土
大字南二又 町道下	"	100.0	0.6	0.4	15.9	38.4	16.3	24.3	93.0	97.00	"
大字川北荒町 鉄砲畦	"	100.0	0.7	2.2	8.9	25.9	17.4	42.9	97.1	97.00	埴土

(C) 代表土壌の理化学的性質検定成績説明

大字川南天神土壌

本町川南の代表土壌が調査分析の結果砂質壤土にして理化学性質普通なるべし。化学分析の結果によれば、吸収力は中位にして窒素含量多し。有機成分は腐敗石灰少く缺乏せり。酸度着しく高きを以て石灰の施用を要す。

大字南二ス新街道下土壌

魚田土壌として代表的のものなり。本来の性質大体天神土壌に似るとも吸収力中腐敗は弱く窒素含量極めて多く地力大なるも風化進まず充分の能力を發揮し得ざるの状態にあり排水を要す

大字川北荒町鉄砲畦土壌

植質土の代表的のものなりが理化学性質概して良好に似るものと認めらる化学分析の結果は石灰不足せるの外中位の性質を表せり。大体地力大なるものと認む。

(3) 施肥其の他の改良要領

以上原地調査、土壌の理化学的性質検定成績を挙げると以て以下場内試験の成績並に栽培試験を参照して肥培、栽培上改良すべき要領を指示せんとす。

(4) 水・稲

本町稲田の土性は前記せる如くよく類似し一般に排水良好にして表土、植質土、下層も之に換せるが之れが改良方針は総論に記する如くに従いて可なり。今一般的の施肥標準を記せば次の如し。

堆肥 250<sup>kg</sup>~300<sup>kg</sup>、大豆粕 4.5<sup>kg</sup>~5.0<sup>kg</sup>、石灰窒素 4.5<sup>kg</sup>~5.0<sup>kg</sup>

硫酸アモニウム 1.5<sup>kg</sup>、過磷酸石灰 3.5<sup>kg</sup>~4.5<sup>kg</sup>、木灰 7<sup>kg</sup>~8<sup>kg</sup>

右の中大豆粕は魚粕を以て代用して可なり。

川南方面

此の方面の一般は前記本町一般の改良方針及施肥標準して可なり。大目の一部北谷地、内江尻方面等の如く下層層方に砂土にして表土浅き地にありては肥効し易く地味劣るが改良方法は総論中特殊土壌の排水良好なる砂土に準ずべく今此の方面の施肥標準を記すれば次の如し。

堆肥 300<sup>kg</sup>~400<sup>kg</sup>、大豆粕 9<sup>kg</sup>~12<sup>kg</sup>、硫酸アモニウム 3.5<sup>kg</sup>~4<sup>kg</sup>、魚粕 3<sup>kg</sup>~3.5<sup>kg</sup>、過石 4<sup>kg</sup>~5<sup>kg</sup>、硫黄 1<sup>kg</sup>~1.5<sup>kg</sup>

右の中硫酸加里は草木灰にして代用して可なり。新街道下方面は排水不良にして下層泥炭又は腐植土を有せるが多肥するに注意を要す。其の改良方法は特殊土壌中肥沃なる腐植土に準ずべく施肥の標準は前記本町一般のものに比し窒素は二割減、磷酸及加里は二割増見当にて可なり。

川北方面

此の一般の施肥標準も又前記本町一般のものに準じて大過す。我内、北二ス、鉄砲畦方面は極めて地力大にして多収に適するが施肥標準は前記本町一般のものに一乃至二割増の施肥量を以て可なり

2. 姫松村

(1) 土性

本村の稲田は溪谷に介在するもの多く表土の土性は砂

質壤上をばすもの最も多く其の下層は砂質土最も広範を占むるも一定せず。地力又一定とさるゝの状態にあり一般に見て南沢方面及宝来方面稍々地力向上し居り、排水状態は概して良好にして乾田又は半乾田をばせり。北沢の一本松地、青葎、雨の沢、牧崎の中荒田、宝来のハス、中子沢の熊沢、大百川、外沢、大百川方面は表土砂質にして浅く下層砂土又は礫をばし肥切甚しく何れも排水良好なり。

中平沢の田高田、北原、半益大、山城、新田泉沢の入橋西、宝来の粟菅通、新田、狐崎の大坂段、八南、北沢の十又字方面は所謂採積層地帯にして埴質又は壤上をばすもの多きが地味不良なり。

泉沢の新山下方面は湿田にして下層に泥炭を載し不良なり。

番号	大字名 部名	田名	地目	乾湿田 耕種法	表土		下層土
					土性	深さ	
1	北沢	新田前	田	半乾田 三寸	暗青色壤質土	1.5寸	暗青色砂土
2	"	向田	"	"	暗褐色壤質土	2寸五分	暗青色砂質壤土
3	"	大止前	"	湿田 三寸二分	"砂質土	1.3寸	青色砂土
4	"	白山前	"	三寸	"壤土	1.3寸	暗青色砂質壤土
5	"	日向前	"	乾田 三寸	"砂土	1.0寸	暗褐色壤質砂土
6	"	下田前	"	三寸五分	"壤質砂土	1.0寸	灰褐色砂土
7	"	一本松地	"	三寸	褐色壤質砂土	5寸	"
8	"	青葎	"	半乾田 三寸	暗褐色壤土	5寸	岩層

番号	大字名 部名	田名	地目	乾湿田 耕種法	表土		下層土
					土性	深さ	
9	北沢	雨の沢	田	半乾田 三寸	暗青色砂土	1.2寸	青緑色土
10	"	雨の沢	"	乾田 三寸	淡褐色土	6寸	1尺寸位暗褐色砂土 以下暗褐色壤質土
11	"	獅子前	"	三寸五分	暗褐色土	7寸	1尺寸位暗褐色壤土 以下褐色砂土
12	"	北平林	"	四寸	淡褐色土	1.1寸	1尺寸位暗褐色壤質土 以下暗褐色砂土
13	"	道前	"	"	暗褐色土	1.6寸	褐色土
14	"	山居沢	"	"	暗褐色土	2.4寸	青褐色土
15	"	垣の内	"	半乾田 三寸	"土	2.1寸	暗青色砂土
16	"	西原	"	乾田 三寸五分	淡褐色土	1.0寸	2尺寸位暗褐色壤質土 以下暗褐色土
17	"	秋山	"	4寸	暗褐色土	1.5寸	暗褐色土
18	"	下新	"	三寸五分	"	1.2寸	淡褐色土
19	"	山崎浦	"	三寸	"	1.5寸	青色土
20	"	下長田	"	三寸五分	砂質壤土	6寸	1尺寸位暗褐色壤質土 以下暗褐色土
21	"	鍛田	"	半乾田 三寸	壤質土	2.0寸	青砂土
22	"	大沢前	"	乾田 三寸	壤質土	3.0寸	表土に同じ
23	"	一本松前	"	半乾田 三寸	暗褐色土	2.0寸	青砂土
24	狐崎	天神下	"	一寸五分	褐色土	1.2寸	青褐色土
25	"	鈴木前	"	乾田 三寸	暗褐色土	1.0寸	黒褐色土
26	"	砂田	"	三寸五分	"	1.4寸	淡褐色土

番号	大字名 郡名	田名	地目	乾田 耕土深	表土		下層土
					土性	深	
27	狐崎	新田	田	乾田 三寸五分	褐色土	1.5	黄褐色土
28	"	大阪裏	"	五寸	灰褐色土	5	灰褐色土
29	"	寺前	"	半乾田 三寸	青褐色土	7	青褐色土
30	"	中荒田	"	"	暗褐色土	1	砂土
31	"	ハツ森	"	"	暗青褐色土	9	褐色土
32	宝来	琵琶田	"	"	暗褐色土	1.0	黑褐色土
33	"	風越	"	半乾田 三寸五分	暗褐色土	1.7	褐色土
34	"	倉ノ沢	"	三寸	砂質土	5	青褐色土
35	"	小塚	"	"	"	1.0	表土に同じ
36	"	高田	"	乾田 三寸五分	"	2.0	青砂土
37	"	小山崎	"	半乾田 三寸五分	灰褐色土	1.0	暗青褐色土
38	"	中田	"	三寸	褐色土	1.5	青砂土
39	"	大塚	"	三寸	暗褐色土	3.0	黄褐色土
40	"	新田	"	三寸	灰褐色土	3	粘層
41	"	"	"	"	"	1.0	暗褐色土
42	"	日照田	"	乾田 三寸	砂質土	7	褐色土
43	"	八反	"	半乾田 三寸	暗褐色土	1.0	青砂土
44	"	横名下	"	乾田 三寸	褐色土	1.0	暗褐色土

番号	大字名 郡名	田名	地目	乾田 耕土深	表土		下層土
					土性	深	
45	宝来	相模坂	田	乾田 三寸	灰褐色土	7.5	暗褐色土
46	"	内ノ目	"	"	暗褐色土	1.7	暗褐色土
47	"	堤下	"	半乾田 二寸五分	"	2.0	褐色土
48	"	川前	"	一寸五分	"	1.0	青褐色土
49	"	坂下	"	乾田 二寸五分	褐色土	1.0	黑褐色土
50	泉沃	谷地田	"	乾田 二寸	暗褐色土	7	黑褐色土
51	"	高田	"	"	"	1.0	褐色土
52	"	前田	"	三寸五分	黄褐色土	1.0	暗褐色土
53	"	新山下	"	湿田 三寸	灰褐色土	6	褐色土
54	片子沢	長崎	"	乾田 三寸五分	暗褐色土	2.4	灰褐色土
55	"	杉原	"	乾田 一寸	"	1.1	褐色土
56	"	大尻	"	"	"	1.1	1尺九寸迄灰褐色土 以下灰褐色土
57	"	平田	"	"	"	1.3	1尺九寸迄白土 以下褐色土
58	"	新田	"	"	"	1.3	堅層
59	"	煮不天	"	"	"	5	暗褐色土
60	"	長畑	"	"	灰褐色土	1.2	褐色土
61	"	山城	"	"	褐色土	1.6	黄褐色土
62	"	熊沢	"	三寸五分	黄褐色土	1.0	砂土

番号	大字名 郡名	町名	地目	乾田 耕土深	表土		下層土
					土性	深	
63	片子沃	山下	田	乾田 三十五分	黄褐色 壤土	7	1尺附近暗褐色壤土 以下灰褐色壤土
64	"	半道六	"	" 三寸	暗褐色 砂壤土	5	9寸附近暗褐色壤土 以下至下層
65	"	北原	"	" 三寸	"	7	1尺附近灰白色砂 壤土以下至下層
66	"	左野原	"	" 五寸	"	6	1尺附近灰白色壤 土以下至下層
67	"	"	"	" 三寸	淡褐色 砂壤土	5	暗褐色 壤土
68	"	外島本沃	"	"	暗褐色 砂壤土	7	褐色 壤土
69	"	所田	"	" 三寸	淡褐色 砂壤土	2.7	黑褐色 壤土
70	"	古戸	"	半乾田 三寸	"	1.5	褐色 砂壤土
71	"	古戸前	"	" 二寸	暗褐色 砂壤土	2.0	暗褐色 青砂土
72	"	田高田	"	乾田 三寸	淡褐色 砂壤土	2.2	暗褐色 砂壤土
73	"	中弁	"	半乾田 三十分	暗褐色 砂壤土	1.5	壤质砂 土
74	"	友田	"	" 二寸	褐色 壤土	1.0	青砂 土
75	"	"	"	乾田 三寸	淡褐色 砂壤土	1.5	暗褐色 壤土
76	"	小深田	"	"	暗褐色 砂壤土	1.0	淡褐色 壤土
77	"	川北	"	"	淡褐色 砂壤土	1.4	淡褐色 壤土
78	"	八幡前	"	"	暗褐色 壤土	1.2	青砂 土
79	"	南沃	"	"	淡褐色 壤土	6	暗褐色 壤土
80	"	干州田	"	"	暗褐色 壤土	6	壤质砂 土

番号	大字名 郡名	町名	地目	乾田 耕土深	表土		下層土
					土性	深	
81	片子沃	西田	田	半乾田 五寸	暗褐色 砂壤土	7	1尺附近暗褐色壤土 以下至下層
82	"	須沃	"	乾田 三寸	"	1.1	淡褐色 壤土
83	"	道場	"	半乾田 三十分	"	8	1尺附近暗褐色壤土 以下至下層
84	"	小坂道	"	乾田 三寸	"	9	淡褐色 壤土
85	"	原田	"	"	黑褐色 砂壤土	1.0	褐色 壤土
86	"	堤沃	"	"	暗褐色 砂壤土	2.0	暗褐色 砂土
87	"	大百川	"	"	淡褐色 砂壤土	1.1	砾
88	"	兔沃	"	"	暗褐色 壤土	1.0	1尺附近暗褐色砂 壤土以下至下層
89	"	外沃	"	半乾田 三寸	砂壤土	6	褐色 砂土
90	"	大百川	"	乾田 三寸	淡褐色 砂壤土	8	暗褐色 壤土

2) 代表土壤の理化学的性質檢定成績

(1) 代表土壤の化学分析表

土壤採取地名	地目	収収係数		凡数細微土			百分中			酸度	
		窒素	磷酸	水分	窒素 全量	灼熱 消滅物	腐植質	新正砂	一定層積物		石灰
大字坂崎砂園	田	185.08	114.42	5.060	0.687	8.570	-	0.0171	0.0164	0.0715	3.15
大字宝来橋下	"	192.24	277.45	6.060	0.1189	6.670	-	0.043	0.0215	0.1725	2.25
大字片子沃平田	"	147.65	216.77	3.720	0.5230	7.520	-	0.0303	0.0162	0.1995	7.71

(2) 代表土壤の物理分析表

土壤採取地名	地目	粗細土 中細土	細土百分中						細土 細土	粗土 粗土	土性
			2.0mm -1.0	1.0 -0.5	0.5 -0.1	0.1 -0.05	0.05 -0.01	0.01 以下			
大字狐崎妙円	田	94.0	1.0	12.0	11.0	25.0	12.0	30.0	79.0	74.0	壤土
大字宝来横名下	〃	96.8	5.0	8.0	19.0	33.0	25.0	10.0	87.0	84.0	砂質 壤土
大字片子沢平田	〃	99.5	3.0	8.0	14.0	32.0	28.0	15.0	89.0	87.0	〃

(c) 代表土壤の重量

土壤採取地名	地目	反乾細微土百粒重量(反)			反乾土量 (%)
		粗状	細状	平均	
大字狐崎妙円	田	65.10	107.34	81.92	21.985
大字宝来横名下	〃	68.66	111.53	82.93	22.585
大字片子沢平田	〃	66.38	109.13	82.41	21.993

(d) 代表土壤の理化学的性質検定成績説明

本村に於ける代表土壤の理化学的性質は極めて類似し居り、即ち油状分析の結果に依れば砂質壤土にして土壤重量稍々軽く化学分析によれば吸収力は窒素は普通なる燐酸は弱窒素含量多く有効成分は概して不足し地力中算以下なりとす。堆肥及石灰の施用により地力の増進を計るを特に必要とす。今三代表の土壤を比較するに大字宝来横名下は最良にして大字片子沢平田の土壤は最も不良なり。

(e) 施肥其の他の改良要領

以上の原地調査代表土壤の理化学的性質検定成績を掲げたを以て更に場内試験栽培試験の結果を参照して

肥培栽培上改良すべき要領を指示せんとす。

(1) 水稻

本村の一般の砂質壤土にして下層も之に類するが又堆積土を有し排水良好なるものなり。地力一定せざるも概して劣る。其の改良法の大体は総論は記する處に従いて可なりが今施肥の標準を掲げれば次の如し。

堆肥 300<sup>kg</sup> 魚糞 7<sup>kg</sup>-7<sup>kg</sup>  
 硫酸 4<sup>kg</sup>-5<sup>kg</sup> 過石 4<sup>kg</sup>-5<sup>kg</sup>  
 石灰 1<sup>kg</sup>-1.5<sup>kg</sup>

右の中魚糞は大豆粕を以て又硫酸加里は草木灰を以て代用して可なり。

北沢の本松、青符箱の沃、狐崎の中荒田、宝来の入又片子沢の熊沢、大百川、外川、該百川方面の如き肥効地の改良法は総論中特殊土壤の排水良好なる砂土に準ずべく其の施肥標準重量次の如し。

堆肥 300<sup>kg</sup>-400<sup>kg</sup> 魚糞 7<sup>kg</sup>-12<sup>kg</sup>  
 硫酸 3<sup>kg</sup>-3.5<sup>kg</sup> 過石 2<sup>kg</sup>-2.5<sup>kg</sup>  
 骨粉 2<sup>kg</sup>-2.5<sup>kg</sup> 石灰 1<sup>kg</sup>-1.5<sup>kg</sup>

右の中硫酸加里は草木灰を以て補えて可なり。次に茨積地帯にありては其の改良法は特殊土壤中茨積土壤に準ずべく施肥標準は前記本村一般中燐酸肥料の施用量と三四割程度増加すれば可なり。新山方面の壤田にては多肥は厳に禁じ施肥量は一般のものに比し窒素のみ三四割程度減すべきなり。

3. 富野村

- (1) 土性
- 黒瀬方面



本村西部に存する此の方面は表土 砂土又は壤質砂土にして下層は砂質壤土又は壤質粘土なり。排水は至極良好なるも地味瘠薄なるの外。肥効水し易し。東部に至るに従い壤土又は粘土となり地味極めて良好なり。

城生方面

村の南面に亘る此の方面は所謂緩谷の間に介在するものにして概して排水不良なる壤質土をなし。甚だしきは起田の如く下層泥炭にして耕作困難を感ずる程土地弛緩なるものあり。

沖富方面

村の北部に当る此の方面は排水比較的良好的な表下層壤質土をなすが地方中等以上なり。中谷地 谷地方面は湿田にして下層に泥炭を蔵せり。大俵方面は表土深く下層砂土にして土層の構造良好なり。

本村稲田は前年毒侵入のため酸性極めて強きものなり。

番号	大字名 部名	田名	地目	乾湿田 耕土深さ	表 土			下 層 土
					土 性	深さ		
1	黒 瀬	芦谷地	田	乾 田	褐 色 土	天 寸	表土に同じ	
2	"	"	"	三 寸	"	1.8	"	
3	"	鹿島前	"	"	淡 褐 色 土	1.0	暗 褐 色 土	
4	"	砂 山	"	二寸五分	褐 色 土	1.0	2尺寸迄青褐色砂質壤土暗青色壤質粘土	
5	"	上谷地	"	半乾田 三 寸	壤 土	6	表土に同じ	
6	"	上谷地下	"	"	"	1.1	"	
7	"	赤 岩	"	"	"	1.4	"	

番号	大字名 部名	田名	地目	乾湿田 耕土深さ	表 土			下 層 土
					土 性	深さ		
8	黒 瀬	岩場前	田	乾 田	褐 色 土	天 寸	2尺寸迄青褐色砂土以下暗青色壤土	
9	"	反 町	"	"	褐 色 土	2.1	褐 色 土	
10	"	上平前	"	半乾田 三 寸	壤 質 土	7	青 色 土	
11	"	新 田	"	乾 田	土 色	2.0	褐 色 土	
12	城生村	"	"	"	暗 褐 色	8	暗 褐 色 土	
13	"	下 谷	"	半乾田 二寸五分	暗 青 色 土	2.0	暗 青 色 土	
14	"	下 谷	"	湿 田	暗 青 色 土	"	暗 青 色 土	
15	"	下 谷	"	二寸五分	暗 褐 色 土	"	暗 褐 色 土	
16	"	新 田	"	乾 田	褐 色 土	1.5	褐 色 土	
17	"	北原窪	"	湿 田	"	2.1	青 色 土	
18	"	本 地	"	乾 田	"	1.5	暗 青 色 土	
19	沖 富	坊早浦	"	半乾田 二寸五分	暗 青 色 土	2.0	暗 青 色 土	
20	黒 瀬	白木浦	"	"	青 褐 色 土	1.5	青 褐 色 土	
21	沖 富	鹿島前	"	二 寸	暗 褐 色 土	1.9	暗 褐 色 土	
22	"	露田町	"	二寸五分	暗 青 色 土	2.1	暗 青 色 土	
23	"	三ノ塚	"	"	暗 青 色 土	7	暗 青 色 土	
24	"	松 原	"	三 寸	暗 褐 色 土	7	暗 褐 色 土	
25	"	"	"	乾 田 二寸五分	褐 色 土	1.5	青 色 土	

番号	大字名 町名	田名	地目	表土 耕深	表土		下層土
					土性	深さ	
26	神富	元屋敷	田	半畝田 二寸	褐土	2.5	暗褐色土 褐炭質土 青砂
27	"	上谷地	"	一寸	暗褐色土	2.0	黒腐植質土
28	"	八幡	"	畝田 二五分	暗褐色土	2.2	青砂
29	"	土澄	"	半畝田 三寸	"	1.0	青腐植質土
30	"	前田	"	二五分	青腐植質土	2.3	青砂
31	"	雲雀休	"	"	"	1.0	暗褐色土 褐炭質土
32	"	七反侍	"	一寸五分	黒腐植質土	2.2	黒腐植質土 褐炭質土
33	"	中谷地	"	畝田 一寸五分	青腐植質土	2.0	黒腐植質土 褐炭質土
34	"	谷地	"	二五分	暗褐色土	1.0	2次生黒色腐植質土 以下黒褐色泥炭質土
35	"	大儀田	"	半畝田 二五分	暗褐色土	2.5	青色砂土
36	"	"	"	"	"	"	"
37	"	栗原中	"	三寸	褐土	1.5	"
38	"	"	"	二五分	青腐植質土	1.4	青腐植質土 黒腐植質土
39	"	窪	"	湿田 三寸	"	7	青腐植質土
40	"	田中前	"	畝田 三寸	褐土	2.3	褐炭質砂土

2) 代表土壤の理化学的性質検定成績

a. 代表土壤の化学分析表

番号	土壤採取地名	地目	吸收係数		風乾細土 百分中					酸度	
			窒素	磷酸	水分	窒素全量	灼熱消失物	石灰	五酸化二磷		加里
1	大字黒瀬塔崎前	田	178.5	124.8	40.0	23.13	8.130	0.127	422.1	193.6	5.77
2	大字黒瀬白目木	"	272.64	15.67	72.20	4.476	84.70	0.302	426.2	392.0	25.00

b. 代表土壤の割込分析表

番号	土壤採取地名	地目	表土百分中細土	細土 百分中						表土百分中	土性	
				4.0以下	1.0	0.5	0.1	0.05	0.01以下			
1	大字黒瀬塔崎前	田	99.8	2.0	4.0	7.0	20.0	31.0	34.0	74.0	93.8%	植質土
2	大字黒瀬白目木	"	99.5	3.0	2.0	12.0	28.0	21.0	34.0	95.0	94.5%	腐土

c. 代表土壤の重量

番号	土壤採取地名	地目	風乾細土百分重量			反当土壤重量 (1)
			粗状	密状	平均	
	大字黒瀬塔崎前	田	67.0	115.16	71.08	24.282
	大字黒瀬白目木	"	68.0	108.89	88.72	23.652

d. 代表土壤の理化学的性質検定成績説明

大字城生野学校園土壤(畑)

大字黒瀬塔崎前土壤

本土壤は割込分析の結果、畑壌土にして重量は中位なり。化学分析によれば吸収力は何れも中算にして窒素全量、灼熱の消失物略々中位なり。

有初成分は如里普通に近きも、其の他は缺乏なり。地方中等以下のものと思ふべき。

大塚黒瀬白目土壌

本土壌は剖汰分析の結果壤土にして有効成分及養素全量稍々多き外前記塔場前土壌に類似す。鉍毒浸入のため酸性強く改良を要すべきものなり。

(3) 施肥其の他の改良事項

以上原地調査、土壌の理化学的性質検定成績を挙げたるを以て以下場内試験及栽培試験成績を参照して肥培栽培上改良すべき要点を指示せん。

(4) 水稻

黒瀬方面

排水良好なる砂質土なるが肥効水するの外、地味麻痺なり。かかみ地の改良法は特殊土壌中排水良好なる砂土に準ずべく今此の方面の施肥標準を挙ぐれば次の如し。

堆肥 300~400<sup>kg</sup> 魚糞 9~12<sup>kg</sup>  
硫酸 3~3.5<sup>kg</sup> 骨粉 3~4<sup>kg</sup>  
草木灰 5~7<sup>kg</sup>

右の中骨粉の一部は過磷酸石灰にて補給して可なり。

石灰は酸度に依じて施用すべし。

東部の表土壌土又は堆土を留すの部は後記沖富方面に準ずべし。

城生野方面

緩谷方面の排水不良なる埴質土なるが甚だしき下層に泥炭を蔵し埋田状態を可す。其の改良法は特殊土壌中排水不良なる泥炭地に準ずべく多肥多収に危険を伴

今此の方面の施肥標準を挙ぐれば次の如し。

堆肥 100~200<sup>kg</sup> 魚糞 4~6<sup>kg</sup> 硫酸 3~4<sup>kg</sup>  
過石 5~6<sup>kg</sup> 硫加 2~2.5<sup>kg</sup>

右の中魚糞は大豆糞、硫酸如里は草木灰を以て代用して可なり。

沖富方面

排水比較的良好的埴質土なるが水稻の生育略順調なり。改良方法は総論に記せる普通法に準じて可なりが

今此の方面の施肥標準を挙ぐれば次の如し。

堆肥 300<sup>kg</sup> 魚糞 4~6<sup>kg</sup> 石灰窒素 5~6<sup>kg</sup>  
過石 4~5<sup>kg</sup> 硫加 1~1.5<sup>kg</sup>

右の中魚糞は大豆糞を以て代用しても可なり。

中谷地、谷地方面

埋田地なるが改良法及施肥標準は前記城生野の一般に準據して可なり。

大後田方面

多収に堪えるが施肥標準は沖富の一般に準じて可なり。

4. 沃田村

(1) 土性

排水良好なる埴質土にして表土比較的深く下層は一定せざるも概して埴質土を可せり。地力大なるも多肥多収に適す。其の土性良く類似す。

小堤の原崎方面は表土腐埴土にして下層泥炭埴土を可すが地力大なり。

本村稲田の鉍毒の浸入するものあるが特に浄光園方面甚だし。

番号	大字名 部番号	田名	地目	新田 耕土深さ	表土		下層土
					土性	深さ	
1	沃田	内田	田	乾田 二十五分	褐色 砂質壤土	八寸 九	八寸位褐色砂土以下 黒褐色壤土
2	"	増田	"	半乾田 二十五分	暗褐色 質壤土	一・一	暗褐色 砂質土
3	"	五反工田	"	乾田 二十五分	暗褐色 質壤土	二・一	"
4	"	中田	"	半乾田 二十五分	灰褐色 質壤土	二・〇	"
5	"	町裏	"	三寸	暗褐色 質壤土	一・二	表土に同じ
6	"	古兵工 堀	"	"	"	一・五	二尺位暗褐色壤砂土 以下暗褐色砂土
7	"	住置下	"	"	暗褐色 質壤土	一・四	暗褐色 質壤土
8	"	金沼田	"	"	暗褐色 質壤土	二・〇	暗褐色 砂質土
9	下沃田	歌那坂	"	二寸	"	八	暗褐色 泥炭質土
10	"	西村田	"	乾田 二十五分	灰褐色 質壤土	一・三	暗褐色 質壤土
11	"	柏木田	"	半乾田 二十五分	暗褐色 質壤土	二・一	黒褐色 質壤土
12	"	原田	"	二寸	"	七	腐植土
13	"	木戸口	"	三寸	暗褐色 質壤土	一・〇	黒褐色 質壤土
14	梨所	姫の子	"	乾田 二十五分	暗褐色 質壤土	二・〇	黒褐色 泥炭質土
15	"	待井田	"	二寸	灰褐色 質壤土	三・〇	表土に同じ
16	"	一本木田	"	三寸	"	一・九	灰褐色 質壤土
17	"	師崎	"	"	暗褐色 質壤土	二・二	表土に同じ
18	師苗	五反松	"	"	灰褐色 質壤土	二・七	"

番号	大字名 部番号	田名	地目	新田 耕土深さ	表土		下層土
					土性	深さ	
19	五反松	熊野山前	田	乾田 三寸	灰褐色 質壤土	八寸 一・七	灰褐色 質壤土
20	"	中沖田	"	"	"	二・〇	暗褐色 質壤土
21	"	田子山	"	半乾田 二十五分	"	五	暗褐色 質壤土
22	"	中平田	"	二寸	"	二・六	砂質 質壤土
23	"	"	"	乾田 二寸	暗褐色 質壤土	一・七	灰褐色 質壤土
24	"	八反坊	"	三寸	砂質 質壤土	五	"
25	"	淨光田	"	二五分	暗褐色 質壤土	八	"
26	"	葉若田	"	三寸	暗褐色 質壤土	一・三	暗褐色 質壤土
27	"	熊の沢	"	半乾田 二十五分	暗褐色 質壤土	九	暗褐色 質壤土
28	沃田	表坊	"	乾田 三寸	暗褐色 質壤土	七	暗褐色 質壤土
29	小坂	原崎	"	"	暗褐色 質壤土	一・七	暗褐色 質壤土
30	"	"	"	一五分	暗褐色 質壤土	一・五	"
31	"	涌戸田	"	二十五分	暗褐色 質壤土	一・五	暗褐色 質壤土
32	"	原田	"	三寸	暗褐色 質壤土	一・九	暗褐色 質壤土

(2) 代表土壤の理化学的性質検定成績

a 代表土壤の化学分析表

土壤採取地名	地目	吸収係数		同乾細微土百分中						酸度
		窒素	磷酸	水分	窒素 消失物	灼熱 消失物	揮発性 酸	石灰 当量	陽イオン 交換能	
大字沃の田内の田圃	田	2.11	83%	6.88	0.3587	4.44	0.0199	0.128	0.2374	30.7

6. 代表土壤の淘汰分析表

土壤採取地名	地目	原土百分中 細土	細土百分中						細土百分中 細微土	原土百分中 粗微土	土性
			4.0 ~1.0	1.0 ~0.5	0.5 ~0.1	0.1 ~0.05	0.05 ~0.01	0.01 以下			
大字沃の田内の田圃	田	100	2.0	4.0	17.0	29.0	33.0	15.0	74.0	94.0	砂質 壤土

7. 代表土壤の重量

土壤採取地名	地目	同乾細微土百分重量			反当土壤重量 (g)
		粗状	密状	平均	
大字沃の田内の田圃	田	74.76	115.03	89.86	23.847

8. 代表土壤の理化学的性質検定成績説明

大字沃の田内の田圃

本土壌は淘汰分析の結果によれば砂質壤土にして土壤重量は普通なり。

理化学性は良好なるものなり。化学分析によれば吸収力は何れも中位にして窒素全量稍々多く灼熱消失物は少し。有効成分は何れも稍々缺乏し酸性强し。要するに本土壌は地力中等のものなるが酸度高きを以て石灰の加用を特に必要と認める。

9) 施肥其の他改良要領

以上原地調査、土壤の理化学的性質検定成績を挙げたるを以て更に場内試験並に栽培試験を奉議して以て肥

培、栽培上改良すべき要領を指示せんとする。

(4) 水 稻

本村稻田の一般は排水良好なる壤土又は之に類するものにして下層壤土の地多く多施に堪えるものが、其の改良法は総論に記せる一般法に準じて可なり。但し銜毒投入により酸性著しく高き故特に中和の要あり。今施肥の標準を示せば次の如し。

堆肥 300<sup>kg</sup> 大豆粕 7~7<sup>kg</sup> 硫酸 4~4.5<sup>kg</sup>

礫石 4~5<sup>kg</sup> 硫 加 1~1.5<sup>kg</sup>

右の中大豆粕は魚粕を以て代用して可なり。

小堤の原崎方面は排水良好なる腐植土にして地力大なるが、之が改良法は前記一般と同様なるを可なり。

此の方面の施肥標準を挙げれば次の如し。

堆肥 300<sup>kg</sup> 魚粕 5~7<sup>kg</sup> 硫酸 3.5~4<sup>kg</sup>

礫石 5~6<sup>kg</sup> 硫 加 1.5~2<sup>kg</sup>

右の中硫酸カソモニカは石灰窒素にて代用して可なり。

5. 一迫町

(1) 土・性

本町の一帯も排水路として良好にして乾田又は半乾田となすの地多く壤土乃至埴土六寸乃至一尺の表土を有し下層も之に近し。地力中等程度のものなり。本村に於ける洪積地帯は相当大なる面積を有するが、埴土にして下層埴土又は礫を含まず排水一般に良好なるも地力低下し居れり。真坂の田川、上河原、北河原、曾根の中川原、東川原、沢田東竹の内の一の壺后、大館の六ツ野下、元天王下、南沢の中山、清水の武士川、山田、清水の下、塚の原、八幡の女子松東方等は表土浅く下層直ちに疎にして肥切甚しく地力少なり。大館の学校前方面は排水不良の礫埴土にして地力の欠なるも多肥に通せず。

世号	大字	西名	田名	地目	乾田 耕土の厚さ	表土		下層土
						土性	厚さ	
1	長坂	道邊	田	三寸	暗褐色壤土	二尺	暗青色礫質壤土	
2	"	山王	"	四寸	淡褐色壤土	一尺六寸	淡褐色礫質壤土	
3	"	"	"	三寸五分	暗褐色壤土	-	表土に同じ	
4	"	吉刺	"	三寸五分	淡褐色砂土	一尺六寸	淡褐色砂質壤土	
5	"	青木前	"	三寸	暗褐色壤土	二尺	褐色砂土	
6	"	"	"	"	"	一尺	二次暗褐色礫質砂土以下青色砂土	
7	"	高橋	"	"	"	"	黑色礫質壤土	
8	"	西浦	"	三寸	"	一尺六寸	二次暗褐色砂土以下暗褐色礫質壤土	
9	"	"	"	五寸	灰白土	一尺	一尺四寸暗褐色礫質壤土以下淡褐色砂土	
10	"	清水原	"	二寸	青褐色礫質土	一尺	黑色壤土	
N	"	町東	"	三寸	暗褐色壤土	一尺二寸	黑色礫質壤土	

番号	大字名 郡名	町名	地目	乾田 耕土の深さ	表土		下層土
					土質	深さ	
12	美坂	町東	田	乾田 三寸	褐色腐植土	一尺一寸	褐色腐植土
13	"	"	"	五寸	褐色腐植土	一尺	"
14	"	要室前	"	四寸	黒褐色腐植土	二尺	黒色腐植土
15	"	上河原	"	三寸	暗青色砂質土	一尺	暗青色砂土
16	"	北河原	"	半乾田 三寸	暗褐色腐植土	六寸	砂礫
17	"	新土手	"	乾田 四寸	褐色砂土	一尺五寸	赤褐色砂土
18	"	田川河	"	"	褐色腐植土	一尺一寸	礫
19	清水	台ノ下	"	乾田	暗褐色腐植土	六寸	褐色腐植土
20	"	"	"	"	暗褐色腐植土	一尺一寸	黒褐色腐植土
21	曾根	中田	"	"	暗褐色腐植土	九寸	暗青色腐植土
22	"	"	"	半乾田	赤褐色腐植土	七寸	黒色腐植土
23	"	"	"	"	暗褐色腐植土	四寸	暗青色腐植土
24	"	寺町東	"	乾田 三寸	暗褐色腐植土	一尺一寸	黒褐色腐植土
25	"	中川原	"	"	赤褐色腐植土	六寸	褐色砂土
26	"	火田原	"	半乾田 三寸	赤褐色腐植土	六寸	一尺四寸迄暗褐色 砂土以下礫
27	"	高田	"	"	暗褐色腐植土	一尺一寸	黒褐色腐植土
28	"	塚田前	"	"	褐色腐植土	七寸	黒褐色腐植土
29	"	高田西	"	"	暗褐色腐植土	一尺一寸	砂礫
30	"	高田東	"	"	"	"	褐色腐植土
31	"	荒原東	"	"	"	九寸	"
32	"	大西前	"	乾田 五寸	黒褐色腐植土	七寸	褐色腐植土
33	"	京川原	"	三寸	赤褐色腐植土	六寸	礫
34	竹の内	石川	"	半乾田 三寸	褐色腐植土	五寸	一尺四寸迄暗褐色砂 質土以下礫
35	"	"	"	"	褐色腐植土	"	一尺一寸迄暗褐色砂 質土以下礫
36	"	火田東	"	乾田 四寸	赤褐色砂土	一尺一寸	礫

番号	大字名 郡名	町名	地目	乾田 耕土の深さ	表土		下層土
					土質	深さ	
37	竹の内	川原西	田	半乾田 四寸	暗褐色腐植土	二尺	暗褐色腐植土
38	"	北日南	"	乾田 三寸	"	一尺一寸	赤褐色腐植土
39	"	高田	"	半乾田 三寸	"	一尺一寸	赤褐色腐植土
40	"	雷	"	"	赤褐色腐植土	六寸	一尺八寸迄暗褐色腐 植土以下赤褐色砂土
41	"	沖ノ前	"	乾田 三寸	"	八寸	一尺四寸迄暗褐色腐 植土以下腐植土
42	"	今川前	"	"	"	六寸	一尺四寸迄暗褐色腐 植土以下赤褐色腐植土
43	"	島西	"	"	暗褐色腐植土	八寸	一尺四寸迄暗褐色腐 植土
44	"	島東	"	半乾田 四寸	赤褐色腐植土	一尺一寸	暗褐色腐植土
45	"	一の尾	"	"	暗褐色腐植土	一尺	黒褐色腐植土
46	大館	大郷	"	乾田 四寸	赤褐色腐植土	一尺	赤褐色腐植土
47	"	沢の前	"	半乾田 三寸	赤褐色腐植土	七寸	赤褐色腐植土
48	竹の内	沢の下	"	乾田 三寸	赤褐色腐植土	六寸	暗褐色腐植土
49	"	中の尾	"	半乾田 四寸	暗褐色腐植土	六寸	黒褐色腐植土
50	大館	七ツ下	"	"	"	五寸	赤褐色砂土
51	"	大ツ上	"	"	赤褐色腐植土	五寸	一尺四寸迄暗褐色 腐植土以下礫
52	"	葉の木上	"	乾田 三寸	赤褐色腐植土	"	暗褐色腐植土
53	"	島越	"	半乾田 三寸	"	一尺	黒褐色腐植土
54	竹の内	学校東	"	四寸	"	二尺	泥炭腐植土
55	大館	肩田上	"	乾田 三寸	赤褐色腐植土	六寸	一尺四寸迄暗褐色腐 植土
56	"	"	"	"	"	九寸	一尺二寸迄暗褐色腐 植土以下赤褐色砂土
57	"	学校前	"	"	赤褐色腐植土	一尺	黒褐色腐植土
58	"	"	"	乾田 三寸	腐植土	一尺一寸	赤褐色腐植土
59	"	台巻下	"	乾田 四寸	赤褐色腐植土	一尺	黒褐色腐植土
60	"	谷地田	"	"	赤褐色腐植土	八寸	暗褐色腐植土
61	"	元天正下	"	"	赤褐色腐植土	"	赤褐色砂土

番号	大字名	郡名	地名	地目	表土		下層土
					土質	深さ	
82	大橋	金大橋下	田	乾田	淡褐色腐植土	八寸	暗褐色腐植土
83	"	畑中前	"	"	淡褐色腐植土	一尺五寸	淡青色土
84	南沢	石沢	"	"	"	八寸	二尺三寸暗褐色腐植土以下暗褐色砂土
85	"	古原敷	"	半乾田	淡褐色腐植土	五寸	一尺三寸暗褐色腐植土以下黄色砂土
86	"	新屋敷	"	乾田	褐色腐植土	二尺	青黑色砂土
87	"	中山	"	"	褐色腐植土	一尺	青色砂土
88	"	新田	"	半乾田	暗褐色腐植土	九寸	淡綠色腐植土
89	"	原田	"	乾田	暗褐色腐植土	六寸	一尺二寸淡褐色腐植土以下暗褐色腐植土
90	"	馬伏沢	"	"	"	"	表土に同じ
91	"	井戸沢	"	半乾田	暗褐色腐植土	一尺	暗青色腐植土
92	"	井戸前	"	"	淡褐色腐植土	二尺	青色腐植土
93	"	平沢下	"	乾田	暗褐色腐植土	九寸	暗褐色腐植土
94	"	平沢上	"	"	青褐色腐植土	六寸	"
95	清水	武士川	"	"	暗褐色腐植土	"	暗褐色砂土
96	"	山田	"	"	暗褐色腐植土	五寸	赤褐色砂土
97	"	清水の下	"	"	暗褐色腐植土	七寸	"
98	"	吹の原	"	"	暗褐色腐植土	八寸	褐色砂土
99	"	日照	"	"	褐色土	七寸	石層
100	"	百目木	"	"	淡褐色腐植土	一尺	赤褐色砂土
101	"	上の前	"	"	灰色土	二尺	灰色腐植土
102	"	田崎下	"	半乾田	灰色腐植土	六寸	表土に同じ
103	"	町田	"	"	淡褐色腐植土	一尺六寸	黒色泥炭腐植土
104	"	一本柳	"	"	淡褐色腐植土	七寸	黒色腐植土
105	"	下益	"	"	暗褐色腐植土	六寸	腐植土
106	"	反り所	"	乾田	暗褐色腐植土	一尺四寸	褐色砂土

番号	大字名	郡名	地名	地目	表土		下層土
					土質	深さ	
87	清水	玉屋下	田	半乾田	暗褐色腐植土	八寸	灰色腐植土
88	"	下谷地	"	乾田	淡褐色腐植土	五寸	灰色腐植土
89	"	荷田	"	半乾田	暗褐色腐植土	八寸	暗褐色土
90	"	中谷地	"	"	暗褐色腐植土	一尺	灰色泥炭土
91	"	上谷地	"	"	暗褐色腐植土	五寸	淡褐色腐植土
92	"	渡前	"	乾田	褐色土	二尺	褐色砂土
93	八幡	明神	"	"	暗褐色腐植土	八寸	褐色土
94	"	要考東	"	乾田	暗褐色腐植土	"	暗褐色腐植土
95	"	新屋敷	"	五寸	褐色腐植土	一尺五寸	二尺暗褐色腐植土以下暗褐色腐植土
96	"	刈路前	"	三寸	暗褐色腐植土	五寸	暗褐色腐植土
97	"	女子松東	"	三寸五分	淡褐色腐植土	六寸	黄褐色砂土
98	"	上栗寄西	"	"	褐色腐植土	八寸五分	暗褐色腐植土
99	"	寺西	"	乾田	黄褐色土	一尺	表土に同じ
100	"	出先東	"	"	暗褐色腐植土	十寸	灰色腐植土
101	"	千刈町	"	"	淡褐色腐植土	一尺三寸	"
102	"	大向	"	"	黄褐色土	二尺	黄褐色砂土
103	"	大橋下	"	半乾田	暗褐色腐植土	一尺三寸	淡青色砂土
104	"	大イト地	"	五寸	腐植土	二尺六寸	淡青色泥炭土
105	"	筒の口	"	"	暗褐色腐植土	六寸	黄褐色土
106	"	表林前	"	五寸	暗褐色腐植土	一尺五寸	灰色腐植土
107	"	肉畑	"	乾田	暗褐色腐植土	二尺七寸	褐色土
108	"	新屋敷前	"	"	暗褐色腐植土	九寸	褐色腐植土
109	"	十日市	"	"	暗褐色腐植土	一尺五寸	暗褐色腐植土
110	"	清水	"	"	暗褐色腐植土	一尺一寸	暗褐色腐植土
111	"	松の木	"	"	暗褐色腐植土	五寸	褐色砂土



番号	大字名 郡落名	町名	地目	表土 耕田の深さ	表土		下層土
					土柱	長さ	
112	八橋	熊の木	田	乾田 三寸五分	黒褐色腐植土	五寸	暗褐色腐植砂土
113	"	喜塚	"	五寸	赤褐色土	六寸	赤褐色土
114	"	樋口	"	三寸	赤褐色土	七寸	暗褐色腐植砂土
115	保呂羽	玄川原	"	"	褐色土	一尺八寸	褐色砂土
116	"	沼田	"	半乾田 三寸	赤褐色腐植土	七寸	赤褐色腐植砂土
117	"	杉の木	"	乾田 三寸	赤褐色腐植土	一尺	褐色腐植土
118	"	土平兼東	"	"	赤褐色腐植土	六寸	褐色土
119	"	馬寺	"	"	暗褐色腐植土	"	赤褐色腐植土
120	"	仙居敷	"	"	赤褐色腐植土	一尺二寸	赤白土
121	"	三反田	"	"	暗褐色土	六寸	赤褐色土
122	"	群屋敷	"	半乾田 三寸	暗褐色土	"	赤褐色土
123	"	柳田	"	"	赤褐色土	一尺	砂礫
124	"	大門南	"	半乾田 四寸	暗褐色腐植土	六寸	暗褐色土
125	"	大門東	"	"	暗褐色土	"	一尺四寸迄腐植土以下礫
126	輝井	岡下	"	乾田 三寸	赤褐色腐植土	八寸	二尺二寸迄赤褐色砂土以下礫
127	"	成畑北	"	"	赤褐色腐植土	五寸	一尺八寸迄赤褐色腐植砂土以下礫
128	"	上台東	"	乾田 五寸	褐色砂土	一尺三寸	一尺八寸迄赤褐色土以下礫
129	"	又保屋敷	"	半乾田 三寸	暗褐色腐植土	二尺	青色砂土
130	"	根付前	"	乾田 三寸	赤褐色土	七寸	一尺八寸迄赤褐色腐植土以下礫
131	"	柳原	"	"	赤褐色腐植土	一尺二寸	礫
132	"	清水ヶ原	"	"	赤褐色腐植土	一尺	一尺八寸迄赤褐色砂土以下礫
133	"	中川原	"	"	赤褐色腐植砂土	"	褐色砂土
134	"	下川原南	"	"	淡褐色土	一尺八寸	礫
135	"	"	"	"	褐色腐植土	一尺七寸	褐色砂土

(2) 代表土壌の理化学的性質決定成績

(a) 代表土壌の化学分析表

土壌採取地名	地目	吸収係数		風乾細微土				NPK成分			酸度
		窒素	炭酸	水分	窒素全量	炭酸物	燐酸	加里	石灰		
大字真坂要害前	田	102.97	259.62	21.50	0.3518	6930	0.0270	0.0102	0.0907	4.5	
大字大館扇田上	"	107.50	229.52	23.00	0.4363	7110	0.0255	0.0145	0.1113	7.0	
大字清水千刈町	"	178.23	302.54	22.80	0.3505	1600	0.0175	0.0105	0.1260	6.0	

(b) 代表土壌の淘洗分析表

土壌採取地名	地目	層別 土中土	細土百分中							細目 土中土	粗目 土中土	土 賦
			60-10	40-60	20-40	10-20	5-10	2-5	1以下			
大字真坂要害前	田	903	30	20	180	270	270	180	90.3	9000	砂質土	
大字大館扇田上	"	967	30	50	120	220	350	230	92.0	9600	粘土	
大字清水千刈町	"	973	10	20	170	200	350	250	97.0	9681	"	

(c) 代表土壌の重量

土壌採取地名	地目	風乾細微土百粒重量 (g)			及当土重量 (g)
		粗状	密状	平均	
大字真坂要害前	田	6775	10920	8324	22184
大字大館扇田上	"	5458	10546	7693	20505
大字清水千刈町	"	6402	10906	8091	21571

(d) 代表土壌の理化学的性質決定成績説明

大字真坂要害前土及大字大館扇田上土壌は何れも洪積層に属し性質類似す。淘洗分析の結果土壌は砂質土に於て土壌重量を軽く科学分析によれば吸収力は窒素は普通なるも炭酸は相当強し。窒素全量は稍々多し

有効成分は加里及石灰に欠乏し、有機物は之より欠乏の甚しからず、要するに之等兩土壤は地力中等以下のものと認めらる。

大字清水千刈町土壤

本土壤は剖水分析の結果壤土にして理化学性良好なり、化学分析の結果は有機物の吸収力稍々弱き外有効成分稍々欠乏せり、要するに本土壤は地力中等のものなり。

(3) 施肥其の他の改良要項

以上現地調査、土壤の理化学的性質検定成績を掲げたるを以て場内試験及栽培試験結果を参照して以下肥効栽培上改良すべき要項を示せば次の如し。

(4) 水 稻

本町の一般の排水の良好なる壤土乃至適土をなし地味中等にして水稻の生育順調なり。

改良方法は総論に記せる處に依りて可なるが今施肥の標準量を示せば左の如し。

堆 肥 300<sup>x</sup> 大豆粕 5<sup>x</sup> - 75<sup>x</sup> 石灰窒素 5<sup>x</sup> - 6<sup>x</sup> 過 石 4<sup>x</sup> - 5<sup>x</sup> 硫 加 1<sup>x</sup> - 1.5<sup>x</sup>

石の内硫酸加里は草木灰、石灰窒素は硫酸アンモニアを以て代用して可なり。

三進川流域山林崩壊

三進川流域における山林の崩壊原因概況

三進川における崩壊の原因は種々あるが、これを大凡かに分類すれば次の如きである。

現地の状況及び雨量等により次の如く区別して見た。

三進川地帯 東駒村馬天崎に於て、この地区一帯は縣界にみられる輝石安山岩又は粒状安山岩の露出の地は第三紀層に属する水成岩及び砂岩である。

(1) 水成岩地帯の崩壊を見るに、基岩と風化土壌との境界が明瞭として、この間に降雨のため風化土壌が水を含んで重量を増し、基岩との摩擦抵抗が減少し崩壊を発生した。これは特に三進川流域馬天崎村に多い。

(2) 地中に存在する石灰質面岩質凝灰岩が地下水により化学的分解したため、甚だ軟くなり、地表面は液を打つて大崩壊を発生した。三進川流域東駒村にこの例がある。

(3) 基岩と表土との間に可動性の薄層が介在し、これが水を含んで甚だ軟くなり、そればかりではなく表土上には杉のような浅根性の樹林、又は灌木等が散生し、山腹の傾斜度が20°以上である三進川流域、湯澤村、文字村の崩壊が以上の様な原因で見られる。

(4) 溪流の浸蝕作用が行なはれて（横浸蝕、縦浸蝕）兩岸剛壁が高くなり、風化土壌並に山脚が安定を失つて崩壊を起した。

以上各原因は各河川の小流の崩壊はこれに属するもの

のと見える。

(5) 森林の盛否と山崩の相関性については樹幹、樹根の腐蝕的作用により侵蝕防止や崩壊防止の効用を有する外森林自体が樹冠遮断や又は樹根の腐蝕により或は森林土壌中の棲息する動物の作用によつて土壌空隙が多いため透達量を増大する事実は容易に認められる。このことは森林が流量調節となり土砂停止となり、流水時間と流量量の互の関係を有す洪水の被害を決定づける三迫川の東駒村の国有森林地内の可動土量の比に民有林内に見られる長土又は岩と状態は同水も森林地、散生林地或探跡地植木地等に多く見られる。特に馬天崎村の一部の松の深根は基岩と表土との緊密平衡状態をへ覗けるのである。

以上は原因の辺りにすぎない。その起因ともなるべき掘削条件は降雨量の異なることにあることは村人も否定できない。

山崩の原因箇所土量及状況について

(6) 迫川流域に於ける山崩の状況

三迫川上流東駒村の山崩の状況は一般に地上多く壯年期に頻発するのではなく、時期的なものであり地上の上部には凹地が生じて居る。又三迫川支流である馬天崎村の馬天川流域は灌木地、無立木の山崩多く群岩上や岩前を伴い一種特別な崩壊形態である。俗に里人が言ふ山津波現象であらう。降雨により基岩上部の表土が飽和の状態になり、重量の増加による表土に発生し落下した長土は川筋に沿って奔

流し、沿岩の樹木、耕地、道路等を一瞬にしてなき去つてしまつたのである。

三迫川上流又馬村に於ては馬天崎村と同じく長土とが多く耕地道路等の被害が多い。

一迫川上流花山村に於ては、山腹上部が地盤多く許に灌木地、杉の速林地(二年-十年生)が多い。又金田村に於ては小沢の山腹面は小さな長土とが許に多く、それがため小沢に於る小堤が破壊されるものが箇所に見られる。

崩壊土量の推定はまた極めて困難であるが崩壊面積に平均可動土量を乗じた数量が考えられる。

迫川流域に於ける崩壊箇所調  
(数量崩壊田地を含まず)

流域名	郡	町村	面積 ha	崩壊 箇所	二三年 崩壊	二三年 崩壊	計
一迫川	東原郡	花山村	22	6.00	6.00	7.50	13.50
		金田村	25	6.90	12.80	4.90	24.60
		一迫町	27	16.10	2.00	2.20	24.30
		長崎村	20	1.10	2.00	3.00	6.10
小寺			104	20.10	22.80	18.60	71.50
三迫川	東原郡	大平村	30	-	10.20	3.84	14.04
		香次村	59	48.00	4.50	4.50	57.00
		尾根村	22	3.50	2.00	3.00	8.50
小寺			111	51.50	17.00	11.54	79.84
三迫川	東原郡	東駒村	45	10.10	22.00	4.50	25.60
		岩崎村	26	1.00	3.00	2.20	7.20

流域名	郡	町村	軒数	昭和17年前	昭和18年前	昭和19年前	計
三迫川	栗原郡	島大町村	29	-	200	1050	1250
小計			119	1110	700	2320	4090
合計			324	2270	2680	5314	19264

三迫川流域に於ける前年による耕地収容調

流域名	郡	町村	昭和17年前 前年面積	②山前 にありの	③土砂 にありの	備考
一迫川	栗原郡	花山村	750	400	250	被害面積は調査に調査したものでないが、調査によるものである。
"	"	金田村	490	0	1050	
"	"	一迫町	320	0	1500	
"	"	長崎村	300	0	500	
小計			1260	1300	3900	
二迫川	栗原郡	文字村	384	0	200	
"	"	鳴沢村	450	0	1500	
"	"	尾松村	300	0	1200	
小計			1134	1700	3400	
三迫川	栗原郡	栗駒村	150	0	2500	
"	"	若手町	320	0	500	
"	"	高文町村	1050	0	2500	
計			2320	7500	7000	
計			5314	10500	14300	

XXIII 三迫川に於ける昭和十七年より昭和二十一年までの伐採跡造林面積調(ニ伐採P造林)

流域別	種別	昭和17年度	昭和18年度	昭和19年度	昭和20年度	昭和21年度	計	備考
三迫川	C	1000	1300	1457	1296	1480	6987	
	P	296	262	215	76	102	171	

XXIV 三迫川に於ける国有公私有林野面積調

流域別	種別	国有			公有			私有			計	農耕地
		山林	原野	計	山林	原野	計	山林	原野	計		
三迫川		17098	150	17248	8232	2287	7297	20016	50217	7447	57664	
計		17098	150	17248	8232	2287	7297	20016	50217	7447	57664	

XXX 村の発達について  
(持の干拓地中にある村)

1. 村の発達

(1) 原始時代

伊豆沼沿岸の地域たる東原郡若柳町 畑岡村、志波姫村 玉澤村、登木郡北方村 新田村の一町五村に亘る地質を換すれば 平野の地方は概して沖積層に属し層々洪水の汎濫を受け其の上は概内畑岡に於て壤土又は壤質土大部分を占め沼の近傍には処々下層の泥炭を含むあり。佐右廻川右岸は概々平地にして一面荒蕪葦原の原野なり。

一度降水に際しては南河水は平地一帯に氾濫し始む一犬湖状を形成し只僅かに処々の洲岡に小窪ありしもの如し。

考古学上史料に就すへき先住民族の遺物によれば有史以前の原始時代には蝦夷の先住民族によりて最味たる自然生活即ち狩獵、漁撈等により生計せるもの如し。

茲 考古学的史料

1. 蝦夷穴 現在せるものは僅かに東原郡畑岡村 光明寺附近の一ヶ所に於て疎道築館 吾柳線上約八木の穴腹にして徑一米 内外の不規則形を呈し深さ約一・二米あり。

2. 貝塚 貝塚の蹟着るものは畑岡村字貝殻の田圃及び全村敷味等沼の畑中に存するも沿岸各地に於ても発見す。

貝の種類は沼貝に属し風化するも化石に呈らざり。往昔住民の食糧に供せられたるものと思ふせらる。現在加里肥料として施肥せられたり。

(2) 王朝時代

日本武尊の御東征、粟行天皇の東北御巡行と大和民族の東北漸進により漸く文化に浴したれども尚較亂雑えず崇神天皇の御代、西道將軍を遣き、豊城入彦命と東國に派遣し武甕槌天皇の御代に國孫を命じて國主、深土等を遣き、聖武天皇の御代に國符 多賀城と築きて征討の根據地を定めたり。

延喜將軍を遣き伊豆城を築き城柵を設けて領土に努めたるにより探検する深土を漸く正化し上着しく土壌となり夷狄として農耕を爲さしむるに至り沃穡不毛の原野も漸次開拓の賜を蒙るに至りし。

茲 考古学的史料

1. 伴里垣 東原郡畑岡村光明寺附近にあり、桓武天皇の御代、坂上田村麿東夷征討の際此の地に軍陣を布き錦旗を止めたりと言ふ。故に旗置村と稱したるしが、後世訛りて畑岡村に成せしと云ふ。

2. 通踏及土器 昭和二十三年春伊豆沼築根工事の際土塚場たる東原郡畑岡村敷味の畑中より通踏らしき(兼虎人形身長一〇程)及び石矢筈、上蓋等発見せり。

稱天皇の神授景雲元年に伊豆成成り同年十一月  
伊豆城地に東原郡を置きたり。同二年十月の勅に  
「伊治・桃生に住まふ事を案心むのには宜しく膏腴  
のより住せしむるに備ひ安置し法に依り給懐すべし。」  
と。又三年二月の勅に「桃生・伊治の二城造宮に  
て守る。版上沢邊。其の毛髮縷云々」とあり。

同年保良の百姓二千五百余人を伊治村に入領せし  
むるも伊治村の夷族の割據懐懐なるため他地方民の  
入領は妨げ未なり。

延暦十三年坂上田村麿の東征により伊治村及附近  
の越族を掃蕩し同十五年十月には相模・武蔵・上野  
常陸・上野・下野・出羽・越後等の國民九千人を伊  
治城下に遷し以て伊治・東原一帯の地を民の租民  
地となせり（伊治城は現在の東原郡富野村にあり）  
当時の租民は池田氏の制度なり。

（伊治城は四町又十七町にして屯田兵は此日府内に  
任はせたるものゝ如し）

後醍醐天皇御宇に於て東原郡と改められたり。

東原郡は伊治村なる伊治城と玉造郷とを連絡する  
中間に於て東原の莊と号したる地なり。之を分ちて  
邑とせり。

2 封建時代

文治五年源頼朝、泰衡を討ちて、こよ渡すや葛西に  
郎清重と奥州肥後行とし郷を合して郡とせり。

群雄割據時代のなりの租民塗炭の苦しみに耐えず、  
毎の百姓一掃を起し領主に悦ばれぬも伊豆政界の政  
下に入りて大業を得たり。爾來伊豆領として明治維新

に至れり。

藩政時代には伊豆沼田地区は凡て東原郡に包含せ  
られたり。

維新前の戸口に就いて封内風土記によれば（明治の  
初年）本郡は其の邑72 其ノ数 2,918 其戸口 65,621  
其の中北五邑戸口凡て392 新田邑戸口凡て218 畑岡  
邑戸口凡て196 吉柳邑戸口凡て570 蘇次邑戸口凡  
て39 照選邑戸口凡て128 なり。

2 維新前より現在に至る。

明治二年富野村 北野村 新田村は盛水郡に属し同  
九年変遷を得て宮城縣管下に移れり。

維新前には於ても郡町村の廢合屢々行はれたるも年々  
少くは着しく増加せるに依り 明治年間に於ては自作  
農は漸次減少し及村の自作兼小作、及小作専業の者の  
増加を見たり。之は耕地肥沃なれども道川の泥塵の累  
加之様ひ農家の筋を衰せり。

古來伊豆沼田邊に住民は伊豆沼、長沼の漁撈と農業  
と兼業し來れるも人口の増加の様ひ農業専業となり、  
耕地の不足と兼し遂に伊豆沼沿岸の開拓に着手せり。

結 論

1 東原郡細岡村

伊豆沼沿岸には今尚穴居時代の遺跡残り居れば、太  
古より人類の居住したる地なるは疑ふべくもあらず。  
元は嶺置村と稱したり。明治維新前は上畑岡、下畑岡  
の二村に分割せられたりしも明治二十二年合併し現在  
に至る。

26

-124-

細間村は広大な伊豆沼を抱く水浅く夏熱多く雨も  
不期氷島に連氷池なりし居住民は古来狩獵と農務に就  
事し生計を立てたるも漸次人口の増加と隘狭により農  
務の減少を来し遂に農業に及ばず余儀なくせし水沼の  
周辺の開拓に進みたり。

然るに一方耕地面積の狭隘く近川の氾濫は同村の農  
業経営を不安に導き近年に至り離村するもの年々累増  
の傾向あり。

2 東原郡玉沢村

本村は往時の沢沢、太の八沢、照越各邑を合併した  
るものにして東に伊豆沼を控え、大部分は山地なり。  
沢々の沢田を有す。

本村は従来伊豆沼と広大な山林を有し両面に生活  
の資を求めたるも従来不振の回り最近豆炭の採掘に  
従事すると共に農地の開墾に努めたり。然るに本村は  
殆ど低陸なる沢田にして一期降雨の際は雨水氾濫によ  
り甚大な水害を蒙る状態なり、亦耕地の不足は伊豆  
沼沿岸の開拓に進出せしむるを余儀なくせり。

3 登木郡新田村

本村は北に伊豆沼と谷み東に長沼(占孫山沼)を有  
し広大な山林を控え往時は原始的な生計に通ずるもの  
の如きも天明年間には於ては新田を新と伝ふる水戸家  
は独りて移住あり。近年人文の発達と人口の増加は原  
始的生計より遂に農耕に転換を余儀なくせり。伊豆  
沼及長沼の周辺の開拓に着手すべしと至り。

1.27  
926

2036.245.9  
No.145

昭和二十四年三月五日

神奈川縣災害復旧工事実施監査報告書

経本部員 宮沢吉弘

全 久松

一月二五日 至二月三日

一月二六日 一報事情聴取  
県土木、港湾、公立学校災害書類監査

一月二七日 耕地、林地、荒廃林地災害書類監査

一月二八日 至二月三日

現地監査、視察ヶ所、添付図面通り  
災害復旧工事 總括表(第一表) 内訳表(第二表) 箇所報告(第三表)

添付図書通り

雨量分布図、雨量図表

河川水位図表

風速、波高(分明せず)

災害箇所図  
別表添付図書、図面通り

監査意見

神奈川縣に於ける災害は二三年度六月、九月(アイオン)相繼いで起つたため、復旧要求額は各部門別に相当多額にのぼつてゐる。今事業分類別に要求せられたる災害箇所数及び災害復旧額と各主管省の災害査定官が査定したる箇所数、災害復旧所要額を表示するに左の如くである。

事業分類	箇所数	要求額A(円)	箇所数	各省査定額(B)	B/A
(一) 河川	一四七	一六九、九一六、〇〇〇	一三〇四	一、八八四、〇八五、三九九	七六
(二) 海岸	一四	一、七〇、三三二、〇〇〇	二九二	一、四八三、一三五〇〇	八八
(三) 港湾	八	一、四六九、四三六、〇〇〇	一四七	一、五五四、八八〇〇〇	八八
(四) 橋梁	一	九二、一一一、〇〇〇	六五〇	一、〇三六、八五五、七三五	七〇
(五) 道路	一	九二、一一一、〇〇〇	六	八、六三二、一〇〇	九三
(六) 耕地	一	六四七、二八四、〇〇〇	一三	五、五〇七、八六〇〇	八三
(七) 雑穀	一	五九五、二二三、一四八	一九六	三、五四〇、二〇六、〇〇〇	六〇
(八) 耕地	一	二二二、一三三、四七〇	一	一、二七六、九七、八三四	七九
(九) 耕地	一	七、一〇六、六六七	一五九七	一、八三、一八八、四二一	七三

24  
35  
92



公共施設	農林水産等	(一) 林道災害	(二) 荒廃林地	(三) 公立学校	合計
二四七	四七五	一四三	三七	六	一
五九四三三〇〇〇	一〇一七二五八〇〇	五四七二〇二〇〇	二八八六四九一九六	四〇八四四〇〇	三〇六四九〇五七四
二三一	三八三九	一	一	一	六
四九八四三三五六	八〇九四九一四二	四三六九五八四	七四四四八〇〇	六九七六八〇〇	二一〇九五九三三七
八〇	八〇	八〇	二六	九八	七二

予存はち各省査定額は二億九千万円であるが、此の約八七パーセントを占むる土木災害に就て、之を過去の災害状況と比較して見ると、左表が得られる。

各年土木災害額

年	被災額(円)	物価指数換算額	物価指数	二三年を比
昭和五年	二八五一二二	九九〇〇〇〇〇	八四	二〇
六	一〇四一五〇一	三五八〇〇〇〇	八八	二二
七	一一三〇八九	四三三〇〇〇〇	九四	二九
八	一一五二六六	五五〇〇〇〇〇	一〇〇	二九

年	被災額(円)	物価指数換算額	物価指数	二三年を比
昭和九年	四六二四五二	九九〇〇〇〇〇	八四	二〇
十	一七三一六八〇	三五八〇〇〇〇	八八	二二
十一	二二六四九〇	四三三〇〇〇〇	九四	二九
十二	三〇二三八〇四	五五〇〇〇〇〇	一〇〇	二九
十三	六四七一五二	一一二〇〇〇〇	一〇五	二九
十四	五〇一四三	七八〇〇〇〇	一〇七	二九
十五	七六七一〇五	一〇七〇〇〇〇	一三〇	二九
十六	七六〇四一五	九九五〇〇〇	一三九	二九
十七	三一二八三五	三七〇〇〇〇	一四九	二九
十八	四六七六〇八	四八二〇〇〇	一五八	二九
十九	二八〇五六一〇九	二二六〇〇〇	二二五	二九
二十	九一四一六一三	一七七〇〇〇	一七六	二九
二十一	三五六三四二九一八	九一〇〇〇〇	一七六	二九
二十二	一八八四〇八五三六九	一八八四〇八五三六九	一八二	二九

之で見ると二三年度土木災は日銀額による東京湖産物価指数基準で換算して別算する  
 分の上廻る事がわかる。  
 (其) 昭和二十年度は終戦の年であつて査定は相当困難を以ていたであらう。比較データ  
 として妥当でない。

此の様土木災の大であつた事は、自然他の災害特に耕地災に決定的の影響を持つて  
 いる。あつて、米粟の如く食糧の入口物を移入に仰がねばならない。災害に付  
 する事後措置は全く急を要するものでなければならぬ。然し乍ら一方に於ける財政難  
 は之に對する処置を危むすれば放任しがあつて、地方民は請願具の他に聲白ない状  
 態であるが、此の事は安定本部、大蔵省等は其の対策に對して充分研究しなければなら  
 ない事を示唆してゐるのである。

二 然し乍ら、災害地監査の結果、各省別個々の問題を拾ひあげて見れば概是正される可  
 き点多々包蔵してゐるので有つて之に對する意見を次に列記する事とする。

一 各省査定方法の相異  
 府県土木災に對しては、査定官が現地視察をする事を立前としているが、農林省は  
 近年や、現地視察を重視して来ているに過ぎないし、文部省は現地視察は行つていな  
 い。

今申請ヶ所に対する現地視察状況を見ると

事業分類	事業内容		申請ヶ所(件)	視察ヶ所(件)	視察率(%)
	事業内容	申請ヶ所(件)			
土木災	縣道(含橋梁)	二六一	七〇	三三	
	縣河川	六二九	二四九	四〇	
	縣砂防	二三〇	一五五	二四	
	市町村道路(含橋梁)	二一七	三一	一四	
	市町村河川	一〇〇	九	〇.九	
	市町村砂防	一	一	一〇〇	
	市町村海岸工事	六	〇	〇	
	港	一四	一四	一〇〇	
	耕地	四〇七	四八	一二	
	林道	一一〇	二	二	
学校災	公立学校	六	〇	〇	

右の表に見られる様に、港湾を除けば土木災で二九物、耕地一二物、林道二物、学  
 校は〇物となつてゐる。各省共災害査定は少数の査定官が、短時日の間にしうべなり  
 ればならないのであるから、ヶ所数多い場合は、その半数以上をしうべする事は不可  
 能であらうが、せめて申請金額に對し視察ヶ所の申請額が五〇物に達する程度は視察す

この事が望ましいのではなからうか。  
此の様な見方からすると各項目どうなつてゐるかを比較して見ると左表が得られる。

事業分類	視察ヶ所		非視察ヶ所
	申請額(A)	視察ヶ所(B)	
県道(自費)	231,549,500	170,573,300	74
県道(国費)	142,847,200	102,393,200	71
市町村道路(自費)	595,223,148	1,840,179,399	31
市町村道路(国費)	115,784,000	515,607,000	45
河川	413,538,800	765,330,000	19
海岸工事	639,440,000	487,400,000	20
港	647,284,000	647,284,000	100
港地	232,234,470	550,303,447	24
林道	547,220,200	254,192,500	46
学	408,440,000		

即ち、港湾、県道路、県河川、市町村道路は実質的に其の大半以上が視察されてゐるが、其他は全般を律するにほ稍々妥当を欠く懸がある。  
次に視察ヶ所と非視察ヶ所の要求査定比率をよつて見よう。

事業分類	視察ヶ所		非視察ヶ所	
	要求額(A)	査定額(B)	要求額(A)	査定額(B)
道(国)	1,023,332,900	1,482,447,000	6,977,200	5,515,800
可川(国)	1,023,332,900	750,198,600	4,041,393,000	2,492,927,350
可川(自)	252,298,661	182,698,800	3,431,033,870	2,713,311,800
併他	550,330,470	396,054,300	1,771,041,330	1,440,000,000

となつてゐて、此の点には一定のルールは認められない。

(二) 査定官の権限

各自治体査定官は大臣代理として派遣され、査定官の査定額は絶対であり、その費額は概算を見ても貰えるとの観念が(過去の大阪府との申合せに基く)維持されてゐるが、現在の戦後国民経済の不安定な時期には此の観念は改めるのが妥当である。

此の通念あるため、河川外一川の改修事務所が既に設立される等の事例が起つてゐるし、又近年の如く、一般費の不足する場合、理由ある限り一般改修費を災害にふりかえんとする傾向を生ずる懸が出て来る訳である。

(三) 単価の問題に就て

各省共大体査定基準として「一位代価表」を作成し、之に基いて工事費を算出して

いふが、現地事情は必ずしも之と一致しない。又は労務を標準賃銀で得んとすると勞働時間短縮となり結算能率が下つて工費がかさむと云ふ事になるためであつて、若し此の面に過切な手を打つ事が出来るならば、災害費の節約は可能となるであらうが、此の向題は就く時、今後災害現地調査等で充分実態をしらべ、今後打つ可き方策を考へる必要があつたと懸はれる。今般の調査のみでは、之に對して過切な結論を得る事は、不可能であつた。

(四) 耕地災に就て

公共地銀を以て考へた場合、耕地災害の補助は被災耕地所有者個人に附与される訳である。此の事は農民に對してのみ何政此の様な補助をしなければならぬのか、又此の様な政策を永久にとつて行く事がよいかと云ふ疑問を投げかける訳である。或る程度現在の如く、価格に於ても販売の面に於ても農産物の統制を受ける農産生産者に對し、此の種の不可抗力の災害に對して、國が援助しをければならぬのだと云う議論も成り立ち又農産生産者に對して特別の財政補助をなすべきではなく、金融の道を講ずるのがよいと云う議論も成立するのであるが、根本的に考へなければならぬ問題は日本の農業構造その他のものが受つて零細な基盤の上に成り立つていて、経営形態も如何等資本主義的な発達を遂げていない許りでなく、どちらかと云へば兼取された段階であつて、資本の蓄積がないと云ふ事にあるのである。此のため些少の災害に對しても國家の補助なしには再起出来ないのである。

今水系列に内系市町村が受ける耕地の災害の状況から一戸当りの平均被災額を求めると左表の如くなる。

水系列	町村名	耕地面積	被災耕地面積	被災家数	一戸当り被災面積	一戸当平均負担額
府	岡本村	一四九〇	四〇三	二四三	一六五	四〇、二四四 (三分の二は水田、三分の一は畑地と雑草)
市	南足柄	一四三七	四七二	三〇二	一五五	三九、四三〇
内川	北足柄村	八〇三	一八四	二六七	一七七	三七、九三〇
早川	仙石原村	五五九	一〇	二〇	五五	一九、〇六五
市	宮城野村	二四四	三五	七〇	五五	一九、〇六五
市	湯本町	七七	一三	一〇	一三	三九、五八八
市	小田原市	三二、三四	五七	一〇六	五四	二〇、五八九

( 援旧費水田 三八、二九円、畑 三、二五円、 )

となつて一戸当り平均被災額は、現状に於ては決して大きいとは云えない。そこで今後如何に性格の公共事業に對し、どう云う考へをもつてまいらねばいかといふ事が向題となるのであるが、現状の如き補助政策が農民を根本的に救援する事に

が否かであるが、必ずしもその故には考えられないのであつて、出来得れば現在、農業復興の指導、農具、肥料等の配給を主として、農業共同組合が中心となつて、我々の農業の近代的経営化にすゝむより外の方策はないと思はれるのであるが、かゝる一回への移行には、漸く相当の時日を要するのであろうから、此処当分は現状から大衆をなす事は困難であらう。

大衆の補助政策の悪い点は、非科学的な査定基準によつて災害復旧費が計上され、公債的を憑拠を剥くして、現地視察の結果得られた個々の問題から二、三の点を指摘する事とする。

(一) 旭産関係  
三崎港  
申請番号々の防波材工及ふの耐傷場所コンクリート程度は、例令災害であつて補助の対象から除去してもよいと思はれるが、特に此の二工事は災害とは認められぬのであつて当然除去すべきものと思ふ。

(二) 河川砂防関係  
中一一般改良を加味して設計査定せられてゐるものがある、その最も著しい例は早川河口へ工事番号ハ一四一、ハ一六の災害復旧工事であつて、若し之を復旧に止めらば千五百万円程度ですむものが一億円近く査定されてゐる、此の種改良は、

河川の災害から見れば、技術的に当然なされるべき改良ではあるが、かゝる場合災害費としては千五百万を計上し、其の他は一般費として計上する様にした方がよいと思はれる。

更に神奈川県の河川はすべてワイルド・リヴァーであつて、河床を安定させなければならぬ段階に立至つてゐる、此のためには、堤防の復旧もさる事乍ら上流の砂防工事をすゝめざる限り今後の災害は増加の一途をたどるのであろう、この様を意味かうすれば、砂防工事に対する一般費の計上も余程考へる必要があるであらう。

又地方に於て一般の直轄河川工事に就ては、分租金とせられるだけで工事が一つも進捗しないと云う非難の声をきいたのであるが、之は一般費が不当に圧縮されてゐる事を物語るのである。

(三) 道路 橋梁関係  
神奈川県の主要道路は殆んどすべて占領軍の軍用道路であり、災害の復旧は強く軍から要請を受けていて他の災害と同一尺度では議論出来ないが、一般改良分と災害の費用との限界と河川の場合と同様を考へて判断とさせるのが望ましいのではなかつたか。

(四) 浦島ヶ丘新制中学災害復旧工事  
本工事は横浜市が大蔵建設株式会社と三百二十四万円の請負金額を以て二三年三月二〇日契約を締結した建築工事であるが、当初竣工同年三月三十一日の起九月三十日迄

期限の延伸を約つていふ。

九月十六日災害を受けたる日迄の出来高に對し、既成部分は約八五割であつた。當時の状況を聞けば、硝子未入等のため完成に至つていなかつたのであるが、之が原因でツイオン地風の突風により崩壊したものであると云う事であるが、附近は民家も少ない園の上にあつて風当りも特にかどかつた事は考えられるが、布全被としての倒壊も原因は、全被三、半被一であつて、極く些少であつたから、果して原因が不可抗力的なものであつたか、業者の不注意又は手ぬきによるかは、半被を経過せる今日判定出来る事である。夫、かゝる重要工事に對して、半被を経過する今日被災額が大であると言ふ理由で全然既成に着手してはいない施工業者に誠意のあるものとは認め難いのである。

一方損害額旧型の市の調査表は次に添付してある。因書によつて知られる如く、資材費に於て、明らかで増額が計上されてあり、労務費に於ても、損害人工に對し、復旧人工が過大に計上されていふと思はれる点があるであつて、此の算定額を殆んど全額採用してゐる事は文部省の査定も亦甘いと考へられる。

然しながら此の事は、偶々本工事に於て見られた感例として觀過する事は出来ないであつて、本例は我國に於ける請負制度の欠陥の一断面を示した好材料なのであるかう。平素抱いてゐる私見を述べる事とする。

我國に於ける請負契約は、表面は確かに

### 「有償、双務の完成契約」

の形態を帯つてゐるのであるが、此の契約書をつぶさに検討する時は、その内容に於て、比喩的な色彩を多分に帯びてゐるのである。一例へば、紛争の解決は決して才三君の判定に委ねらるる事なく、大体に於て当事者同士の示談によつて解決される仕組みになつてゐるのである。此のために発注者が強力の場合には、発注者の一方的意志によつて判断せられ勝ちであるし、発注者が無力である個人等の場合には、施工者の一方的意志によつて、判定が下され勝ちなのであつて、当事者間の關係は決して近代的意味に於ける取柄、義務の對等を立場に立つてゐるのではない。此の事は我國に於て此の種事業の契約上の紛争に對する一つの判例を見ない事によつても窺ひ知る事が出来るのである。

民法は請負工事中の危険の負擔者は施工者側にある事に規定してゐるのであるが、契約書は一般に、天災不可抗力的損害に對して、特に施主が認める場合は、発注者負担してゐるものが多い。此の事は、此の種事業の他産業と異なる一つの特性として認める事が出来るのであるが、果して災害の原因が、設計の不備によるか、施工者の怠慢によるのであるか、或は不可抗力であるかの判定は、常に利害相反する当事者間に於てなされるのであるから、そこに自ら発注者が強力であるか無力であるかによつて結果も異なり扱を異にする事になるのも亦自然の理である。

その上、我國の土建業者はその發達過程から至つて封建的であつて、決して近代的

資本主義的発達とつてあり、前資本主義的存在なのであつて、此の事は右下の  
 べた像を模範に對して何等かかけているのである。抑々土建産業は、その施工過程に  
 於て、不可逆力的の天災と受ける機会に至つて大きく、他産業の比ではないのであつ  
 て、此の種の危険負担を当事者同様に持たせると云う事が無理であり、踏むのであつ  
 る。此の点を論じて先づ、「相互保償の制度」が採用されるべきならばならない。又法廷  
 に紛争の解決を求め、前に、技術的を判定によつて解決出来る問題がより多いのであ  
 るから、評議士に相当する「建設士」の資格を決定する新法令の決定を望んで止ま  
 る。

かゝる制度の採用は、我が國の上建産業の近代化、民主化と根本的にすゝめるであ  
 り、うからであつて、此処には細かい点に於ける事としないが結論的に平素の私見を記  
 述するに止める。

結 論

- 以上の点を結論的にのべれば
- (一) 全般的に災害工事に対する各省の査定は、より科学的な基礎の上に立つ事が望ましい。
  - (二) 現状變回費を計上し、改良費を伴うものは、災害費と一般費の区分を改める様にすべ  
 きである。
  - (三) 一般費を増加し、災害防除の根本的事業を推進しなげればならない。
  - (四) 軍需の点は、今後充分研討して、打つべき手を考える必要がある。
  - (五) 新設災害中公共施設以外に對しては、將來根本的な対策を考ふる必要があるが、現設  
 態に於ての飛躍は、畏れなき縮小させられなければならないから慎重を期さねばならない。
  - (六) 我國の請負制度を根本的に立て直す事を考慮しなげればならない。此のため、
    - (1) 危険負担に對する相互扶助の制度を確立すると同時に、
    - (2) 民事、刑事に對する辯護士の役割を担う「建設士」とオーソライズレ、設計承認  
 権である。

10 38. 24 5. 1

No. 146

福島縣昭和二十三年度災害復旧事業監査報告書

昭和二十四年三月八日

一、監査官

部長 櫻井史郎  
部員 平手久之助

二、監査日程

一月二十五日 県庁に於て監査書類に基き説明聴取  
 二十六日 伊達郡、信夫郡の一部、福島市  
 二十七日 伊達郡  
 二十八日 相馬郡  
 二十九日 相馬郡の一部、双葉郡、石城郡の一部  
 三十日 石城郡、双葉郡の一部  
 三十一日 石城郡の一部、西白河郡  
 二月一日 岩瀬郡の一部、安達郡

尚理地監査の箇所数は次の通りである。

土木災害	九二箇所
道路	二二
橋梁	六
河川	五八

海岸	一
港湾	三
漁港	二
耕地災害	三一
耕地	大
公共施設	二五
荒廃林地	五
林道災害	二

三、各省の査定基準並に査定方法

建設省

土木災害

(1) 査定基準

一箇所の復旧工費五〇、〇〇〇円以上と採択の基準としている。その他は災害土木費  
 国庫補助規定並に公施行細則が示す通りである。  
 尚採択した箇所については左の如き三段階の基準を設け復旧工事施行の緊急順位を  
 定めて復旧の重負を明瞭ならしめている。  
 (A) 重要河川又は路線に於て増設の恐れ多く之が公共施設又は公共の福利に甚大  
 の影響を及ぼすもので緊急復旧を必要と認められるもの。

24  
3.8  
9-6

96



(B) A級の中心技的影響範囲軽少なるもの及び施設としての等級低位にあるも影響  
 甚大と認められるもの。  
 (C) 施設としての等級低位なるもの及び災害の程度大なるものその影響範囲比較的少  
 く緊急復旧を必要と認められるもの。

④ 査定方法

県下を五班に分け各検査官が夫々各区域を分担し六日間に亘り現地査定を行ったの  
 であるが

- (1) 工費著しく大なるもの
- (2) 工法決定上最善あるもの
- (3) 経済効果比較的少し認められるもの
- (4) 応急工事を含まぬもの
- (5) 工事中災害を蒙つたもの

尋はつては実地査定をなすを主眼とし其他はつては机上査定等適宜の方法によ  
 り極力査定を簡易化と計つていた。県当局よりの要求は二四九大箇所多数にのほ  
 つたのであるが之の中現地査定を行った箇所数は二四八八箇所、他は設計書及び現  
 地写真による机上査定であつて現地実査は全要求箇所の約六割である。

農林省  
耕地災害

① 査定基準

- (1) 一市町村当り新地面積一町歩
  - (2) 一市町村当り耕地及公共施設臨時事業費の計一五〇、〇〇〇円
  - (3) 耕地復旧反当り一五〇、〇〇円
  - (4) 公共施設一箇所当り一五〇、〇〇〇円
- を境を採択の基準としている。

② 査定方法

県下一帯に亘り山台農地事務局に於て県より提出の稟請書に基き十一月月初調査  
 定を行つたのである。県当局よりの要求は二四〇四箇所の多数にのほつたのである  
 が之の中現地査定を行つた箇所は僅か四三箇所を全要求箇所の一分八厘、机上査定  
 を行つた箇所は大七箇所を全要求箇所の二分八厘である。現地机上査定併せて一  
 〇箇所を全要求箇所の四分五厘に過ぎない。

以上の実査並に机上査定の結果より査定歩合率を算出し要求額に乗じて査定額と決定  
 している。

荒廃耕地

① 査定基準

- (1) 一箇所の面積一反歩
- (2) 一町歩の耕地放棄

以上の外

(イ) 公益に影響なきところに發生せるものは除外する。

(ロ) 新住崩壊面積は被害地の実面積を採り安尺面積を加算してあるときは之を除外する。

(ハ) 既存荒廢林地の拡大部分が全面積の一割以内のものは除外し一割以上のものは拡大面積として取扱うがその実行は既設の部分の実行と同時にされるものに限り認めるものとする。拡大荒廢林地の中在来の部分と別個に施行出来るものは新生と認めることが出来る。

(ニ) 被害輕微にして自然復旧の見込確實なるもの及岩盤露出著しく今後拡大の虞れ無く且成林の見込みのないものは除外する。

(2) 査定方法

崩壊地毎に施行の緊急度を考慮せる左記の如き三段階の基準を設け、各級別に災害個数中より標準地を取り出し現地査定を行い査定歩合率を算出し要取額に乘じて査定額を決定してゐる。

(A)

(イ) 交通施設、用水路、溜池等公共施設の被害復旧に直接大なる影響のある箇所

(ロ) 崩壊の拡大又は大量の土砂流出のため下流に極めて大なる影響を及ぼす箇所

(ハ) 公共施設又は下流に直接大なる影響はないが人家その他に直接危害を及ぼし人心安定上対策を緊急必要とする箇所

(B)

(イ) 公共施設に直接影響あり、工事費との比較効果が極めて大なるもの。

(ロ) 下流に対し直接大なる影響あるものにして工事費との比較効果が極めて大なるもの。

(C)

(イ) 公共施設に影響あるも其の経済的比較効果大ならざるもの。

(ロ) 下流に大なる影響あるも比較的効果小なるもの。

(ハ) 下流に対する影響大ならざるもの。

林道災害

(1) 査定基準

一 路線一〇〇〇メートル以上とし原則として大なる土工、石積工、橋梁等技術的に指導を要すると共に多額の経費を要するものとし簡易の土工、倒産浸漬、土掘木柵等の復旧は自力復旧とすることを採択の基準としてゐる。

(2) 査定方法

被害箇所中より

(1) 被害の激甚のところ

(2) 中程度のところ

(3) 軽微のところ

の代表的のものを取り出し、実地査定とし、尚概算設計の出来ているものは机上にて検討し査定歩合率を算出し、要求額に基いて査定額を決定して行く。

四、事業別災害復旧費

昭和23年度災害復旧工事総計表

事業分類	新築		修繕		補助費	摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費		
土木災害復旧	2,506	1,889,966,571	2,290	1,700,884,175	1,088,130,300	0.83
浸透災害復旧	10	13,271,700	7	9,656,000	4,828,000	0.73
耕地災害復旧	2,404	1,202,224,200	2,224	763,360,500		0.64
林道災害復旧	186	52,700,000	49	16,440,600	8,636,588	0.31
荒廃林地復旧	480	91,410,000	185	38,500,000	18,375,000	0.42

土木災害復旧	箇所数	事業費	箇所数	事業費	補助費	摘要
土木災害復旧	10	8,397,000	4	920,000	400,000	0.11
計	5,597	3,258,619,471	4,780	2,530,371,319		

五、監査による意見

(1) 査定基準の確立について

新地災害にありてはその採択基準が大項に止り爾余は農地事務局の検査官の採料に委ねられてゐるが検査官により採査の基準が区々であり是ては査定の結果について地已により不均衡を生ずる可なりある。

かかる弊害を除去するに少くとも工事の種類、性格規模の大小により細部に互り適確な査定基準を設くべきである。

(2) 災害査定の一元化について

耕地災害に於ては農地事務局の査定が十一月末に終了したのであるが事務局の査定した復旧費を本省が無条件に受け入れるのか或は更に本省に於て再査定して決定するのかが未だ明らかでない。是に地元の市町村に於て復旧計画がたない実情にある。

災害復旧の緊急性を考ふるならばかかる屋上屋を重ねる方法を廃めて本省又は事務局一本に纏めるべきである。

(3) 個所限り設計図書複製の徹底について

耕地災害に於ては地区別（概ね市町村別）に、林道災害荒廃林地復旧については個所別に大略の概算書を複製しているのであるが設計図書等は整備されていず従つて復旧工法についても充分な検討が払われていない。

実際問題としてかかる概算書を基礎として個々の災害復旧工事を誤りなく査定することは不可能に近く査定された結果そのものが実際と違離した価値の無いものとなる虞れが多分にある、少くとも査定前に個所別に復旧工法を検討し再災害を蒙らない様にすることは勿論実施出来得る程度の設計図書を複製すべきである。

(4) 歩合査定の際止について

耕地、林道災害、荒廃林地にありては言調歩合査定を行つているのであるが、その比率は耕地災害について見るならば個所数で一分八厘、金額で四分強である、耕地復旧の如く主として人力に依存する様な作業にして然も多分に自力復旧の要素が含まれていふものは別として井堰、溝渠、水門、海老等の如き公共施設にありてはその個々に備はれていたし以上の如き僅少の比率を以て極大な災害復旧費を決定することは極めて不合理である。

災害の実態を把握し、正確な災害復旧費を決定せんとするならば歩合査定を廃止し、個所限り設計図書に基づいて出来得る限り実地査定を主眼とし、余金は机上査定とする程度にまで徹底することが望ましい。

(5) 施行の緊急度について

土木災害、荒廃林地復旧に於ては施設の重要度、被害の程度、経済効果に依りて三段階の基準を設け採択して復旧個所を分類し復旧工事施行の緊急順位を定めて復旧の重要と明かならぬ様にしていくのであるが、現下の災害予算の現状を考慮するならば耕地災害復旧についてもかかる級別を設け施行の緊急度を査定のと き併せて考慮すべきであろう。

(6) 災害復旧と維持改良について

災害復旧として採り上げているものの中には維持、改良の面を採り上げるべきものがあるが之は維持、改良の面を採り上げるべきである。その構造は何れも木工泥床であり老朽の状態にあるものが大多数を占めていた。その復旧工法は負担能力の兵もあろうが前記各様な木工泥床を採用しているものであるがその耐久力並に構造の兵より見て再災害を受け易い危険性が多分にある。この様な古い時代の井堰で然も浸透面積の大きいものは土地改良の面で積極的に採り上げるべきである。

(7) 災害復旧は個所毎に分庭して処理すべきである。

例えは水路、農道の復旧に当つては被害僅少なる箇所をも含めて集計し一箇所工事としてゐる。

亦林道復旧に於ては一路線毎に復旧費を出しているが、例えは相馬郡金房村仲入林道の如きはその中には整級な被害箇所も含まれている。之等は当然箇所毎に分離し被害僅少なるものは補助対称より除外すべきである。

⑧ 耕地復旧は必然的に水路の復旧に因縁してゐるものが多いのであるがその復旧は個々別に計画されている。例えは水路復旧に盛土として耕地の埋没土砂を利用する場合は耕地は自力復旧を建前とし水路復旧一本とすべきである。之と合様なことは耕地復旧に因縁する農道についても見受けられた。

26

テラ颱風災害復旧費(北海道融雪災害を含む)一覧表

24. 3. 11  
経本建設交通局

地方名	補助工事						直轄工事					合計	参考	
	災害土木 千円	農業 千円	山林 千円	水産 千円	港湾 千円	補助額計 千円	河川 千円	農業 千円	道路 千円	港湾 千円	航路探検 千円			直轄工事計 千円
北海道							52,000					90,000	90,000	
長野							5,000					5,000	5,000	
愛知							10,000					10,000	10,000	
兵庫							21,000					21,000	21,000	
和歌山	40,000	12,602	1,000			53,602							53,602	
岡山							9,000					9,000	9,000	
広島							2,000		5,000			7,000	7,000	
山口	50,000	21,263	1,000	3,150		76,413							76,413	
徳島	35,000	10,716	500			46,216	8,000					8,000	54,216	
愛媛	25,000	12,174		4,118		41,792							41,792	
高知	50,000	14,881	500			65,381	5,000					5,000	70,381	
福岡	100,000	18,343	2,000			120,343	8,000	300		5,000		13,300	133,643	
佐賀								800				800	800	
熊本	30,100	8,149				38,249	4,000	3,100				7,100	45,249	
大分	50,000	10,275	1,000			61,275	4,000	400				4,400	65,675	
宮崎	150,000	68,899	2,000	1,750	10,000	232,649	7,000	900				7,900	240,549	
鹿児島	160,000	82,598	2,000	982	5,000	250,580	17,000	3,500				20,500	271,080	
直轄											5,000	5,000	5,000	
計	690,500	261,000	10,000	10,000	15,000	986,500	190,000	9,000	5,000	5,000	5,000	214,000	1,200,000	

8.13,  
9.6  
✓  
10/

裏面白紙

昭和二十四年三月

農林省における災害対応策

農林省農業改良局技術研究部

20/3/10

*Hemba*

24.
3.15
9.6

102

本小冊子「農林省における災害対策」は昭和二十三年十月総司令部天然資源局農業課リ  
ンゼイブラウシ氏の要請により農業改良司大野技術研究部長の下において関係各課より  
提出された資料を整理し昭和二十三年十一月二十九日同氏に提出したものを更に整理した  
ものである。

提出資料原案作成者

総務司総務課	九山 事務官
農政司農産課	加納 技官
畜産司畜政課	森田 事務官
統計調査司作物報告課	佐藤 技官
蚕糸司蚕業課	熊本 技官
開拓局建設部土地改良課	桜井 課長
林野局林務部治山課	岩岡 技官
水産庁漁政部漁港課	桑原 技官
農業改良司技術研究部	山口 技官



農林省における災害対応策

目次

一 総務局における災害対応策	一
二 農業改良局における災害対応策	三
三 農政司における災害対応策	九
四 畜産局における災害対応策	一五
五 統計調査局における災害対応策	一八
六 蚕糸局における災害対応策	二〇
七 開拓局における災害対応策	二三
八 水産庁における災害対応策	二六
九 林野局における災害対応策	二九

総務局

一 調査

農業に関する被害の甚大なる災害が惹起したときは農林省としては各関係局よりなる災害調査班を編成し罹災縣へ調査にいく

これに基づいて夫々緊急に対策を講じている

二 防除並対策

(1) 公共事業関係の災害対策

公共事業関係の災害についてはその緊要性に鑑み夫々復旧計画を樹立し所要經費國庫助成を要求するが、國庫助成が決定すればこれに基づいて速急に公共事業の復旧を図る

(2) 公共事業以外の災害対策

非常災害に当たっては応急措置として主要食糧、鹽、味噌、醬油、又は薪炭等の緊急放出を行い、更に種苗の特配、肥料、農機具、農薬、飼料等の緊急貸付又は水防、釘具の他の主要資材の特配すると共に主要食糧については供出補正を講じている

(3) 災害地に対する金融対策

中央の措置として災害地の預金積戻に充てる資金手当をす外、農産物等の共済金については概算補の措置を講ずるとともに農林中央金庫を通じて営農資金の貸出を行う

尚長期資金として例えは昭和二十三年六月北陸震災に際しては農業倉庫農業協同作業場の建設資金として西徳田を農林漁業復興資金より融通すると共に工場等の復旧資金については復興金融倉庫より融資している。

### 農業改良

#### 一 調査研究

##### (1) 海洋気象調査

東北地方の凶冷は冬季 早春における三陸沖 オホーツク海の親潮勢力の消長並に同海上気圧配置の変化に支配されることが多く、又西日本特に中国地方の早魃は紀南沖の冷水塊の発達並に高気圧配置状況に支配されるので、農林省では特に中央氣象台において調査施設の設けている海洋調査の面に対して昭和十年度以来委託金を交付して右の調査を実施している。

##### (2) 水稻凶作防止試験

東北地方における稲作期間の異状天候 特に冷温による被害は極めて甚大であるので農林省は昭和十年度以来東北六縣を対象とし、各縣農事試験場を指定して冷温並に冷水に耐化する適良品種の育成及び栽培法の改善を目的として試験研究を実施して来たが昭和二十二年五月調査移管の際に秋田 山形 宮城 福島各縣の本試験場を打切り黒石農事改良試験所藤沢試験地(青森)及び盛岡農事改良試験所遠野試験地(岩手)の二試験地を存置して本試験と継続している。特に藤沢試験地はこの地が夏期屢々低温に襲はれるばかりでなく特に冷温自灌澆水を豊富に得られる特殊な試験地であるので専ら冷害抵抗性の強い水稻新品種の育成を行

い、又遠野試験地においては冷害頻発地における水田作改善に関する試験を行っている  
ある。

(3) 雪害防除試験

東北及び北陸地方多積雪地帯においては麦類、粟種及び緑肥等冬作物が長期積雪下  
において甚大な被害をこうむるのに鑑みこれら作物の耐寒性の強い品種の育成、特に  
菌核病による雪腐病の防除方法の確立等の研究を目的として農林省は昭和十二年新浮  
石川、福井、京都の四府県農事試験場を指定して試験研究を継続実施してきたが昭和  
二十二年五月國營移管に際し新浮の堀内試験地及び福井の大野試験地を廃して他は廢  
止となった。

(4) 旱害防止試験

中國及び九州地方においては旱マ旱魃があり特に昭和十四年度におけるその被害は  
甚大であつたため、農林省は根本的防止対策として昭和十五年度兵庫、山口、香川  
福岡の四縣農事試験場を指定し全額國庫助成金を交付して、主として水稻栽培におけ  
る用水不足対策特に育苗技術、節水栽培管理並に旱魃時における代作物等の研究に實  
施してきた。  
昭和二十二年五月國營移管に際し、兵庫、香川両縣の本試験は打切り山口縣の分は防

府農事改良試験所として、又福岡縣の分は二日市農事改良試験所系島試験地として列  
きつゝ前者は用水不足地における水稻栽培の基本的技術特に播種育苗と灌水時期及  
びその量に関する生理的研究並に施肥法の改善について試験を行いつゝある日本唯一  
の試験地であり、又後者は用水不足における水田作の改善、田畑転換栽培に関する試  
験を行いつゝある。

(5) 病害虫発生予察及早期発見事業

病害虫の発生と未然に予察し、早期に発見してこれが防除の適確を期することは農  
産物増産上極めて重要なことであるので農林省は昭和十六年度より各都道府縣に補助  
金を交付して各農事試験場において全國的組織の下に病害虫の発生予察及び早期発見  
に関する調査研究を実施している。

これに従事する農事試験場の専任職員は縣内該ヶ所に設置された専任の観察員と協力  
して定期的に圃場を調査観察を行い又縣内を広く巡回観察して右の調査をするがその  
対象となる病害虫は次のようである。

- (イ) 稲
  - 稻熱病、苗腐敗病、白葉枯病、ノイチエウ、ウシカ、イネドロオイムシ、
  - ハムグリバエ、ツトムシ、アロカノムシ、キリウジカガンボ、メイレイ、
  - アワコトフ
- (ロ) 麦
  - 锈病、白疫病、赤黴病、キリウジカガンボ、グニ、ハムグリバエ
- (ハ) 馬鈴薯
  - 疫病、テントウムシ、グマシ

- (一) 甘 藷 粟 粟 扇 十ヶシロシタバ
- (二) 大豆 ヒノコガネ
- (三) その他 都道府縣で必要と認めらる病虫害

(6) 災害に關する農業地圖の作製

農林省では全國各所に分布する所謂低産地、自然の、社会経済的諸原因について科学的に探究するため昭和二十二年度より各都道府縣に補助金を交付して農事試験場で低産地改良施設を実施中であるがその一環として過去の調査資料、統計及び現地調査の結果を基いて他の多くの農業地圖とともに次のような災害に關する農業地圖を作製中である。

- (1) 主要作物の各種病虫害の発生状況を表はす圖  
主要作物別に各種病虫害毎に病虫害発生予率及び既往の調査等により二〇万分の一の農業地圖を作る。
- (2) 其の他の災害常習発生地を示す圖  
農業保険の資料、現地調査の結果によつて風水害、霜害、霧害、旱害、塩害、雹害、冷害、猛害等について二〇万分の一の農業地圖を作る。
- (7) 農林省農事試験場における調査研究  
農事試験場においては土壤、病虫害等に關する災害の基礎的調査研究を行つてい  
例へば

(1) 気象部においては次の様な研究を行つてい

- 1. 氣象災害の調査と統計的研究
- 2. 風洞による風水害の基礎的研究
- 3. 風蝕に關する研究
- (4) 害虫部においては次のような研究を行つてい
- 1. 害虫相に關する研究
- 2. 主要害虫の生理生態学的研究
- 3. 害虫の発生と環境の關係に關する研究
- 4. 作物の耐虫性に關する研究
- 5. 害虫の薬剤防除に關する研究

二 防 除

- (1) 中央氣象台委託海洋調査の結果は月別、三ヶ月別及び六ヶ月別の氣象長期予報が報告されるがこれに基いてそれらの危険地域に對しては早期に警報を發し農作物の品種の配合調整、栽培法の修正等と關り災害と未然に防止するよう措置を講じている。
- (2) 水稻凶作防止 害虫防除 旱害防止の各試験の結果、それらの災害に對して有用な品種並栽培管理の方法が見出されつゝあるがこれら新品種については種子の確保をばかり農民に配布し奨励する。又有利な栽培管理等が見出された場合はこれが普及

勵する。

- (3) 病害虫の発生予察及早期発見事業調査結果は常に速報、警報、定期報告及び年報の形で各農事試験場より農林省へ報告されているが病害虫大発生の際もあるときは警報を發し、又初発を認めたときは速報を發して農民に速やかに防除の通期、方法、栽培管理等について勸告指導を行い、同時に薬剤その他資材の配給機構に連絡する。
- (4) 農事試験場における試験研究の結果、優良なる成果を得た場合はこれを農民に奨励する。

尚農薬会社にて有用なるものが出来た場合、これを農事検査所にて検定し登録農薬としてその製造を奨励するとともにこれを農民に利用させ病害虫の防除に万全を期している。

### 三、氣象の取扱

- (1) 中央氣象台よりは常時天気圖、氣象半旬報、長期予報（一ヶ月、三ヶ月、六ヶ月）等が報告されているが必要に応じて例へば水害あつた場合には現地の状況を知らためその地域におけふ雨量等を調べる資料として利用している。
- (2) 農事試験場においても気候報告及災害時の氣象記録は中央氣象台並に地方測候所より送付を受け研究資料とするとともに実験的研究のために自ら氣象観測を行っている。

## 農政 局

### 一、調査研究

#### (1) 農業災害に関する委託調査

(イ) 中央氣象台に対する委託調査

昭和二十二年度より中央氣象台に委託して農業災害の氣象学的検討を行っているが、これは昭和二十四年度に完了する予定である。

#### (ロ) 國土地理研究会に対する委託調査

農業災害を鳥瞰的に概観し災害の實態を科学的に早急に評価するため標高別耕地面積の測定及び高度に伴う氣象的に冷害度変化の問題について昭和二十三年度より國土地理研究会に委託して調査をなしている。

#### (ハ) 農業災害補償法に基づく農作物の災害調査

農業災害補償法の適用を受ける水稲、陸稲、麦及び蚕繭の災害による減収については、市町村の区域に農業共済組合が設立せられ、この組合の損害評価委員が水稲、麦については、一筆毎に、蚕繭については農家毎に調査する。

### 二、防除

- (1) 農業災害補償法制度においては、単に保険金を支払うばかりでなく、氣象長期予報、病害虫発生予察等によつて災害の発生を予察し、災害の未然防止に主力を注ぐ方針で

ある。

(2) 輸出入植物検疫法に基く有害害菌、害虫の侵入防止  
輸入植物等に附着して侵入する病菌又は害虫を防止するため輸出入植物検疫法（昭和二十三年七月五日法律第八十六号）に基いてこれが検疫を行い、侵入の防止に努めている。

(1) 動植物検疫所の設置

右の實施機関として次の三つの動植物検疫所及び出張所を設置し検疫を行っている。

- a 横浜動植物検疫所 同小樽出張所 同函館出張所 同東京出張所
  - b 神戸動植物検疫所 同敦賀出張所 同名古屋出張所 同大阪出張所
  - c 門司動植物検疫所 同福岡出張所 同長崎出張所 同鹿児島出張所
- 尚近く横須賀、清水、四日市、舞鶴、広島、下関、佐世保の七ヶ所に出張所を新設し検疫の強化を図る予定である。

- (四) 検疫の対象
- a 木本植物又は草本植物で生活力があるもの
  - b 切花、さし木、接芽、穂木、だい木、根、茎等植物の部分で生活力があるもの
  - c 球根類
  - d 種子、但し中華民國産の大豆及び食用に供する禾穀類を除く

(イ) 生果実  
輸入の禁止

特に恐るべき病菌又は害虫の侵入を防止するため次のようなものは輸入を禁止している。

- a 命令で定める地域から發送し又これを經由した植物
- b 病菌又は害虫
- c 土壤又は土壤の附着する植物
- (二) 現在輸入食糧用米、麦は検査を実施していないが、国内農産物の安全を確保する見地から近き将来検査を開始する予定である。

三 補償

(1) 農業災害補償法に基く災害の補償

(イ) 農業災害補償法に基く水稲、陸稻、麦及び蕎麥の災害による減収については調査の結果三〇%以上（蕎麥にあつては四〇%以上）減収した場合に、所定の共済金、各農家に交付して、その制度は危険の分散を図るため各府縣の単位の農業共済保険組合を設置して、管内の市町村農業共済組合が共済事業によつてその組合員に對して負う共済責任と相互に保険し、更に政府は農業天清保険組合の保険事業に對し再保険している。

(四) 農業災害補償法の適用を受けた昭和二十二年度（水稲）の被害面積及び支払共済金額は次の通りである。

種別	被害面積	支拂共済金額	引受面積に對する被害面積の割合	共済金額に對する支拂共済金額の割合
水稻	三九二、九〇〇 <small>町</small>	一八四、八六三、二〇〇 <small>円</small>	一四、五六%	六七、〇%

(2) 農業保險

農業保險法は昭和十四年より水稻、麦、桑葉について實施されその後昭和十八年二月法律の一部を改正し、昭和二十二年度（水稻を除く）まで實施してきた。この内容は現行農業災害補償法と大差はないが、本法と異なる点と二三挙げる。次の通りである。

- (イ) 共済目的  
水稻、麦、桑葉、水稻と耕作する小作地の小作料
- (ロ) 共済事故  
風水害、早害等気象上の原因による災害とし事故名と限定してゐること。
- (ハ) 保險金額  
保險金額は物価の変動に拘らず一定してあり且つ保險金額は僅少であつたこと。
- (ニ) 農業保險法の適用を受けた被害面積及び支払保險金額は次の通りである。

種別	昭和二十一年度		昭和二十二年度	
	被害面積 <small>町</small>	支拂保險金額 <small>円</small>	被害面積 <small>町</small>	支拂保險金額 <small>円</small>
水稻	四九九三、〇〇	八四、三七八、〇〇 <small>町</small>	九三、九〇〇	一五、六八五、〇〇
麦	二三八、〇〇	一九〇、一〇〇	二七、〇〇〇	二二、一四〇、〇〇
桑葉	九三、六〇〇	八九七、二〇〇	八八、〇〇〇	六五三、〇〇〇
水田小作料	二四二、三〇〇	一〇、二九一、〇〇〇	四〇、七〇〇	一、六二〇、〇〇〇
	八五九、〇〇〇	一〇五、五〇二、〇〇〇	四二、〇四〇	四〇、〇九八、〇〇〇
			七八、九〇〇	六、七九〇、〇〇〇

(農業災害補償法適用)

昭和二十二年度の災害に對する補償額は未だ確定しないが、麦について報告によれば全國被害見込面積三〇万町歩、支払共済金見込額六億三千方圓と推定される。

四 緊急的補償

- (1) 緊急的措置として罹災農家に對し稲苗輸送費補助、代作物用種苗購入費補助、灌漑燃料費補助等臨時予算措置を講じ助成を行っている。
- (2) 昭和二十三年度における事例
  - (イ) 福井縣に對する稲植用稲苗輸送費補助  
昭和二十三年六月二十八日福井地方の震災によつて稲苗の樹伏埋没、腐敗枯死を生じた面積は三〇、〇〇〇町歩に及び、これに對する補償用稲苗として滋賀縣外五府



縣より総数三三三七一五把を輸送したがこの輸送費は全額國庫より補助し、被害農家の経費の低減を図り且つ早場米の生産を確保した。

(四) 代作物用種苗購入費補助及復元燃料費補助  
昭和二十三年夏兵庫縣外三縣に起きた旱魃に對しては被害農家の代作物種苗購入費九六〇九町歩分及び揚水機燃料費一三七五六個所分に対する補助の予算措置を講じている。

五、気象の取扱  
中央氣象台発表の天氣圖、氣象観測値、長期予報等と取寄せ氣象と災害との關係を檢討する資料となす外、長期予報と農業共有団体に周知せしめて災害対策の資料たらしめていゝ。

尚、郡道府縣は当該地区の測候所より氣象資料をとり集、災害と立証する資料たらしめていゝ。

### 畜産局

#### 一 調査研究

- (1) 一般的災害に関する調査  
風水害等天災地変による家畜の損耗、畜舎牧場等生産施設の滅失、飼料工場、獣医薬品工場等畜産用資材の生産施設の損壊等一般的災害については各都道府縣より被害報告を受け、特に被害大なる地方に對しては必要に応じて實地に調査する。
- (2) 特別災害調査  
イ) 家畜伝染病の発生による家畜の斃死による畜産における特別の災害に對しては家畜伝染病予防法に基いて法定伝染病発生したときは、地方庁においてその発生状況を調査し、尙且つ速報又は月報にて急報していゝ。  
尙二十三年度における馬の流行性肺炎などのように畜産に大なる影響を及ぼす疾病が全國的に発生したときは地方庁及び國において調査する。  
ロ) 家畜傳染病に關する施設として國立家畜衛生試験場があり、家畜衛生に關し各種の調査研究を行ふ。
- 二 防除  
(1) 一般的災害に關する防除  
イ) 家畜の損耗の調査の結果に基き農業経営上不可欠の家畜の導入に關しては導入家

- 畜の予当、資金の融通の措置を講じている。
- (四) 畜舎、牧場施設、飼料工場等の被災毀損については、都道府県又は農林省資材調整事務所よりの被害報告に基づき、復旧資材の割当、融資の斡旋等の措置を講じている。
  - (五) 濃厚飼料の或失については、各四半期毎の飼料配給計画の一部中に災害用を計画し、都道府県の被害調査等に基いて、実施調査の結果に基づき、必要の飼料の特別配給の措置を講じている。
  - (六) 其の他必要と認めらる事項につき補助金の要求とする。
  - (七) 北陸震災で被害の甚かつた福井縣種畜場の復旧費に対しては、國庫補助金を交付するたため予算的措置を講じた。
- (2) 家畜傳染病等特別災害の防除
- (イ) 國內防疫としては、地方庁に専任職員を設置し、指導監督に従事している。
  - (ロ) 對外防疫としては、横浜、神戸、門司各動植物検疫所において家畜に甚大なる被害をもたらす傳染病等の侵入の防止に努めている。
  - (ハ) 天災地災により特に家畜傳染病発生の際あるときは、地方庁は検診、血清類の注射及び消毒を行うとともに、災害状況調査に基いて資材（薬品を含む）を配布し、別途に家畜傳染病予防に関する経費を全額補助して、家畜衛生上並びに畜産振興に遺憾のないよう防疫に万全を期している。

三 補償

傳染病予防に関する費用は法第二十三條にその負担区分が規定してあり、又傳染病予防のため殺した家畜に対する手当は法第二十四條に基いて補償される。

統計調査司

一 調査

農地 山林 漁業等の災害に關する調査は昭和十九年六月二十一日附農林省訓令第九号農林水産業被害報告規定による。同規定中農作物に關するものを除いたものは大要次の通りである。

(1) 被害調査の対象

一 農業用固定資産

一市町村に於ける被害見積額合計一〇〇〇円以上の永年生作物の被害 農用地の被害若しくは農用建物の被害

(四) 家畜 家畜及び飼料

各見積額合計一市町村当り一〇〇〇円以上の被害

(ハ) 林 野

悉て公私用林野の被害のみに限られるが北海道國有林野の被害は含まれ 公有林野官行造林地の被害は除く 又立木の被害はその地方林野の立木の被害として注視

に値するもの。林野地盤 林業施設 造林用苗木並木材の流失については夫々一市

町村の被害見積額合計一〇〇〇円以上の被害

(ニ) 水産業

その地方の被害として注視に値する漁船の被害 一市町村の被害見積額合計一〇〇〇円以上の漁具並水産施設の被害

被害の見積方法

(イ) 永年生作物の元本並に林野立木の被害に關しては 当該被害前における見積額

より被害直後における見積額を差引いた差額を以て被害見積額とする

(ロ) 農用地 農用建物 漁船 漁具並に水産施設の被害に關しては 当該被害直前の状

態に復旧するに要する費用を以て被害見積額とする

(ハ) 林野地盤並に林業施設の被害に關しては 復旧を要するものについては 復旧に必

要な費用を 復旧を要しないものについては見積額を以て被害見積額とする

(ニ) 濃厚飼料 刈取後の飼料並に水産増殖魚介の被害に關しては見積額を以て破

害見積額とする

(ホ) 家畜 家畜並に造林用苗木の被害に關しては費用額を以て被害見積額とする

蚕糸局

調査研究

- (1) 蚕糸局においては桑園の災害及び着しい蚕の遺作についてはその都度、蚕の微粒子病及び蠶組の被害については定期的なそれらの被害状況を各都道府県より報告せしめ、尚必要に応じて検査を現地へ派遣して調査を実施する。
  - (2) 国立蚕糸試験場においては養蚕作柄安定のための基礎的研究を実施すると共に、都道府県の蚕糸試験場と協力して養蚕成績、蚕病発生の様相及び発生後の経過について調査する。又桑の春期脱苞時期と調査し、凍害予防の資料を得る。尚遺作の生ト易い夏秋登期において養蚕気象、桑の伸長、桑葉水分、先行養飼育調査を実施する。
  - (3) 地方庁においては桑園に災害発生の場合及び蚕の遺作発生の場合にはそれ、地方事務所、蚕業取締所、蚕業技術指導所、市町村等の関係者を動員してその被害状況を調査する。此の場合、協同組合に在る蚕業技術員もこの調査に協力する。
- 蚕の微粒子病及び蠶組の被害状況については蚕業取締所において調査する。都道府県蚕業試験場は発作蚕作安定に必要なる種の研究調査、蚕業技術指導所は先行蚕を飼育して作柄安定に資すると共に蚕及び桑につき必要は調査と行い、

防除

- (1) 蚕糸局においては病虫害防除のために、フォルムリン、高及晒粉、醋酸、ゴール

- (1) ル等の薬剤を配給する外、被害桑園の回復を因らねば肥料を特配し、災害桑園のうち改植を要するものに対しては改植費の一部を國庫より補助する。尚災害の発生により桑葉の移動を必要とする場合は運搬用ケソリンと特配する。
- (2) 国立蚕糸試験場においては各種気象上の原因による障害対策と従来の研究成績に基づいて編集し配布すると共に気象長期予報等により異常の兆候が予想され、蚕糸病虫被害の生じかねる場合及び災害後の心懸措置についてはラヂオ、週刊、蚕業技術相談により一般に周知せしめる。
- (3) 地方庁は蚕糸局の防除対策に基づき防除用薬剤、肥料その他必要資材の配給、補助金の交付等を地方事務所、市町村等を通じて実施する。蚕糸試験場は自らの気象観測又は地方観測所の気象予報等に基づき各種異常に対する防除対策、災害後の措置などについて蚕業技術指導所その他の機関を通じて周知せしめる。蚕業取締所は蚕業法に基づいて蚕糸に關する検査その他の蚕病の予防駆除に關する指導取締を実施し、蚕業技術指導所は各種の技術的災害防除対策と協同組合の蚕業技術員又は養蚕者に周知せしめる。

補償

農業災害補償法に基いて蚕児の病害及び風水害、旱害、凍害、雹害、雪害その他気象上の原因による桑葉の成収で被害歩合四〇%以上の場合に前掲の二分の一を限度として補償する。

四 気象の取扱

気象試験場においては裁糸、飼育に当り気象観測を行ふと共に中央気象台より気象長  
頭予報の通知を受け必要に応じて裁糸、飼育等に關する注意を委糸技術相談を以て関  
係者に通報する。

地方委糸試験場及び委糸技術指導所においては自ら気象の観測を行ふと同時に裁糸リ  
別所より情報及び資料を得、これを基礎にして養蚕裁糸上の注意事項と養蚕者及  
び委糸技術員に周知せしめる。

附 拓 局

一 調査研究

(1) 各種災害が発生して耕地關係に相當の被害を受けた時は都府果は直ちにこれが耕地  
並に耕地關係施設の復旧に要する費用を調査してこれを本省に報告するがこれに対し  
本省では各農地事務局として査定せしめ更に全國的見地よりこれを検討、調整の上最  
後決定をする。

(2) 大災害の惹起した時は、これが原因特に実態調査に關し、大学教授その他権威者に  
調査を依頼していたが二十三年から経済安定本部資源委員会において、全國的に調査研  
究する組織が出来、その第一回の調査は利根川關係を対照として行われた。農林省に  
おいても今後はこの連繫を保つて調査する予定で現にアイオン廳風に關しては近  
く資源委員会を通して調査する。

二 防 除

(1) 灌漑排水、土地改良等の事業は食糧増産対策であると共に一面災害防除対策である。  
(2) 最近大水害の頻発する傾向に鑑み水害防止の施設として防水溜池の設置を昭和二十  
二年度から試験的に実施している。即ち山同部にも多数の小溜池を築造し、洪水の一部  
を溜池に貯留して時間的に經濟的に水害の防止をせんとする。本施設は日下五府縣へ

数実施したい。

この合計ハ々所実施中であるが二十四年度は相当多

(3)

東北地方其他寒冷地方の冷害防除の対策として、排水、暗渠排水、谷土、水路改修等の方法によつていたが、溜水池（水面上昇池）の設置と急速に大規模に実施すべく目下準備中である。即ち二十三年度は東北地方其他八県において十五ヶ所の地区と選定実施中である。この溜水池は水深一米位の浅い溜池を築造して、降雨用水を導入し、日中温度上昇後放水して、稲作の冷害防止を図らうとする目的である。

三

補償

耕地並に耕地関係の公共施設の復旧事業は査定の上決定した事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。最近各種災害に対する補助率は一般に耕地復旧は五割、公共施設復旧は六割五分であるが、特に被害の激甚な地方に対しては高率の補助をした例がある。

四

気象の取扱

気象に関するデータは府縣において、測候所、農林省は中央気象台から取つて、府縣においては、測候所の発表にかゝる気象予報並に、過年度の気象記録を常に調査して、冷害、旱害、水害等に対する事前の災害防止対策を講ずると共に、各種施設設置に当たっては、其の地方の気象関係の調査を基礎として設計している。農林省においては、中央気象台の発表する長期予報に基き、特に旱魃冷害等に対し、通時必要

なる資料の配給、幹流につとめると共に、地方から申請する各種災害事業の費用、資料の査定の適正を計つてゐる。

水産庁

一 調査研究

(1) 悪港は元来暴風浪の時に於ける漁船の避難と安全な錨泊とをその使命の一つとして、  
いるので漁業経営全般に對する災害、防除対策として極めて重要なものであるからそ  
の築造については充分に調査研究して、いるが災害を蒙つた場合には、都府縣が各災害  
箇所毎に調査して水産庁に報告し、水産庁はこの報告に基いて係官を現地に派して調  
査研究を遂げ、決定された復旧の資に供する。

(2) 漁船の災害は電報、電話又は文書にて或は調査員を派遣してその都府調査にあら  
しめて、いる。

二 防除

(1) 漁港はその目的を全うするため、築造に當つては國營として又は都府縣市町村、漁  
業会に對して國庫補助金を交付して、その実施の促進を圖つて、いるが經費不足のため各  
工事完成後における事業主待者の維持補修が充分でなく、そのまゝ放置されて、いる状態  
で、自然災害の原因となる場合が多く、かゝる實情に鑑み、二十四年度からは維持補修  
費に對しても國庫補助金を交付して、積極的に災害防除をはかるべく、目下準備中である。

(2) 共同施設の設置  
漁船の遭難によつて人命、漁船、漁具等の蒙る被害は相当大であるばかりでなく、

漁業従事者の意気にも關係して漁業生活上及ぼす影響が少くないので、これが救難  
の方途を講じ、安全感の増大と且つ漁業区域の拡大、操業能率の向上を圖り、漁業生産増  
強を期するため、公共的施設たる漁船救難設備（救難船及び救難所設置）の拡充強化  
を圖り、遭難の防止に努めて、いる。

(3) 漁船關係

漁船に適應せる無線電信、電話及びラジオ設備の奨励普及に、つとめ、あるが現在  
の漁船無線施設数は二一四五隻であり、なほ増加し、つとめ、ある。又漁船を相手とする漁業  
無線陸上局五五局を全面に配置し、漁業氣象通報その他航行警報等災害予防に、つとめ、  
いる。氣象通報については、全般的な定時氣象通報一日三回、必要に、つとめ、つとめ、つとめ、  
通報一日一回乃至数回の放送を実施して、いる。

二 補償

災害があつた場合には、従来は係官が保険組合と共に事故漁船を實地に調査し、調査の  
際、漁船保険組合において、保険金支払を行つたが、二十三年は各関係地漁船保険組合が所管  
地方庁と協力して事故調査を行い、再保険金請求をさせ、これに、つとめ、つとめ、つとめ、  
先的に支払ひ、これによつて漁船が急速に修理復旧でき、るよう措置して、いる。

四 氣象の取扱

中央氣象台又は各地測候所から氣象特徴が發せられた場合は無線又は有線電信によつ  
て漁業会等がこれを受け、漁船等の他へ通知して、予防対策をとつて、いる。

尚、漁港の築造又は復旧工事においては製鉄の資料として附近の測候所よりデータを  
集めこれと活用している。

二六

## 林野局

### 一 調査研究

#### (1) 林野局においては

- (イ) 地震、颱風その他の天然災害があつた場合には林野局及び地方庁林務部より調査班を派し調査となり被害の実情と災害対策について調査する。
- (ロ) 森林害虫獣被害については現在松喰虫、杉害虫、毒蛾、マイマシ蛾、野麻が発生し全国的に甚大な被害を及ぼしているが、中、松喰虫、杉害虫については組織的な調査報告を行っている。他の害虫等については地方庁からその発生の都度報告を受けている。
- (ハ) 林野火災は最近年平均四万五千町歩材積を千石が焼失しているがその被害の調査結果は一般に地方庁からの報告される。森林火災國營保險加入地の被害については係官が詳細に現地調査する。
- (ニ) 林業試験場においては次のような研究を行っている。
  - (イ) 山崩、砂防、砂防方法及び土砂停止林に関する試験研究
  - (ロ) 山岳地方の水分経路に関する調査研究
  - (ハ) 山岳地方の水分経路に関する調査研究
  - (ニ) 理水方法及び水質改善養林に関する研究



二、防除

- (1) 森林の防風機能に関する基礎研究
- (2) 風害の防除方法及び防風林に関する試験研究
- (3) 森林火災に関する研究
- (4) 雪質及び積雪の調査研究
- (5) 積雪防止方法及び積雪防止林に関する試験研究
- (6) 森林の雪害調査研究

(1) 保安林の災害防除

森林法に基き森林の有する機能を利用して土砂崩壊流出、飛砂、水害、風害、霜害、虫害、墜石の防止のため、又水源涵養、魚附、航行日標のために必要な森林は各都道府縣知事及び森林所在の都道府縣、市町村又はこれに準ずる者、その他直接利害関係者からの申請により農林大臣が「保安林」として林業経営を制限し災害防除に關する特別の取扱いをなしている。

尚災害の根源となる荒廢林地（二五五、〇〇町） 海岸砂地（四二、〇〇町）その他災害危険地は「保安林」に編入して國營（國有林園地、民有林園地）にてその森林の保全、育成のため治水事業を行つてゐる。

昭和二十二年八月一日現在保安林の面積は次表のようである。

種別	國有林		民有林		合計	
	個所数	面積	個所数	面積	個所数	面積
土砂防止林	一、三一八	三、六二九三	二、三三、八二七	六四九、六一八	二、三五、一四五	九、五五九、一一
水源涵養林	八五〇	四六八、八四二	六、一九四	五二九、八二五	六、一〇四	九、九八六、六七
水害防備林	二九	七一	一、三三六三	二、五七〇	一、三三九二	二、六四一
防風林	九九一	七五七、八二	六、六三二	七、六八九	七、六二三	八、三四七一
積雪防止林	九七	二、八一五	五、四一二	一〇、一九四	五、五〇九	一、三〇、〇九
墜石防止林	六	二二	四一九	五、八七	四二五	六二〇
飛砂防止林	五七	三、五四五	一、五、六四	九、一九二	一〇、六六一	一、二、七五七
霜害防備林	五〇八	四、七二一	一〇、五、六	二、二九一	一〇、一〇四	七、〇、一二
魚附林	二五八	二、一、四四五	一、八、四、六	二、六、三四八	一、九、一〇四	四、七、四九三
日標林	三三	八、六四	二〇一	四、七四	二三五	一、三三八
衛生林	一	一〇	一四五	九〇	一四六	一〇〇〇
風致林	二〇八	二、五、二八七	九、四七七	一、四、〇六八	九、六八五	三、九、三五五
計	四、三五七	九〇、九四〇、八	三、六九、五八六	二、二、五、二、九四六	三、七、三、九四二	二、一、六、二、三五四

(2) 林野災害の防除

(1) 天然災害に對しては民有林の災害林道は國庫から補助し、その復旧を圖り荒廢林地

三三

は「保安林」となすべきは「保安林」に編入の手続きを速めるとともに因原より復旧のための補助金を地方庁に交付する。

林産施設の災害に対しては復旧資金について措置を講じている。

(四) 森林害虫被害に対しては特に食虫鳥類繁殖のための巣箱と設置し、被害木の伐倒、剥皮の焼却、水中浸漬、熏殺、餌木誘殺による毒殺等により駆除を圖つてゐる。民有林の被害に対しては補助金を交付して防除につとめてゐる。

(ハ) 林野火災の予防除害に対しては一般火災予防と連繫して火災警報を發令してゐるが、これが防除施設は従来固、地方庁、地方団体において実施してきたが、戦時以來殆んど実施されてゐない。

國においても最近年々警防費の予算を要求してゐるが認められてゐない。

### 二 補償

罹災跡地の迅速な再造林を実施せしめる目的で最も火災危険率の高い二十年生以下の人工造林に対しては國家が直接森林所有者と契約し森林火災國營保険を実施してゐる。

二十二年度末契約状況は次のようである。

契約件数	一四三、〇七三件
面積	五二、四八九七町
保費金額	二七、八六七〇、五一五町

### 四 気象の取扱

颱風強風の際には中央気象台から通報を受け火災警報その他可能な範囲において関係方面に通報してゐる外、過去十数年の各地のデータと中央気象台よりとり得る保安林設置

その他沼山事業の重要な基礎資料としてゐる。

又天然災害に対しては中央気象台及び地方の測候所、観測所等のデータを利用し、計画の基礎資料としてゐる。



昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案

(定義)

第一條 この法律において「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異状な天然現象に因り生じた災害をいう。

2. この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因りて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復旧することを目的とするもののうち、一個所の工事の費用が十  
五万円以上のものをいう。

3. 災害に因りて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要を施設をすることを目的とするものうち、一個所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については災害復旧事業とみなす。

4. 前二項の場合において、一の施設について災害にかつた個所が二十メートル以内の  
可算で連続し、いるものに係る工事並に橋、水制、床止その他これらに類する施設につ  
いて災害にかつた個所が二十メートルを超える間隔を連続してあるものに係る工事及  
びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事 分離して施工することが当該施設の

24  
4.19  
926

初用上困難又は不適当なものは、一個所の工事となす。但し、当該工事を施工する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。

(興修復旧事業に対する全額国庫負担等)

第二條 國は、昭和二十五年年度に限り、法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属する左に掲げる施設のうち公共的土木施設の部分に關する興修の興修復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、他の法令の規定にかかわらず、その事業費の全額(前條第三項の規定する事業については、当該事業の事業費が当該施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額を越える場合においては、原形に復旧するものとした場合に要する金額に相当する金額にその越える金額の三分ノ二に相当する金額を加えた金額)を負担することができる。

- 一、河川
- 二、堤防
- 三、沙防設備
- 四、道路 (道路法(大正八年法律第五十八号)第一條の道路をいう。)
- 五、港湾

2. 國は、昭和二十五年年度に限り、前項の規定する施設に關する興修は、對し、國が施行する興修復旧事業で、地方公共団体がその費用の全部又は一部を負担するものについては、他の法令の規定にかかわらず、その負担金の全部又は一部を免除することが出来る。

(適用除外)

第三條 前條の規定は、左に掲げる興修復旧事業については適用しない。

- 一、經濟効果の小さいもの
- 二、昭和二十六年年度以降に着手してそのおこなうもの
- 三、維持工事と云ふべきもの
- 四、明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に起因して生じたものと認められる興修に係るもの
- 五、甚しく維持管理の義務を怠つたことに起因して生じたものと認められる興修に係るもの
- 六、天然の河岸の欠かいたに係るもの。但し、特に維持上又は公益上必要と認められる場合を除く。

六、興修復旧事業以外の事業の施行中に生じた興修に係るもの

八、直高一メートル未満の小堤、橋脚ニメートル未満の道路及びその附属物その他前條

第一項の規定する施設の主務大臣の定める小規模な施設に係るとの

(皇政現定)

等、この法律の實施のための手續その他その執行について必要な事項は、政令で定め

る。

附 則  
この法律は公布の日から起行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

理 由

矢野が地方公共団体の財政に過重な負担を与えることを防止するため、是れを昭和三十二年に限り地方公共団体が施行する災害復旧事業の費用を全額國庫負担とすること  
がであるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2074

河川及洪水予防について

日時 一九四九年三月二十八日一三三〇

場所 CTS事務所に於て

出席者 CTS局長

CTS工事班長

全工事課

ESS建設班長

NRS鉸山地賣部

CTS工事班

建設省

道路局

河川局

H・Tミラー大佐

K・Wクレホー氏

G・Cブラック氏

J・Eロスロック氏

ヒラシマ氏

正子氏

船浦技監

菊地局長

目黒局長

山本技官

国鉄

施設局

田中技師長

立花局長

大石土木課長

24  
3.28  
926

議事要約

一、本会議は日本経済に最大の利益を齎らすよう公共並に運輸事業に対する日本の各機関の協力を助長するに於てC.T.S.により一つの探究的会議として開催される。

二、三ライ大佐はその簡単な談話に於て、公共並に運輸事業の計画並に設計に対し日本人がもつと努力する必要があることを述べられ、即ち日本が災厄が多く其の災害防止のに多額の費用を要することは、從來日本において施工され不適切な工事設計並に構造に因るものであることは疑のない所であつて、この莫大な日本経済の出費を除く手段が講ぜられねばならない。同大佐は更に曰く、現在施工の工事は立派な工事施工方法並に経済的考察の基準から見れば全く芥明の余地のないものである。今後の工事につき考慮を払うべき要矣は次の通りである。

- A 如何なる洪水予防工事をなすに其の着手前に正しく且つ充分な水文学的、水理学的及び土木学的研究並に調査をなすこと。
- B 構造物設計に用する現在の方法に思ひきつた変更をなす必要がある。洗掘線よりもすつと深く頑丈なものの上に基礎を築くことは費用の嵩むことを顧みになす

べき絶対的の必須事項である。

- C 堤防、擁壁、海岸堤其他の構造物は、たとえ当初工費は多くかゝつても、如何なる大洪水をも防げるよう適切に設計するべきである。
- D 叢林其他の障害物を除去して、改修済水路の洪水流量を多くすべきである。石積をなす必要ある場合には適切な設計をして建造されねばならぬ。
- E 破壊した構造物の改築工事として一時的な不適切な復旧をなす現在のやり方をやめること。構造物の洪水其他の災害による破壊は、先づ一見したところではその構造物が適切に設計されていなかつた証左である。

三、同大佐は、日本経済に最大の利益を齎らすよう日本側及びS.C.A.P.の各機関が之等諸問題の適切な解決のに於て共に努力する必要を強調した。

四、今回国有鉄道が一つの公共団体として参入すること、なつて新らしい法則下においては、国有鉄道は私鉄会社或は他の民間産業会社と同様の範疇に置かるゝこと、なつたのであるから、從來の幾多のやり方訂正を加えらるべきこととC.T.S.は持ち出した。以前の機構にあつては日本政府は国有鉄道を有力な機関として用ひて



なからざる補助金の支出を続けさせた。以前の法律では、日本政府の鉄道は、建設省河川局の計画に従つて其の橋梁を引上げ或は延長し、其他の施設を養育するよう要求されていた。然し当時鉄道は建設省も國庫の財政で賄われていたので、このやり方でも大した差異は生じなかつた。然るに現状では建設省のみが、國庫財政によるのであるから修正を加えてこの状態を調節する必要がある。C.T.Sは建設省が改良費の全部を負担せよとは提唱しないが、各々個々の場合につき鉄道の受ける便益を基算とする決済方法に意付くべきだと信ずる。鉄道の直接受ける便益を超過する工費はこれを公共事業費の一般経費中に包含せしむべきである。

五、各関係機関においてつと研究を要する関連事項として次のことがC.T.Sによつて指示された。

A、国鉄或は建設省、道路又は都市局が適切且つ経済的とする橋梁構造は河川監視の立場からすれば適切でもなく又実行容易でないかも知れぬ。若し河川の流れをよくする目的にスパンなり橋なりを一層長くする必要があるならば、建設省河川局は国鉄或は道路又は都市局に対する補助としてかかる構造に要する超過費用を支

拂うべきである。

B、堤防の嵩上げを要する場合は、鉄道施設の引上費の中鉄道の受ける便益を超過する部分は建設省河川局により負担すべきである。

C、鉄道と道路とが平行して走つており、それを保護するために海岸堤其他の構造物を必要とする場合には関係機関は両者を護るために相協力して適切な設計をなし、各機関はその受ける便益に比例して費用を負担すべきである。この事は非常に工費を減じ緊要資材の浪費を緩和することになる。云うのは現行の制度では各機関は、各々必要施設をなさねばならぬし又多くの場合二つの防線施設がなされるからである。

D、若しも治水工事が恒久的保護として充分に設計されていなければ場合は鉄道として如何なる費用をも負担せしむべきでない。

E、当初の工費が増大する結果、着手すべき工事の数が減ずるとも治水工事は適切に設計し建造することが必要である。適切に河川或は海岸工事は無限に耐え得るを以て現在のように一年或は三年で放棄しをり復旧しをりする必要がなくなるか

ら日本の全体計画においては遙かに経済的となる。適切な洪水防禦方法が熟せら  
れる時は五十年間は日本人の頭から全国的災害天災の危惧を排除し事が事実上可  
能となるから、もつと多くの資金が日本国並に其の経済改善のために廻る様にな  
る。現在年々膨大な金が公共事業に要するのには洪水の不適切な計画と不十分な工  
事方法の実施に因るものである。是は實に莫大な日本経済の消費であるから災害  
防止に費いやされる國の予算を究極において減する様斷固なる処置が取られねば  
ならぬ。

F. 破壊される建造物を洪水前のものどそつくりそのまゝに復旧せんとする河川局  
のやり方は止のねはならない。そして肉體機關は近代的な適切な施設を与ふたの  
に増加した費用をば負担せねばならない。

六. ヒラシマ・ロスロック両氏は公共事業に対する日本政府の予算額は現在の必要を  
充すのに全く不十分であると述べられた。然し両氏は、度益之基礎として費用の分  
担を定めよう現在の法律法規及び規定を訂正するよう日本政府機關は一層研究す  
べしとする。C.T.S.の示唆には同意せられた。ヒラシマ氏は治水事業計画の研究を充

分にするに必要とする水文的・水理的測定所設置促進の件を改訂法律には包含するこ  
とが適當であるとの考えであつた。

七. C.T.S.は各關係機關はこの研究を進めそして本件に關し必要な會議を開くべきこ  
と並に次回本會議を四月十八日頃に開いて引続き協議する様要求した。

K. W. クレホー

昭和二十三年度公営事業費豫算査定案

22.2.29 建設局公営事業課

種 目	23年度概算額	全年度額	22年度予算額	23年度 決算額	全年度額	22年度予算額	23年度概算額合計	全年度額	22年度合計額
河川	2,491,686	2,215,000	511,139	13,563,822	4,217,469	3,286,216	2,105,508	6,482,469	3,797,355
砂防	2,240,800	340,663	95,489	-	-	17,650	2,260,800	340,663	113,139
果業	19,202,012	-4,728,906	3,787,477	5,587,111	18,190,500	12,132,430	24,789,126	6,567,756	5,202,720
山林	4,454,342	874,319	419,347	689,589	25,5593	89,240	5,142,931	1,129,712	508,589
水産	1,209,658	214,600	69,881	296,773	447,592	61,948	1,486,271	362,192	131,829
道路	7,267,908	1,220,604	636,698	-	-	35,435	7,267,908	1,220,604	672,133
港湾	5,658,500	1,510,350	415,397	781,295	250,000	102,921	6,439,775	1,760,350	548,320
都市計画	5,812,926	1,026,815	767,789	-	-	35,970	5,812,926	1,026,815	803,759
刑務所	4,246,835	587,555	273,482	-	-	-	4,246,835	587,555	273,482
学校	14,131,294	2,225,947	1,130,522	134,934	91,341	18,276	14,245,208	2,317,288	1,148,798
住宅	9,334,606	1,722,025	847,984	-	-	67,937	9,334,606	1,722,025	915,921
官廳官舎	-	1,062,183	239,746	-	-	100	4,098,126	1,062,183	240,746
厚生	351,478	248,95	8,200	16,237	11,523	3,384	367,715	36,418	11,584
労働	1,061,994	374,173	159,933	-	-	-	1,061,994	374,173	159,933
商工	16,541	9,397	13,969	-	-	-	16,541	9,397	13,969
計	86,538,486	18,137,432	9,609,255	21,047,584	6,260,568	4,932,320	107,588,570	25,000,000	14,541,575

3.30  
9.2

No. 150

茨城縣二十三年度災害調査報告書

一、監査官 部員 赤岩 勝美  
二、監査日程 部員 毛利 甚宏

月日	調査箇所	申請調査費	所在地
9	荒廢林地復旧金砂地区 堤防復旧(才四一—四四三号)	六、九四一、四〇〇	那珂郡木崎村
8	堤防復旧(才四一—四四三号)	二、八六三、九〇〇	又慈郡那戸村
7	橋梁復旧(才二三八号)	三、三三八、二〇〇	那珂郡木崎村
6	道路復旧(才二六号)	三、五三三、八七〇	又慈郡幸久村
5	堤防復旧	六、〇〇〇、〇〇〇	木田町
4	荒廢林地復旧水崎地区	五、二〇〇、八〇〇	概初村
3	堤防復旧	三、七六〇、〇〇〇	又米村
2	堤防復旧	一、四二六、〇〇〇	金堀村
1	堤防復旧		

38

月日	調査箇所	申請調査費	所在地
10	荒廢林地復旧金砂地区	四、三四二、九五〇	金砂村
11	堤防復旧	一、六〇〇、〇〇〇	堤田村
12	道路災害復旧(才一七—四〇号)	九、二七〇、〇〇〇	上小川村
13	堤防復旧(才四〇四号)	一、七二〇、四〇〇	
14	堤防復旧(才五三三号)	八〇〇、七〇〇	
15	堤防復旧(才四〇四号)	三〇〇、六〇〇	諾富野村
16	堤防復旧(才四〇五号)	二、四七一、〇〇〇	
17	山方町 耕地復旧	六、〇〇〇、〇〇〇	山方町
18	山方町 林植復旧	三、八〇〇、〇〇〇	
19	山方町 水路復旧	六、五〇〇、〇〇〇	
20	大賀村用水堤堰復旧	九、七〇〇、〇〇〇	那珂郡大賀村
21	耕地復旧	三〇〇、〇〇〇	
22	堤防復旧(才三五八号)	七、一五二、八〇〇	
23	堤防復旧(才三五九号)	九、六五〇、七〇〇	
24	堤防復旧(才六四号)	四、六一三、〇〇〇	大宮町
25	堤防復旧(才六三号)	一、〇〇〇、〇〇〇	玉川村
26	堤防復旧(才六七号)	四、八九九、五〇〇	大場村
27	堤防復旧		茨城郡沢山村

4.30  
9~6

63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46

菅原村揚水板場復旧	森戸村排水路復旧	森戸村排水路復旧	香取村揚水板場復旧	堤防復旧 (才七四四号)	排水路復旧	下結城村耕地復旧 (才七〇三号)	作岡村耕地復旧 (才六六六号)	萩原復旧 (才六二四号)	水路復旧	嘉田生崎村井北復旧 (才六五九号)	萩原復旧 (才六五八号)	萩原復旧 (才六五七号)	萩原復旧 (才六五四号)	萩原復旧 (才六五四号)
-----------	----------	----------	-----------	--------------	-------	------------------	-----------------	--------------	------	-------------------	--------------	--------------	--------------	--------------

二五七〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	四三八〇〇〇	三六六二〇〇	一〇〇〇〇〇	一五七六八〇〇	一五七六八〇〇	一五四四三〇〇	四七三一八〇〇	三六〇二五〇〇	一〇一〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	八四二五〇〇	一三〇一八六〇〇
--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	----------

結城郡菅原村	森戸村	香取村	森戸村	猿島郡逆井山村	結城郡下結城村	美壁郡下結城村	筑波郡作岡村	長瀬村	新沼村	嘉田生崎村	小栗村	阿岡村	美壁郡小栗村
--------	-----	-----	-----	---------	---------	---------	--------	-----	-----	-------	-----	-----	--------

45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28

嘉田生崎村萩原復旧 (才六六一号)	萩原復旧 (才六一八号)	萩原復旧 (才六一七号)	道路復旧 (才一六号)	井北復旧	笠岡町排水路復旧	萩原復旧 (才五〇三号)	那珂湊溪復旧 (才四九九号)	萩原復旧 (才五〇〇号)	酒門村排水路復旧	水戸市耕町農道橋復旧	水戸市耕町農道橋復旧	戸多村耕地復旧	堤防復旧 (才四七六号)	道路復旧 (才二五四号)
-------------------	--------------	--------------	-------------	------	----------	--------------	----------------	--------------	----------	------------	------------	---------	--------------	--------------

二五〇〇〇〇	二四九五〇〇	一〇九五〇〇	九一九〇〇〇	八七〇〇〇〇	一六三〇〇〇	一〇四七〇〇〇	四一〇〇〇〇	八八九三七〇〇	二七五二六〇〇	二二八〇〇〇	二七六〇〇〇	二五〇〇〇〇	五五二〇〇〇	二五七九〇六〇〇
--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	----------

美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村	美壁郡嘉田生崎村
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

二 二六	66 65 64	管束村水路復旧 堤防復旧 水井田村農道復旧	(ホ七一ノ一)	一五〇〇〇 四四五六〇〇 二五〇〇〇〇	結城郡管束村 大生村 筑波郡水井田村
---------	----------	-----------------------------	---------	---------------------------	--------------------------

三、監査箇所別事業別内訳

事業名	監査箇所	事業名	監査箇所
河川	二四	河川	一
道	一三	道	
耕地	二大	耕地	
荒地	二	荒地	
林地		林地	
計		計	六六

四、縣要災害復旧費及査定状況

(1) 土木災害

査定基準

一、一ノ所の復旧工費五〇、〇〇〇円以上を採択の基準として、其の他は災害土木費補助規定並に同施行細則の示す通りである。  
尚採択した箇所については左の如き三段階の基準を設け復旧工費施行の順位を定め、復旧の重点を明確にして、

- (A) 重要河川又は路線にして壊滅の恐れ多、之が公共施設或は公共の福利に甚大なる影響を與ふるもの、緊急復旧を必要と認められるもの。
  - (B) A級の内比較的影響範囲が少なるもの、及施設として、の等級低級にあり影響特に甚大と認められるもの。
  - (C) 施設として、の等級低級なるもの、及災害程度大なるもの、その影響範囲比較的小く緊急復旧を必要と認められるもの。
- 査定実施  
査定官四名、夫各、四班に分れて、日間の日数をかけ、実施査定（約六〇％）机上査定（約四〇％）により、次の査定額を決定して、

事業名	中		精		査		査定率
	事業箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
道橋	二二二	一〇、九〇、五四〇〇	一五三	六五、九、九三、三〇五			六五
河川	一三〇	四三〇、八一、二〇〇	九九	三六、四、八四、四〇〇			八五
砂防	四三六	九四、九、九三、七〇〇	三四七	七二、五、一〇、六七、七			七六五
雑費	一三	六、八一、六、九〇〇	一一	六、一、四、六、九〇〇			九一
計	八一	二、八、九、五、七、三〇〇	六一〇	八、九、六、二、六〇、五六一			七五

② 耕地災害  
査定基準

- (1) 一市町村当り 耕地面積一町以上のもの
  - (2) 耕地及公営施設の計一五〇〇〇坪以上のもの
  - (3) 耕地復旧費相当一五〇〇坪以上のもの
  - (4) 公営施設一ヶ所当一五〇〇坪以上のもの
- を採択の基準とし、それに満たないものは書類から抽出して失格とせらる。

査定実施  
東京農地事務局より査定官一名来録期間五回固 三九ヶ所を査定、四〇ヶ所を机上査定し、それから全体歩合を算出し次表の如く査定額を決定せらる。

種別	数量	金額	査定率	備考
耕地	四三三五	三〇、三三八、〇四〇	五二	
農道	二五、二九	二九、五四三、五〇〇	七二	
水路	三、三〇七	四、六二二、八、九四〇	七五	
堤防	四、二九	四、六七三、八、二〇〇	九〇	
井	九、五三	二、二九六、三、三六〇	八八	
計	一、一七	二、八六四、四、一〇〇	八五	

種別	数量	金額	査定率	備考
稲	三七	三、七四二、五〇〇	八九	
橋	二九五	一、八五九、五〇五〇	八九	
揚水機	二九	一、八八九、四、五〇〇	八六	
樋	一五	二〇、五二、三〇〇	八三	
樋	八	一、八〇六、〇〇〇	八七	
水	一五	二、四四〇、〇〇〇	〇〇	
掛	五	三、七、〇〇〇	〇〇	
晒	九	七、三五、四四〇	〇〇	
計	九	二、五四二、二、二九〇	〇〇	

④ 林業

実施査定は行わず全体の枠を配分している。

種別	数量	金額	査定率	備考
荒	一四	二、九六三、三、四四〇	三六	
林	三八	六、〇三三、八〇〇	二六、五	
計	五二	八、九六七、一、四四〇	二九、五	

五、監査意見

一、土木災害に就て

(1) 未成工事は災害防除的色彩が濃く、査定額、九六二六〇、〇〇円の内過年度災の中未成工事は公表の概に九二〇、〇〇〇円の内約一〇、二%を占めてゐるが全未成が多く、その大部分は緊急度が低く災害防除的色彩が濃く、

例えは河川復旧四〇四号、三五九号、四六七号、三〇五号、六五八号等は河川が全未成工事で、経済的にも災害防除の面からも必要なる工事であることと認められるが災害復旧費が実施する事は適当だとは思われたい、殊に第四六七号は直轄改修工事に含まれる低水護岸であつて災害復旧工事では無い、

未成工事額

道	三ヶ所	二五、四三三円
橋	四ヶ所	三、八一〇、〇一三円
河川	五九ヶ所	八七、七二五、八二八円
町村工事	二ヶ所	八、四、五三九円
計	六八ヶ所	九二、一六六、八一三円

(2) 改良部分が大司分まゝある様な災害復旧は適当でない、形復旧主義を離れて相当に思ひ切つた改良が加味されてゐるものが見受けられる

が、災害復旧としては緊急を要する箇所と原形に近いものには計画すべきで、町次上必要があればその部分は改良費と充当すべきである、

例えは、四〇四号、四〇五号は会計色が改良の色が濃く、三五九号、六五四号は実際の災害額は僅かであるが、大部分が改良である概に見受けられるが此の概な便乗的なのは再考すべきである、

(3) 道路復旧工事の延長の長いものは維持工事が多く、短いものは査定基準五〇、〇〇円にするために工事費を大きくしてゐるものがある、

例えは太田町の才ニ大号は応急復旧で実施してゐたが維持工事であり、直轄下館線の一六七一、一八号は改良をすべきものである、

また大子大宮線の才五一号は五〇、〇〇〇円に満すために事業費を大きくしてゐる概に見受けられた、

(二) 耕地災害について

(1) 歩合査定の要領を検討すべきである、

農林省では中耕地区一、一九八の災害箇所に対して概が三九箇所についてのみ実施査定を行つてゐるが、これは全体の約三三%へ金額比で一四%に過ぎない、

更に略同数の地区を机上査定し、面看を勘案して全体の歩合を割出してゐる、其の結果は後例に示す様に必ずしも実状にあつてゐない、現在の各機関の陣容では歩合査定も止むを得ないと思われすが当事者は今少し実状が把握出来然も概感あ



る査定率を算出し得る故努力すべきである。

(2) 失格畑所の決定には現場の状況を加味すべきである。

査定に際しては、査定基準に基いて書類の上から失格地区を抽出しているが、稟請書に計上される数字は極めて杜撰なものであるから、これのみによつて失格を決定する事は危険である。

稟請書の上では採択地区になつても補助対象として不適当なものであり失格地区でも採用すべき所もあるもので努めて多くの現場を突見し、蕪念を期すべきである。

(例、松田村耕地、酒門村藪岸、水戸市柳町橋梁、志井田村耕地)

(3) 査定率を決定するに当り机上査定と突施査定と同様に取扱う事は危険である。全体歩合を算出するのに突施査定の結果と、机上査定による率とを同じウエイトに添え、兩者の算術平均を採つてゐる。

款の提出する稟請書は火害直後、早急に作製したものであるから、設計数量、添付図面、重原等不備であり然も稟担当者各地区に對する認識が低いので、これ等の資料を基礎とした机上査定は極めて價値の低いものと考へられる。

従つて歩合を出すのに机上査定を同じウエイトを加味する事は却つて誤差を大きくするものであると判断される。査定官は突施査定の場合と同様に、これに重点をおいて歩合を決定すべきである。

(4) 火害直後の復原及水増し申請が多い。

既に提出された概算設計書は早急に作製したものと見えて、現場と突見した所では事業費の水増し、継橋、改良工事の復原、復旧費の減少評價等相当に乖離と相違する点が見受けられた。更に同一火害が八月火と九月火と両方に重複して申請されていゝる様に見られるものもあつた。稟請書を推敲しけるために、提出する側も、受領する側も、今少くも誠心的に処理すべきである。

(例) 山方町の藪岸、水戸市藪岸の藪岸、酒門村の藪岸、若田生崎下岡崎地区の藪岸、水戸市柳町の水増し、志井田村の耕地及藪岸、幸久村の農道橋、水戸市柳町の橋梁(等)

(5) 公共施設の復旧は、畑所毎の査定設計書を作るべきである。

概算設計書は早急を要するの或程度は止むを得ないとしても、設計書の提出から査定迄には相当の期間があり余裕があるのだから、努力のみで復旧し得る耕地復旧は良いとしても、公共施設については畑所毎に事実上合つた設計書を作製し、査定官が正確なる査定が出来る様に、又復旧工事の着実に施工出来る様にするべきである。

(6) 突施調査に用いる整理が不充足である。

耕地、藪岸、水増しで復旧容易なものに火害直後復旧してしまふ場合が多いが、事業主が町村の場合でも地元の場合でも突施調査に用いる整理が極めて不備である。既に補助金交付は何と基礎として行われるのが良いが、監督指導の徹底を望む。

(7) 継持管理に際して時次に努める必要がある。  
大賀村用水路の提揚決壊、梶田生崎村の用水路決壊、山手町の用水路決壊等何れも継持管理が不行届のため蒙つた災害である様に現受けられる。此の概に水利組合共地管理責任者の怠慢のためにも思ふべきであらう。災害を受けたいる場合が多い様に思われるが災害補助金をあてて、継持管理を怠る事の無い様監督指導を厳にすべきである。

(8) 同一箇所での災害は一貫した計画と対策を講ずべきである。  
水路提揚の決壊、耕地埋没、用水路決壊及再同一地域に災害を受けたいる場合が多いが、これの概算設計は水路、耕地、提揚と各々別個に計画されている。従つて耕地の捨土も提揚の盛土も、水路の捨土も、別個に取扱つてゐる。此の概算ものは当然一貫した計画の下に統一的な取扱いを講ずべきである。

(9) 災害担当官が現場を掌握出来る様に陳述を強化する必要がある。  
本課係官も地方事務所係官も現場の事情に對して掌握が思ふ遣儀であるが、本課係官は三名(技官二、事務官一)、地方事務所係官は五六名の陣容では到底千数百に及ぶ災害箇所を掌握する事は出来ない。従つて技術程度の低い町村、水利組合、地元代表者等に委せ切りとなり、技検方設計を止むを得ず頼る事とする結果になつてゐる。

尚当局は根本的に機構を改め、強力な現場機関を設ける等監督指導を強化する努力がすべきである。

(三) 林業災害について

(1) 林野関係は実施査定を行わず、二十三年度予算として縣一本の枠で認められてゐる。従つて個所の採択は縣の採択に委せてゐるが、これでは實際に適合した取扱いを決定は望まれない。

(2) 縣では林野復旧十四ヶ所の内四ヶ所を採択してゐるが、地区の選定は相当に得々である様に思われる。

(3) 更に工事も総て夏管で工費も安く、施行方法は正し。  
林道復旧は継持工事が相当に含まれてゐる様に思われるが、応急復旧部分だけを災害復旧費で見込み、他は継持工事として取扱うのが妥当だと思われる。

(四) 漁港、船舶災害について

(1) 那珂琴志の災害の内、導流堤の復旧は、導流堤の効果によつて生じた現象であり、低水工は工事中の捨石の沈下であつて共に災害として取扱う事に疑問がある。殊に低水工の捨石の沈下は当然計画の中に見込まれるべき性質のものである。

(2) 災害復旧工事の総合性について  
結城郡菅原村大生嶺新田地は、末に連川の堤防決壊により、農業用場水掘場が流失してゐるが、河港課では独自の立場から直に応急復旧してしまつたので、掘水機の復旧

のため再び盛土を堰さくしなげねならず。相当の手取り工事を必要とする。又嘉  
田生崎村の井丸堰旧工事は耕地保護では現在の位置に復旧する事を考へてゐるが、現場  
は護岸工事が出来なければ再び災害を受ける所であり、直ぐ上流部に河堤謀で護岸工及  
床止工を計画してゐるので、これを利用すれば、井丸の復旧は要しない。  
此の様に河堤謀と耕地保護の両には連繫を新にすべき所が多々あると思はれるが、努め  
て協力し國費の浪費を要減する様心掛くべきである。

裏面白紙

44

太平洋戦争による我國の被害總合報告書（概要）

二四・四

経済安定本部では一昨年夏以来前線軍の協力を得て、我國の太平洋戦争による被害の調査を、この来るべき秋の終戦まで完了させようとした。この調査は無誤に戦争がもたらした莫大の損害を数量的に明らかにし、平和への急務を益々明瞭にし、これを経済再建の基礎資料を得るために採成されたいものであるが、調査困難な無体財産の損害及び在外資産の被災は含まれていない。

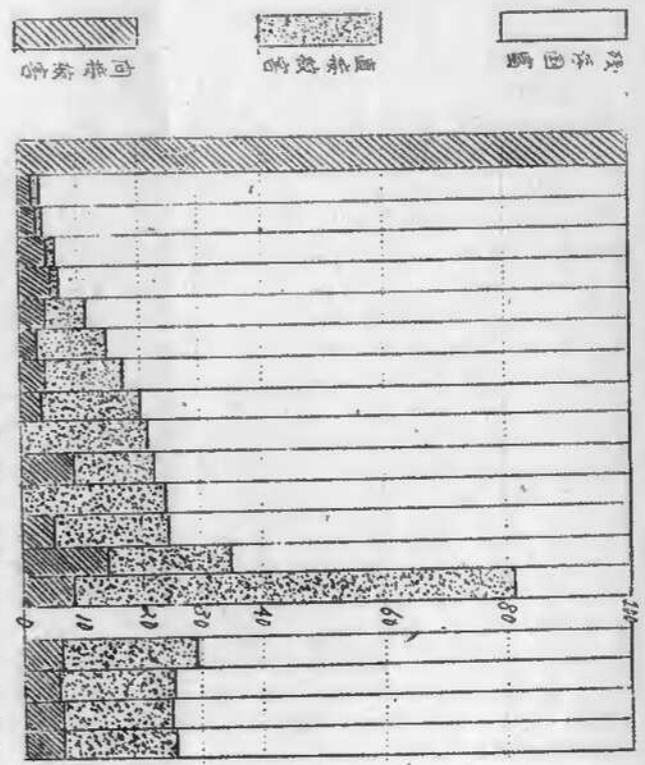
一 平和的国富の被害

被害總額 約四兆二千億円余

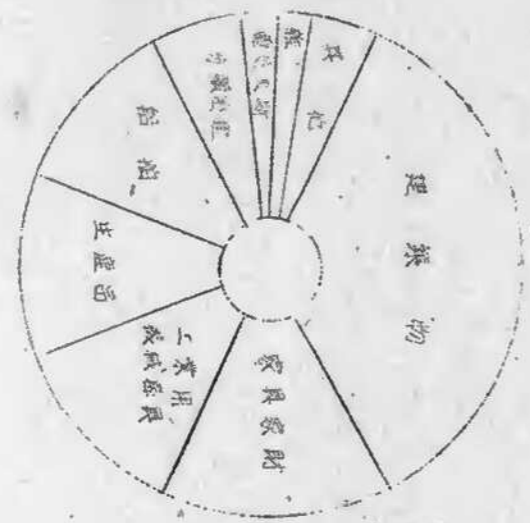
（但し、昨年末公定価格による）

戦後の経済混乱と生活水準の激甚な低下は戦中に及ぶ國富の喪失であるが、その総額は昨年末公定価格で評価すれば、実に四兆二千四百五十億円に達し、國富の四分の一を失つたこととなる。但しこの評価は消費を考慮した価格であり、再取得価格で評価すれば更に大となり、それを実効価格で評価すれば尚その上はプラスとなければならぬ。従つて資本蓄積を年々の國民所得の十五％としても償元するのは十数年以上を要するであろう。総額約四兆二千億円は人口一人当り五万三千円に当り、一ドル二百七十円とすれば換算すれば百五十七億ドルに上る。本被害總額のうち空襲、艦砲射撃による直接被害は約三兆二千億円、補修不足、建物疎開又は改修遅延による間接被害は約一兆円であり、莫大の被害



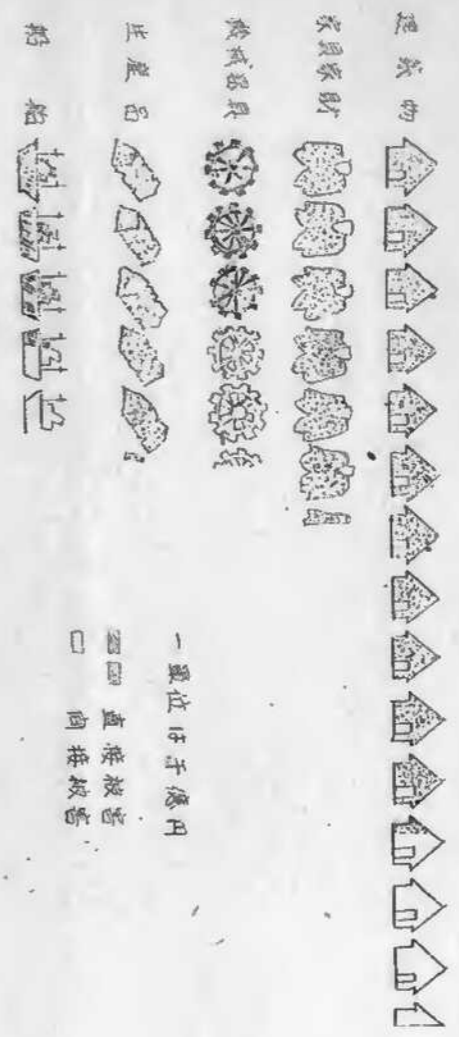


第一圖 各種產別被害率圖 (資産的一概圖)



第二圖 各種產別被害の割合 (資産的一概圖)

第三回 主要資産の被害額



之等の直接被害のうち主要なものの数量とあげれば次の通りである。

(一) 建築物の被害戸数

地域	被害戸数	被害率 (%)
全国総数	二、三六一、九〇六戸	(一〇〇.〇%)
全焼	二、一八八、二八〇戸	
全壊	一、三六四、八〇戸	
半壊	四八五、八九戸	
半壊	六一三、八九戸	
東京都区域	六九五、二九九戸	(二九.四%)
大阪市	三二八、二三七戸	(一三.九%)
名古屋市	一三六、五五六戸	(五.八%)

(二) 建築物の被害床面積

区分	被害床面積 (千坪)	被害率 (%)
全国総数	六二、〇五五	
官有	四六、二六	
公有	一、五七九	
私有	一四、二〇八	
住家	一、二六三	(四.四%)
店舗 (併用住宅を含む)	九、二八四	(三.八%)

教育施設

三〇〇四千坪

旧軍用建築物

三一一三千坪

(三) 此の外に強制徴用による被災床面積一三二八一千坪がある。  
鉄道、軌道及車輛被害

鐵

國 鉄

私 鉄

橋

一五五〇

二八八

信号機

八三

四〇

機車

六〇〇

一九五

客車

八九一

五〇

電車

二二二八

五四

貨車

五六三

二一三三

船舶被害

九五五七

四四一

私有汽船

三二〇七隻

七九〇二〇〇〇噸

帆船

二〇七〇隻

一八九一〇〇噸

漁船

一五九五隻

二八三、八〇六噸

(四) 電話設備被害 (陸海通信事業のみ)

電話設備被害

陸海通信事業のみ

陸海通信事業のみ

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

第二表

艦艇及航空機被害額

(單位 億円)

被害總額	總計	直接被害	間接被害
二兆六二四八	二兆二〇〇六	四、二四二	

二、艦艇、航空機の被害  
 艦艇及び航空機の被害総額は昨年末極格で約二兆六千億円という巨額にのぼり、之に戦  
 斗用の武器の被害を加えれば略平和的圖書と同様に遠くまであろう。但し之等の評価に際  
 しては戦時を考慮に入れていない。尚艦艇、航空機の場合には残存したものはスクラップと  
 しての価値しか有しないから間接被害と考えた。之等を見れば戦争の浪費が如何に大であ  
 り如何に国民の犠牲を強要したかがうかがわれる。



(備考) 終戦時残存額は向接被害と看做す。

艦艇	總計	直接被害	向接被害
航空機	一兆二、一九一	九八〇七	二、三八四
	一兆四、〇五七	一兆二、一九九	一、八五八

第三表 主要艦艇被害数量

種類	被害数量		被害数量	
	直接被害	向接被害	直接被害	向接被害
總計	七、五四	一、八一	八、二九	七、五四
軍艦	七、九	九、三七	一、三〇	三、三七
航空母艦	八	三、〇七	四	一、二〇
巡洋艦	一、九	三、四八	一、六	八、七〇
その他艦艇	一、六	二、三三	一、一	八、八二
その他艦艇	六、七五	八、七四	七、八八	四、一七
艦隊	一、三三	二、一五	四、一	六、〇五

(備考) 終戦時残存量は向接被害と看做す。

潜水艦	一三一	一、八五	五、九	六、三七
海防艦	七二	五、九七	一、〇〇	八、〇五
その他	三、三九	四、一三	五、八八	二、一四

第四表 主要工業生産設備能力被害

業種別	單位	年月	昭和一九年未設備能力	空襲被害設備能力	被害率	昭和二〇年八月設備能力
火力電氣	1000kW	年産	2450 (750)	741 (20)	30.2	1680 (680)
水力電氣		年産	674 (287)			633 (293)
電氣鋼	延	月産	12680	2800	22.1	13380
アルミニウム	延	月産	1100	2650	23.9	8350
工作機械	年産	年産	172000	44000	25.0	120000
軸受	年産	年産	382000	76500	20.0	257300
客車電車	輛	年産	2156	530	24.6	257300

業種別	単位	年月	昭和一九年未 設備能力	空襲被害 設備能力	被害率 B-A	昭和二〇年八月 設備能力
自動車	台	日産	三六〇〇	七五〇	二〇・八	一八五〇
硫酸	吨	年産	一六五九〇〇〇	八九七〇〇〇	五四・一	七六二〇〇〇
セメント	吨	〃	七七七九〇〇〇	二一〇一〇八〇	二七・〇	五六七九二〇
綿スフ紡績	锭	〃	三五九二〇〇〇	六八三三五二	一九・二	二八〇九〇四六
絹紡	〃	〃	三三二五五二	三九八三〇	一二・〇	一五四八五二
綿織物	台	〃	一四八七八五	二〇一三一	一三・五	一三三七四七
製紙パルプ	英トン	年産	七五七〇五〇	七八四二〇	一〇・四	六七八六三〇

(備考) 括弧内は自家用

三、工業生産設備能力被害

空襲による工業生産設備能力被害が甚大であつたことはいうまでもないが、之等には企業整備による能力の喪失の被害は考慮されたい。特に消費財工業は被害率のみを以て戦争による被害の全部とみることは出来ない。主要な工業の被害率を示すと次の通りである。

(第四表が入る)

四、人的被害

死者總数 百八十五万人

戦争に於いて最も痛ましい衝撃を与えるものは人命の被害であるが、死者は總数約百八十五万五千名に達し、その中軍人軍属は百五十五万五千名、戦後人口は二十九万九千名を占めた。戦病者は延約七百九十九万名、空襲罹災者は約八百七十五万四千名にのぼり、重傷者を考慮に入れても略平均一帯帯当一人は戦争により直接生命を失つた。日本統計局による戦後人口については、これは死傷者十六万八千名で、関東大震災の時の約十二倍のほり、罹災者は関東大震災に比し約三倍半、圖書の喪失は約五倍に達し、被害の規模が想像されよう。その内訳を次に示せば次の通りである。

總数	六六八三二五名	内死	九五三七四名
死	二九九四八五名	由死	七八一五〇名
重傷	一四六二〇四名		二三七五三名
軽傷	一六七三三八名		
負傷	三二二九八名		
行方不明	四四一〇名		
東京郊区域	二一八八四名		
広島市	一二九五八名		
長崎市	六五八八〇名		

大	夜	市	三五四六七名	九二四六名
神	戶	市	二三三三三名	六七八九名
類	兵	市	一八八三〇名	四六一六名
名	古	屋	一八七五九名	八〇七六名

大 阪 市 三五四六七名  
 神 戶 市 二三三三三名  
 類 兵 市 一八八三〇名  
 名 古 屋 市 一八七五九名  
 其 他 市 八〇七六名

一 万 名  
 一 千 名  
 一 百 名  
 一 十 名  
 一 名

死 七  
 負傷 行方不明

第四圖 被爆人口の被害

以上をみると、東京については原子爆弾による被害の大きかつたことが明らかであるが、昭和二十年三月十日の空襲で殆んど全滅した東京の江東区及墨田区の死傷人口は十二万五千名で、略収島市と匹敵する。尚人口比では、島市は三名に一名、長崎市は四名に一名が死傷している。

軍人軍属の死傷者百五十五万五千名のうち、陸軍百十四万名、海軍四十一万五千名で、負傷者は病院に入つた戦病者の延約八百万名から推して、数百万名に達するものと考へられるが、茲に示す負傷者とは傷戻恩給受給者のみであるから注意を要する。

第五表 陸海軍別損耗

種別	總計		陸軍		海軍	
	死	負傷(註一)	死	負傷(註一)	死	負傷(註一)
總数	一五五五三〇八	三〇七、八〇六	一五五五三〇八	三〇七、八〇六	—	—
陸軍	一四三、五六七六	二九五、二四七	一四三、五六七六	二九五、二四七	—	—
海軍	一一四、〇四二九	一一二、五五九	一一四、〇四二九	一一二、五五九	—	—
行方不明(註三)	—	—	—	—	—	—

註一、傷戻恩給受給者数のみ、故つて實際数より若干の少数である。  
 註二、陸軍関係の消息不明者数は概二四万名に上るが、不確実につき計上せず。

災害耕地復旧並防止施設事業 (事業費)

24. 1. 19

種別	22年度		23年度		24年度		25年度			
	耕地	公共施設	耕地	公共施設	耕地	公共施設	耕地	公共施設		
過年度災害	町 10,459	町 144,327,598 町 121,668	町 5,636	町 6,328,444 町 51,890	町 16,361	町 2,061,274 町 20,355	町 16,574	町 259,072 町 2,000	町 18,880	町 3,412,248 町 2,019
23年度災害	40,271	6,029,600 52,951	-	-	5,000	905,870 5,148	19,443	2,651,311 14,804	19,748	2,222,419 14,992
鉱害被害	9,115	11,700 98	153	-	400	-	1,440	3,900 26	2,142	2,800 52
高潮被害	125	28,045 480	-	-	-	-	63	99,021 242	62	59,024 238
災害防除	-	92,000 31,838	-	8	-	15,827 412	-	5,200 2,901	-	22,973 29,519
干拓堤防	-	212,978	-	-	-	-	-	2,998	-	210,000

24. 1. 22 2055

災害事業年度間比率一覧表

災害別	22年度		23年度		24年度		25年度	
	耕地	公共施設	耕地	公共施設	耕地	公共施設	耕地	公共施設
過年度災害	51%	46%	16%	15%	17%	19%	17%	20%
23年度災害	-	-	14%	14%	45%	43%	44%	42%
鉱害被害	/	-	*	-	16	32	29	68
高潮被害	-	-	-	-	50	50	50	50
災害防除	-	-	-	16	-	4	-	80
干拓堤防	-	-	-	-	-	1	-	99

24  
1. 19  
9-6

24. 1. 20

2023

14 127

廣島県災害復旧公共事業監査報告

監査官氏名

部長 毛利基宏  
部員 上戸城司

二 日程

十一月十一日、十二日 県庁に於て公共事業の内災害復旧の一般説明聴取  
十一月十三日 左記現地の監査実施

- (1) 安川災害志急復旧 安佐郡古市町
- (2) 根の谷川二十三年度災害 安佐郡新部町
- (3) 可部町新地災害 安佐郡新部町
- (4) 南原川沿岸災害 安佐郡安佐町
- (5) 安佐林道二十三年度災害 安佐郡安佐町
- (6) 大林荒廃林地復旧事業 安佐郡大林村
- (7) 道路(壬部)井原停車場線(災害復旧) 高田郡川田村
- (8) 高田郡新部(公共施設)災害復旧 高田郡新部町
- (9) 高田郡甲立町 高田郡甲立町

- (10) 小瀬川沿岸災害 高田郡酒河町
- (11) 酒河村新地災害 高田郡酒河町
- (12) 十一月十五日 高田郡酒河町
- (13) 高田郡新部(新地)災害復旧 高田郡新部町
- (14) 神辺町新地災害志急復旧 高田郡神辺町
- (15) 千田沼田災害復旧 高田郡千田町
- (16) 和久原川災害復旧 三原市
- (17) 三原大橋災害復旧 三原市
- (18) 十一月十六日 三原市
- (19) 二河川災害復旧 吳市
- (20) 安佐新岡堤防災害復旧 安佐郡新岡町
- (21) 黒部川新地災害復旧 安佐郡黒部町
- (22) 道路(呉)西條線(災害復旧) 呉市

三 監査結果

実施期間の事業進捗  
事業の進捗状況  
資金状況

可 良 良

24  
1.20  
9-6

労務状況

改

四、実務機関の事業運営状況

本島県では公共事業運営機関は未設置であるが目下総務部に於て各関係部課と連絡協議を重ね、これが実現に努力してゐる。然し手続、人事、権限等の向題が相当難色があり、実現点には尚相当の迂余曲折は認めない。

此の向後を通り労働部事業安定課に於て、運営を固つてゐるが現在のまゝでは事業の融合については発着難なく、唯単に幹事役を果してゐるに過ぎない状態であつて、其の意味の融合運営は期せられぬ。

本庁事業課と各出生機関、現状機関との連絡、指導、監督、及取業安定所と各出生機関の連携等、概ね円滑に実施されてゐる。

(3)

五、事業実施状況

(1) 災害状況

広島県は昭和二十年の災害を除いては地理的關係から毎秋永続する颱風の被害を受け、その被害が少なく、夏季の不連続雨の発生による災害が主であるから、降雨量に比較的小く、警戒水位を越えることは稀である。が流域の山地は花崗岩地帯で、その崩壊が甚しいのと、傾斜が急なるため、土砂の崩壊流出により災害を助長してゐる。

流域の荒廃は県の西部地方即大田川の流域地帯と呉地にか最も甚しく山岳は各所とも地肌を露呈してゐる。このため同地帯の支流川は例外なく荒廃レニ〇〇。兆以下の降雨量にて毎年災害を繰返してゐる現状である。

また県の東部地方の地帯の状況は西部地方に比し稍々良好である。調査した範囲内では、宇田川の改修と相俟つて、河川敷も相当あり河川の甚しい荒廃はみられなかつた。

次に今年度の災害状況を要記すれば

(イ) 二十年水害  
昭和二十年九月十八日(三日連続三三〇兆)、十月十七日(同三三七兆)の雨、全県下に亘り暴風を振るひ、六十年來の大災害を及ぼしてゐる。即ち五

木災害八九三ハケ所(三七八四五〇〇四)の当時の金額)、丹波災害五五七一町一九七五〇〇〇四(同)の当時の金額)の被害を蒙つてゐる。

(ロ) 二十一年水害  
昭和二十一年四月二十三日(二五五〇兆)、七月(一六四兆)、七月(一六四兆)、七月(一六四兆)

七月二十八日(西輝三三六兆、東輝一五〇兆)の三四降雨があり前年に比し被害は軽微ではあるが土不肉保(五五九ヶ所三六三三五〇〇四)の被害を蒙つてゐる。

七月二十八日(西輝三三六兆、東輝一五〇兆)の三四降雨があり前年に比し被害は軽微ではあるが土不肉保(五五九ヶ所三六三三五〇〇四)の被害を蒙つてゐる。

(4)

五町三六四八八〇〇〇円の被害をまつてゐる。  
 (一) 二十二年水害

主として西部に降つた二八〇花による被害である。此の年は各河川共豊成水位に達しな水害であつたが累年の災害により荒廃した支流川が被害を蒙つてゐる。

一 土木関係一、八七七ヶ所一、九九三、九〇〇〇円の被害である。  
 (二) 二十三年水害

本県はアイオン颱風の影響はなかつたが五月二一三日(佐伯沖)七月十七日(十八日)三次地方二五八花(八月二十五日二十日)八月(呉)広島地方二六〇花の三回、不連続線による局部的豪雨により西部地或の支流川が土砂の流出により被害を受けてゐる。現在追つ調査によれば復旧額は次の通りである。

土木関係 三、三二七ヶ所 一、四五四、四九〇〇円  
 耕地関係 二、一五町 四七、一〇二、〇〇円

尚耕地関係は神辺町を中心とする東部地区は猛烈な旱魃で相当の被害絶収を要してゐる。

(2) 災害復旧事業実施状況

昭和二十三年度才二、四半期迄の調査事業費総額三、〇二五、九一、四九四円補助金二、五三、五七九、〇六九円であるが支出済金は二、六〇、四九二、〇〇三円で、

約八五%であつた。  
 工事の進捗状況は河川七七%設系は耕地一〇〇%公共施設七〇%であつた。

種 類	二十二年水害復旧事業費		上記の間に三十二年度迄に支出済		三十二年度迄に支出済	
	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金
土木関係	二、八〇〇	三、八五五、三三三	三、〇六六、三三三	三、〇六六、三三三	一、五三三、三三三	二、五三三、三三三
農 業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九二二、二二二	九二二、二二二	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
学 校	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六二二、二二二	六二二、二二二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合 計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

(3) 労務状況

本県に於ける求人求取の割合は二十二年度に於ては求人七五、四六三人に對して求取五、三一五人へ内就取二七、八七九人を取取者の五三%を占めた。二十三年度に入つてからは求取が求人を上廻り七月に於ては求人六、六一八人に對し求取七、九六三人へ内就取三、三一人 三九%とをり更に漸増の傾向をたどつてゐる。  
 然るに公共事業就労賃銀が一級事業に依りて低いために公共事業に失業者を吸



収するの困難を感じてゐる。  
現在施行中の公共事業現場は四一六ヶ所で就業者一日平均一、〇〇〇人であるがその内失業者は二一六二名で規定の失業者吸収率による二一一八名に較べるとその一〇二名の好成績を挙げた。

### 監査意見

- (一) 本県の災害防止には山林防砂を優先しなればならぬが、此の部面に支出される資金は比較的少ない。
- (二) 河川上流部の急勾配箇所や護岸を一律に空積で施工し、繰返し災害を受けてあるが、この様な地域では原形復旧主義に反はれず更に技術的に検討する必要がある。
- (三) 二十年度新設災害で未着工のまゝ二十四年度以降に持ち越されてあるものが多いが、これらは再査定して災害復旧費を最も有効に使用する様努力する必要がある。
- (四) 災害復旧に当り因縁各節線り連絡が不充分な所があつた。例へば甲立村では、決壊堤防が未施工であるのに背後の耕地を復旧し、五年更にその耕地が災害を受けてゐる。
- (五) 本県は古い干拓地が多く現在約五萬畝に近い農地を帯びてゐるが、その中の約二萬畝は直ちに補修を要する状態にある。これは管理の責任が多く地元農家はあつたため経費の都合で補修を怠つた結果である。

その大きな原因だと思はれるが、災害防止の上から相当の援助を考慮する必要がある。例へば監査した豊栄新開の堤も考案がひどく、危険があるが、結局災害復旧へ二十年災害の工事として堤防の補修の仕事を実施してゐる。

① 60<sup>33</sup>  
原 9  
28日

上地部会	42
第5小委	7

24. 1. 22.  
資源委員会事務局

河川状況より見たる、迫川の水害

砂 治 國 良

経済安定本部  
資源委員会事務局

149

河川状況より見たる追川の水害

追川の水害

追川は従来大災害の記録は比較的少かつたのであるが近年に到り度々水害を蒙り昭和22年及23年は何れも過去数十年向條に見る水害を受けた。昭和22年の水害は北上川の堰堤の影響により追川筋若柳、佐沼方面は昭和23年より最高水位は0.10米-0.70米高かつたが三追川、一追川(下流部)は昭和23年の方が0.30米-0.60米高く追川のみによる水害としては昭和23年のものは過去数十年向條の水害と云ふ事が出来る。

物で所謂災害と仰ぐものは社会通念としてはかゝる数十年向條に見る様なもの、少くも約十年向條には見る事が出来ぬ。殊に被害甚なる災害を云ふものは、概して現在國庫補助を蒙る復旧工事を以て居る所謂災害復旧工事は其の外資に於て災害の程度が余程低いもの迄で災害復旧の対策は行つて居る様である。従つて今回の追川に於ける災害状況より一般災害対策時に國庫補助災害復旧工事に対し之の対策を立案することは困難と考へらるゝのであるが危きり追川に於ける今回の水害に付て実地に調査した区域は河川の原田並に之が対策に就て進む事とし所謂國庫補助災害復旧工事の全般に及ぶものは別に進むこととした。

II 実地調査区域

今回の実地調査区域は大体左記の区域で調査期間は昭和23年10月25日、26日、27日であった。

- 一 追川 花山村庄主附近及三追川合流点附近
- 二 追川 鷲沢村新橋附近
- 三 追川 栗駒村玉山下り下流
- 追川 若柳町より佐沼町附近

III 追川災害の原因

水害の原因は元より雨量によるものであるが今回追川筋に於ける雨量は近年前に見る降雨量で又強度も大であった之に加ふるに山地の崩壊の爲に一層被害は激甚となつた。災害の特に甚だしかった地方は追川筋に於ては佐沼より上流であつて其の内でも三追川、一追川、反之等支川の合流点附近が最も甚しかつた(宮城県栗原郡下の被害状況(町村別)(栗原郡地方事務所)調査照)

(1) 災害原因の一、雨量、洪水流量、山地の崩壊

追川筋に於ける降雨量は従来は比較的少なく日雨量も200mmを超えるものは殆ど存りつたのであるが今回の雨量は下記の如く紫館を中心として其の周囲が最も大きく紫館に於ては9月16日2時より17日12時迄の間に460mmの降雨があつた而も日雨量は約400mm時雨量は最大約100mmにも達し、かかる降雨は恐らく寺地方に於ては記録的のものと思像せられ洪水量も亦記録的のものなることは想像に難くない、しがのみならず従

(2)

来は其北程崩壊もしなかつた山地がひらる稀薄の降雨の爲に其の飽和限界を超え到る所崩壊し之年崩壊地よりの土砂流並に流木の爲に水害を莫大ならしめた。

流域河川名	観測所	今回降雨量	同日時	既往最大雨量 (mm)	同日時
一 追川	花山	304.2	16日2時 17日12時	282.5	昭和16年 7月22日
	紫館	460.0	16日2時 17日12時	192.0	昭和19年 7月19日
追川	佐沼	138.6	16日2時 17日12時	120.0	昭和22年 7月22日

追川筋に於ける降雨は紫館を中心とし其の周囲が最も甚だしくかつたが山地の崩壊も亦北の区域に多く特に多いのは三追川沿川の山地で特に寺より上流栗駒村、玉山附近の向尾岸側山地には引の崩壊を見る事が出た。恐らく三追川と流部に於ても相背崩壊したものと思像せられる。

山地の崩壊により勿論土石流を生じたものと思はるゝが三追川筋では沿川に崩壊地をもつて居る附近には河床状況より推察するに大なる石塊が流出して来た時は比較的少く砂礫程度の土石流を生じたものと思はる。

洪水流量に付ては上述の通り知る事が出来ないので調査局の説明によると若柳(流域の面積約580平方km)附近に於て2000-3000立方メートル毎秒と想像せられ既往最大雨量190mmを基準とした追川改修計画洪水流量850立方メートル毎秒と比較せば実に三倍にも達して居る今回の洪水はかく洪水流量が非常に大であつたばかり

(3)

てなく山地の崩壊による土砂流と流木の綜合的洪水現象の大きなりし幸と流木の堆積により河水を堰き止め水位、流向、水勢を激変せしめた結果河川は激甚なる被害を受け延いて耕地地に莫大なる損害を蒙つたものである。以上は主として三並川及追川に於ける状況であるが、追川筋尾山村庄より下流部或は二並川筋沢村新橋より下流附近に於ては調査當時には流木による被害に付て感確に之が影響を指摘し得るか如き箇所を見る事は出来なかつたが山地或は沿川の崩壊による土砂流の影響の少からざりし事は推察し得られる。

尚縣当局の説明に依れば流域内の各所の溜池は洪水を過大なりし為溢水し殆んど破壊したと云ふことであるが之等の影響も不慮逃出来ぬものと懸ばれる。(資料 罹災損調参照)

#### (2) 被害原因の二 河川工作物(附属物)

河川の被害の根本原因は雨量、洪水量の大きなりしこと、山地の崩壊による土砂流及流木によるは上述の通りであるが河川の堤防、護岸河川等河川の工作物即ち附属物及河川に施設せられたる他の工作物自体が亦被害の原因をなして居る。

追川は佐沼町より下流部は一定の計画に基づき既に改修工事を施行せられたのであるが上流部は三方島附近に於て一部工事を施行中の外は計画的に工事を施行せられたものはなく堤防も護岸も永年の間に被害の都度築直し或は復旧した程度で所謂未改修河川であるが、

(4)

北海道、岩手縣等にある所謂原相河川に比すれば堤防も氾濫区域には大体是統的に存置し從來の如き普通の洪水に際しては大きな被害は蒙らなかつた様である。今回の洪水はその洪水量が非常に大きなりし為堤防は凡て溢水し之が為谷所に破壊を生じた。追川は未改修河川なるが為河川の通水断面の不足、堤防法線の不適当、堤防の弱小、護岸の薄弱、堤外洪水の不整理其の他管理維持の不十分等元々の河川にある被害原因を以つて居るが洪水量の過大なるに比し河川の通水断面の狭小なりし幸が被害の王國をなし他の被害原因は從屬的であつて被害原因の大きな部分を占めぬ。

#### IV 各川の水害と其の原因

##### (1) 三並川(上流部及中流部)

三並川は岩ヶ崎より上流部は所謂山内部の河川で沿川には帯狀の狭小なる耕地を有し工田附近より上流は溪谷部である従つて河川勾配は急で河床は至20-30程の石礫がらなつて居る。又河川の沿岸耕地は今回の洪水により沈没せうれて居るが、沿川には堰土の下には河床と同様の石礫を見る事が出来る。

此等の諸点より見るに本川の山内部は数十年又は数百年前には相次崩壊を生じ此の地帯に石礫を堆積し今回の洪水より大なる洪水のあつた幸が推察出来る。今回の洪水では本川は被害の範圍は小さいが被害の程度は最も深刻を極めて居る其の中でも碓氷郡湯田附近は最も激

(5)

甚である

河川の保護施設として設けられたる工作物（附属物）は殆んど破壊せられて原状を知悉する事は困難であるが堤防は殆んど無く所々に築造せられたるものを約1米-2米の土堤で護岸は簡單なる石積程度のものと想像せられる。今回の水害はその洪水量が非常に大きかつたので堤防は殆んどその効果なく洪水時には左右岸の山と山との間は耕宅地の別なく一部台地を除き凡て河川となり夫の凹所に川成を更にした処も少くない

木川筋又は其の支流に木造又は混成土橋（径間8-9米位）構造の橋梁があるが流失しない箇所は橋脚間に流木が埋まり止められ之が為橋梁の上流より流向を更え災害を更に敷甚ならしめて居る。堤防は洪水の爲に破壊せられ殆ど原形をとどめず又護岸は凡ての河川にある一般災害と同様に水割部は破壊流失し又従来護岸を必要としなかつた箇所所謂自然護岸の箇所も水勢の爲或は流心更變の爲水割り箇所は欠潰して居る。

(2) 二道川 羊坪川合流点、冬懸川合流点附近及其の下流  
一道川 留岡村附近より下流

三道川 沢辺附近より下流

道川 大林附近より下流

道川及其の支川の内外の区域は大体河状が類似して居る此の区域は河川勾配緩ゆるが為河川は蛇行が甚しい堤防は連続して居るか無計画に築造せられ兩岸堤防間の距離は甚しく不整で斜余曲折して居る堤防高は約3

(6)

米の工堤である。格水路は幅狭く堤外洪水散け相背広い所もあるが雜木、桑柳等繁茂し透水断面積を減少して居る。支川の合流点は殆んど直角に合流し其の河床は非常に狭小である。護岸は殆んど自然護岸で所々にある取石粗築工程程度のもの、外は特殊なる工作物はな

堤防は俚小であるが割合に密つて崩り狭きも多かついて居るそれ改普通洪水に際しては大した被害を受けないのであるが今回の洪水は其の流量が甚だしく大で堤防上を平均60極程度は溢水した様である。之が為堤防は溢水による浸水の爲破壊したものと認められる又22年度水害により破壊した箇所の修復が不充分であつたが爲に破壊した箇所も少くないものと想像せられる。破壊箇所は他の一般災害に比して非常に多く又其の延長も大であるが特殊な場所を除いて比較的泥溜の程度が小さい之は余りに洪水量が大きかりし爲全川に亘り溢水し且堤防箇所が多かりし爲堤の内外水位差が少かつた爲と思はれる。かく破壊箇所も多く洪水量が甚だしく大であつた爲に沿川数千町の耕宅地全部に氾濫し一部は幾く伊豆沼に溢入り一帯は一つの遊水地となつた。之が爲道川下流部の洪水流量を軽減し佐沼町以下の既改修区域は殆んど被害を受けなかつた。若し道川改修計画流量を基準とし本区域内をも假に改修して居つたならば、恐らく被害は局部的には尚深刻となり既改修区域に

(7)

も及んだものと思われる

(3) 二道川新橋附近

二道川新橋附近及天の下流は急流地帯で河状は幾分急であるが特殊な護岸は余り無い様である地帯は一般に高台なるが爲従来の洪水には一時氾濫するも浸水期間少く水深も少かつた様であるが今回の洪水では一面に氾濫し従来の比し浸水の程度が甚しかつた水衝部の河岸は殆んど欠損したもので如く新橋附近では左岸護岸は見る事が出来なかつた

(4) 一道川支長崎川

一道川支長崎川の長崎、酒井地帯附近を車中より望見したが本川及河床勾配約百分の一程度の小河川である河岸は概ね粘板岩上に堆積した土砂礫石を以て成り此河川に沿ひ農耕地がある。左岸護岸は少く水衝部は欠損し急い河状である

今次の洪水で河岸は諸所に欠損を呈じて居る様である

この附近に砂防工事の名の下に工事中の箇所を見たのであるが附近は欠損により下流に土砂を流送するが爲に土砂打止として砂防工事を施行中のものと懸はれる勿論之れ等の工事は河岸の欠損を防止し土砂打止ともなると云うるがむしろ沿川の耕作地の保護の爲に行ふ浚路修正工事であつて其の砂防工事ではない

又砂防工事とするも施行の積極を誤つて居るが、この箇所が二道川左岸附近にも之を見るが砂防工事の施

(8)

行箇所の選定に付ては再研議を要するものと思ふ。

V 災害対策

今回の災害は上述の如く洪水量がさだしく大で災害の程度も範囲も従来未だ見ざるが如く大なるものであつた従つて災害対策として今回の如き洪水量を基準として其の最大洪水量を流下せしむるが如き計画を樹つるべきや 或は之れより大なるものも又之れより小なるものを基準とすべきやに付ては河川技術は勿論経済、社会政策等諸般の観念より根本対策を検討すべきもので今直ちに之が対策を決定することは困難である依つて河川技術の観念のみより諸種の対策を述ぶることとする。

対策としては、時的対策と恒久的対策とがあるが、時的対策は恒久的対策が樹立せられるとすれば之に基き計画をたすべきて恒久的対策と甚しく粗雑を生じない様にするを対策とする。もし恒久的対策の樹立が困難なる場合或は工事の施行が甚しく遅れる場合は現状を根幹とし対策を講ずべきで之は既に施行中の復旧工事或は災害所致工事の程度とし大洪水には計画的に一時洪水を遊水せしめたるべく被害の程度と範囲を少くするが如き工法をとるべきである

VI 恒久的対策

今回の洪水量を基準とするが如何或は今回の洪水量を基準とするも二道川及天の支川にも之を以てするのには相違困難を同感であるが河川技術より見て此等の問題は尚ほ

(9)

も重要なる事項は現在既に改修済の下流道川及北上川と本水害区域の關係である。

道川改修工事竣工の区域は計画洪水流量を850立方メートルとしてお畢了したのであるが今回の洪水流量は此の約2.3倍に達した。従って川上流部に滞留し此の爲に既改修区域に流下した洪水流量は著しく減少せう。既改修工事には大なる被害はなかつた。若し今回の洪水流量を全部流下せしむる事は必然的に氾濫以下は再改修を要する事となる。道川の改修済の区域は其の河川断面より見るに現在の洪水敷を填整し堤防を嵩上げれば計画洪水流量を若干増加する事が可能であり川幅を拡大せば今回の洪水流量の殆んど全量も流下せしむる事も可能であるがその下流北上川に及ぶ影響を考慮する必要がある。然るに一方北上川は昭和22年の洪水の結果に合鳴瀬川の分合流計画に付再検討を必要とする状況にある。従つて道川既改修区域の再改修及び此の川の処置に付ては充分なる研究の上決定すべきであり且再改修の必要ありとするも其の關係する処を範圍に互り計画の実現は容易なるものと想像せう。従つて既改修区域に及ぶ影響をなるべく大なるものと見て対策を考へておくこととする。而して之れ等後述の対策の考究と共に既改修区域北上川の処置等に付再検討を加ふるならば北上川を根幹とし江合鳴瀬の分合流計画、道川の対策等恒久的の対策を樹立する事も可能と考へる。

今回の洪水の主因は洪水流量の非常に大なりしこと、山地の崩壊による土砂流及洪水の影響及河川に於ては其の通

水断面積の狭小と堤防法線の不整にある。従つて水害対策としては之等の災害原因を先づ除却軽減する必要がある。

(1) 山地の崩壊防止として又既に崩壊した箇所を此の儘放置するは尚一層崩壊を増すから河川の維持上からも砂防工事を促進し又荒廃林地の復旧と共に防災的見地より見た植林をなし水害防除と共に水害の凶度を因る必要がある。

(2) 洪水流量が過大であるから下流道川改修区域に於ける許容洪水流量(現計画流量又は之れより大なるも下流北上川へ支障なき程度の最大流量)以上のものは之を適宜なる箇所にて遊水せしむるか或は山背部に洪水を一時貯留し洪水を調節する必要がある。之が爲には貯水池を設置し洪水防止、洪水調節は治水のみならず発電、灌漑等に利用するやうな尚得策と考へられる。洪水調節用貯水池は

(1) 二道川上流泉駒村王山附近

(2) 一道川金田村洲牛附近

に設置し得らる、如く認められるが此れ等の地味に貯水池を設ける事が可能ならば道川流域の約1/3程度の洪水を調節し得らる、ものゝ如く下流の洪水軽減に最も有効なる施設と考へられる。然し洲牛附近のものは貯水容量は相対大なりしむる事を得貯水池としては好適の場所の類であるが湛水面積、人家の移転も多く其の実現には相当困難があると思はれるから之れ等の貯水池計画に當りては地質、地質、工費等充分調査の必要があるもの



外各河川には調査し洪水調節用貯水池及防排水用溜池を築造する事が出来るならば其の効果は洪水調節、流木防止等の爲に期待せらるゝ処が大きい

次に洪水調節の爲にする貯水池の築造困難なる場合は、遊水池を設くる事が必要となる。遊水池としては現在の氾濫区域に設ける事となるが耕種地に之を求めざる可なり計画としては可能とする事も実向としては難点がある。従つて農業的見地より其の他交通衛生等より見て遊水するも大なる支障なき箇所ありけ之を考へる事も一方法であるが先づ伊豆沼を利用する事を考慮せられる。

### (3) 河川改修工事の施行

有堤部に於ては河道は蛇行し堤防も亦斜倉曲折し且河床断面は狭小にして不整である。従つて有堤部及比較的耕種地の大なる区域には計画的に河川の改修を必要とする。計画的洪水流量は洪水調節用貯水池又は遊水池築造の成否により定まるが貯水池により洪水調節可能なる時は、近川既改修区域の許容最大流量(現在の計画的流量より大なるとも下流に治水上大なる支障を来さざる如き洪水流量)を基本とし治水堤の築造が支障となる若し洪水調節が不可能な或は不完全なる時は専ら遊水堤の部分を設け一時洪水を堤内に氾濫せしむるが或は他に遊水池を求めなければならぬ。

次に有堤部又は保護すべき耕種地の狭小なる区域としては河川の上流部は其の治水時間と比較的短いからなるべく治水堤を築し遊水堤とし河道の修正と護岸工を主と

(12)

し堤防は築堤を可とするも凡て一定の計画に基き施行する必要がある。

二遊川岩ヶ崎より上流部は砂防設備の完成後は洪水部よりの流石土石の堆積地として充分なる河川幅をとり堤防は遊水堤とし大洪水に際しては一時的氾濫せしむる事としたい。

### (4) 河川反流域に設くる其の他の工作物

#### (イ) 橋梁

橋梁に流木が堆積し之が為流向を変化し甚しく河床を悪化し其の所がある。將來橋梁の更新又は旧橋に替りては流失し河床が低下し橋脚とするが或は径間を大とし桁下橋は洪水上の余裕を充分大とし脚柱間に流木の積りざる構造とする必要がある。又有堤部に於ける橋梁にして之に改修を加ふるも尚流木堆積により橋梁上流より遊水する處ある箇所には堤防を遊水堤とし遊水せるも破壊せざる如き工法をとり且橋梁脚柱近路には充分なる遊水橋を設くる事が出来れば尚安全であると思はれる。

#### (ロ) 堰

河川に設けられたる堰は殆んど流失し其の災害原因及河川に及ぶ影響を確認する事は出来ぬが徳川前河原堰に於ける残存堰より範像するに河川に及ぶ影響の少ないものがあるが如く考へられるから堰の築造は旧堰に替りては治水上の観点より支障なき構造とするべきにしたい。

(13)

(4) 用水溜池

今回の洪水による溜池の破壊原因は降雨量が甚だしく大で計画洪水流量を超え堰堤を洪水破壊したものである。之が治水上に及ぼした影響は明に察知する事は今の所出来得ないが詳細に研究するならば其の影響も看過出来得ないものがあると懸われる。依つて復旧に当たれば余水吐を充分大からしめ堰堤を洪水せしめざる構造にしたい。尚用水溜池を防水用にも利用し得るが如き構造にするならば其の治水上に及ぶ効果は更に大きい。

(5) 河川の維持管理

木保の崩れやすさ全国一般に河川の維持修繕費少く又管理に欠くる処が多い。今回の洪水には之を主因と認める事は出来得ないが普通洪水に於ては其の影響少からず水害増大の原因となるから維持費の増額管理費の増置等により平常に於ける維持管理の徹底を図る必要がある。特に洪水敷内の条、雑木等を処置し洪水の疏通を良好ならしむる様にしたい。又河川渓流の沿岸洪水疏通部或は沿川山腹急斜面にある立木は洪水時流木の爲或は山腹崩壊の爲立木を流亡し災害の一因をなして居るから沿川山腹には土留工其の他堰堤等砂防工事を実施し立木の滑出流木を防止することは砂防工事の拡充強化として施行の必要ある事は既に述べた通りであるが、沿川砂防工事を行行せざる箇所或は河岸には植林を行はざるか或は樹種を制限することゝしたい。

(6) 崩壊事業、道路工事、山林伐採と水害

林内山地の崩壊事業による山林の伐採の爲水害を助長したと云ふ説があるが近川流域内には現に計画中のものはない。今回の洪水の如く非常に大なる降雨に際しては立木地、無立木地の別なく崩壊し却つて立木の流亡により河川に大なる被害を与へて居る。之れ等の崩壊の原因は雨量、土質、地質、土地の傾斜、樹種等がどの主たる要素となるもので崩壊事業の有無はその主因とはならうが、然し粗放なる傾斜地崩壊其の先道路工事を完了時は土砂を崩壊せしむる事があるから、崩壊工事をする時は完全なる二重工を施行し之が除害の途を講せなければならぬ。

一般に山林の伐採は土砂流出の傾向を大からしめ河川埋没の途因となり又降雨量が大きき普通の小洪水では特殊なる箇所を除き山林は雨水を貯溜し洪水位が低減すの外平時水源の涵養をなし利水止にも効果のあることは論じなす。水害対策としては植林はもとより必要であるが既に述べた様に立木の流出により却つて水害を大からしむるにことがあるから地質、地形等と樹種の関係を検討し植林する事が望ましい。

71.

1.28
926

抄. 18925 100枚 40部  
24. 1. 24, 252

災害対策案

一、災害土木費同原補助規程 (勅令) 改正  
第一條 府縣ノ地租額ノ超過額ノ $\frac{1}{2}$ 補助金止  
代案、府縣民税ノ $\frac{1}{2}$ 超過セル時ハソノ $\frac{1}{2}$ 補助

二、地租 減額 事業税 府縣民税ノ標準率超過額 $\frac{1}{2}$ 倍以上を減額シ  
三、 $\frac{1}{2}$ 以上ノ超過額は別表ノ算出方式に依る

道府	道府縣民税	七〇億
地租		二七億
家屋		三〇億
事業税		二四九億
市町村民税		七〇億

前町村の割合を分けた總

発止理由 現行災害土木費同原補助規程に依る地租額 $\frac{1}{2}$ 云々の制限は往時ノ益  
濟窮勞に於ては府縣の賦政力の一応の規準を $\frac{1}{2}$ としたのであるが、現在は全く益  
濟窮勞が一表して店り公平なる規準とは乖し難い  
地租額を考慮してゐるのは、建設省關係の災害土木に限らば、農林省 其の起  
各省の災害に於ては全然考慮せられてゐない

24  
1.24  
9-6

施行細則第五條廢止

第五條 市町村、市町村組合、町村組合、水利組合の工費、地租年額五%と超過する額は、  
前項の二の二補助

代案一、市町村民税のノク超過せる額は、その二の二補助  
ニ、地租、家屋、事業税、附加税、市町村民税の税率率超過課税に二倍以上と賦課して、その二の二補助は別表の算定方法に依る

(参考)

地方賦税法第五條

地方公共団体の徴収する地方債以外の歳入を以てその賦課とし、その賦課を以て、地租、  
左に掲げる場合、公に地方債を以てその賦課とし、その賦課を以て、地租、

地租、家屋税、事業税、附加税、市町村民税、又は地租附加税、家屋税附加税、事業税附加  
税及び市町村民税の賦課率又は賦課総額が、一、二倍を標準賦課率又は標準賦課総額の  
一、二倍以上である地方公共団体の賦課に、河川、道路、港湾  
の公共施設の建設事業の賦課に、その二の二補助

災害野害制度

災害野害制度は、大蔵省予金振貸金交付の起債を円滑ならしめる  
為、災害野害(郵便野害)に、その野害額だけ、郵便工率の起債額を確保する

金利、予金振貸金の一限の率より下り、年々分とする  
償還年限二十ヶ年、三ヶ年措置

災害費に關しては

一、災害費に對する國庫補助の促進  
二、小切手認証に於ける機算補助制度と確立し、且小切手認証の際の添附書類を補助  
指令のみとし、大蔵省より各小切手認証官に此の旨通牒して、全國一律に取致す定めて、  
補助金の現金化を促進せしめる

参考

現在、小切手認証に於ける機算補助の制度が確立し、且小切手認証の際の添附書類を補助  
と煩雜なることを要し、且小切手認証官の主観的判斷に依り、取致す。全國的  
に統一さるる居らず、是に補助指令制定後、急變する現金化を妨げ、居る事情である

四、災害と原形復旧主義との関係

原形復旧主義を原則とし、凡そ、機算的方面を避けると共に、特に嚴重なる原形復旧主義を  
貫く時は、再災害を起する危険大なるが、取以、経済効果に重大なる損失を招く恐れある  
が、其他特別の理由ある場合は、必ずしも嚴重な原形復旧に限定し、取以、取致す。之と相立、以、  
災害報告様式の統一

五、災害報告様式の統一

現在、災害報告に關して、各省各費目別に切離し、居るが、之と相立、以、有、  
効果的、因、前、折

五七別表の如く様式と統一し、  
大 工事費に對する事務費（事務費）の率の改正

現行事業費（雜費、設計監督費）の工事費に對する率は各府各費目は依り全く異つた比率を適用し、且工事費の大小に依つて同率なるが故に是を併せて少くも、幾多の矛盾を包蔵して居る。殊に災害に其の矛盾を顕く露呈して居る。此の餘現行の如く根下の如く検訂して合理的な新しい比率を、明二千の半度より採用する。

小 各府各費目の異つた比率の明示  
建設省：災害土木費補償額別表施行規則、内務省令  
建設工事 五〇万五 五〇  
一五〇万ハレ 4/100

現行 府費の負担に依り、工事の費用以上の補助金を合せて居る金額を其率とし

一〇万以下 3/100  
一〇万以下以上三〇万以下 3/100 + 1/100  
三〇万以下以上 3/100 + 2/100

農林省開拓局関係（別表）  
平均三分 事業費の大小に關係なし

山林 二分五厘、經費負担の事務費 七分五厘（事業費の大小に關係なし）  
水産 一分四分、（經費負担の事務費 六分）

災害ニ分五厘（七分五厘）  
石の現行比率に依る理論的、現実的矛盾

A 建設省の土木工事と山林 水産 農業の公営施設等土木工事は水産物には、設計監督、事務費に根拠的なる差等を設ける事は矛盾である。例えは建設省の砂防工事と山林荒廢林地復旧は全く同様な土木事業なるは事務費には顯著大なる差がある。

B 開拓局関係の公営施設と新地に就いては、従前は於ては事務費の占むる割合が、公営施設技術的指導監督設計の要事と思われ。

C 工事費の大小に拘らず事務費率と一定人は按じ、ある事は土木工事の場合に事務費の現実所要額に比し少額に過ぎず大工事費の場合は、此の間の矛盾が現実に甚しい。

特に災害事業費莫大なる所、事務費亦所要額以上に巨額に上り、こゝでは事務費支出が膨脹し陥り易い。

又同一系統の事務費の相互適用が多く人任費に至つては、経費率分が災害分より適用せらる。或は災害費に依る職員設置が累積して災害費が益々増加する傾向がある。

其他費目に依つて人任事務費の幾多を以て重なる差異がある（例山林……）是は經費職員、その関係の事務費支出の職員なるに、建設省関係の職数土木部職員は

殆んど大部分が固原橋脚若傍費に依る取費である。  
 石の現行比率の理論的妥当の矛盾是正の爲改正比率は原則的には次の方針に依る。  
 1. 所要事務費の工事費に對する比率は於て工事の設計監督技術指導等の一般的水準に比し、特に重大なる差異あると認められるものを除き、事務費率を原則的に一定する(別表参照)。概算の料金は事務費率と感ずる。事務費小なるものは事務費大に、事業費大なるものは事務費率を小にし、別表の段階に依る。  
 2. 石の採用に依り取費支出分の人件事務費は各費目共一応理論的には同率に近く、從つて相互費目間へは欠陥に少くなくなる。

別表一

改正率

改正率	修正率	事務費額	軽減対比率	人件費	雑費
1000万以下	$\frac{12}{100}$	120万	(1.2)	80万 (1人平均 10万)	40万
1000万~5000万	$\frac{12}{100} + \frac{10}{100}$	520万	(10.4)	300万 (30人)	220万
5000万~1億	$(\frac{12}{100} + \frac{10}{100}) + \frac{10}{100}$	820万	(8.2)	450万 (45人)	370万
1億~2億	$(\frac{12}{100} + \frac{10}{100} + \frac{10}{100}) + \frac{10}{100}$	1220万	(6.1)	700万 (70人)	520万
2億~3億	$(\frac{12}{100} + \frac{10}{100} + \frac{10}{100} + \frac{10}{100}) + \frac{10}{100}$	1520万	(5.07)	900万 (90人)	620万
3億~5億	$(\frac{12}{100} + \frac{10}{100} + \frac{10}{100} + \frac{10}{100} + \frac{10}{100}) + \frac{10}{100}$	1920万	(3.94)	1200万 (120人)	720万
5億以上	$\frac{10}{100}$				
(例 10億)	$(\frac{12}{100} + \frac{10}{100} + \frac{10}{100} + \frac{10}{100} + \frac{10}{100} + \frac{10}{100}) + \frac{10}{100}$	2420万	(2.42)	1500万 (150人)	920万

事務費計算の基本とする工事費は  
 国庫補助のつりあす地方負担を含  
 む事務費は一応全額国費とする。

事務費額	軽減対比率	人件費	雑費
120万	(1.2)	80万 (1人平均 10万)	40万
520万	(10.4)	300万 (30人)	220万
820万	(8.2)	450万 (45人)	370万
1220万	(6.1)	700万 (70人)	520万
1520万	(5.07)	900万 (90人)	620万
1920万	(3.94)	1200万 (120人)	720万
2420万	(2.42)	1500万 (150人)	920万

人件費 1人 6300円 x 12 = 76600円  
 (不給 補給、家族手当)

取費年間 1人 23400円

二級三級層と含む



別表二

改正率 (耕地関係)

改正率 (耕地関係)	計算式	金額
10000 以下	$\frac{2}{100}$	80万
10000万 ~ 30000万	$\frac{2}{100} + \frac{2}{100}$	80万 + 140万
30000万 ~ 50000万	$(\frac{2}{100} + \frac{2}{100}) + \frac{2}{100}$	220万 + 100万
50000万 ~ 1億	$(\frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100}) + \frac{2}{100}$	320万 + 150万
1億 ~ 2億	$(\frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100}) + \frac{2}{100}$	410万 + 200万
2億 ~ 5億	$(\frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100}) + \frac{2}{100}$	670万 + 300万
5億以上 5型		
(例) 10億	$\frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100} + \frac{2}{100}$	970万 + 250万

事業費総額	事業費対増%	人件費	雑費
80万	(18)	50万 (5人)	30万
220万	(23)	130万 (13人)	90万
320万	(6.3)	180万 (18人)	140万
470万	(4.7)	260万 (26人)	210万
670万	(3.35)	350万 (35人)	320万
970万	(1.94)	500万 (50人)	470万
1220万	(1.22)	650万 (65人)	570万

事業費計算の基本となる工事費は  
 国庫補助のみならず地方負担を含  
 む総工事費とし、事業費は一応全  
 額国費とする。

150号  
原. 4  
25日

災害対策について

田二四一—二四  
経済安定本部建設局

田和二十二年三年の水害の規模は範囲面積、被害等を比較すると明治四十二年の水害とよく似ている。当時は日露戦争の後であり、国力の状況は今日の状態と類似している。この時の政府が水害対策につくした努力は相当のもので、諸施策を決定して新機軸を出すと共に当時の国民所得に比し、随分思い切った災害対策費を支出している。即ち災害補助法を定め、これは今日迄つゞき、府県災害土木費補助の基準を示している。その他公有林の造林補助、林道の補助に關する規定を定めて、水源保護に努め、更に御嶽林を味、に無償拂い下けて、地方財政を豊かにし、治水事業を振興し、利根川その他の重要河川の根本的改修工事に着手し、外國から掘鑿機等の施工機械を大量購入し、今日に至るまで河川工事機械力の中堅をなしている。

次に我國に起つた大災害は内東大震災であるが、この時は東京市は当時の市長後藤新平伯の計画により、米國から救急隊の外資を導入し、且米國より施工業者を招聘して、新に諸施工法等を採用して、隅田川の橋梁復旧工事をなした。

第三の大災害は田和九年、十一年の日本全國に亘る大水害であり、この時は國權工河川の被災を見るに至らなかつたか、筑後川の氾濫、神戸市六甲の大崩壊、大政派の津波、利根川支川、小貝川の被災、北陸各河川の氾濫等の起り、政府も復旧のみならず、諸対策事業に着手し、当時の技術者は各省聯合し、水害対策を講議し、所管の復旧事業を検討し、

1-25  
9-26

高懸費の累算に安全度を高める基準を制定すると共に貯水池水門の操作規定を認可事  
取として貯水池設備による人工洪水の発生を防止しようとする。

今日の相次ぐ水害は前記災害に比して規模の甚しく大きい類のものであるに拘らず  
対策が具体化され又実施に務められたものが多いのは遺憾である。

安定本部建設局では災害対策を深く考え特にこの重大問題を検討するたの災害班を  
設けると共に経済復興計画復興建設部会の中に災害小委員会を設けた。この災害小委  
員会を検討された災害対策案は後述してあるが別冊「災害の累積及びその原因」でも  
わかる通り災害は累積の一途を辿るのみならず、しかも災害事業費の中に包含されて  
いるので一般建設費に喰い込んで公共事業の積極的建設面に重大な圧迫を加えるよう  
に危ういのである。今試みに昭和二十三年度公共事業費予算一説いて見ると、昭和二十二年年度の  
徳田の中村四分の一に当る一三億円の災害復興費であり、しかも尚二十二年年度の  
災害復興費の中二三兆予算に計上された後年度に繰越された國庫の負担となる  
べきものが一六一億円もあり更に二十三年度発生災害復興費は國庫の負担となるべし  
ものも大約五九三億円でその中二十三年度に六十三億円の支出をなした。尚且後年度  
に五二八億円残された。更に二十四年度災害の発生は避けられず、災害復興費國  
庫負担額は累積の一途を辿りつゝある。

この事実から見ると如何に災害復興費の公共事業の建設を阻害するかわかり災害復  
旧についての根本的方針を確立する必要にせまわれている。之に因りて災害対策方針

案の第一條に「災害費を一般建設費と分離し災害復旧事業の財源を確立す」とを  
第一に採りあり併せて「保険制度 災害金庫 米価保証」等の方途を考究しようとい  
うのである。今一案として災害に直接関係ある生産面として 豊後米麦木材新炭産  
額を採りあげ之等の直接消費者の生産額の何分の幾分の負担をして災害の早期復旧をなし  
不足額を國庫の負担に俟つならば災害の累積を防止するに最も効果があるのであらう  
と考へ纏められたのがこの資料である。

### 災害対策方針案

- 一 經濟復興五ヶ年計画の一環をなす一般建設事業を計画通り遂行するため現在公共事  
業費中に含まれてゐる災害費を予算的に分離し 災害復旧事業の財源を確立する。之  
に向つて要すれば新に保険制度 災害金庫 災害費の米価保証等の方途を求めて考究  
する。
- 二 一般建設事業とは災害の根本的対策たる治山 治水に内する施策に重点を置き 治  
山事業に向つては造林突進の法制的措置を講ずると共に保安林の全面的整備を行ひ治  
水事業に向つては河床の浚渫 洪水調節池の築造 砂防事業等を強力に実施する。
- 三 我國の經濟の程度に尙且せり災情に鑑み 現行の國費支辨 國庫補助の諸事業には  
再検討を加ふる。例へば災害の嚴重により國庫補助額当分と府縣単独工事とを分離し  
後者に対しては地方負担の円滑且進歩を企図す。

四 災害復旧事業の効率化を期するにその制度について考慮する。例えは災害を総  
 括する機関を設置し、査定方針、査定基準の統一をなし、応急復旧工事の迅速施工、早  
 期復旧の具休案を口にする。  
 五 現在の補助制度の内容を災害防除の立場より更に検討し、例えは維持補修に對して  
 は補助の制限として取りあげ、災害防止に直接関係ある事業は高率の補助をする如き  
 措置を講ずる。  
 六 災害復旧事業の計画に當つては原形復旧主義にとらわれることなく、災害防除の立  
 場より経済的技術的考慮を払ふ。  
 七 予算の縮小と災害関係事業の優先採択とによつて従来助成され勝ちであつた従来の  
 支出を抑制する。特に災害関係事業の支費、指導、監督に從事してゐる職員の人件費  
 の大部分を経費的支拂のとして事業費から切り離し、或は人件費の理方費負担を明確  
 ならしめるよう測所補助をする等の措置を考慮する。

24  
1.28  
9-11

復旧建設計画資料表（原局案に補正案との比較）  
（単位 千人）

（資金單位百万円）

宇 業 別	昭和24年度		昭和24年度一部修正案	
	復旧 費	建設 費	復旧 費	建設 費
① 生産施設	A			
炭 産 業	74,938		403,966	
水 産 業	2,982		16,617	
山 産 業	21,639		132,545	
小 計	100,559		549,128	
② 交通施設	B			
（私 鉄）	10,631		67,373	
（公 路）	13,051		33,854	
灯 塔	762		91,525	
公 共 小 計	25,444		194,752	
非公 共 小 計	10,631		62,973	
③ 国土保全施設	C			
河 川	42,356		270,645	
防 砂	20,007		122,645	
防 崩	6,815		85,618	
小 計	69,178		426,908	
④ 民生施設	D			
住 居	11,532		69,165	
（住 宅）	10,220		60,600	
（公 舎）	52,400		281,665	
小 計	11,532		75,765	
⑤ 上下水道	E			
上 水	2,483		14,610	
下 水	9,697		42,222	
管 道	2,493		13,219	
非 住 宅	3,907		26,604	
小 計	40,950		297,970	
（小 計）	52,400		261,000	
（小 計）	237,344		1,492,195	
非公 共 小 計	43,931		323,373	
⑥ 電力施設	F			
電 力	507		4,140	
（電 力）	26,550		75,100	
（電 力）	291,840		1,718,322	
小 計	293,847		1,222,662	
（小 計）	21,550		15,510	
（小 計）	529,471		3,014,637	
非公 共 小 計	84,581		478,473	
⑦ 特別会計施設	G			
鉄 道	18,936		150,858	
通 信	5,538		25,507	
沼 山	1,194		11,680	
沼 山	19,305		124,689	
小 計	44,973		217,734	
非公 共 小 計	574,464		2,932,271	
非公 共 小 計	84,581		478,473	
小 計	659,045		3,410,844	

註 1. 事業別欄（ ）は、非公営事業外  
2. 通信、回線、施設は建設費用折戻金を含む。

898  
82.1.28  
24.1.28

復旧建設計画昭24年度分算材料表（修正案）

昭23. 1. 26  
復旧建設部外

分類	中分類	鋼材	セメント	木材	備要
陸運	私鉄	163.0 <sup>4.5</sup>	102.5 <sup>1.5</sup>	338.5 <sup>4.5</sup>	運転用を含む 非公共交通
	小計	28.4	11.6	51.0	
物運		192.4	174.1	3,875	工事用のみで荷役用は命 を存しない（燃油を含む）
		13.9	47.5	16.4	
過電力		19.2	22.8	265	運転用を含む 電力建設工事用のみ （経費互換のものを含む）
森林		3.0	2,32.0	488.0	展望、土地改良、農林水利等 の用
		6.1	58.0	617.	
	山林	1.2	17.1	119	
	山	0.1	16.8	18.3	
	岩	4.3	8.6	933.5	
	園	5.6	42.5	370.8	建設工事用のみ
	小計	0.1	9.8	149	
水産	河川	15.2	73.9	86.0	
	砂防	6.5	82.6	241	
	道路	2.0	17.8	85.5	
	都市	1.5	18.2	150.0	
	上下水道	3.9	22.2	38.4	
	小計	23.1	219.5	1,178	
建築	住宅	48.0	311.0	10,620	非公共交通を含む
	非住宅	3.8	31.1	101	
	小計	51.8	342.1	10,721	
文化厚生	病院	15.1	7.6	134	
	学校	5.9	53.7	1,318	
	小計	21.0	61.3	1,452	
官公署	官庁官舎	10.0	19.4	392	
	小計	56.2	298.0	5,970	河川、森林、水産、文化厚生
	合計	202.4	1,926.5	27,099.9	

固定保存物保存事業予算について

経本・建設局・計画課  
昭和24. 2. 30

24. 2. 22

① 固定保存物には

国定(宝物類)	-----1	A
国定(建造物)	-----1	B
重要美術品(宝物類)	-----2	A
重要美術品(建造物)	-----2	B
史跡名勝天然記念物	-----3	

の種別があり、それぞれの保存法によつて運営されている。

- ② これ等の保存法によつて  
 ③ 國家が直接民間個人に補助金を出すことが出来る。  
 左まは

(脚) 教育文化費 (初) 美術文化費 (項) 国定其他保存費 の一本選んでまかなわれて来た。  
 之を公営事業がとり上げるにについては吟味の余地がある。

- ④ 明治30年に、年15~20万円の補助。(通常の場合)が法文にしろれて以来、諸物類の變動にも拘り下此の枠が維持されて来た。戦時中、之を放通し、固定保存物の破損は甚しい。戦後、23年度に姫路城、法隆寺あわせて15百万円が(わづかにヌライドして)程上されたにすぎない。
- ⑤ 固定保存物は新しい予算のとり方として観光事業の一翼をもち、観光の増進が採られた場合、その一週に、することが目論まれたが、さて、観光の現況とくれば、之にさく程の規模を自ラえたない。
- ⑥ 一方国民的企業としての国際観光のバランスシートの中にとり入れるとすると、あまりかた外客の見に行く場所のみに於て固定保存物の化粧、説明、案内施設等は、之を程上出来るが、もとえは高知県の天然記念物等がいかにか国民的文化財保存の観点から重要であつても、ここまでは手さまわしがたい。
- ⑦ そこで、此の固定保存物の予算の考え方を二本建てとすることを考えられる。  
 (1) 人が見に行こうと行くまいと、文化財として重要なるもので、もつともいたみのはなほほしいものから手をつけろ。  
 (2) 人々(ことに外客)が多く見に行くから、現物の化粧、保護棚、制札、案内板等の之を要するに依り施設工事を必要最小限度に行う。
- ⑧ 次に列記する国定建造物、重要建築物保存物件中右欄に金額の記入してあるものは、前号中(1)の保存の目的から必要のもの
- ⑨ ⑩とあつて右欄に金額のないものは、(1)の化粧の目的から必要のものである。その次に列記する史蹟、名勝、天然記念物は記載の要領が国定重要と少し違つたが、右欄のA、B、C等は重要度少イイトである。



國史重要美術品(建造物)保存工事予算(表米)

②	8	1B	北海道	2	①	魁山城 (松城) (1910)(24年迄)	4,140,000
2	8	1B	青森	5	①	八幡宮本殿	2,400,000
2	8	1B	宮城	2	①	瑞巖寺御成門	
2	8	1B	宮城	6	①	大崎八幡神社社殿	2,240,000
2	8	1B	宮城	7	①	瑞巖寺堂裡及廻廊	9,220,000
2	8	1B	福島	3	①	築館堂(宮津中央築館堂)	2,490,000
2	8	1B	福島	3	①	小峠塔婆(三重塔)	1,200,000
2	8	1B	"	4	①	辻竹寺本堂	3,540,000
2	8	1B	"	8	①	杉原寺山内	270,000
2	8	1B	"	3	①	泉眼宮	① 1,340,000
2	8	1B	栃木	4	①	輪王寺大猷院聖廟	② 4,550,000
2	8	1B	栃木	4	①	輪王寺大猷院聖廟	③ 540,000
2	8	1B	栃木	5	①	二荒山神社	④ 5,200,000
2	8	1B	栃木	5	①	輪王寺	⑤ 10,530,000
2	8	1B	栃木	14	①	輪王寺	⑥ 200,000
2	8	1B	"	7	①	西明寺樓門	⑦ 4,940,000
2	8	1B	"	12	①	地藏院本堂 (25年迄)	1,950,000
2	8	1B	馬	1	①	曹達川社本堂八幡宮稻河神社社殿	3,940,000
2	8	1B	茨城	10	①	長樂寺本堂	520,000
2	8	1B	茨城	5	①	円融寺本堂(釋迦堂)	2,840,000
2	8	1B	茨城	22	①	根津神社社殿 (1400)(26年迄)	1,650,000
2	8	1B	茨城	9	①	天瑞院佛舎 (1400)(29年迄)	2,540,000
2	8	1B	茨城	2	①	大泉寺觀音堂	3,420,000
2	8	1B	茨城	2	①	千手觀音堂	2,940,000
2	8	1B	茨城	5	①	須多神社三殿	3,240,000
2	8	1B	茨城	5	①	妙代寺塔婆(五重塔)	2,940,000
2	8	1B	茨城	4	①	尾崎神社本殿	2,420,000
2	8	1B	茨城	12	①	那公寺殘學堂 外二庫 (200)(24年迄)	4,160,000
2	8	1B	茨城	2	①	明通寺本堂(築館堂)	2,590,000
2	8	1B	茨城	2	①	神宮寺本堂 (25年迄)	1,040,000
2	8	1B	茨城	6	①	彌成回鑿神社本殿	4,990,000
2	8	1B	茨城	5	①	登八幡神社本殿	660,000
2	8	1B	茨城	5	①	長谷寺本堂(觀音堂) (570)(24年迄)	3,840,000
2	8	1B	茨城	9	①	新海三社神社宝庫(三重塔)	2,040,000
2	8	1B	茨城	3	①	智藏寺本堂	1,200,000
2	8	1B	茨城	5	①	松本城 (26年迄)	2,620,000
2	8	1B	茨城	21	①	新長谷寺本堂 (25年迄)	6,720,000
2	8	1B	茨城	6	①	安國寺塔藏	3,970,000
2	8	1B	茨城	9	①	本興寺本堂	910,000
2	8	1B	茨城	4	①	本興寺本堂	1,400,000

25	8-16	一	愛知	3	④	妙泉寺御堂	1,120,000
24	"	"	"	"	④	信濃郡寺園音堂	950,000
23	"	"	"	8	④	大野寺塔婆(多塔)	620,000
22	"	"	"	10	④	和立神社塔婆(大津大津神社)	520,000
21	"	"	"	19	④	三明寺塔婆(=重塔)	2,220,000
20	"	"	"	21	④	密藏院塔婆(多塔)	3,300,000
19	8-16	一	滋賀	3	④	延喜寺大講堂(多塔)	8,520,000
18	"	"	"	22	④	觀音寺阿彌陀堂(C.F.70)	
17	"	"	"	42	④	地主神社本殿	250,000
16	"	"	"	43	④	"	
15	"	"	"	48	④	聚興寺本堂(永平院御堂)(255年定)	4,320,000
14	"	"	"	49	④	苗村神社境内社、八幡社本殿(井107)	430,000
13	"	"	"	59	④	老形神社本殿	460,000
12	"	"	"	70	④	觀音寺葛院(C.F.22)	
11	"	"	"	107	④	苗村神社東本殿(C.F.42)	980,000
10	"	"	"	108	④	飯沼神社本殿	2320,000
9	8-16	一	京都	1	③	大報恩寺本堂(十本堂御堂)(255年定)	440,000
8	"	"	"	2		大 手長門	
7	"	"	"	3		覺起寺金閣	
6	"	"	"	19		平手院鳳凰堂	
5	"	"	"	24		本願寺四牌門(日輪門)	
4	"	"	"	25		" 葛院(西所及白葛院)	
3	"	"	"	37		大徳寺勸修門	
2	"	"	"	38		真珠堂通徳院	
1	"	"	"	39		" 方丈	
0	"	"	"	45		慈照寺樓閣(飛閣)	
0	"	"	"	59		平等院觀音堂	
0	"	"	"	70		孤蓬庵本堂(方丈) 葛院及宮丞	
0	"	"	"	72		慈照寺東 堂	
0	"	"	"	77		本願寺玄關、浪之間、虎之間、大鼓之間	
0	"	"	"	78	④	峰尾寺本堂及供水所(閉地并屋)	
0	"	"	"	79	④	峰尾寺仁 門(石門)	
0	"	"	"	99	④	高台寺 表門(C.F.100)(244年定)	907,500
0	"	"	"	109		龍光院本堂、書院、盛桓廊、覺門	
0	"	"	"	110		本願寺塔婆(橋台)附廻廊	
0	"	"	"	111		本願寺能事台付 掛	
0	"	"	"	114		大徳寺伽藍	
0	"	"	"	115		" 煙臺	
0	"	"	"	119		本願寺煙臺	

(2)

Category	Location	Building Name	Year	Value
Ⓚ	8-1-18-1	京都	120	
Ⓚ	"	本願寺能舞出附繪掛	136	
Ⓚ	"	本願寺本堂 (阿彌陀堂)	137	
Ⓚ	"	大願堂	138	
Ⓚ	"	眾善院附法庫	149	
Ⓚ	"	大仙院本堂 (方丈) 附玄關	151	
Ⓚ	"	① 金剛院塔婆 (二重塔) (24年宛)	155	1,340,000
Ⓚ	"	① 盛明寺本堂 (25年宛)	188	4,120,000
Ⓚ	"	黃梅院本堂 附玄關	184	
Ⓚ	"	① 神堂寺本堂 (800) (25年宛)	176	4,920,100
Ⓚ	"	舍地院八窓席	180	1,740,000
Ⓚ	"	① 仁和寺飛濤亭	183	480,000
Ⓚ	"	① 三條城二ノ丸 (26年宛)	184	3,340,000
Ⓚ	"	① 救王護國寺講堂 (27年宛)	186	4,570,000
Ⓚ	"	① 二條城本丸		
Ⓚ	"	聚光院茶室		
Ⓚ	"	玉林院南明庵及茶室		
S	8-1-18-1	大阪	4	
Ⓚ	"	① 建水分神社社殿	13	360,000
Ⓚ	"	① 舍利寺御影堂及觀月堂 (24年宛)	10	1,610,000
Ⓚ	"	① 名草神社塔婆 (二重塔)	17	244,000
Ⓚ	"	① 木山寺仁王門	22	1,690,000
Ⓚ	"	① 円教寺大講堂	23	
Ⓚ	"	① 鐘樓	24	422,000
Ⓚ	"	① 金剛堂	40	
Ⓚ	"	姫路城天守	41	
Ⓚ	"	姫路城	42	
S	8-1-18-1	奈良	1	
Ⓚ	"	① 西宮神社火線扉	2	2,102,690
Ⓚ	"	東大寺南大門	3	4,540,000
Ⓚ	"	法華堂 (三月堂)	8	
S	"	鐘樓	11	577,000
Ⓚ	"	① 新薬師寺本堂	12	1,300,000
Ⓚ	"	法隆寺金堂 (27年宛)	13	
Ⓚ	"	中門	14	
Ⓚ	"	五重塔 (25年宛)	19	1,700,000
Ⓚ	"	夢殿	20	
Ⓚ	"	東大寺金堂 (大佛殿)	25	
Ⓚ	"	彌山堂 (良弁堂)	26	
Ⓚ	"	法隆寺上御堂 (工堂)	27	
Ⓚ	"	雷麻寺本堂 (曼荼羅堂)		
Ⓚ	"	東大寺極樂門 (兼清門)		

①	8-1	B-1	奈良			
Ⓚ	"	"	30	法隆寺鐘樓 (西院伽藍鐘樓)		
Ⓚ	"	"	31	" 給藏 (西院伽藍給藏)		
Ⓚ	"	"	32	" 圓廊		
Ⓚ	"	"	33	東大寺中門		
Ⓚ	"	"	37	① 東大寺理廊		
Ⓚ	"	"	38	" 東西祭門		
Ⓚ	"	"	40	法隆寺東院南門 (不明門)		
Ⓚ	"	"	41	" 東院西脚門		
Ⓚ	"	"	42	" 東院北堂		
Ⓚ	"	"	43	" 東院理廊		
Ⓚ	"	"	44	" 東院禮堂		
Ⓚ	"	"	45	" 東院法去堂		
Ⓚ	"	"	46	" 東院舍利殿及秘殿		
Ⓚ	"	"	52	" 南大門		
Ⓚ	"	"	53	" 西月堂 (西北月堂)		
Ⓚ	"	"	54	" 聖賢院 (豐聰殿)		
Ⓚ	"	"	55	" 倉堂及バツ細殿		
Ⓚ	"	"	58	春日神社北殿		
Ⓚ	"	"	59	" 攝止岩宮神社北殿		
Ⓚ	"	"	66	東大寺觀學院経庫		
Ⓚ	"	"	68	春日神社東舎、舍利殿、祭器藏、投藏		
Ⓚ	"	"	69	" 攝止岩宮神社手水屋		
Ⓚ	"	"	74	東大寺法華堂北門		
Ⓚ	"	"	75	" 二月堂欄杆并屋 (鳥取并屋)		
Ⓚ	"	"	76	" 二月堂佛龕屋 (御供所)		
Ⓚ	"	"	77	" 三時堂 (四月堂)		
Ⓚ	"	"	78	" 念佛堂		
Ⓚ	"	"	79	" 大湯屋		
Ⓚ	"	"	88	法隆寺東大門 (中門)		
Ⓚ	"	"	89	北堂院本堂		
Ⓚ	"	"	94	東大寺本坊経庫		
Ⓚ	"	"	95	" 法華堂手水屋		
Ⓚ	"	"	96	" 二月堂參籠所		
Ⓚ	"	"	97	① 祖堂院禪堂 (10%) (25年宛)	6,120,000	
Ⓚ	"	"	100	① 円成寺塔門	300,000	
Ⓚ	"	"	105	① 金峯山寺塔門 (30%) (25年宛)	324,000	
Ⓚ	"	"	116	法隆寺地蔵堂		
Ⓚ	"	"	117	" 三経院及西堂		
Ⓚ	"	"	121	" 新堂		

(5)

Category	Item	Year	Amount
(K)	北至院成門	122	
S	文珠院白山堂	129	164,000
S	石上神宮攝社出雲建地神社無殿	135	5,000,000
(K)	宗兼寺四脚門(觀字院成門)	147	
S	八幡神社北殿(樂師寺)	155	237,000
(K)	東大寺二司堂	未	
(K)	法隆寺東堂	"	
(K)	法隆寺西堂	"	
(K)	毘盧寺	"	
(K)	梅園院本堂	"	
(K)	法隆寺相封殿	"	
(K)	大湯屋	"	
(K)	大湯屋表門	"	
(K)	西園院塔殿	"	
(K)	上工門	"	
(K)	寶珠院本堂	"	
(K)	法隆寺西院文道	"	
(K)	西院東明太子院藥師	"	
(K)	西院西明太子院藥師	"	
(K)	東院大廻	"	
(K)	藥師坊庫廻	"	
(K)	西園院應門	"	
(K)	北室院太子殿	"	
(K)	中院本堂	"	
(K)	春日神社一鳥居	"	
S	五輪塔遺蹟堂	"	54,000
S	慈光院藥堂	"	3,120,000
S	金剛三昧院塔	"	400,000
S	三佛寺(投入堂)	"	
S	地藏堂	"	
S	文珠堂	"	237,000
S	出雲大社本殿(25年寛)	"	5,040,100
(C)	神龜神社本殿(大延大宮又神の神社)(500)(24年寛)	"	1,540,000
(C)	松江城天守(27年寛)	"	8,920,000
(C)	菅田庵向月亭御風呂屋(100)(24年寛)	"	235,000
(C)	長福寺塔婆(三重塔)(300)(24年寛)	"	3,900,000
(K)	廣島神社本堂	"	4,470,000
(K)	大鳥居	"	
(K)	番社客人神社社殿	"	
(K)	大國神社本殿	"	
(K)	和歌山	"	
(K)	馬	"	
(K)	島	"	
(K)	山	"	
(K)	岡本	"	

①	8-1B-1	瓜島	5.	嚴島神社天神社本殿		
②	"	"	6	"	末社門器神社左殿	
③	"	"	7	"	"	右殿
S	"	"	8	① 不動院金堂		3,120,000
④	"	"	10	嚴島神社社塔婆 (五重塔)		
⑤	"	"	12	"	多宝塔	
⑥	"	"	13	"	末社荒洲子神社本殿	
⑦	"	"	14	"	末社豊國神社本殿 (千重塔又千重塔)	
⑧	"	"	19	明王院本堂 (觀音堂)		
⑨	"	"	20	向上寺塔婆 (三重塔)		
⑩	"	山口	12	① 洞春寺觀音堂 (25年宛)		3,040,000
⑪	"	番川	末	① 丸龜城天守 (25年宛)		2,790,000
⑫	"	袋	13	① 松山城 (24年宛)		4,190,000
⑬	"	高知	5	① 高知城 (19年宛) (24年宛)		3,980,500
⑭	"	長	8	① 大満天主堂 (25年宛)		3,920,000
⑮	"	"	9	① 興福寺本堂 (大雄宝殿) (24年宛)		1,990,000
S	"	本	2	① 普運寺阿弥陀堂		1,140,000
⑯	"	分	1	① 富貴寺大堂 (落, 本堂) (24年宛)		1,745,000
S	8-2B-1	番川		① 庄駒家廟		300,000

(7)

史跡名勝天然記念物保存工事予算(文部省要求)

府縣名	件	名	竣工費	補助額	備	考	
8-34-	1	史跡 手宮洞窟	30,000	24,000	修理		A
8-34-	8	史跡 五極郭	2,063,000	1,650,400	修理	石垣、大橋、水門、欄干	B
8-34-	21	史跡 モシリヤ若	1,950,000	1,540,000	修理	石碑、標柱、説明札、注意札	C
8-34-	22	史跡 鶴ヶ谷	1,950,000	1,540,000	修理		C
8-34-	23	史跡 桂ノ岡	1,720,000	1,360,000	修理		C
8-34-	24	史跡 香取台地	1,950,000	1,560,000	修理		C
8-34-	26	史跡 最寄貝塚	3,000,000	2,400,000	整地、覆土		A
8-34-	27	史跡 石原野	950,000	760,000	標柱、説明札、注意札		C
8-34-	10	史跡 田小屋野	950,000	760,000	標柱、説明札、注意札		C
8-34-	11	史跡 田小屋野	950,000	760,000	標柱、説明札、注意札		C
8-34-	2	史跡 泉光院	950,000	760,000	標柱、説明札、注意札		C
8-34-	3	史跡 多賀城	1,775,000	1,440,000	修理		B
8-34-	4	史跡 若松城	1,320,000	1,056,000	修理		C
8-34-	17	史跡 白弘道	261,500	209,200	修理		C
8-34-	3	史跡 日光並木	1,800,000	1,440,000	修理、標柱、説明札、注意札		A
8-34-	5	史跡 常陸國分	1,100,000	880,000	修理		C
8-34-	6	史跡 日光並木	3,900,000	3,120,000	修理		A
8-34-	9	史跡 大観音	630,000	504,000	標柱、説明札、注意札		B
8-34-	44	史跡 上総國分	950,000	760,000	標柱、説明札、注意札		A
8-34-	9	史跡 湯島聖堂	1,950,000	1,560,000	修理		C
8-34-	2	史跡 武蔵國分	1,000,000	800,000	修理、標柱、説明札、注意札		A
8-34-	7	史跡 小石川	(大蔵省に出)	(同)	補助金		B
8-34-	55	史跡 江戸城			補助金		A
8-34-	56	史跡 旧新宿御苑			直營		A
8-34-	57	史跡 旧白金御料地			直營		A
8-34-	2	史跡 福根関跡	240,000	192,000	修理		E
8-34-	3	史跡 福根寺内	630,000	504,000	修理		C
8-34-	4	史跡 三浦守	160,000	128,000	修理		C
8-34-	18	史跡 三浦守	630,000	504,000	修理		B
8-34-	19	史跡 円籠寺	630,000	504,000	修理		B
8-34-	20	史跡 圓籠寺	265,000	212,000	修理		B
8-34-	24	史跡 江ノ島	341,000	272,800	修理		D
8-34-	25	史跡 若宮大	630,000	504,000	修理		C
8-34-	27	史跡 小戸城	630,000	504,000	修理、標柱、注意札		C

府縣名	作	名	繪工費	植即額	備考	
8-34- ⑧8-34-	31 尺	元道根石橋群	580000	464000	修葺、築法、注意札	C
8-34-	3 尺	盾根白街道	1410000	1,128,000	"	C
8-34-	19 尺	春日山城跡	95000	26,000	標註、注意札	C
8-34-	9 尺	大岩白石寺跡	120,000	96,000	天竺修理	C
8-34-	17 尺	王塚古墳	95,000	76,000	標註、說明札、注意札	C
8-34-	2 尺	石塚白、杉	40,000	52,000	説明札	A
8-34-	24 尺	白山平泉寺城跡	30,000	24,000	修理、分道修理	C
8-34-	2 尺	山崎神社代櫻	100,000	84,000	圍柵	C
8-34-	7 尺	精進、大杉	165,000	152,000	修理、標註、注意札	C
8-34-	8 尺	三島神社、大杉	165,000	132,000	"	C
8-34-	9 尺	河口、大松	165,000	132,000	"	C
8-34-	19 尺	富岳風穴	265,000	212,000	"	C
8-34-	21 尺	鳴沢水穴	265,000	212,000	"	C
8-34-	22 尺	鳴沢水穴	265,000	212,000	"	C
8-34-	28 尺	忍野八海	5,150,000	2,504,000	修理	A
8-34-	32 尺	野上高地	40,000	32,000	標註	C
8-34-	12 尺	龍岡城跡	60,000	48,000	標註、説明札、注意札	C
8-34-	19 尺	野上高地	60,000	48,000	修理	B
8-34-	25 尺	八島、湯原植物園	40,000	32,000	標註	C
8-34-	26 尺	湯原植物園	40,000	32,000	"	C
8-34-	27 尺	湯原植物園	40,000	32,000	"	C
8-34-	5 尺	根尾公球場	105,000	84,000	施肥、説明札、注意札	C
8-34-	22 尺	飛騨岡分寺塔跡	40,000	32,000	注意札	C
8-34-	30 尺	大山椒風神倉地	40,000	32,000	注意札	B
8-34-	8 尺	折居下馬標	165,000	132,000	修理、標註、説明札	A
8-34-	16 尺	阿豆岐神社、大碑	165,000	132,000	"	A
8-34-	30 尺	白奈、倉	340,000	292,000	"	C
8-34-	34 尺	海蔵寺、古塔	165,000	132,000	"	A
8-34-	38 尺	三嶽城跡	95,000	76,000	標註、説明札、注意札	C
8-34-	39 尺	浦王池	265,000	212,000	"	B
8-34-	2 尺	本居宣長旧宅	40,000	32,000	注意札	B
8-34-	6 尺	長春山庵寺跡	1,000,000	800,000	銀行敷地等標註、標註、説明札、注意札	A
8-34-	33 尺	伊賀岡分寺跡	7,000,000	800,000	"	A
8-34-	6 尺	石山寺礎灰石	65,000	52,000	説明札等	A
8-34-	8 尺	源氏繁茂生地	165,000	132,000	説明札等、現状整備	D
8-34-	9 尺	養春東宮跡	95,000	76,000	標註、説明札	C
8-34-	11 尺	宇土城跡	1,750,000	140,000	"	C



府縣名	件	名	繪工費	補助額	備	考	
8-34-	14	名尺 竹 庄	150,000	104,000	説明札等		D
8-34-	20	名尺 丹清院庭園	230,000	184,000	庭園修理, 説明札		C
8-34-	21	名尺 光淨院庭園	230,000	184,000	"		C
8-34-	22	名尺 善法院庭園 <small>(原二條(二條町) 院及御殿)</small>	250,000	184,000	"		C
8-34-	4	尺 堀山堀留存(山堀(99歳))	110,000	88,000	普庭修理		C
8-34-	5	尺 堀山堀留存(山堀(99歳))	40,000	32,000	庭園修理		C
8-34-	7	名尺 平等院庭園	450,000	344,000	"		A
8-34-	9	名尺 天龍寺庭園	260,000	208,000	"		C
8-34-	14	名尺 天龍寺庭園	430,000	544,000	"		C
8-34-	13	名尺 西芳寺庭園	430,000	344,000	澤北亭等修理, 説明札等		A
8-34-	15	名尺 大徳寺庭園	230,000	184,000	"		A
8-34-	16	名尺 興隆寺庭園	290,000	184,000	"		A
8-34-	17	名尺 大徳寺庭園	230,000	184,000	庭園修理, 説明札等		A
8-34-	18	名尺 孤雲院庭園	230,000	184,000	"		A
8-34-	19	名尺 龍安寺庭園	230,000	184,000	"		A
8-34-	22	名尺 龍安寺庭園	430,000	344,000	"		A
8-34-	23	名尺 龍安寺庭園	430,000	344,000	"		A
8-34-	24	名尺 龍安寺庭園	244,000	192,800	説明札等		A
8-34-	25	名尺 龍安寺庭園	540,000	432,000	泉涌及流亭修理, 説明札等		A
8-34-	30	尺 妙心寺庭園	1,130,000	904,000	建物, 庭園修理, 説明札等		B
8-34-	37	名尺 妙心寺庭園	230,000	184,000	"		B
8-34-	38	名尺 王鳳院庭園	230,000	184,000	"		B
8-34-	39	名尺 泉芳院庭園	230,000	184,000	庭園修理, 説明札等		B
8-34-	40	名尺 泉芳院庭園	230,000	184,000	"		B
8-34-	41	名尺 泉芳院庭園	230,000	184,000	"		B
8-34-	42	名尺 泉芳院庭園	230,000	184,000	"		B
8-34-	43	名尺 丹山公園	130,000	104,000	説明札等		C
8-34-	54	名尺 本願寺大徳院庭園	230,000	184,000	庭園修理, 説明札等		B
8-34-	56	尺 泉 泉 庭園	200,000	160,000	庭園修理, 説明札等		B
8-34-	57	尺 泉 泉 庭園	330,000	264,000	"		B
8-34-	63	尺 旧二條院(二條城)	1410,000	1128,000	現状整備, 説明札等		A
8-34-	64	名尺 二條院(二條城)	230,000	184,000	庭園修理, 説明札等		A
8-34-	69	名尺 金地院庭園	29500	23600	"		C
8-34-	70	名尺 成徳院庭園	95000	76000	"		B
8-34-	73	尺 泉 泉 庭園	95000	76000	遺 啓		A
8-34-	21	尺 鹿 鹿 寺 跡	95000	76000	標柱, 説明札		A
8-34-	22	尺 鹿 鹿 寺 跡	95000	76000	"		A

府縣名	件名	箱數	箱助費	備考	方
8-34-	大野間, 大樺	195,000	156,000	標註. 説明札. 木冊	A
8-34-	矢野, 路公	6,000,000	4,800,000	中邊修理. 説明札.	A
8-34-	名, 平城宮跡	1,900,000	1,520,000	現状整備. 説明札等	A
8-34-	尺, 天. 春日山原. 始林	2,410,000	1,928,000	"	A
8-34-	天. 春日山原. 始林	280,000	224,000	"	C
8-34-	春日山原. 始林	680,000	544,000	修理. 説明札	C
8-34-	春日山原. 始林	680,000	544,000	"	C
8-34-	春日山原. 始林	7,740,000	1,392,000	"	B
8-34-	三井瓦. 紫跡	395,000	316,000	復原. 説明札. 標註等	B
8-34-	名, 春日山原. 始林	205,000	164,000	庭園修理. 説明札	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	205,000	164,000	"	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	530,000	344,000	木. 説明札	C
8-34-	三井瓦. 紫跡	95,000	76,000	標註. 説明札等	C
8-34-	工部町. 虎寺跡	95,000	76,000	"	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	50,000	40,000	復原. 修理	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	200,000	160,000	庭園修理. 説明札. 標註等	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	95,000	76,000	"	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	95,000	76,000	修理	B
8-34-	名, 春日山原. 始林	95,000	76,000	"	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	300,000	240,000	道路等. 修理. 説明札.	B
8-34-	名, 春日山原. 始林	300,000	240,000	"	A
8-34-	名, 春日山原. 始林	295,000	236,000	庭園修理. 説明札. 標註等	B
8-34-	名, 春日山原. 始林	295,000	236,000	"	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	1,160,000	928,000	現状整備. 説明札.	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	870,000	648,000	道路補修. 説明札.	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	772,000	132,800	修理	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	24,480,000	15,584,000	災害復原. 半33(災害)	A
8-34-	名, 春日山原. 始林	1,160,000	928,000	現状整備. 説明札.	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	870,000	648,000	道路補修. 説明札.	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	772,000	132,800	修理	C
8-34-	名, 春日山原. 始林	1,500,000	1,200,000	庭園修理. 標註. 説明札.	B
8-34-	名, 春日山原. 始林	710,000	568,000	修理. 説明札.	A
8-34-	名, 春日山原. 始林	150,000	120,000	橋. 修理. 説明. 新設.	B
8-34-	名, 春日山原. 始林	300,000	240,000	庭園修理. 説明札.	A
8-34-	名, 春日山原. 始林	95,000	76,000	標註. 説明札	A
8-34-	名, 春日山原. 始林	95,000	76,000	"	A
8-34-	名, 春日山原. 始林	120,000	96,000	修理. 標註. 説明札	C

府縣名	件	名	竣工費	補助額	備	考	
8-3A-	香	川	12 史 天宮寺遺物屋敷	1,150,000	925,000	現状整備の說明札	C
8-3A-	福	園	10 史 園分瓦窯跡	200,000	160,000	"	C
8-3A-	福	園	11 史 跡友夜瓦窯跡	200,000	160,000	覆屋	A
8-3A-	福	園	36 史 王家古墳	500,000	400,000	覆屋 修理	A
8-3A-	福	園	37 史 石人山古墳	200,000	160,000	覆屋	A
8-3A-	福	園	41 史 上津野木塚山古墳	500,000	400,000	修理	A
8-3A-	匝	寶	8 史 名勝虹ノ松泉	150,000	120,000	虫害防止	A
8-3A-	長	崎	3 史 出島和藪南館跡	255,000	225,000	現状整備の說明札	A
8-3A-	長	崎	4 史 ミノ木ノ上跡	285,000	255,000	"	A
8-3A-	長	崎	9 史 名勝温泉跡	450,000	520,000	說明札	B
8-3A-	長	崎	16 史 旧島原藩聚楽園跡	230,000	180,000	"	C
8-3A-	長	崎	19 史 跡原城跡	585,000	452,000	石垣修理の說明札	C
8-3A-	巖	木	4 史 跡釜尾古墳	175,000	158,000	修理	A
8-3A-	大	分	7 史 成道園跡	200,000	160,000	"	A
8-3A-	大	分	10 史 臼杵古園石佛	1,110,000	888,000	"	A
8-3A-	大	分	11 史 臼杵観音石佛	310,000	248,000	"	A
8-3A-	大	分	12 史 臼杵木屐石佛	410,000	328,000	"	A
8-3A-	大	分	13 史 臼杵大日石佛	410,000	328,000	"	A
8-3A-	大	分	14 史 南津留木杵石佛	1,110,000	888,000	"	A
8-3A-	大	分	15 史 南津留山玉石佛	310,000	248,000	"	A
8-3A-	大	分	16 史 大分岩屋寺石佛	315,000	252,000	覆屋、說明札	A
8-3A-	大	分	17 史 大分元町石佛	315,000	252,000	"	A
8-3A-	大	分	33 史 竹田荘基	95,000	76,000	標柱、說明札	A
8-3A-	大	分	34 史 廣瀬淡志基	95,000	76,000	"	A
8-3A-	宮	崎	14 史 西都原古墳群	275,000	220,000	說明札、標柱等	A
8-3A-	宮	崎	16 史 天宮寺遺物屋敷	200,000	160,000	說明札等	E
8-3A-	鹿	足	4 鹿足島(中津)渡来地史	570,000	440,000	倒壊材料及設置費等(地元の負担)	A

41

一、調査団  
テラ 颱風被害調査報告

田長 國務大臣山口喜久一郎 秘書官玉井義一 内務秘書  
建設政務次官鈴木八 伊藤河川局長 渋谷事務官 菊田秘書  
農林政務次官坂本 実 田原技官 狩野技官 久富秘書  
地方自治庁政務次官小野 哲 堀家事務官 松谷秘書  
経済安定本部建設交通局長山崎小五郎 佐藤技官

二、調査日程

月日	地名	交通機関	出発	到着	用務
七、一三	東京				車中泊
七、一四	小野、下用、博多	自動車	一〇・〇〇 一三・三〇	七・四六 一三・〇〇 一八・三〇	小野駅前合室八時集合 山口県海岸地方災害視察 昼食 福岡県筑前海岸地方災害地視察 博多市泊

24  
5.5  
9.6

七、二五	七、二四	七、二三	七、二二
和歌浦	徳島 高津	高知 久方	中山 八幡 宇和島 別府 中列府
船	自動車	自動車	自動車 船
一四、〇〇〇	一三、〇〇〇 八、〇〇〇	一三、〇〇〇 九、〇〇〇	一四、〇〇〇 一〇、〇〇〇 二三、三〇〇 一三、三〇〇
一四、〇〇〇	一九、〇〇〇 一一、三〇〇	一九、〇〇〇 一一、三〇〇	一八、〇〇〇 一一、三〇〇 七、〇〇〇 九、〇〇〇 一三、〇〇〇
	高知県安芸郡地方災害地視察 徳島県海部郡那賀郡地方災害地視察	愛媛県松山市附近視察 高知市泊	大分県北部地方災害地視察 福岡県筑上郡京都郡地方災害地視察 朝倉 宇和島 愛媛県宇和島地方災害地視察 徳島県海部郡那賀郡地方災害地視察 道後泊

七、二〇	七、一九	七、一八	七、一七	七、一六	七、一五
別府	宮崎	京町	郡城	高山	鹿見島
汽車	自動車			自動車	汽車
八、二四	八、三〇	八、〇〇	八、三〇 一三、〇〇	八、三〇 一四、〇〇	一三、一三
一八、三〇	八、〇〇	一九、〇〇	一八、〇〇 一一、三〇	一八、〇〇 一三、三〇	一〇、三八
香匠川、建久見川、由布院町附近 国東半島視察列府市泊	宮崎市附近、特に清武川下流視察 宮崎市泊	一、川内川上流災害地視察 二、大深川上流災害地視察 京町泊	フエー、鮫風被害視察郡城泊	一、午前中、鹿見島市、金山町視察 午後、折原川水系、吾平川及高山町視察 二、午後、南薩万福川水系視察伊予泊	車中川内川筋災害地の説明 鹿見島市泊

七、三〇	七、二九	七、二八	七、二七	七、二六	
東京	大阪	和歌山	白浜	勝浦(串本)	白浜
汽車	電車	"	"	"	自動車
九、〇〇	一四、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	一三、三〇	一四、三〇
二〇、三〇	一六、〇〇	一七、〇〇	二〇、〇〇	一八、〇〇	一八、〇〇
大阪府 東京府着場	和歌山府 大阪府着場	和歌山府 白浜(中部災害地視察)	田辺經由白浜泊	白浜沿岸災害地視察 昼食(古座方面及串本方面視察) 下勝浦災害地視察 勝浦泊	白高有田地方視察 白浜泊

三

テラ台風及び其の被害の特色

- テラ台風の襲来は偶々梅雨期に重疊したため、雨量、風速に比較して被害が大きく、米俵、甘蔗、煙草等農作物に打丁る被害が甚大であること。
- 被害地は火山灰地又は風化赤岩の崩壊し易い地質であったため、土砂の崩壊による被害が大きかった。
- 気象予報が遅れたため、乗船中の他の船舶及び人畜の被害が甚大であること。

気象状況調

区分	最大乗船船隻	最大風速	備考
山口	一七〇	三五米	六月十九日、二十一日
福岡	一五〇	三〇	六月十九日、二十一日
宮崎	一三八〇	四二	六月十七日、二十日、七、五
大分	一五六	二六二	六月二十日、二十一日
鹿児島	一四五四	三一	五月二十七日、七月十一日

愛媛縣	三〇〇	三〇	六月十七日—二十一日
總馬場	五四五	二九八	六月十八日—十九日
高知縣	六〇〇	二四一	六月十八日—二十日
和歌山	七四五		七月十八日—二十二日 七月五日—八日 四五一

四、調査地域に於ける採別被害状況並鉄道、電信、燈台、船舶、魚船を除く、の被害状況  
採別被害状況

芝分	山口	福岡	宮崎	大分	鹿児島	愛媛	徳島	高知	和歌山	計
遊樂被害 二七、二七八 三、一四九	九、六六三 四、八〇六	二、六六三 三、五七三	二、五五九 三、〇五九	二、五五九 三、〇五九	二、五五九 三、〇五九	二、五五九 三、〇五九	二、五五九 三、〇五九	二、五五九 三、〇五九	二、五五九 三、〇五九	二、五五九 三、〇五九

生産被害	農作物	林産物	畜産	其他	被害総額	人的被害	死	行方不明	重傷	軽傷
一〇七、六五五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五

注 単位 千円単位である

2 鐵道 燈台関係被害状況

A 鐵道

(1) 國鉄関係

線路 二一、七四五千円  
 建物 七九六四八  
 通信 六三、一五六  
 電力 四九〇八  
 計 三五八、四五七  
 (四) 私鉄関係 (南樺鐵道のみ)  
 直接被害 六一、一〇千円  
 水害 六〇三一  
 計 六六四二

B 燈台

燈台	区分	
	保安本部別	管内
六七、八八一千円	門司海上保安本部管内	
一六、四三三千円	広島海上保安本部管内	
八四、三〇三千円	計	





一 救済希望事項

- 1 応急復旧に対する貸付の増配及び急速な融資 各県
- 2 砂防工事の促進 鹿児島 大分 福岡 高知 和歌山 各県
- 3 根本的河川改修の促進 宮崎 鹿児島 各県
- 4 過干度災害の繰上施行 徳島 山口 各県
- 5 耕地復旧費に対する国庫補助の復活 各県
- 6 揚水機に対する石油の特配 福岡 和歌山 各県
- 7 供出割当の更正及び農家飯米の確保 各県
- 8 罹災農家に対する税の軽減
- 9 決壊河川復旧に対する緊急融資 山口 大分 愛媛 各県
- 10 既達港の整備 愛媛 大分 宮崎 各県
- 11 災害復旧に対する高率の国庫補助 起債枠の拡大及び急速な融資 各県
- 12 土木災害国庫復旧費用国庫補助の対象は一ヶ所五万円以上とすること 各県
- 13 罹災者に対する食料の損失補充 特配及び復旧工事に對する労務配の追加 和歌山 県
- 14 罹災者 罹災家庭に對する資材 必需物資の特配及び生業資金の融資 和歌山 県
- 15 交通柱絶地への食料輸送に對して公団輸送費の赤字補填 和歌山 県
- 16 交通柱絶地における滞荷木炭の現地買上げ又は特別融資 和歌山 県

六 調査の結果 災害中特に緊急復旧を要すると認めらるるもの

1 土木関係

(a) 河川関係

- 鹿児島県 松崎川 広瀬川 吾平川 伊保川
- 宮崎県 清滝川 川内川上流支流 大次川上流支流
- 福岡県 城井川 岩丸川
- 大分県 飯徳川上流 奮近川上流
- 高知県 西川 野根川 佐善次川
- 徳島県 福井川
- 和歌山県 古座川 大田川

(b) 道路関係 其の他 工砂流失甚しい各河川の上流の砂防

(c) 道路関係 南薩半島 純南地方の主要幹線道路

(d) 港湾関係 大分県 佐賀の因港の防波堤

宮崎県 湘津港の帯海

2 農家関係

① 用水路、井堰、水門の復旧

鹿兒島県 高山筋筋の用水頭堰 松崎川筋より引水せる用水路等  
宮崎県 若港川、川内川支流、他島川の用水堰等

② 耕地復旧

鹿兒島県 肝属川水系、万瀬川水系耕地等  
宮崎県 川内川上流及び大塚川上流の地域、若港川水系耕地  
其の他

③ 水産関係

奥船 漁具の復旧  
山口県 宮崎県 大分県 愛媛県下の漁業 其の他

④ 林野関係

林道肉保 鹿兒島県 高知県 和歌山県等の主要林道  
建築関係 住宅の復旧 鹿兒島県下の庶民住宅

⑤ 政府に於いて緊急措置を要すると認められる事項

① 災害復旧補助費及び地方起債発行額の増額を行うこと。

各県の報告及び実情視察の結果によれば、罹災各県の財政状態は極度に悪く災害復旧費は全額を国庫補助及び起債によつて処理するより外はなから認められ、国庫補助は既定の十億円へ十二億円中二億は国庫借入金分北海道国庫費(災害分)を以ては不十分と思われ、残る十億を相当増額すると共に地方起債発行額を拡張すること。

② 融資の拡張を行うこと。  
③ 本災害に於いては耕地肉保の災害、漁具、漁船の喪失損壊は極めて甚大なるも、目下の処置等に対しては国庫補助の途も殆んど閉ざれると共に一般資金の借入も中々困難な実情にある。従つてとりあえず国の短期融資を増額し、之が返還等に付する財源問題は将来別途に考慮すべきである。

④ 既に決定した短期融資額が未だ現金化していない現況にかんがみ政府に於て決定して地方公共団体に對する融資の迅速化を図らなければならぬ。  
⑤ 耕地災害復旧費補助制度の復活又は其の打切緩和を行うこと。  
耕地の被害程度には特に甚大なものがある。従つて之等の復旧は個人又は組合の資力のみにては到底困難な実情にある。食糧増産の見地及び扶出制度との関連より考へて特別の條件の下に其の一定割合を国費より補助することも妥当とする。

⑥ 地方配付額の増額及び災害復旧財政援助又は災害関係起債の金利補助制度の復活を行うこと。

行某市町村の財政は殆んど行きつまずり状態である。特に町村財政は極めて憂慮すべき実情にある。従つて災害救済であつた地方公共団体に對する財源補給の方法として特に地方配付税の増額を特に考慮すべきである。又公共団体へ府某市町村への災害復旧の爲めの起債に對しては其の財政状況を充分勘案し財政援助又は元利補給の制度を設法することが必要である。

水・炭・甘藷其の他の供出物資割当の更正を行うこと。

税金の免除又は軽減を行うこと。

乗煙車の災害補償金の増額を行うこと。

物資の増配を行うこと。

土木関係 例えはセメント、鉄材等

水産関係 漁具、漁網、油等

農産関係 肥料、農具等

八、政府において急速に実施を必要と認められる災害に對する恒久対策事項

一、沿山・沿水の根本対策を樹立して公共事業費は自分の同災害防止に重点を置くこと。

二、災害復旧に對する地方公共団体の自主体制を確立する爲の地方財政に財源を確保する税制の是正を行うこと。

三、災害に對する財政的負担の各年度における均衡を図ると共に、融資に對する償還能

- 力を増進せる爲め中央に災害復旧基金を設けると共に各都道府県に災害基金特別会計制度を創設し國庫よりも補助金を繰入れること。
- 四、災害保険制度の改正及び貯蓄率の整備を行うこと。
- 五、農業災害補償制度の普及徹底をはかること。
- 六、水害警地開発に肉する従来計画に再検討を行うこと。

(参考)

フェー颱風による被害調査

単位 千円

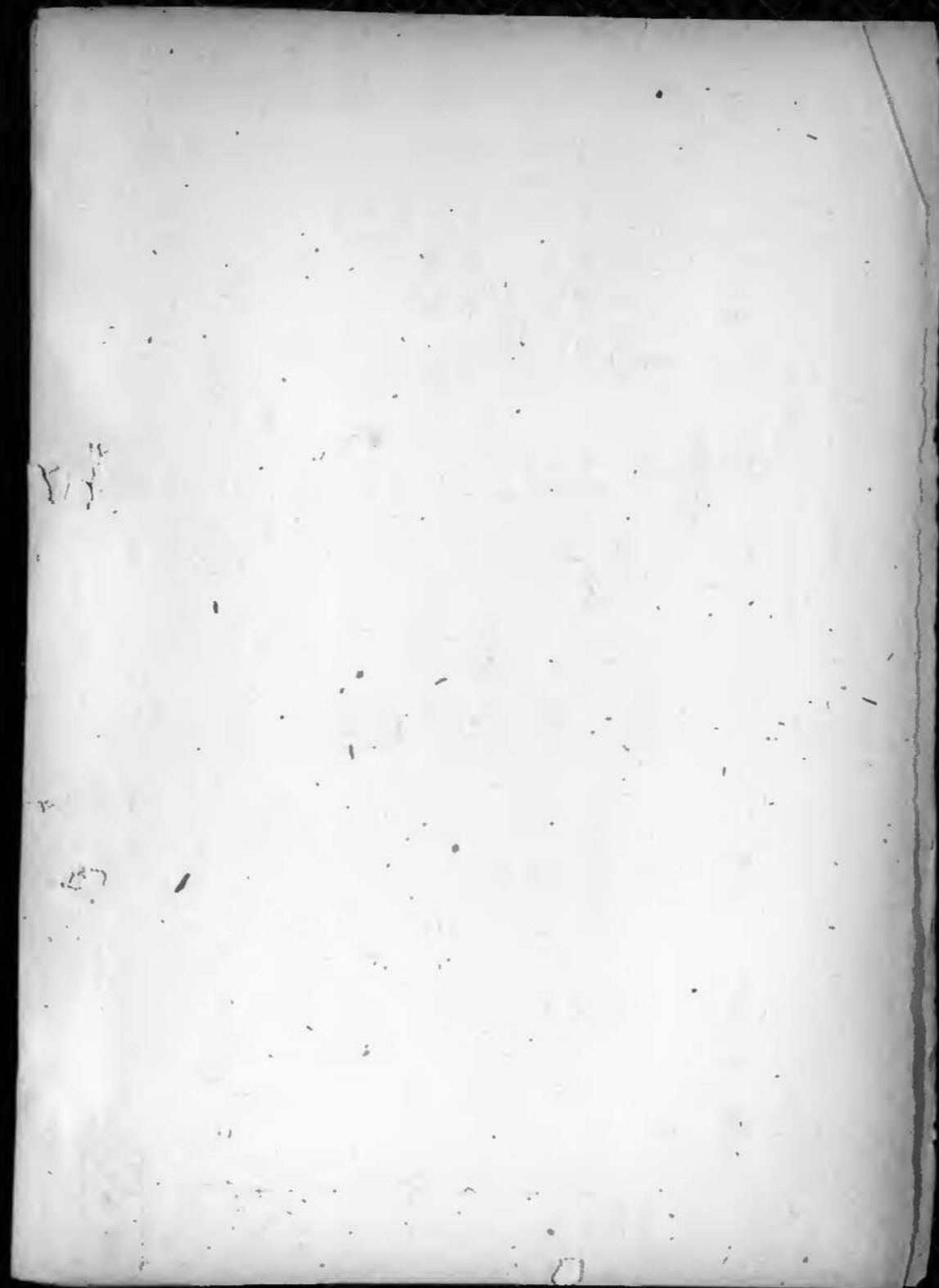
区分	鹿児島県	宮崎県	摘要
新地関係	二五〇、二〇〇	三三九、八八八	
農作物関係	三九一、四二二	二〇九、六〇四	
畜産関係	四七〇		
林野関係	六四、三五〇	一〇五、三三六	
水産関係	一、七三五		
土木関係	六〇九、一〇〇	一三三、五九九	
建物関係	八九、三七〇	五〇、三六五	
学校関係	九三、七〇〇		
衛生施設関係	五七〇		
電気関係		四、一八一	
計	一、四二八、五三二	五三六、〇六三	

註 フェー颱風による各地各県の被害及び、その後の颱風による被害は目下調査中である。

2  
8  
9

181

めくれず



269 24. 8. 10

テラ颱風災害復旧費(北海道除雪災害を含む)一覽表

24. 8. 11  
経本 建設交通局

地方名	補助工事						直轄工事						合計	参考
	災害土木 千円	農業 千円	山林 千円	水産 千円	港湾 千円	補助額計 千円	河川 千円	農業 千円	道路 千円	港湾 千円	航路探検 千円	直轄工事計 千円		
北海道							99,000					99,000	99,000	
長野							5,000					5,000	5,000	
愛知							10,000					10,000	10,000	
兵庫							21,000					21,000	21,000	
和歌山	40,000	12,802	1,000			53,802							53,802	
岡山							9,000					9,000	9,000	
広島							2,000		5,000			7,000	7,000	
山口	50,000	21,863	1,000	3,150		76,013							76,013	
徳島	35,000	10,716	500			46,216	3,000					3,000	49,216	
愛媛	25,000	12,674		4,118		41,792							41,792	
高知	50,000	14,881	500			65,381	5,000					5,000	70,381	
福岡	100,000	18,343	2,000			120,343	8,000	300		5,000		13,300	133,643	
佐賀								800				800	800	
熊本	32,100	8,149				58,149	4,000	3,100				7,100	65,249	
大分	50,000	10,275	1,000			61,275	4,000	400				4,400	65,675	
宮崎	150,000	68,849	2,000	1,750	10,000	232,649	2,000	900				2,900	235,549	
鹿児島	160,000	82,598	2,000	982	5,000	250,580	17,000	3,500				20,500	271,080	
区・轄											5,000	5,000	5,000	
計	690,000	261,000	10,000	10,000	15,000	986,000	190,000	9,000	5,000	5,000	5,000	214,000	1,200,000	

裏面白紙

24  
8.11  
9-6

182

24  
8.15  
9-6

台風被害に対する処理状況

経本建設交通局

(一) 予関係  
被害状況

河原山線道沿其	28,518,000 千円
川葉林業路灣地	13,407,000
	8,119,000
	2,373,000
	208,000 00 (内1200000千円津島津島)
	50000
	1,173,000
	1,316,000 (内358,000千円鉄道)

2. 政府の於て資金の指置せし事項

政府預金部補助	103,000 千円
國庫補助	986,000 00
國庫補助(第一次)	214,000

鹿島崎本分岡口磯知島山計	200,000 千円	250,580 千円
鹿官熊大橋山震高徳和合	200,000	252,649
	500,000	38,149
	100,000	8,375
	150,000	120,343
	100,000	7,6013
	400,000	4,1792
	100,000	6,5381
	800,000	4,6216
	300,000	53,602
	1,030,000	986,000

註 (2) 輕河川之の直轄工事の復旧に要する緊急支出内訳

川路業湯台	190,000 千円
河邊港燈	5000
	8000
	5000
	5000

(三) 予関係  
被害状況

河原山線	8,373,500 千円
川葉林業路	4,802,000
	1,874,500
	686,000
	12,000



2. 政府の於て資金の短期融通に充てる事項

項目	第一回分	第二回分	(計)
井重賀郡長山島	26,000円	18,000円	39,000円
三滋京兵奈岡徳香	86,000	63,000	129,000
	26,000	13,000	39,000
	105,000	53,000	159,000
	22,000	20,000	60,000
	20,000	14,000	30,000
	40,000	20,000	64,000
	32,000	11,000	33,000
	34,000	17,000	51,000
計	400,000	200,000	600,000

註. 200,000円は被書収入不明確の爲に一時的準備

(三) 政府の於て資金の短期融通に充てる事項

1. 政府の於て資金の短期融通に充てる事項

2. 追加予算

註. 今後起ると予想せられる災害を考慮に入れざるべし

2,500,000円  
2,000,000円  
約4,500,000,000円

3,500円

43

災害根本対策審議会の設置の理由について

二四、六一五

経本 建設交通局

8.18.  
10-4

戦時中並に終戦後我が国の公共的施設の改修は甚急なり。戦後に際しては、荒廢  
 の極に達し、又山林の過伐に依る山岳水源地帯の荒廢と相俟つて、近年災害の頻発と増  
 とは加速度的に増大し之に對し、復旧並に予防対策としては中央地方を通じて其の極少部  
 を実施したに過ぎない。即ち、カザリン、アイオン其の他幾多の過年度災害の本質査定額  
 のみにても約三〇五八億に達し、之に對し従来復旧済のもの約五三〇億であり約一五二八  
 億が未復旧として放置されあり、更に本年度に入りデラ、ヘスター、イルマと相俟いて  
 約三八五億の災害が発生し之に對して従来の緊急措置を踏襲するに於ては姑息の對策に  
 終り、相俟いて起る災害に對して折角の財源措置と予期の効果を望み得ないのである。今  
 にして之が根本対策を急ぐんが國土は愈々荒廢に陥り日本の再建は画餅に帰する虞がある。  
 従つて此の際政府に於て根本的に之が対策を樹立し、更に綜合的強力なる措置を施し今後  
 連年國策として之を實行に移し、その諸向機関として内閣に災害対策審議会を設け、災害根本  
 対策を審議立案し、強力に國策を樹立せんとする。

裏面白紙

災害根本対策審議会規程（案）

第一条 内閣総理大臣の諮問に應じ災害の根本対策を速やかに調査審議し、その具体案を樹立する為内閣に災害根本対策審議会をおく。

第二条 審議会は会長、副会長及び委員を以て組織する。

5. 会長は内閣総理大臣を以て之にあり、副会長は経済安定本部総務長官を以て之にあり

委員は関係大臣、衆、参両院関係委員会委員長及び学識経験者若干名を以て之にあり又は委嘱する。

第三条 会長は会務を処理する、  
会長に事故あるときは副会長が代理する。

第四条 審議会は幹事会をおく、

幹事会は審議会に付議すべき事項に關し、企劃立案の事務を掌る。

第五条 幹事会は幹事長及び幹事を以て組織する。  
幹事長は経済安定本部建設交通局長を以て之にあり、  
幹事は関係行政機関の職員のうちから会長が委嘱する。

第六条 審議会に幹事補佐を置き、幹事を補佐せしむる。

8.20  
10~4  
186

幹事補佐は関係行政機関の職員のうちから会長が委嘱する。  
 第七條 審議会に事務局をおく。  
 事務局は基礎資料の蒐集整理、その他審議会の庶務を行ふ。  
 第八條 事務局には事務局長、事務局職員をおく。  
 事務局長には建設交通局長を以て之にあて、職員は建設交通局長職員を以て之にあてる。

審議会委員名簿

会長 内閣総理大臣  
 副会長 経済安定本部総務長官  
 委員 建設大臣  
       農林大臣  
       大蔵大臣  
       運輸大臣  
       國務大臣（地方自治廳所管）  
 衆議院 建設委員 長  
       災害対策委員 長  
       農林委員 長  
       財政委員 長

幹事會幹事名簿

幹事長

經濟安定本部建設交通局長

次長

財政金融局長

次長

生産局長

次長

資源調查事務局長

大藏省主計局長

主税局長

銀行局長

地方自治庁 財政部長

建設省 河川局長

次長

幹事補佐

計画課長

財務課長

繰上課長

主計課長

税制課長

予金部資金課長

官房地方課長

管理課長

治水課長

防災課長

參議院

運輸委員長

經濟安定委員長

建設委員長

農林委員長

財政委員長

運輸委員長

經濟安定委員長

學識経験者

農林省 農地局長  
建設部長  
水産庁次長  
林野庁指導部長  
運輸省 港務局長  
海上保安庁燈台部長  
中央氣象台長

砂防課長  
災害復旧課長  
漁港課長  
治山課長  
計画課長  
工務課長  
所管課長

台風被害復旧措置について

経本建設交通局

一、テラ台風被害復旧に對する公共事業費十二億円の支出に伴い公共事業費第四四半期總記計画を別表(一)の通り変更する。

二、ヘスター、ジュデイス、キテイ台風被害に對する復旧のため府縣補助分として公共事業費二十一億二千万円を諸分として四億八千万円計二十六億円を更に第四四半期公共事業より繰上認証を行う。右に伴い第四四半期公共事業認証計画を別表(二)の通り変更する。

三、ヘスター、ジュデイス、キテイ台風被害に對する公共事業費支出事項別區分別表(三)の通り変更する。

四、以上の措置に伴い大蔵省預金部資金よりたの通り短期融資を行うものとする。

テラ	短期融資	二億	公共事業補助費	一・二億
ヘスター		六・		四・
ジュデイス		六・		四・
キテイ		二一・		一一・
計		三五・		二二・

別表(1)

## 昭和二十五年度公共事業費半年期計画

基本公共事業課(26.9.12) (單位千円)

區分	一般	災害	計	12月末日現在款	備考
河川	1454.856	1053.000	0.509.856		
砂防	123.958	5.000	128.958		
農業	1447.395	76.180	1523.575	△ 200.000	
山林	597.626	324.114	921.740		
水産	82.340	94.853	177.193	△ 48.000	
道路	807.527	6.000	813.527	△ 525.000	
港路	541.010	194.925	731.935	△ 200.000	
航路標識	49.219	-	49.219		
都市復興	130.578	30.750	161.328	△ 75.000	
厚生	24.670	9.450	34.120		
行利施設	173.514	-	173.514	△ 160.000	
支那施設	261.476	32.736	294.212		
女性	734.212	-	734.212		
營繕	414.025	2,809	416.834		
計	1,096,436	1,825,817	2,922,253	△ 1,200,000	



裏面白紙

別表(三)  
(單位千円)

26億円繰上認証化による半期認証計画

経本  
公本  
私本

区分	2億用削減策による残額		26億円繰上認証化		半期認証計画額	
	一般	共 号	一 般	共 号	一 般	共 号
河川	1,154,336	1,054,000	200	1,053,000	1,254,886	-
防振	17,3958	5000	-	5000	17,3958	-
山	1,541,7895	76,180	20,000	76,180	1,542,7395	-
水	17,2826	324,114	59,000	324,114	58,8626	-
道	8,3340	94,853	9,183	94,853	73,157	-
港	807,527	4000	8,000	4,000	727,527	-
運輸	4,1010	19,025	4,000	19,025	4,87010	-
郵便	4,9219	-	4,000	-	4,5219	-
行政	2,4670	3,0750	1,3000	3,0750	1,15978	-
住宅	17,3514	9,450	2,000	9,450	22,670	-
教育	26,0476	3,2736	26,000	3,2736	1,46514	-
保健	73,4212	-	70,000	-	66,4212	-
営繕	41,6025	2,809	4,000	2,809	37,6025	-
計	6,896,436	1,825,817	77,418	1,825,817	6,122,253	-

別表 (3)

昭和二十一年水災復興事業報告書(新訂)公共事業費彙報上級証表

土木、建設交通部 20.9.15 (単位千円)

區 分	直 接	補 助	計	備 考
河 川	300,000	1,370,000	1,670,000	
飲 水	42,000	-	42,000	
農 業	30,000	510,000	540,000	
山 林	5,000	10,000	15,000	
水 産	-	20,000	20,000	
道 路	5,000	-	5,000	
港 灣	50,000	65,000	115,000	
航路探検	10,000	-	10,000	
都市復興	-	5,000	5,000	
學 生	-	10,000	10,000	
特別救護	3,000	-	3,000	
文藝救護	32,000	40,000	72,000	
住 宅	-	40,000	40,000	事情調査中
監 橋	10,000	-	10,000	
計	480,000	2,130,000	2,610,000	

35

平于イ台風被害類

24. 7. 13

(單位 千円)

地方名	河川	砂防	風災	山林	水産	道路	港灣	航空	船舶	厚生	行政	文教施設	住宅	警備	計
北海道	755,838		100,000	1,831			100,000		30,600						582,269
青森	222,194		117,800	72,000	2,000		81,000		14,900				640		630,834
岩手	252,100		52,000	74,000	22,000								3,456		401,456
宮城	140,500	10,000	83,000	61,005	28,215		40,000			2,400	10,000		7,140		386,264
秋田	497,773	53,000	185,000	68,000	8,000		90,000		26,600			2,000	4,576		716,767
山形	490,335	30,000	157,000	119,000	4,800		70,510		43,000		75,000		4,712		796,827
福島	1,201,146	30,000	480,000	266,642	9,500		30,000		48,000		10,000		29,224	2,540	2,103,352
茨城	1,016,338	75,000	223,700	39,995	19,070		10,000				20,000		7,500		1,351,903
栃木	1,832,863	50,000	108,000	63,299					78,000	340	30,000		62,808		2,225,250
群馬	2,145,000	230,000	690,171	768,000					86,700	420	130,000		117,860	500	4,259,551
埼玉	750,630	50,000	281,800	42,816					72,000		110,000		184,744		1,422,170
千葉	757,036		58,500	27,255	54,271		200,000		25,600		25,000		580,208	2,739	1,427,607
東京	1,131,100		71,000	143,920	17,600		213,650		138,000	89,000	238,000		1,378,560	37,008	3,437,636
神奈川	550,000	35,000	10,500	131,502	311,115		300,000		183,000	1,280	50,000		377,120	5,212	1,954,929
新潟	1,417,366	100,000	270,000	218,492	23,260		350,000		36,000				552	2,625	2,421,295
富山	1,120,624		396,300	176,561	5,300		50,000						392		1,749,177
石川	240,000		185,000	97,800			60,000						240		567,040
福井	92,130		7,100	54,940											156,170
山梨	235,199	20,000	36,500	120,705									1,408		414,012
長野	2,030,972	100,100	668,000	315,972							50,000		480		3,105,384
岐阜	197,015		18,000	36,500											231,515
静岡	400,000	20,000	18,000	141,705	282,955		230,000		36,000	6,600	16,000		75,192	1,278	1,267,950
愛知	59,000		8,500				120,000								187,500
三重	98,600		17,000	40,000											157,600
滋賀	265,338	250,600	78,000	18,000		10,000	411,300	42,510			13,000	67,671		54,675	1,214,974
合計	12,541,737	745,600	2,352,871	3,200,100	494,386	10,000	2,354,750	42,510	822,400	100,020	17,000	759,671	2,765,516	110,175	33,752,796

9.13  
926  
193

17

昭和二十四年九月十六日

國務大臣 本多市郎

内閣総理大臣 吉田茂殿

復命書

今般九州地方のシユデス颱風に依る被害状況を昭和二十四年九月二日より九月十四日止  
視察したのであるが、これが概要を別紙の通り復命する。

シユデス颱風被害調査報告

9.21  
9.26  
v

194

別紙  
 ジュダス颱風被害調査報告  
 一 調査団員氏名

田長 國務大臣 本多 市郎 今上秘書 鈴木 重男  
 農林省事務次官 坂本 実 官房総務課 藤本 仁平  
 行政管理局管理課長 中川 融  
 地方自治庁建設課長 佐久間 隆  
 農地局建設部長 雨森 常夫  
 林野庁指導部長 池田 大助  
 農林省建設部災害復旧課長 長谷川 義彦  
 農林省農地局計画部資課長 波多野 達  
 熊本農地事務局建設部長 大屋 貞雄  
 建設省河川局監理課長 宮前 憲三 公課技官 伊藤 実樹  
 経済安定本部計画課長 伊藤 剛 公課技官 吉崎 裕江  
 大蔵省農林財務部長 土畑 泰甫 山崎次長  
 大蔵省熊本財務部長 原 三郎 融資課長 伊藤 俊助

二 調査日程

日	日	日	日	日	日	日
九・二	九・三	九・四	九・五	九・六	九・七	九・八
東京府	門司市	佐賀市	武雄町	長崎市	島原市	島原市
	佐賀市	武雄町	長崎市	島原市	人吉市	人吉市
車中	福岡県水巻町、直方市、三潁町、大分村、宇美町、岩戸村及佐賀県城原川等の災害地	佐賀県川上村（嘉瀬川流域）、三日月村（穂國川流域）、小成村、兼多久村、江北村等の災害地	長崎県川棚町、彼杵町、千那村、大村、長瀬村、村松村、三重村等の災害地	油江、象早市、山田村、小浜町等の災害地	八代市、球磨川流域、人吉市附近の球磨川、山田川	
視	察	箇	所			

196

九・一四	九・一三	九・一三
東京郡	神戸市	宮崎市
重中		一、瀬川、小奴川流域の災害、高崎町の災害を視察す

九・二	九・一〇	九・九	九・八	
郡城市	志布志町	祇園町	人吉市	
宮崎市	郡城市	志布志町	祇園町	
郡城市、石山、高城町、高岡、其他郡、城平、泉、及大淀川流域、清武川流域の災害地を視察し、宮崎市災害協賛会に臨む。	宮崎県橋島町、油津港、鉄肥、其他庄、夜川流域及び郡城市附近の災害地	鹿兒島県財部、赤吉、岩川、西志布志村、志布志町等のミラス地帯の災害地及び志布志港	鹿兒島県川内川上流吉松村、栗野町、谷町、月尾、泉等川の川上流及霧島等の災害地	万江川流域の災害地

三、氣象概況

八月九日頃ツイリツピンとカロリン島の中間附近に発達し  
た熱帯性低気圧（ヘジユデス給風）は次第に発達し乍ら北面  
府至北東に進み十三日の十時には沖縄島の南方概ね一五〇  
軒の海上東経一三六、五度北緯二五度附近に達し、其れより  
北東に取向し十四日の十時に奄美大島の南東約二〇〇軒の  
海上に到り中心示度九七〇ミリバールに発達し毎時二〇軒  
の速さで北々東に進行した。  
十五日十二時種子島ア島の北東海上東経一三一一度北緯二〇、五  
度附近に達し九六〇ミリバールに発達した。が次第に速度を  
減じ一〇、一五軒の速さで北上し同日一八時頃志布志港に  
到達し進路を北々西に取じ二〇時上陸した。上陸後は七軒  
程度の低速で進行し、二十三時都城附近を通過し、宮崎縣



南朝正統、々に板断し霧島人舌と通過、風速ニ五米程度で八代と通過し天草に渡りや、衰弱して、九ハッミリ心と成り九所頃長崎縣南朝に上陸、大村湾を経て十六日対馬海峡に出で十七日朝鮮海峡で一敷して翌十八日漸次衰退して東方に移動した。

此の爲め中心よりニ〇〇軒以内の熊本國內は強風に加へるに、長崎間に亘る豪雨ともたりし、九州一円の各河川は氾濫穴埃と未し、未曾有の大災害を起すに到つた。

以上各地に於ける風速並に連続降雨量(約二日間)を列記すると左の如くである。

- 降雨量
- 宮崎縣 今町 五八八 耗
  - 柳井市 四四三 二耗
  - 西岳村 八九五 四耗
  - 鹿兒島縣 枕崎市 三四八 五耗
  - 川辺 三八八 五耗
  - 勢島 八六四 七耗

嶺 不 四九三 四耗

熊本縣 人吉市 四三〇 五耗

八代市 三二五 〇耗

芳良木村 四四四 〇耗

本渡町 三九〇 〇耗

長崎縣 長崎市 三一六 五耗

諫早市 四五二 九耗

風速 宮崎縣 柳井 三五〇 米秒

宮崎市 二三六 〇

鹿兒島縣 志布志市 四〇 〇

鹿兒島市 二〇 〇

長崎縣 長崎市 二八 二

志布志 五三〇 〇耗

鹿屋市 四五六 〇耗

佐賀市 四六六 〇耗

小城町 五九七 〇

最木村 五九一 〇

大分縣 竹田町 三六一 〇耗

佐伯市 三四七 九

薩摩 五〇 〇 米秒

三三 二

四 ジュディス颱風の概況

(1) デラ颱風が九州中央陸地部を北上したのに対し、ジュディス颱風は上陸地点はデラ颱風より東方志布志湾であったが、経路は九州を西北に斜断し人吉を経て海上に出た。天草北部、長崎市より、五島列島の中岡を通つて朝鮮海峡にぬけた。抜つて九州南部では同一地方が重なり災害をうけた。北部では主として佐賀縣を中心として被害が甚大であつた。

(2) 各縣毎の災害の特色

福岡縣

被害即ち石炭採掘による陥没地帯が洪水、湛水により災害を増大せしめたのと、山岡地方の溪流沿岸の被害が多かつた。

佐賀縣

佐賀市附近一帯の穀倉地帯の平原が河川の水氾濫の爲被害が多かつた。更に干拓地が海岸堤が破壊され、海潮の浸水による農作物、家屋の被害が多かつた。

長崎縣

山地が多いため山津浪に襲する急激の出水による被害が大きく、且つ漁船、漁具等水産関係の被害が多かつた。

熊本縣

人吉市附近の未曾有の豪雨により球磨川水系の災害特に甚大しく之がデラ颱風被害に疊加し、下流に於ては湛水による農作物の被害が甚大であつた。

鹿尾島嶽

あつた

被害がデラ颱風と重なつた上に持前のシラス土  
頂で水流に対し抵抗力が殆ど無い爲、雨水又  
は溪流に沿ひ、崩落が大きな上、治山、  
治水施設が殆ど無い、天然のままの河川が多い  
たの災害を増大した。

宮崎縣

相模盆地を流れる大淀川は高城村附近で秩父地  
帯に入り、天の出水毎に溢えられ、泥濘し、其他縣  
南一帯はデラ颱風と重なつて被害を増大した。

大分縣

今回はジユデス颱風の経路と離れて、いふ處九州

五

ジユデス颱風による被害類

七縣の中被害僅少であつた。

の被害総額は別表の通り一億二千万で、此の中公共事業関係  
の分は一四五億円、家屋、農作物、漁船、漁具、等個人  
的被害は約六七億円であつた。尚、前者は二十四年度予  
算に於て補助の対象となつた耕地、火害を特に必要  
なりと認め、含ましめ、(別表参照)

四 國庫の支出すべき國費額は別表の如く八三億円で、  
が、此の中二十四年度に支出すべき即ち追加予算の対象  
となるものは此の三十五億の約二九億円である。  
尚之に見合ふ地方費分については地方債の枠の拡張を  
行ければならない。  
石の数字は各省の査定と並存し、縣の調査により算出し、

ものであるがら査定の結果若干増減があると思ふ。

別表  
縣別牧畜

種別	福岡	佐賀	長崎	熊本	鹿兒島	宮崎	大分	計	調査
延設被害									
牛	一五、八六六	三、〇五八	二、七五八	五、四一八	二、五〇〇	五、六〇四	二、五九〇	二〇、〇五五	四、七二〇、〇〇〇
馬	三、五九〇	一、八二〇	一、九二〇	一、八四〇	八、四二〇	七、四九〇	五、四二〇	四、三二〇	二、五〇〇、〇〇〇
耕	三、七七〇	五、四九〇	五、三三〇	九、三〇〇	一〇、二〇〇	一、四八〇	一、三八〇	一、〇八〇	三、九四〇、〇〇〇
山	三、七七〇	一、〇〇〇	五、七三三	一、三〇〇	一〇、二八〇	二、〇〇五	一、三八〇	一、〇八〇	三、九四〇、〇〇〇
添	三、七七〇	一、〇〇〇	五、七三三	一、三〇〇	一〇、二八〇	二、〇〇五	一、三八〇	一、〇八〇	三、九四〇、〇〇〇
其の他	三、七七〇	一、〇〇〇	五、七三三	一、三〇〇	一〇、二八〇	二、〇〇五	一、三八〇	一、〇八〇	三、九四〇、〇〇〇
小計	一、七五五	四、三〇八	六、九七二	二、二九三	三、〇五七	二、七五五	四、四七〇	二、四二二	七、九二〇、〇〇〇
庄産施設									
農作物	五、七五五	一、四〇五	二、四九八	四、四五一	四、三三四	一、三四九	一、五九四	四、九〇三	七、九二〇、〇〇〇
休	二、七五五	六、〇二〇	五、三三三	二、四二〇	一〇、二八〇	六、三三七	二、五七五	一、六三三	七、九二〇、〇〇〇
水産業		五、六六六	五、三三三	四、八〇〇	九、九八〇	一、〇五五	二、七五〇	三、九六九	七、九二〇、〇〇〇
家		九、九五五	一、九六六		二、五〇〇		二、七五〇	八、四〇六	七、九二〇、〇〇〇
其の他	一、八五五	三、九三三	二、〇七〇	一、六四一	五、三三四	五、七五五	九、五	八、九二六	七、九二〇、〇〇〇

合計	小計	土木	林業	國營農林	小計	區	市	町	村	行方不明	元音	人の被害	小計	施設被害
二、八七、四三三													五、九八、八六六	福岡
六、五九、四四三					三、二六	二、五二	西	大	元				二、三三、五五九	佐賀
一、五七、五〇五													七、〇五、七四〇	長崎
一、七六、七八三					五、二	三、一							六、三三、八八四	熊本
三、九一、四一〇					九	九	〇				五、二		七、三三、六四〇	鹿児島
四、三三、二六九										四			一、四六、六五五	宮崎
五、七〇、四一〇													七、九七、四	大分
三、二五、三六七		三、九八、八七	二、〇〇、〇〇	八、七三、九一	一、三三、五五八	五、四三							六、七三、八六八	計
八、三三、〇八七		三、九八、八七	二、〇〇、〇〇	八、七三、九一	一、三三、五五八									國費

六 被害地県市町村の要望事項

イ 根本対策について

ウ 治山 治水事業の促進

九州地方の治水事業は殆んど進行していない状況である。

四 緊急に相当の資金を要する場合、適当な金融機関が必要である。

二 財政

ウ 國費 融資等が配付決定後現金化する迄極めて長時日を要するのを是正すること。

四 地方配付税と今回の被害に応じ、適正に調整すること。

イ 耕地災害の補助制度を復活すること。

- ④ 國有林野地の砂防事業に一般会計からの補助を以て事業の促進を計ること。
  - ⑤ 水力発電の水利使用料の増徴を計ること。
- 行政
- ① 決出 作付割当を今回の被害に依り、再検討すること。
  - ② 農業保険の支拂促進
  - ③ 治山 治水 利水事業の各省施策の統合を計ること。
  - ④ 磁害 被害に因り、採炭の監督強化並に被害復旧の促進を計ること。
- 七 政府の採るべき対策
- ① 治山 治水事業の促進と各省施策の統一を計る必要がある。

- ② 予算審議にあたり治水 治水事業費と優先的に取扱ひ、又将来行政機構改革に当つては、治山 治水 利水事業を統合する機因が必要である。
- ③ 磁害の復旧は当然促進すべきであるが併せて採炭業者の監督を強化し、地上の公共に与える被害を無視して増徴を計る態度を改めなければならぬ。
- ④ 地方財政を圧迫する最大原因の一つは災害復旧費である。地方財政の自主性を確立するため中央に災害復旧基金制度の如きものが必要である。
- ⑤ 地方財務監督的行政や其他会計制度を簡素化し、資金の現金化を促進する。
- ⑥ 今回の災害の応急対策としては補正予算、地方起債の限度の拡張等の措置を以て災害復旧事業費を円滑に支辨

するよう計らなければならぬ。又耕地災害の補助制度  
を復活する必要がある。

鹿児島県 宮崎県のシラス地質の研究を必要とする。

災害融資並補助配分額

経済公共事業振興  
24  
20  
(單位千円)

地方名	面積	人口	33年人口	平均人口	増減率	融資計	配分			合計
							直轄	補助	計	
北海道		64,000				19,000	20,000		159,000	
青森		14,000				14,000			14,000	
岩手		27,000				29,000			29,000	
宮城		12,000				17,000			19,000	
秋田		60,000				69,000			69,000	
山形		69,000				69,000			69,000	
福島		152,000				152,000			152,000	
茨城		83,000				83,000			83,000	
栃木		299,000				299,000			299,000	
群馬		244,000				244,000			244,000	
埼玉		65,000				69,000			69,000	
千葉		93,000				93,000			93,000	
東京		159,000				159,000			159,000	
神奈川		83,000				83,000			83,000	
新潟		175,000				175,000			175,000	
富山		141,000				154,000			154,000	
石川		45,000				45,000			45,000	
福井		10,000				49,000			49,000	
山梨		40,000				40,000			40,000	
長野		241,000				259,000	5,000		264,000	
岐阜		14,000				44,000			44,000	
愛知		21,000				90,000			90,000	
三重		30,000				30,000	10,000		40,000	
滋賀		129,000				129,000			129,000	
京都		39,000				39,000			39,000	
大阪		155,000				159,000			159,000	
奈良		60,000				62,500	2,000		64,500	
和歌山		30,000				30,000			30,000	
鳥取		54,000				54,000			54,000	
島根		15,000				15,000			15,000	
岡山		60,000				60,000	9,000		69,000	
広島		24,000				24,000	9,000		31,000	
山口		100,000				112,000	96,013		188,013	
徳島		60,000				60,000	8,000		68,000	
香川		33,000				112,500	46,206		158,706	
愛媛		40,000				51,000			51,000	
高知		40,000				42,000	41,000		83,000	
福岡		100,000				115,000	5,000		120,000	
佐賀		150,000				232,667	13,300		245,967	
熊本		12,000				222,000	800		222,800	
大分		50,000				51,000			51,000	
宮崎		100,000				101,660	7,000		108,660	
鹿児島		200,000				299,800	4,000		303,800	
沖縄		200,000				320,430	24,500		344,930	
計		1,231,000				54,894	455,894	214,100	5,985,000	

46

9.24  
9.6  
✓



206

10.7  
9.6  
1

7理  
9.27  
15  
200.711

# 昭和二十四年度発生災害の被害額一覽表

経本 建設交通局  
公共 事業課 24.9.20

(1)

区 分	ダ		ラ		フ、エ、イ		ハスタイルマ	
	直	補助計	直	補助計	直	補助計	直	補助計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
河川	600,000	3,777,294	1,190,000	1,824,439	13,014,339	33,100,000	4,409,645	4,040,645
砂防	72,000	851,090				22,450	493,400	515,850
農林	40,000	6,247,697		3,012,339	3,012,339		2,480,659	2,480,659
山林	6,000	22,748,887		21,725,555	21,725,555	2,000	12,048,871	12,048,871
水産		908,684						
道路	502,000					40,000		40,000
港湾	1,185,120	1,652,600		1,050,000	1,050,000		44,304	44,304
航路標識	118,197		1,980		1,980		8,410	8,410
都市復興		5,086,500		12,140,000	12,140,000		5,720,000	5,720,000
厚生		42,672		8,114	8,114			
行刑施設	7,913		2,567		2,567			
文政施設	622,400	3,950,000		1,660,000	1,660,000		5,700,000	5,700,000
住宅		736,626		74,342	74,342		68,982	68,982
營繕	44,696	57,997	1,495	4,500	5,995	2,972	676	3,448
計	9,529,558	27,460,880	14,084,225	22,502,289	23,711,311	40,643,288	88,167,615	92,733,397

(1)

(2)

区 介	ジュテース		キテイ		融 雪		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
河 川	209500	6873420	7082920	1605838	17010261	18686099	1530000
砂 防		547900	547900	250600	695000	945600	
農 業	90000	3535056	3625056	74000	4208871	4352871	150544
山 林		1051031	1051031	78000	3182100	3200100	
水 産		5600	5600		790386	790386	
道 路	30000		30000	10000		10000	
港 湾	11735	413644	425379	411300	1943450	2354950	
航路標識	20140		20140	44510		44510	
都市復興		503000	503000		822400	822400	
厚 生		25000	25000		100000	100000	
行刑施設	902		902	17000		17000	
文教施設	11705	466000	477705	69671	690000	759671	
住 宅		726104	726104		2805516	2805516	
管 轄	6049	85133	91882	54095	56120	110195	
計	380731	16231888	16612619	2624984	32304144	34997138	1530000
							150544
							150544

(2)

(3)

区	介	風			水			害			合			備	考
		區	總	計	州	助	計	區	總	計	區	總	計		
河	川	1,054,959	10,549,559	1,054,559			446,538	45,027,618	494,729,56						
砂	防	207,500	2,075,000	207,500			280,250	2,094,800	3,095,120						
取	集			204,000			26,000	789,765	990,065						
山	林														
水	産														
道	路						130,200			130,200					
港	灣		5,182,066	51,820,666			439,549	4,609,204	5,118,751						
旅	路						209,039		209,039						
郡	市									208,2650					
厚	生									195,826					
行	用						28382		28,382						
文	敷						143,616	1,954,000	1,997,616						
住	宅								441,180	441,180					
管	燈						109,987	204,326	314,113						
	計	2,480,265	24,802,650	2,480,265	603,157	87,971,575	93,807,732								

(3)

(單位 十圓)

地方名	テ	ラ	フ	エ	イ	ア	シ	ム	ナ	ノ	ト	チ	リ	ケ	テ	イ	融	雪	風水害	計	
北海道																					205,610
青森																					286,380
岩手																					401,456
宮城	50,876																		10,814	447,954	
秋田	45,000																		32,262	97,401	
山形	20,000																			95,734	
福島	30,657																			229,185	
茨城	100,000																			1,451,903	
栃木	35,000																			226,250	
群馬																				4,257,851	
埼玉	94,200																			1,516,390	
千葉	145,169																			1,803,298	
東京	285,106																			3,024,742	
神奈川	82,078																			2,046,947	
新潟	39,451																			2,032,586	
富山	14,450																			2,008,283	
石川	82,304																			645,344	
福井	170,964																			822,440	
岐阜	57,356																			484,368	
長野	52,424																			366,950	
岐阜	66,415																			877,930	
静岡	36,412																			1,632,112	
愛知	49,211																			824,111	
三重	418,716																			2,065,897	
滋賀	419,466																			722,149	
京都	306,390																			238,619	
大阪	294,757																			291,957	
兵庫	884,556																			1,323,706	
奈良	236,699																			55,0896	
和歌山	94,003																			108,9353	
鳥取	69,491																			262,666	
島根	345,018																			393,457	
岡山	101,426																			114,4894	
広島	96,042																			272,792	
山口	104,184																			271,4006	
徳島	93,514																			270,1451	
香川	231,952																			1,099,584	
愛媛	109,465																			1,208,296	
高松	136,938																			191,2560	
香川	208,020																			509,362	
徳島	209,718																			366,935	
高松	189,336																			95,2271	
香川	740,842																			1,000	
高松	141,228																			15,000	
香川	463,743																			1,000	
高松	420,507																			1,000	
香川	95,258																			1,000	
徳島																				327,18	
香川																				6,361,57	
総計	2,942,638																				93,807,732

(單位 千円) デラ台風 (6月18日-19日)

地方	河川	砂防	農家	山	森林	水産	道路	港湾	道路標識
北									
青森									
岩手	42,560				8316				
宮城	45,000								
秋田	205,500								
山形	185,300				19,127				
福島	100,000								
茨城	35,000								
群馬	74,200								
埼玉	145,667				29,104				
千葉	220,000				20,794				
東京	61,228								
神奈川	39,451								
新潟	144,586							443,04	
山梨	38,000		112,000						
長野	59,964				22,187				
岐阜	39,149		184,800		127,324				
愛知	212,000		191,543		97,294				
三重	365,478		96,010						
滋賀	268,152				82,235				
京都	405,326		161,900		64,824				
大阪	197,742								
奈良	41,846		147,200		51,877	4809			
和歌山	14,300		102,900		22,021				
鳥取	14,936		225,500		91,183	23,405			
徳島	44,653		106,580		24,375			46,666	
高松	10,574		207,900		132,904	30,118			
香川	472,917		69,471						
岡山	211,245		252,000		47,246	23,430		21,297	
広島	85,980				55,444				
山口	308,137				104,081	141,106		112,962	
徳島	823,554	54,000	370,700		148,600	14,653		117,500	
香川	307,796	24,220	197,000		226,268	15,481		140,114	
岡山	55,293		55,670		103,96	27,089		81,147	
広島	445,984	8,750	200,464		27,990	205,260		106,503	
山口	737,614	97,400	250,700		96,027	39,975		160,815	
徳島	1,806,790	155,000	342,300		173,073	93,240		67,395	
香川	11,5787				46,116	38,543			
岡山	1,4105		55,200			2,345			
広島	482,682		198,940		34,952			23,763	
山口	729,305	130,000	213,100		95,136	67,039		146,350	
徳島	1,965,730	215,900	1295,308		238,769	40,968		234,194	
香川	162,2900	144,000	130,7313		117,623	9,507		327,300	
岡山	600,000	92,000	400,000		6,000		502,000	16,512	118,197
計	14,377,294	858,200	620,7877	272,5488	908,684		502,000	1,669,112	118,197

(5)

(單位 十円)

地方名	郡市概米	厚 / 生	行形總段	大蔵施願	任 社	管 轄	計
北海							
道 森							50896
青 岩							45000
岩 宮							20500
宮 秋							37657
山 福							10000
福 茨							35000
茨 栃							
栃 群							74200
群 十							145009
十 栗	36000						285106
栗 神							82918
神 新							39451
新 富							144886
富 石							82304
石 福							100904
福 山							59356
山 長							574124
長 岐	90100						66815
岐 靜							364167
靜 愛	9250						197211
愛 三						250	418716
三 滋							41966
滋 東	8700						306300
東 大							204059
大 央	38200	13043					888556
央 奈							236499
奈 和	23000	3886				78	960603
和 鳥							62471
鳥 高	16500					100	345018
高 岡							141426
岡 松	15500			8256			910042
松 山	42000			7678		61300	1041014
山 德					2501	64	935514
德 香					2159		231052
香 愛		2600		13045	2190	5909	1009483
愛 香		4829					1360308
香 福	113200	2714		11420		12888	2280020
福 佐					450		200918
佐 長	17000	8143		2458		105	109336
長 熊	12300			2404		5030	280842
熊 大	14500	1429		13250		550	1412028
大 宮	1006700	1514		46638	480338	4484	4690143
宮 鹿	115900	4714		269151	248920	16369	4205549
鹿 野			9913	62248		44696	957358
野 計	578650	42692	1913	137240	936626	102593	20420639

(6)

607

ノ工イ台風 (7月17日~18日) No.1

(單位千円)

地方名	河川	砂	町	農	山	林	水	池	道	汚	概略概算
北海道											
青森											
岩手											
秋田											
山形											
福島											
茨城											
栃木											
群馬											
埼玉											
千葉											
東京											
神奈川											
新潟											
富山											
石川											
福井											
山梨											
長野											
岐阜											
愛知											
三重											
滋賀											
京都											
大阪											
兵庫											
和歌山											
鳥取											
島根											
岡山											
広島											
山口											
徳島											
香川											
高松											
愛媛											
高知											
福岡											
佐賀											
長門											
熊本											
大分											
宮崎											
鹿児島											
沖縄											
合計	1301.434		371.239	217.205				105.000		12.780	

74.163

4.200

38.367

6750

23.700

15.290

7.545

10.875

35.700

12.780

(7)

地区	名称	額	生	行刑	大救	住	世	時
北海道								
青森								
岩手								
秋田								
山形								
福島								
茨城								
栃木								
群馬								
埼玉								
千葉								
神奈川								
新潟								
富山								
石川								
福井								
山梨								
長野								
岐阜								
静岡								
愛知								
三重								
滋賀								
京都								
大阪								
奈良								
和歌山								
鳥取								
徳島								
香川								
愛媛								
高松								
福井								
佐賀								
長門								
大分								
熊本								
鹿儿岛								
沖縄								
計		121,400	8,114	2,567	166,000	74,342	5,995	2,391,131

(8)







シ ュ ム デ イ ス 台 風 (8月14日-15日) NO.1

(單位千円)

地方名	河	川	砂	防	農	山	林	水	灌	道	港	汽	路	機	庫
北海道															
青森															
岩手															
秋田															
山形															
福島															
茨城															
栃木															
群馬															
千葉															
東京															
神奈川															
新潟															
富山															
石川															
福井															
山梨															
長野															
岐阜															
愛知															
三重															
滋賀															
京都															
大阪															
奈良															
和歌山															
鳥取															
徳島															
香川															
高松															
愛媛															
高知															
福岡															
佐賀															
長門															
熊本															
大分															
宮崎															
鹿児島															
沖縄															
計	7002,820		547,900		3625,056		1,051,031	5,600		30,000	425,379			20,140	20,140

(11)

地方	名道	都市價	興	燈	生	利	地	住	管	地
北	道									
青	森									
結	年									
宮	微									
秋	田									
山	形									
柳	島									
枝	城									
橋	水									
群	島									
崎	玉									
子	茶									
東	京									
神	奈									
新	川									
富	城									
石	山									
福	川									
山	井									
長	梨									
城	野									
都	草									
三	町									
法	知									
京	里									
大	貝									
兵	都									
奈	限									
和	津									
島	良									
島	以									
岡	歌									
山	坂									
口	山									
高	島									
川	高									
坂	川									
和	坂									
岡	坂									
賀	岡									
崎	賀									
本	崎									
介	本									
崎	介									
島	崎									
鹿	島									
鹿	鹿									
他	鹿									
外	外									

(12)



地方名	都市債出	厚生	特別施設	文教施設	住宅	借	計
北海道	32,600				640		66,105
青森	14,900				3,456		286,340
岩手				14,000	7,144		401,456
宮城		2,400		2,000	4,576		386,264
秋田	26,400			15,000	7,712		96,897
山形	42,000			10,000	24,324	3,540	210,302
福島	40,000			20,000	2,800		1,351,903
茨城	70,000	240		30,000	62,808		2,225,250
栃木	86,900	420		130,000	117,860	500	4,259,551
群馬	72,000			110,000	1,349,944		1,442,190
千葉	25,600		1	25,000	580,208	2,739	1,707,609
東京都	138,000	8,900		230,000	1,398,560	39,006	3,432,636
神奈川県	183,000	1,250		50,000	377,120	8,412	1,954,229
新潟	36,000				552	3,625	2,401,295
富山					392		1,742,177
石川					240		563,040
福井							156,170
山梨					1,608		814,012
長野				30,000	480		3,145,384
岐阜							237,515
静岡県	36,000	6,800		16,000	76,192	1,298	1,262,950
愛知県							181,520
三重							151,600
滋賀							
京都							
大阪府							
兵庫県							
奈良							
和歌山							
鳥取							
島根							
岡山							
広島							
山口							
徳島							
香川							
愛媛							
高松							
福岡							
佐賀							
熊本							
大分							
宮崎							
鹿児島							
沖縄							
計	322,400	100,040	17,000	759,671	2,805,516	110,195	34,779,138

(14)

(單位千円)

地名	陸		雪		風		水		計	
	河	川	原	茶	河	川	砂	防		港
北海			150,544	100,766					251,310	1,345,232
森										
手										
夜									10,814	10,814
田										
形			30,262							30,262
島				53,790				8,500	3,286	65,576
檜										
木										
馬										
王										
噴										
泉										
系										
川										
新				49,288			10,000			10,000
山				114,530						114,530
石										
井										
架										
陣										
身										
同										
和										
知										
里										
賀										
柳										
段										
津										
夜										
山										
和										
取										
推										
山										
山										
島										
口										
島										
川										
保										
和										
同										
賀										
崎										
不										
介										
崎										
島										
直										
縣										
計	1,550,000		150,544	170,554	207,500	518,206	207,500	518,206	2,480,265	

(15)

7



18

昭和二十四年度発生及過年度災害復旧費調( )は他事業費である

(單位千円)

区 分	種 別	24年度原局追加要示額			25年度原局要示額			26年度以降分			計		
		直轄	補助	計	直轄	補助	計	直轄	補助	計	直轄	補助	計
河 川	過年度災害	-	-	-	(5,767,324)	(44,752,572)	(50,519,896)	(1,916,578)	-	(1,916,578)	(7,885,702)	(44,735,873)	(52,621,575)
	二十四年度災害	-	-	-	(5,762,180)	(55,776,500)	(61,538,680)	-	-	-	(5,982,900)	(55,776,500)	(61,759,400)
	計	-	-	-	(11,529,364)	(100,529,072)	(112,884,597)	(1,916,578)	-	(1,916,578)	(13,868,602)	(100,512,373)	(114,380,117)
砂 防	過年度災害	-	-	-	(150,000)	-	(150,000)	-	-	-	(150,000)	-	(150,000)
	二十四年度災害	(-80,250)	(2,395,876)	(2,674,146)	-	-	-	-	-	-	(280,250)	(2,395,876)	(2,676,146)
	計	(-80,250)	(2,395,876)	(2,674,146)	(150,000)	-	(150,000)	-	-	-	(430,250)	(2,395,876)	(2,826,146)
農 業	過年度災害	-	-	-	-	(15,671,338)	(15,671,338)	-	-	-	-	(15,671,338)	(15,671,338)
	二十四年度災害	(132,000)	(6,839,660)	(6,976,660)	(132,000)	(4,441,338)	(4,573,338)	-	(4,109,250)	(4,109,250)	(274,000)	(7,788,570)	(8,062,570)
	計	(132,000)	(6,839,660)	(6,976,660)	(132,000)	(4,441,338)	(4,573,338)	-	(4,109,250)	(4,109,250)	(274,000)	(7,788,570)	(8,062,570)
山 林	過年度災害	-	-	-	-	(3,862,668)	(3,862,668)	-	-	-	-	(3,862,668)	(3,862,668)
	二十四年度災害	(16,000)	(2,652,461)	(2,668,461)	(17,600)	(2,513,396)	(2,530,996)	-	-	-	(34,260)	(5,115,857)	(5,150,117)
	計	(16,000)	(2,652,461)	(2,668,461)	(17,600)	(2,513,396)	(2,530,996)	-	-	-	(34,260)	(5,115,857)	(5,150,117)
水 産	過年度災害	-	-	-	-	(996,729)	(996,729)	-	-	-	-	(996,729)	(996,729)
	二十四年度災害	-	-	-	-	(1,872,522)	(1,872,522)	-	-	-	-	(1,872,522)	(1,872,522)
	計	-	-	-	-	(1,872,522)	(1,872,522)	-	-	-	-	(1,872,522)	(1,872,522)

(1)

区 分	種 別	24年度原局追加要求額			25年度原局要求額			26年度以降分			計		
		直轄	補助	計	直轄	補助	計	直轄	補助	計	直轄	補助	計
道 路	通年度災害	-	-	-	(105,130)	-	(105,130)	-	-	-	(105,130)	-	(105,130)
	二十四年度災害	(10,000)	-	(10,000)	(82,000)	-	(82,000)	-	-	-	(92,000)	-	(92,000)
	計	(10,000)	-	(10,000)	(187,130)	-	(187,130)	-	-	-	(197,130)	-	(197,130)
港 湾	通年度災害	-	-	-	(225,171)	(3,233,362)	(3,458,533)	-	-	-	(225,171)	(3,233,362)	(3,458,533)
	二十四年度災害	-	-	-	(537,873)	(4,228,654)	(4,766,527)	-	-	-	(537,873)	(4,228,654)	(4,766,527)
	計	-	-	-	(765,064)	(7,462,016)	(8,225,060)	-	-	-	(765,064)	(7,462,016)	(8,225,060)
航路標識	二十四年度災害	(107,210)	-	(107,210)	(838,43)	-	(838,43)	(17,622)	-	(17,622)	(210,675)	-	(210,675)
	計	(107,210)	-	(107,210)	(838,43)	-	(838,43)	(17,622)	-	(17,622)	(210,675)	-	(210,675)
都市復興	通年度災害	-	-	-	-	(335,128)	(335,128)	-	(495,300)	(495,300)	-	(834,428)	(834,428)
	二十四年度災害	-	(654,000)	(654,000)	-	(65,180)	(65,180)	-	(173,000)	(173,000)	-	(1,555,880)	(1,555,880)
	計	-	(654,000)	(654,000)	-	(102,154)	(102,154)	-	(668,300)	(668,300)	-	(2,390,308)	(2,390,308)
埠 庄	通年度災害	-	-	-	-	(465,526)	(465,526)	-	(361,793)	(361,793)	-	(827,319)	(827,319)
	二十四年度災害	-	(153,070)	(153,070)	-	-	-	-	-	-	-	(153,070)	(153,070)
	計	-	(153,070)	(153,070)	-	(465,526)	(465,526)	-	(361,793)	(361,793)	-	(980,409)	(980,409)
行刑施設	二十四年度災害	(38,483)	-	(38,483)	-	-	-	-	-	-	(38,483)	-	(38,483)
	計	(38,483)	-	(38,483)	-	-	-	-	-	-	(38,483)	-	(38,483)
文教施設	通年度災害	-	-	-	(511,536)	(4,779,610)	(5,291,146)	-	-	-	(511,536)	(4,779,610)	(5,291,146)
	二十四年度災害	(217,496)	(1,600,156)	(1,817,652)	-	-	-	-	-	-	(217,496)	(1,600,156)	(1,817,652)
	計	(217,496)	(1,600,156)	(1,817,652)	(511,536)	(4,779,610)	(5,291,146)	-	-	-	(729,032)	(6,379,766)	(7,108,798)

区 分	種 別	24年度原	
		直轄	補助
住 宅	二十四年度災害	-	-
	計	(104,000)	(1,040,000)
道 路	二十四年度災害	(10,000)	(10,000)
	計	(10,000)	(10,000)
港 湾	通年度災害	(225,171)	(3,233,362)
	計	(225,171)	(3,233,362)
航路標識	二十四年度災害	(107,210)	(107,210)
	計	(107,210)	(107,210)
都市復興	通年度災害	-	(335,128)
	二十四年度災害	(654,000)	(65,180)
	計	(654,000)	(102,154)
埠 庄	通年度災害	-	(465,526)
	二十四年度災害	(153,070)	-
	計	(153,070)	(465,526)
行刑施設	二十四年度災害	(38,483)	-
	計	(38,483)	-
文教施設	通年度災害	-	(511,536)
	二十四年度災害	(217,496)	(1,600,156)
	計	(217,496)	(1,817,652)

(1) 24年度原局追加要求額  
(2) 災害防除事業日録

計		
直轄	補助	計
(105,130)	-	(105,130)
105,130		105,130
(92,000)	-	(92,000)
92,000		92,000
(177,130)	-	(177,130)
177,130		177,130
(225,171)	(3,233,62)	(3,458,793)
225,171	2,116,017	2,371,188
(533,893)	(4,228,854)	(4,762,747)
533,893	2,840,388	3,374,281
(765,064)	(7,462,016)	(8,227,080)
765,064	5,006,405	5,771,469
(210,675)	-	(210,675)
210,675		210,675
(834,428)	-	(834,428)
417,464		417,464
(1,555,880)	-	(1,555,880)
777,940		777,940
(2,390,808)	-	(2,390,808)
1,175,404		1,175,404
(827,377)	-	(827,377)
419,657		419,657
(153,070)	-	(153,070)
105,426		105,426
(780,409)	-	(780,409)
525,885		525,885
(38,483)	-	(38,483)
38,483		38,483
(5,275,610)	-	(5,275,610)
2,375,521		2,375,521
(1,001,568)	-	(1,001,568)
800,078		800,078
(6,379,746)	-	(6,379,746)
3,175,599		3,175,599

(2)

25

区分	種別	24年度原局追加季本額			25年度原局季本額			26年度以降分			計			
		直轄	補助	計	直轄	補助	計	直轄	補助	計	直轄	補助	計	
庄	毛		461,179	461,179								461,179	461,179	
区	毛		88,247	88,247		12,724	12,724					106,781	106,781	
合	計				6,761,161	478,237	7,239,398	1,716,578	428,546	2,145,124	8,877,737	48,302,325	57,180,064	
	通年次				(1,040,402)	(5,114,957)	(6,155,359)	(6,843,236)	(2,715,523)	(9,558,759)	(19,822)	(4,302,250)	(4,321,872)	(7,903,260)
	計				1,040,402	5,114,957	6,155,359	6,843,236	2,715,523	9,558,759	19,822	2,764,846	2,784,468	7,903,260
	計				1,040,402	5,114,957	6,155,359	13,804,377	14,648,244	16,222,661	1,736,200	5,159,343	7,075,583	16,780,979
	計				1,040,402	5,114,957	6,155,359	13,804,377	14,648,244	16,222,661	1,736,200	3,173,372	5,129,592	16,780,979

注(1) 24年度原局追加季本額欄に計上のものは25年度原局季本額に含まれているからである。

(2) 災害防除事業は除いてある。

(3)

9.30  
9.26  
✓

昭和二十四年九月

昭和二十四年度北海道旱害調査資料

# 上川郡釧淵村旱害実態調査報告書

北海道旱害対策委員会

北海道指導農業協同組合連合会

裏面白紙

# 昭和二十四年度上川郡劍淵村旱害実態調査報告書

## 目 次

序	調査目的並に調査要領に於いて	
第一章	劍淵村自然の社会的立地条件並に農業経営経済の概況	
第1	自然の社会的立地条件に於いて	
第一表	上川郡北部地帯気候概要	第一図 劍淵村土仕図
第二表	土地面積	
第三表	戸数及人口	
第四表	職業別戸数及び職業人口	
第2	農業経営経済の概況	
第五表	自小作別農家戸数	
第六表	階層別農家戸数	
第七表	農業経営状況	
第八表	経営規模別家畜飼養状況	
第九表	農機具所有状況	
第十表	主要作物作付実積表	
第十一表	昭和二十四年度水稲品種別作付反別	
第二章	旱 魃 の 諸 要 因	
第3	気象的要因	
第十二表	昭和二十四年度上川管内気象表	第二図 昭和二十四年度本道夏季気象図
1	美瑛産業気象研究所調査	第三図 昭和二十四年度劍淵村最高最低温度表

裏面白紙

217

	2	北農美深分場		
	3	北農試和寒除虫菊試験地	第四圖	水稻初穂成育経過圖
§ 4		社会的並に農業経営経済的要因		
第三章		初淵村旱害被害状況調査成績		
§ 5		被害状況		
		第十三表 主要作物作況並に災害別予想減収量	第五圖	初淵村土地利用圖及び水稻旱魃並に病害被害状況圖
		第十四表 水稻馬鈴薯部落別減収状況		
		第十五表 初淵村主要作物果年反当収量比較表		
		第十六表 主要作物作況調査表(8月25日現在(秋場調査))		
		第十七表 炭疽馬鈴薯作況調査表(7月15日現在)	第六圖	初淵村夏期旱魃被害状況圖
		第十八表 昭和十九年旱魃被害状況		
§ 6		農業経営経済に及す諸影響		
		第十九表 主要作物別減収量並に24年度事前割当との比較		
		第二十表 農業者形利用状況		
第四章		旱魃被害状況部落単位調査成績		
§ 7		稲作地帯部落調査成績——十部落農業者組合調査成績	第七圖	十農業者組合農家別新地状況並に作況圖
		第二十一表 十部落農業者組合農家別経営状況		
		第二十二表 水稻肥落管理状況		
		第二十三表 作況と事前割当との比較		
		第二十四表 農業者形利用状況		
§ 8		畑作農家調査成績	第八圖	畑作農家(A.B)新地状況並に作況圖
		第二十五表 畑作農家(A.B)の作況と事前割当との比較		

裏面白紙

第五章 新潟村早害対策（現地における所要量）

§ 9 緊急対策について

§ 10 恒久対策について

（附）

参考表

才一表 新潟村二十四年度農業計画表

才二表 農業生産計画部落別割当表

才三表 食料供出割当に伴う部落別生産基準数量割当表

才四表 及類農業生産計画表

才五表 農業生産五ヶ年計画集計表

裏面白紙



## 序 調査目的並に調査要領についで

本年度、北海道における夏季気象状況は一般に五月上、中旬は気温や、低く降水量もあつたが、五月下旬以降は降水量極めて少く、六月上旬は、わずかに0.2mmをみたにすぎない。さらに中旬にはや、降水をみたが平年よりも少く、六月下旬から七月中旬にわたり晴天が打撃を降水量は殆どなく平均1.2mm程度であつた。このため各地に早はつを生ぜしめ、こゝに早害に対する緊急的かつ恒久的な諸対策が要請せられるに至つた。

しかしながら、早害はその特性により、地帯的に、また農家経営の実態により甚だしくその被害の程度を異にする。したがつて、これが対策はあくまで、これの実態に即して、具体的かつ適確に樹立されなければならぬ。

本資料は、この様な観点から、早害の甚だしかつた地帯に一町村を選定し、集中的な実態調査を実施し、早害のよつてきた諸要因と、その被害程度並に農家経営経済に及ぼす諸影響を究明し、今後とるべき対策を明かにするため、左記要領によつて行われた調査結果にもとずき作成せられたものである。

- |        |                                   |                        |           |
|--------|-----------------------------------|------------------------|-----------|
| 1 調査町村 | 上川郡剣淵村                            | 2 調査時期                 | 九月七日～九月十日 |
| 2 調査者  | 北海道指導農業協同組合連合会技師<br>上川生産農業協同組合連合会 | 田下弘治 本向 滋 青藤博夫<br>藤村 明 |           |

もとより本調査は、調査期間も極めて短期間であり、しかも現地の実情に暗い調査者により、聴取調査を主として行われたものであるから、多くの誤謬を含み、かつその実態の核心に觸れぬ点も乏しく、また短日間のうちに調査結果をまとめたため内容も極めて不備であり、現地調査村側の御迷惑となるところもあろうかと思われるが、なお本年度本道早害対策資料として役立つれば幸である。

### 第一章 剣淵村自然的社会的立地条件並に農業経営経済の概況

#### §1 自然的・社会的立地条件

本村は天塩川の南端に位置し、東西は上士別、和寒の両村、西は濃根別村、北は犬牛別川を隔て士別町に接し、東西南の三面は山に囲まれ、村の中央は剣淵原野と称し、剣淵川によつて扇流され地勢は平坦であるが大部分泥炭地であつて、地味甚だ不良、生産力劣悪、四田の山腹地帯も強粘土壌土で、加うるに酸性が強く、また東南部は和寒原野と称する同様の低位泥炭地帯が連なり、剣淵川及犬牛別川流域に乏少の壤土地帯が存する程度で、一般には、極めて土地条件に恵まれていない。面積は128平方町、宗谷線と和寒駅市街地を中心に東西10町南北12町となつておりその概要、第一回及び

等二表の通りである。

本村は農業地帯的に見ると、上川北部旭川市別地区に属し、一般的気象状況は第一表の如く、大陸的気候性を示し、とくに夏季雨量少くまた冷温に遠達すること多く早冷害危険地帯ともいふべく、最近には昭和十九年に全村的な旱害をこうむっている。

なお人口及戸数はオ三、オ四表の通りである。

## 第2 農業経営経済の概要

本村はその人口構成の示す通り純農村であり、その農業経営経済の状況はオ五表へオ十一表の如くである。すなわち農家の大半は穀類経営であつて水田専営、畑専営田畑兼営に分れ、大家畜(とくに牛)の飼養は一般に少くその立地条件にもかゝらぬ混同経営農家は極めて少ない。したがつて低位生産力地帯における半自作経営として、また畑専営にもとづく地力の消耗、反収の漸減によつて、農業経営は一般に窮乏し現下の農業危機的現象を強く現わしている。

なお、この地帯一般の特色として、澱粉用馬鈴薯作並に除田有栽培についでには従来歴史的な発展をみている。

## 第二章 旱害の要因

### 第3 気象的要因

本年度この地帯における旱はつは、(いうまでもなく夏季降水量の僅少によつてもたらされたものであつて、その概要はつぎの通りである。

#### (一) 本年度本道の夏季気象概況

(五月～六月) ……五月下旬はオホーツク海高気圧が、殆んど本道を覆ひ低気圧及び低気圧帯は、北部に存しなかつたため、本道南西部にはや、降水があつたが東北部には殆んど降水をみなかつた。六月上旬も引続きオホーツク海高気圧が本道北東海岸附近にあり、八日から九日に亘つて、本道東部を横断して太平洋に進出し、異常な気温の低下を興せたが、連日乾燥し旱はつの徴を認めすに至つた。さらに太平洋に出た高気圧(1018mb)は頑強に停滞して、十一日頃まで影響した。十一日頃よりは、日本海より北進した低気圧が、本道南部を東進して、中旬には18粒前後の降水をみたが、その後オホーツク海高気圧が張り出し、またDe l l a 颱風の影響で二十四日頃まで不順な天候が続つた。その後再びオホーツク海高気圧が張り出し、高気圧帯となつて日本海にのびたため晴天が続つた。蒸発量が多かつた。

(七月～八月) ……七月に入り北太平洋高気圧が張り出し、降雨少く上中旬において乾燥を示したにすぎない。十九日に気圧の谷が通過し、若干の降雨をみたが、下旬を通じて殆ど乾燥程度に止まつてゐる。八月に入りシベリヤ方面より東進した低気圧が宗谷海峡を五日頃通過したため不順な天候が続つたが、中旬は太平洋高気圧の勢力下にあつたので、数日晴天が続つてゐる。下旬は弱いフロントがひんぱんに通過したため、天気は次第に崩れ、時

には若干の小雨が降られた。(以上オ二図参照)

以上全般的にみて本道は概ね高気圧の勢力下にあり、六月はじめの晴天は八月中旬まで続き下旬からは平均に近づいたわけであり札幌地方では六、七、八月を通じ降水量160mm程度で、明治三十九年以來の記録を示めてゐる。

### (二) 釧路村本年度夏季気象概況

以上、本道における夏季気圧配置の影響を受け、本村においても六月以降八月中旬にかけて降水量は平均に比し、極めて少なかつた。本村に於ては降水量の測定が乏しいため、(1)札幌市上、美瑛産業気象研究所、北農試美瑛分場、札幌試和寒除田菊試験地における観測結果を示せば、オ十二表の通りである。すなわち五月下旬以降八月中旬にかけての地帯は、一般に極めて降水量に恵まれていない。なお和寒試験地の測定表では七月中旬に平均より降水を完てゐるが、同地が山向地にあるため、局部的なものであり、釧路村においては第三図に見る通り七月を送り2日の小雨を完てにすべくあつたため、後述する通り貯水池の水が枯渇し全村的に早ばつをまねくに至つた。

### (三) 上川地方における夏季低温状況

本村における夏季最高最低気温は第三図に示す通りであるが、特に注目すべきは七月二十三日より八月二日にわたる間における最低気温の異常低下であつてこの現象は本年度上川地方一帯に見られ北農試永山分場観測結果によつても知られる。すなわちこの時期は、丁度この地方が今年度融雪の遅延により水田作業が7日〜10日遅く、したがつて水稲の生育も概ね7日前後遅延してゐるためこの低温が概して晴天が、水稲の幼穂形成期から出穂始の向に相当し、水稲生育上障害型冷害危険期に丁度合致してあり七月二十四日・二十五日・三十日・三十一日・八月一日と15°C とはるかに下回る低温に遭遇して、明らかに障害型冷害をうけたことが察知されるのであつて(第四図参照)後述する調査結果によつても裏書されることである。しかも前述した如く早ばつ現象が概しての過程において、かゝる低温に遭遇してゐるため、生理学的に完てその影響がより顕著であることはいうまでもなく、したがつてその被害が倍加されたものといえよう。すなわち本村を含めてこの地帯における本年度の水稲の収量は、既に早害によることよりも、むしろ早冷害によるものといふ方がよりの確である。

なお冷害には衆知の如く遅延型冷害と障害型冷害の二つの型が、その生理現象を要にして區別せられ、水稲品種農林二十号農林十五号は遅延型冷害に抵抗性を有してゐるが、農林二十号は障害型冷害に弱くといわれてゐる。(北農試酒井博士) 本村における本年度水稲品種作付割合(オ十一表)は農林二十号が約三割以上とみてあり、したがつて本年度の収量の要因となつてゐる点も否定しえぬのであろう。

## §4 社会的並に農業経営経済的要因

### (1) 貯水池の溜水について

上記気象状況にもとづく夏季降水量の僅少は、水稲作に於いては貯水池の過水その他自然流水を利用する灌漑水の枯渇をもたらすとともに畑作地帯とくに山麓地帯における甚しい早ばつ現象をまねくに至つた。

本村の耕地分佈状況は、第五回の通りであり、東部水田地帯約160町ほどの灌漑水を全面的に本村貯水池に依存している。貯水池は創設村土功組合によつて管理され築水面積3800町、満水面積42.3町貯水量42,636,590立方メートル、大正年間施設されたものであるが、その後水量十分で、しばしば改良が試みられ、昭和五年に至り漸く完成をみたものである。しかし、当地方が一般に旱害危険地帯であることにも関連して、かならずしもその水量は所要量に於いて豊富なものとはいへなく、昭和十九年の旱害に際しても、七月上旬より甚だしい過水をみてゐる。本年度も七月十日前後より過水し早ばつの公算大となつたため、亦右土功組合に於いても過水を2~3日に一度程度として貯水池にため、毎夜部若農家より監視員を出し溢水を防ぐ準備をとつたが七月下旬に至り殆んど水枯れの状態となつたものである。早ばつは被害の最も大であつたオ十部落(オ四四)方面では七月十八日頃より殆んど水の末なかつた農家を存して居る。また東北部の自然水利用の水田に於いても水量不足に及ぼされ全般的にみて、自然水に恵まれた局部的な圃場をのぞき約200町歩の水田に亀裂をまじ、また自然水利用水田約50~60町が過水をみてゐる。かかる過水状況に於いてはもろろんその主要因は本年度の夏季気象状況にもとづくものであるといへ、一面戦時中を通じての水渾林の猛代・貯水池の荒廢が本年度の過水をより大層らしめたものであることは推測にたかくなく、すなわち昭和十二年における本村の水田作付面積1,327町で、一応これが所要灌漑水量に懸まつたにもかゝらず、現在その半数以下に減少した水田面積をもつて、なお近年水不足の現象が現はれる時は、貯水池及び自然流水の等水量が如何に枯減しているかを全面的に確認してゐるといへよう。

### (二) 畑作の早ばつに於いて

本年度本村における畑作の早ばつは、水稲以上の被害を受け、オ三章に示すごとく、雑穀、長蕪、馬鈴薯等は( )方じりし( )収収をみてゐる。とくに山麓地帯の被害は甚だしいものがあるが、元来本村の畑作地帯は泥炭地もしくは粘土層植床土の劣悪な土地条件にあり、しかも自費等に備して育苗経営は少くしてたがつて有機物の給予は極めて不十分なため地力の減耗も激しい。たとへば昭和十二年における堆積肥の生産額は2,706,906メ、耕地面積536,390反、即ち平均反当約5メの堆積肥給予量と成るのであるが、近年はさらにこれより下廻るものであること( )うまでもなく、すなわち本村畑作地帯一般の地力は、本来的な悪条件と相俟つて、極めて( )状態にある。したがつて農家経済も貧困であり、農業経営技術も一般的には決して高( )段階にはな( )。したがつて本年度夏季降水量の僅少という気象要因に、さらにこれら諸条件が加わり、その総合的な結果として今期の早ばつの被害がもたらされたものと云へよう。

昭和二十四年九月

早害に対する

陳情書

北海道早害対策委員会

24

北洋道に於ける早害は開拓以來 稀なるものであり。その被害は畿に甚大であります。若し、これを於置してあぐらばれば農業再生産は勿論のこと、明の生酒にも事なく、状態を激増し農業復興の途を切り開くことは不可能であります。依つて文が対策は北洋道農業の最も緊急且つ重大な問題であります。

宜しく文が打開のため別紙対策に基き急遽なる善處方を希望致します。

早 害 対 策

一 緊急 対策

- (1) 事前割当の補正と食糧、種子の配給確保
  - 早害により減収を来し事前割当量も確保出来ぬ農家に対しては適正なる補正を行ふと共に食糧及種子保種量は不足を来した農家ははその配給を確保すること。
- (2) 餌料対策
  - ① 餌料の不足農家に対してはその配給を確保すること
  - ② 農家の白米伏出の押を増加し米糠の確保を固らしめること
  - ③ 政府買上米によつて生じた米糠も速かに払下げること
- (3) 再生産不能農家に対する苦農資金の確保
  - ① 本年度に於て融資を改けた農業者形はその性向を短期資金であるからこれが返済は他の敗獲代金及び農業者外収入を以て一先づ完済せしめることとし、これによつて喰込みを生ずる明年度の短期資金及び生活資金は農業者形等の早期貸出によつて解決すること

被害見積金額 一八億円  
 農業者苦農資金 一億六千万円  
 農業者苦農資金よりの補填又は貸付 一億五千万円  
 不足額 一四億九千万円

④ 現行共済事業による救済策

- (4) 共済金支払の迅速化
  - ① 現行共済事業による救済策  
 外に災害救済特別資金融通の措置方針を講じこの場合の償還は更に低利を以て少くとも五ヶ年以上の年賦償還とすること
  - ② 市町村共済組合をして保険金の請求を速か自らしめ災害農家に対する共済金の支払を迅速たらしめること
- (5) 種子購入費の助成(利益)
  - ① 作況五分作以下の農家にして水稻及大豆、その他種子購入の資力乏しきものに對しては種子購入費の全額若しくは半額の助成をすること
- (6) 早害農家に対する租税の減免及延期
  - ① 早害農家に対しては租税の減免及延期を固ること
- (7) 早害市町村に対する市町村特別配付税の増額
  - ① 早害市町村に対しては市町村特別配付税の交付に際して増額するよう考慮すること

(助成額 一六、一九七、一一八円)

一 恒久対策

(1) 水源の涵養

① 旱害防止策として水源の確保は重要を視するものであるから揚水機の新設改良  
貯水池築設、溝路新設等を計上すると共に之が計画に要する経費を国費に要求  
すること

① 事業費(内訳別)

事業名	総事業費		補助金		補助率
	事業費	補助金	昭和十四年度	昭和十五年年度以降	
揚水機貯水池灌漑 溝路の新設改良	五九六七〇〇〇	三七九〇〇〇〇	三八七〇〇〇〇	三〇九八〇〇〇	六割五分

② 計画費

計画費	正費		補助金		補助率
	正費	補助金	昭和十四年度	昭和十五年年度以降	
計画費	一、一三〇、〇〇〇	七二九、〇〇〇	七三九、〇〇〇	六五七、〇〇〇	六割五分

① 揚水池旱害対策として灌漑施設にのりての考案の必要を認めらるるの調査を  
進めること

② 水源涵養のたりに上流荒廃林地に対し積極的の放牧すること  
(千円 大々〇〇〇〇〇〇 内訳別)

(2) 揚上改良事業の促進

① 農性の矯正は旱害の予防に有効なることこれが実施を奨励し年中七割以上の収獲量に  
対しては購入費の全額助成を図ること

旱害程度別農業家戸数調査

支分別	農業家戸数	耕作	7割以上減収			計	農業家戸数
			7割以上減収	5割以上減収	計		
石狩	68,150	1,500	1,040	3,236	4,427	5,027	
知床	9,500	95	2,298	9,445	5,519	5,519	
上川	9,630	77	3,655	5,763	8,088	2,152	
川越	4,277	83	1,736	4,959	6,767	3,229	
後志	4,752	63	2,133	5,621	8,187	6,907	
函館	2,020	8	2,459	2,400	5,576	4,100	
十勝	2,020	8	2,459	2,400	5,576	4,100	
釧路	30	1	59	106	166	318	
根室	1	0	2	3	5	4	
旭川	1	0	2	3	5	4	
山越	1	0	2	3	5	4	
網走	1	0	2	3	5	4	
紋別	1	0	2	3	5	4	
稚内	1	0	2	3	5	4	
計	2,968	45	11,677	20,756	20,303	8,122	



種別	助成対象面積	一畝当り	所収数量	所収金額	助成率	助成金額
炭酸カルシウム	一七四五町歩	四七	六九八〇担	六三三、〇〇〇円	全額	六三三、〇〇〇円

④ 深耕、心土耕の促進

深耕、心土耕を実施した地区の作物は早割に強く、その収穫額も高くなる。そのため、今後の早割対策として、心土耕の奨励を促進せしめ、就中早割農家に対するは全額若しくは半額の助成をなすこと

③ 早割地帯農家経営の改善

① 有害雑草の促進

有害物の不足は早割を大に妨げるので、早割地帯に對しては有害雑草を促進せしめ、堆肥の増産を促し、これに代り、適地適量の生産割当を行いつつ、肥料の増産を必要とするので、中央よりの主要産地割当を是正するよう要望すること

② 耕地改良の促進

土地改良と併行して、耕地改良を早割地帯に重点的に進め、早割の防止を図ること

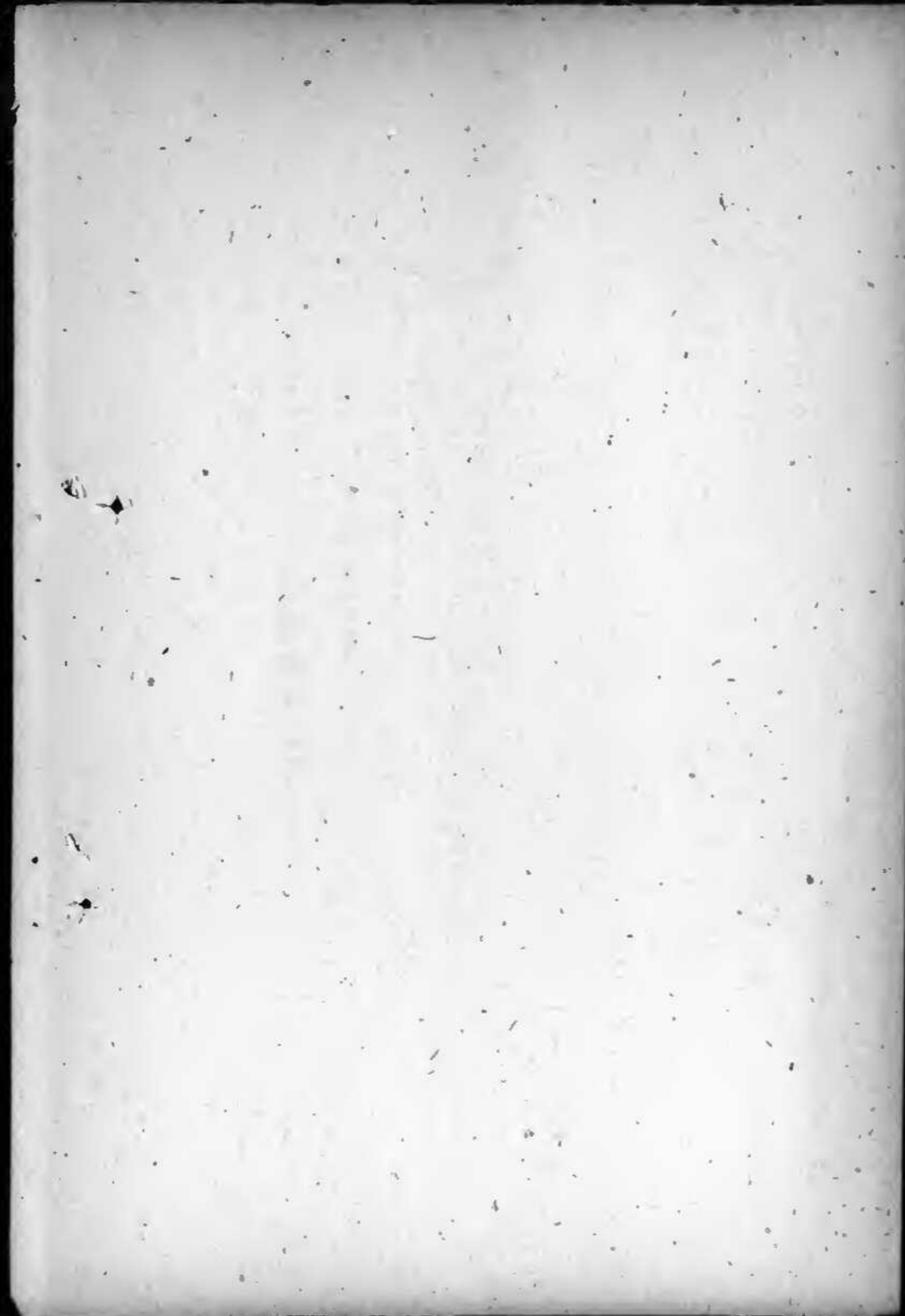
(予算額 二八、二二四、〇〇〇円内訳別紙)

種子購入助成費

五割以上増収の農家は、水稲及大豆種子購入費の助成をなす

一六一、九九一、一八円

種類	区別	水稲		大豆		合計
		五割以上増収	五割以上減収	五割以上増収	五割以上減収	
反別	反別	九、四四、二	一、四五六	一、一六八	一、一六八	七、一三、八
所要数量	所要数量	六八七	一、一八四	一、一八四	一、一八四	一、一八四
金額	金額	七、八八四、九四四	一、一八四、〇〇〇	一、一八四、〇〇〇	一、一八四、〇〇〇	一、一八四、〇〇〇
助成率	助成率	全額	全額	全額	全額	全額
助成額	助成額	七、八八四、九四四	一、一八四、〇〇〇	一、一八四、〇〇〇	一、一八四、〇〇〇	一、一八四、〇〇〇





旱害対策河川工事内訳表

河川名	事業費	工種	備考
伏籠川	九〇〇,〇〇〇,〇〇〇		
知恵文川	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	石
北比内川	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	
赤川	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	
火頓川	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
産比美川	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	
大津川	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	
瀬川	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	空
梅川	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	炭
赤川	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	空
当川	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	石
於比内川	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	空
河原川	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	
遠別川	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	
古丹川	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	必
尾白川	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	
恵比寿川	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	空
羽川	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	空
國良川	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	空
三平川	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	空
利根川	六〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	空
日美川	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	空
斗米川	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	
利根川	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	上
厚別川	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	石
霞川	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	
美音川	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	空
根川	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	炭
根川	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	上
根川	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	上

裏面白紙

裏面白紙

泥層耕心土耕助成費

40,410,000円也

區	七割以上		五割以上	
	計		計	
	火山灰地 トラクタ使用 畜力使用	重粘地 トラクタ使用 畜力使用	火山灰地 トラクタ使用 畜力使用	重粘地 トラクタ使用 畜力使用
対照面積	5,182町	5,911町	1,637町	2,491町
反当経費	500円	100円	500円	600円
金額	2,591,000円	591,100円	821,000円	1,494,600円
助成率				
助成額				
計	10,093町	11,822町	3,274町	4,982町
金額	5,182,000円	11,822,000円	1,637,000円	2,991,600円
助成率				
助成額				
計	10,093町	11,822町	3,274町	4,982町
金額	5,182,000円	11,822,000円	1,637,000円	2,991,600円

早瀬対策としての事業計画

昭二四九

計	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区
	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町	余市町
	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
八一五																					
	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区
五九七〇〇〇																					
三二五九																					
二二〇〇〇〇																					
	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区	余市町用水地区

裏面白紙

裏面白紙

一 事業費  
早害対策事業費年度別区分

事業費	補助金	昭和二十四年度	事業費	補助金	昭和二十五年度以降	摘要
五七六、七七〇。〇〇	三九、九〇、五〇〇	五九、六〇〇。〇〇	三八七、四〇〇。〇〇	五三七、一七〇。〇〇	三四九、一〇〇、五〇〇	補助率六割五分

二 計画費

計画費	補助金	昭和二十四年度	事業費	補助金	昭和二十五年度以降	摘要
一一、三三〇。〇〇	六、五七五。〇〇	一一、三三〇。〇〇	六、三九五。〇〇	一〇、一七〇。〇〇	六、五七五。〇〇	補助率六割五分

裏面白紙

水派林造事業計画 林務初林業課

支庁名	面積	経費	面積	経費	備考
石狩	一三〇	三、六四〇、〇〇〇	五	一、四〇〇、〇〇〇	本事業は水派、早治の上流 黄栗林及び河し積極的造成 林する治山治水の恒久対策 であつて造の直營事業であ る
空知	六四	一、七九二、〇〇〇	六	一、六八〇、〇〇〇	
上川	一四二	三、九七六、〇〇〇	四	一、二二〇、〇〇〇	
渡辺	九	三、五二〇、〇〇〇	二	八四〇、〇〇〇	
渡前	二一	五、八八〇、〇〇〇	三	八四〇、〇〇〇	
白根	八	二、二四〇、〇〇〇	一	二八〇、〇〇〇	
田前	一〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	二	五六〇、〇〇〇	
合計	三、五八	九七、四四〇、〇〇〇	二五	六、七二〇、〇〇〇	



裏面白紙

南風林業課 林務部林業課

支庁別	昭和二十五年年度造林計画	昭和二十五年年度造林計画	備考
石狩	五〇〇	二〇〇	土地改良と併行して 林業の発展の途 徑により造林の早 成、冷害を削減す る。
北海道	一四八	三〇	
空知	一四八	三〇	
上川	一四八	三〇	
十勝	一四八	三〇	
釧路	一四八	三〇	
青森	一四八	三〇	
岩手	一四八	三〇	
合計	一、四〇〇	一、〇〇〇	



裏面白紙

地方の補助制度について

六二四 一〇三 三一

一、三三〇博士の税制改革に關する勸告によると地方財政の不安定が指摘され、之が対策として地方財政の相当部分を占める災害復旧費を全部國庫負担に改める様主張されて

併しこの改革案を建設行政の見地から詳細検討した処、勸告通り全面的に付之そうけ

八州の取扱いという結論に達した。その主理由は次の通りである。

- (1) 災害は天災不可抗力ではなく、その相当部分は平常の維持管理により免れ得る。換言すれば災害は維持管理の怠慢により大いに増大する。
- (2) 被災災害復旧費は一般改良費よりも兩率補助率が高率であり、起債率資金援助の扱
- (3) 災害を蒙り易い地域は農林上から見ても他の地域に較べ有利な
- (4) 災害復旧費を全部國庫負担に改めると災害復旧に關し國の地方自治体に対する支配力が強くなりざるを得ない。災害復旧事業が地方自治体の建設事業の主要部分を占めて

11.2. 10~5

(5) 災害費を少くする方は災害を速やかに復旧すると共に治山治水事業を強化することであるが、毎年その被害額を予定出来ない災害復旧費の國庫負担を大きくすること、は公共事業費が一定だと假定した場合（事案公共事業費を無制限に増額することは不可能である）、災害復旧費の國庫分担率を大きくすればする程、その事業量は減り併せて他の公共事業を圧迫して災害根本対策としての治山治水事業費も減少することに可なり不利である。

(二) 國家財政上の見地から災害補助率の問題を考へるに國の稅收—歳入總額—歳出總額—公共事業費は一連の関連をもち今後我が國の經濟復興に比例して増加するであろうがさう急激に変化があるとは考へられぬ。公共事業費の中災害費以外の一般建設事業は我が國の經濟活動の上から必要で最少限の額であり、何れも建設事業の年度割を計上してはいるのであるから今後増すことがあつても格段に減る見込みはない。従つて二十五年年度予算に計上された過年度災害復旧費三三〇億円は今後大巾には之を増加し得ないと思へらる。

(三) 以上述べた建設行政上の見地から、國家財政上の見地から點考し更にシヨウブ博士の報告にもある如く地方財政の安定を計る為には次の措置をとるのを適當と考へる。

(1) 戦後災害復旧費國庫支出の對象事業が不明瞭になり勝ちであつたものを整理する。即ちその対象を建設行政力の邊に押し戻し得る範圍の整理の爲めであつて別表の如きものに限定する。

(2) 右に於て限定された事業について國庫分担率を出来るだけ高率にする。此の措置によれば公共事業費から補助する災害復旧事業は建設行政力の邊に押し戻る範圍に限定されそれ以外の事業については地方団体へ対して補助をしないこととなるが、従つて地方財政の負担が小さくなる部分には前者の國庫負担率を増すことによつて補われる。

(四) 災害復旧費國庫分担率は次の如くする。

- (1) 國營施行中の河川、道路、港湾、農業土木事業の既成部分の災害復旧費は全額國庫負担とする。
- (2) 右以外の土木事業の災害復旧費の國庫負担については都道府縣の經常收入に於て次の如く定むる。
- (4) 經常收入の10%未満の場合國庫分担率 〇

(一)	經常収入の二〇%未満	一〇%近
(二)	三〇%未満	二〇%近
(三)	三〇%以上	半額
		1/2

別表

- 一 災害復旧費の一部又は全部を国庫負担とする事業は次の如きものとする。
- (一) 国 都道府県が管理する事業及び都道府県が補助する市町村又は政令で定められた組合の事業
  - (二) 天災不可抗力による災害であること、腐巧その他耐久年限の過ぎた工事は除く。
  - (三) 河川、砂防、道路、港湾、築港、農業土木施設等の公共施設であること、林道は道路の規格を備えるものを含む。
  - (四) 所管省が政令で定める一定規模以上の工事であること。  
例えは復旧費十五万円、面積五町歩、相当り復旧費一十円以上等
  - (五) 災害復旧工事の増設、工事中の再破及び本工事に利用可能な急工事であること。
  - (六) 庄の如きものは災害復旧費を支出しない。
  - (七) 一般土木工事の工事中の災害、假工事の災害
  - (八) 水道、ガス、電気等収入のある事業
  - (九) 都道府県、市町村又は組合の管理する公共営繕事業
  - (十) 地震、津浪等によるものに該当する事業の災害は被害甚大と認めるときは災害復旧費の補助をすることが出来る。



240



子室

200部

昭和廿四年十二月七日

昭和25.26年度復旧建設の見透し

昭和24年11月5日

4名

経済計画室復旧建設班

19

年度	事業種別	敷	金額 (百万円)	雇傭人員 (千人)	所要資材		
					鋼材 (千トン)	セメント (千トン)	木材 (千石)
二十四年度	公共事業		87,949 (50,000)	140,000 ④ 383 ⑤	88	807	6,071
	一般住宅建設	(5,000 <sup>千坪</sup> )	82,000	28,700 ④ 215 ⑤	43	314	28,713
	その他の建築	(1,740 <sup>千坪</sup> )	34,800	33,500 ④ 92 ⑤			
	計		203,949 (50,000)	252,200 ④ 690 ⑤	131	1,121	35,784
二十五年度	公共事業		142,471 (100,000)	260,000 ④ 710 ⑤	200	1,800	12,000
	一般住宅建設	(5,500 <sup>千坪</sup> )	88,875	87,200 ④ 239 ⑤	10	200	20,018
	その他の建築	(1,910 <sup>千坪</sup> )	39,200	32,500 ④ 103 ⑤	35	140	9,000
	計		276,546 (100,000)	384,700 ④ 1,052 ⑤	245	2,140	41,018
二十六年	公共事業		171,527 (111,717)	290,000 ④ 790 ⑤	230	2,100	12,000
	一般住宅建設	(6,000 <sup>千坪</sup> )	98,000	95,000 ④ 280 ⑤	11	214	21,380
	その他の建築	(2,010 <sup>千坪</sup> )	40,200	40,600 ④ 111 ⑤	40	145	9,500
	計		305,727 (111,717)	425,600 ④ 1,161 ⑤	284	2,459	42,880

\* 一般住宅建設には公共事業費を小さく含む。

区分	金額
① 治山・治水	(15,800)
河川	222
砂防	53
山林	1,304
② 一般	(4,667)
農林業	2,577
道路	4
水産	30
小計	2,612
交通施設	
道路	555
港湾	148
航路・橋樑	
保電通信	
小計	703
民生施設	
都市復興	390
上下水道	
厚生施設	2
行刑	23
文教	433
住宅	309
消防	13
商工	22
小計	1,352
③ 治山・治水及一般計	(6,248)
④ 公共事業	(437)
⑤ 住宅復興	(1,118)
⑥ 予備費	
総計	2,800
事務費	

\* 印は治山、治水  
\*\* 印は害虫防除。



第2表 各年度公共事業費比較 (國費之分)

單位 千円

(24. 11. 1  
概本費及・計區課)

区 分	21年	%	22年	%	23年	%	(A) 24年	%	(B) 25年	%	(C) 26年	%
① 治山・治水	(1,580,854)	(25.4)	(1,832,852)	(29.2)	(5,016,245)	(16.8)	(8,317,304)	(25.3)	(20,200,000)	(35.2)	29,051,000	41.9
河 川	222,871	3.6	514,800	5.7	3,424,294	11.4	5,942,144	17.9	12,800,000	22.1	19,000,000	27.3
砂 防	53,890	0.9	112,477	1.2	530,733	1.9	695,829	2.2	3,000,000	5.2	3,500,000	5.0
山 林	1,304,093	20.9	205,575	2.2	7,061,218	3.5	1,677,331	5.2	4,600,000	7.9	5,951,000	8.5
② 一 般	(4,687,997)	(74.6)	(8,330,392)	(94.8)	(25,095,043)	(83.2)	(24,801,091)	(74.7)	(32,600,000)	(64.8)	(40,661,000)	57.4
生 産 施 設	2,577,325	41.2	3,891,040	42.4	9,287,624	29.2	6,832,580	20.6	10,200,000	17.6	12,000,000	17.2
農 業	4,555	0.1	176,370	1.9	435,917	1.4	470,307	1.4	650,000	1.1	650,000	0.9
林 業	30,254	0.5	70,006	0.7	326,598	1.1	509,380	1.5	800,000	1.4	900,000	1.3
小 計	2,612,139	41.8	4,137,416	45.0	8,052,171	26.7	8,056,301	24.2	11,650,000	20.1	12,900,000	18.4
交 通 施 設	555,168	8.9	634,145	6.9	1,955,058	6.5	5,550,210	16.8	5,950,000	10.2	7,000,000	10.1
道 路	148,202	2.4	416,040	4.5	2,662,393	8.8	3,032,650	9.2	3,500,000	6.0	5,000,000	7.2
港 灣	—	—	—	—	—	—	242,000	0.7	480,000	0.8	600,000	0.9
航 空 機 械	—	—	—	—	—	—	—	—	210,000	0.4	250,000	0.4
保 安 通 信	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	703,370	11.3	1,050,185	11.4	4,617,431	15.3	8,824,860	26.7	10,140,000	17.4	12,850,000	18.4
民 生 施 設	390,635	6.2	899,280	9.6	1,347,196	4.5	822,320	2.5	2,400,000	4.1	4,000,000	5.7
都 市 復 興	—	—	5,243	0.1	63,976	0.2	100,565	0.3	200,000	0.3	250,000	0.4
上 下 水 道	27,261	0.4	28,273	0.3	317,864	1.1	179,844	0.5	1,006,900	1.7	1,250,000	1.8
厚 生 施 設	25,617	0.3	143,148	1.5	587,388	2.0	1,300,000	3.9	920,000	1.6	500,000	0.7
行 刑	435,317	7.0	1,073,382	11.8	5,593,654	18.5	1,151,475	3.2	5,500,000	9.5	1,461,000	2.1
大 教 育	309,048	4.9	841,837	9.3	3,085,850	10.2	2,957,300	8.7	4,000,000	6.9	5,500,000	7.9
住 宅	137,543	2.2	337,773	3.7	1,413,839	4.7	1,508,426	4.5	1,783,100	3.2	1,950,000	2.8
營 繕	22,080	0.4	13,755	0.1	13,674	—	—	—	—	—	—	—
商 工	1,352,493	21.5	3,142,791	34.4	12,425,441	41.2	7,919,930	23.8	15,810,000	27.3	14,911,000	21.4
小 計	(6,242,851)	(100.0)	(9,163,244)	(100.0)	(30,111,287)	(100.0)	(33,118,395)	(100.0)	(58,000,000)	(100.0)	(69,712,000)	(100.0)
③ 治山・治水及一般計	(4,374,411)	(70.0)	(3,73,453)	(4.1)	(592,464)	(2.0)	(—)	(—)	(3,000,000)	(5.2)	(3,000,000)	(4.3)
④ 災 害 復 旧	(1,118,623)	(17.7)	(5,209,524)	(56.8)	(18,354,669)	(61.0)	(16,881,605)	(50.9)	(33,000,000)	(56.8)	(33,000,000)	(47.2)
⑤ 予 備 費	—	—	—	—	—	—	—	—	(6,000,000)	(10.2)	(6,000,000)	(8.6)
總 計	2,804,915	—	1,9746,221	—	49,058,421	—	50,000,000	—	100,000,000	—	111,712,000	—
事 務 費	—	—	—	—	458,579	—	2,000,000	—	2,000,000	—	2,000,000	—

\*印は治山・治水及び一般計に対する比率。  
\*\*印は善虫防除。

第3表 各年度公共事業費比較 総事業費之介

單位 百万円

区 分	24年度	25年度	26年度
◎ 治山、治水	18,176	30,578	48,316
河 川	8,090	16,076	26,850
砂 防	1,050	4,175	4,490
山 林	9,036	10,327	12,576
◎ 一 般	43,673 (165,973)	63,193 (195,593)	76,011 (221,211)
港 渠	16,213	23,810	27,455
水 屋	1,122	1,699	1,805
小 計	12,335	25,509	29,250
交 通	9,393	10,390	11,950
港 灣	4,389	3,467	6,900
航 路	242	480	600
標 識	—	210	250
保 安	14,024	14,547	19,700
小 計	1,684	4,800	8,000
民 生	200	400	500
厚 生	352	1,710	2,110
行 刑	1,305	920	500
文 放	1,735	989	1,611
住 宅	5,590 (93,070)	2,625 (92,825)	11,000 (116,000)
公 共 事 業 住 宅	5,570	2,625	11,000
(一般住宅)	(82,500)	(96,200)	(105,000)
營 繕	1,508 (36,308)	4823 (40,023)	3,300 (43,500)
(非住宅)	1,508	4823	3,300
小 計	(34,800)	(38,200)	(40,200)
◎ 治山治水及一般計	12,314 (139,614)	22,137 (155,537)	27,061 (172,261)
◎ 交 通 港 灣	61,849 (161,149)	93,771 (226,171)	120,327 (285,527)
◎ 交 通 港 灣 價 値	—	3,080	2,500
◎ 予 備 費	25,300	41,200	41,200
◎ 予 備 費	—	2,500	2,500
合 計	87,149 (209,449)	149,471 (278,871)	171,527 (316,727)

(括弧内は非公共事業費、会計額の( )内はそれと心く右総事業費)

71.111

24.8.4  
1070

昭和二十五年度別荘復興旧村馬込遺金措置について  
(2) 過去年度別荘復興(23年度)の経過

過去年度別荘復興旧跡は「マ」の欄で「カ」が、概定予算の履行に差引いた残額 574 萬  
円を繰り出し次の割合は 4:4:2 として配分する。

第一表 必要築造予算(23年度)別荘復興旧村馬込

(単位千円)

項目	25年度		26年度		27年度	
	繰入金	繰出金	繰入金	繰出金	繰入金	繰出金
土木	32,078,947	15,231,598	15,231,598	7,615,801		
土木	4,422,350	3,776,840	3,776,840	1,888,420		
土木	6,149,216	2,458,006	2,458,006	1,229,004		
土木	2,392,133	352,631	352,631	176,316		
土木	40,857,6	161,830	161,830	80,916		
土木	63,590	25,436	25,436	12,718		
計	57,412,440	22,964,974	22,964,974	11,482,442		

昭和二十五年年度土木費の概算は、前年度に比し、概定予算の履行に差引いた残額 574 萬  
円を繰り出し次の割合は 4:4:2 として配分する。

第二表 昭和二十五年年度土木費の概算

(単位千円)

項目	25年度		26年度		27年度	
	繰入金	繰出金	繰入金	繰出金	繰入金	繰出金
土木	41,173,680	20,586,840	20,586,840	10,293,420		
土木	4,328,510	4,664,405	4,664,405	2,332,203		
土木	2,505,439	1,252,970	1,252,970	626,485		
土木	4,839,900	491,950	491,950	245,975		
土木	3,252,287	1,626,144	1,626,144	813,072		
土木	690,205	345,103	345,103	172,552		
土木	600,782	300,391	300,391	150,196		
土木	52,049	25,025	25,025	12,513		
計	56,597,652	28,297,828	28,297,828	14,148,914		

11)

(3) 昭和24年茶葉生産額戻計画  
 25年度茶葉生産額が当年度分として増加するもの(應得増上)は、茶葉生産額から見て、24年度茶葉生産額は前期完成の比前年から当年度分増減計算として、その増減を計算して算出する。25年度茶葉生産額は、その増減を24年度茶葉生産額に算入して算出する。

第五表 昭和24年度茶葉生産額戻計画

(単位:千円)

24年度茶葉生産額	25年度茶葉生産額	25年度戻計	26年度	27年度	
工 茶	20,586,840	5,624,407	5,986,173	5,786,173	2,993,087
山 茶	4,669,405	1,275,015	1,357,756	1,357,756	678,580
水 茶	1,252,970	342,132	364,336	564,335	182,108
厚 茶	491,960	134,330	145,048	143,048	71,504
計	22,997,828	7,376,524	7,853,313	7,853,313	3,885,279

(4) 昭和25年度茶葉生産額戻計画  
 25年度茶葉生産額は、24年度茶葉生産額を基礎として、その増減を計算して算出する。25年度茶葉生産額は、その増減を24年度茶葉生産額に算入して算出する。

第六表 昭和25年度茶葉生産額戻計画

(単位:千円)

25年度茶葉生産額	26年度茶葉生産額	27年度茶葉生産額	28年度茶葉生産額	
工 茶	20,586,840	6,176,052	10,293,420	4,117,368
山 茶	4,669,405	1,400,221	2,334,702	933,882
水 茶	1,252,970	375,891	626,485	254,594
厚 茶	491,960	147,891	245,975	98,590
計	22,997,828	8,200,035	13,460,682	5,304,434

(5) 昭和25年度茶葉生産額戻計画  
 第一表並に第二表の昭和25年度茶葉生産額を、集計すれば25年度茶葉生産額が算出される。

第七表 昭和25年度茶葉生産額戻計画

(単位:千円)

25年度茶葉生産額	26年度茶葉生産額	27年度茶葉生産額	28年度茶葉生産額	
工 茶	15,234,592	5,986,173	6,176,052	27,993,828
山 茶	3,776,940	1,400,221	1,400,221	4,578,117
水 茶	2,459,676	364,335	375,891	3,198,912
厚 茶	352,631	143,048	147,525	643,204



	通算 生産 回	通算 消費 電量	通算 生産 回	通算 消費 電量	比 率
生産 回	973,898	88,346	444,051	94,233	1417.929
消費 電量	159,737	27,283	82,024	8,833	182.589
計	24,446,717		8,000,000		28,446,717

昭和25年度調査補助性消費は2ヶ月使用であるが、昭和26年度（第四表参照）に於いては  
402使用である。之の差額は

402-298=104 (億円)

この104億円の大部分は第五表及第七表の比数に於ける燃料、土木、農業、山  
林等から占めておる。

即ち之等は直接間接なる電力、炭、煤、木材に於ける消費を賦課して、之等三者は  
定額主へて特別会計を充てる。

(6) 特別会計別科

	生産 回	生産 消費 電量	生産 消費 電量	生産 消費 電量	比 率	特別 会計
電力	28,143	11,411	11,411	28,554,150	5	1472,507
炭	36,955	10	3,595,000	132,853,225	2	2,657,064
煤	1,476	1,4	535,88	37,511,540	2	752,250
計						4,884,821

以上の土木、農業、山林等は従来は配当するものであるが、電力は土木等に於ける消費は  
土木農業等に於ける。木材は山林等に於ける。

土 木	電力		2,806,039
	消費 電量	生産 消費 電量	
炭	1,328,532	1,328,532	
煤	752,250	752,250	
計			4,884,821

特別会計の48億円を支出することになり、25年度使用回数は60億回の不足となる  
108-60=60 (億円)

この60億円は炭等補助性消費に充てられ、之に於て其の大部分は、西  
各工場の工場、山の使用の消費を占め、調査より使用を補助し、世に於て、  
消費するに於ては、炭等は計画通り使用され、大部分の50億円は炭等の  
消費を補助するのである。

災害復興の

災害復興費全額国庫負担制度の採否について

(経本建設交通局 三四一―一三四)

一、本政府は災害復興費全額国庫負担の問題につき、検討の結果、次の如く方針を生ずる爲、之を採用し、之を適當と考ふるの事、昭和二十一年度公共事業費災害復興費予算の施行に當つては、従来の国庫補助制度に依ることと致し度い。

災害復興の対象は河川堤防の如き公共施設が多いが、この施設のある同然地域の災害は、概ね公共施設に停る。

この場合の復興に国庫が全額負担し、之等の施設の全く未損地域に災害に対しては、個人的被害を及ぼす下り何等國の援助が延びないことになり、地域的に非常に不均衡を生ずる。

公共施設の災害は、地方公共団体の維持管理により、相当部分を未然に防止し得る。災害復興に対して國家援助の方法を設けると、地方公共団体を維持管理の責任感を薄からしめ、其の結果災害を助長する傾向を生ずる。

災害復興費を全額国費として、國の財政に限度がある以上、大幅にその事業量が増すと考へられたい。

災害復興は速やかに復興するのが最善であるから、復興費を地方財政にも負担せしめて事業量を延ばす可きである。

裏面白紙

災害補助制度改正案

第一宗

國庫分担保を現行通りとし、國庫補助額に対応する災害関係の地方債を認めること。

第二宗

國庫分担保を現行通りとし、地方分担保に相当する予算額を平衡交付金に廻すこと。

第三宗

全額國庫負担は公共性の高い事業（例として河川、国道、重要港湾、國營農業事業）に限定し、他の事業については、地方に一部負担せしめることとし、之に必要な地方債を認めること。

第四宗

過年度災害は現行通りとし、昭和三十五年新規発生の場合、全額國庫負担とするとし、過年度分については所管の地方債を認めること。



昭和二十四年度発生災害の被害額

(単位 千円)

経本 建設交授局  
(24. 11. 25)

区分	テ	ヲ	フ	エ	イ	ハ	ス	ク	ニ	シ	テ	イ	敷	建	風水害	計
河川	14,397,294	1,301,429	6,740,645	7,082,920	18,686,099	1,530,000	1,754,559	49,492,956								
防防	352,270	—	516,850	547,900	940,600	—	207,500	3,076,120								
農業	6,287,699	371,239	2,480,657	3,625,056	4,352,871	150,544	—	17,268,066								
山林	2,225,498	217,255	1,206,891	1,051,031	3,200,100	—	—	7,900,765								
水産	908,684	—	—	5,600	770,386	—	—	1,704,670								
道路	50,200	—	40,000	30,000	10,000	—	—	130,200								
港湾	1,669,112	105,000	44,304	425,379	2,354,750	—	518,206	5,116,751								
道路標識	118,197	17,780	3,410	20,140	44,510	—	—	209,037								
都市復興	578,650	121,400	57,200	503,000	822,400	—	—	2,082,650								
厚生	42,672	8,114	—	25,000	100,040	—	—	175,826								
行刑施設	7,913	2,667	—	902	17,000	—	—	28,582								
大放施設	437,240	166,000	57,000	477,705	759,671	—	—	1,897,616								
住宅	736,626	74,742	68,992	726,104	2,805,516	—	—	4,411,580								
船舶	102,593	5,995	3,448	91,882	110,195	—	—	314,113								
計	28,420,632	2,391,131	9,223,397	14,612,619	34,997,132	1,680,544	2,480,265	93,807,732								

裏面白紙

キテイ以降被害額額

建設交通局公共事業課  
(24.12.20)

(単位 千円)

区 分	九日災害	オメリヤ	パトリシヤ	アリーソ	計	合 計
河 川	2,238,637			112,957	2,351,594	52,244,650
砂 防						3,075,120
農 業	872,161		172,400	244,502	1,269,063	18,537,129
山 林	677,359		147,586	14,500	739,445	8,640,210
水 産			195,264	47,850	243,714	1,968,380
道 路						130,200
港 湾		10,400	418,700	42,000	471,100	5,589,851
航 空						209,037
都 市						2,082,650
厚 生						175,826
行 刑						22,382
大 教						1,897,616
住 宅						4,411,580
港 船						314,113
計	4,688,157	10,400	934,550	461,809	6,074,916	99,882,608

裏面白紙

災害後旧費予算計上方針に關する一考察

建設交通局

十一月七日委員會議の結論及び其後各主査より個別に財政班に寄せられた意見はつゞては

其の大概は別紙「大蔵省主計局長に対する意見」の中に記載せられてあるが尚、細  
部の意見及び補足的説明として以下附記する。

- 一 過去五ヶ年の毎年度差生災害の償旧費を現在の貨幣価値に換算すると  
二十年度 一〇七八億 二十一年度 八四四億 二十二年度 九〇二億 二十三年  
度 一二八一億 二十四年度約九三〇億 平均約一〇〇七億に上る。

災害金額國庫負擔の趣旨がもし公共團體の財政を臨時的、屬時的性格を有する災  
害後旧費に依る重圧より、根本的に救済し公共團體の必要とする恒常的才入才出の  
基盤を確立し、以て地方財政の安定を謀るに人とする強力なる意味を付たしめる  
ものとすれば、如上の過去五ヶ年の災害後旧費平均毎年一〇〇七億に上る現費に対  
して災害國庫負担の根據的向上を計るに非ざれば莫に根本的なる対策とは取れ得ぬ。  
従らば災害國庫負担の災害に依る地方財政重圧の救済なる美辞に幻惑され  
限られた國庫予算のみの範囲にて全額負擔の補填的策を并ずる時は、後回事業費は  
のびず、補助の対象より落ちたものは地方團體の財政負擔を更に重圧化して、後日、

12.5  
9.26  
V

248

にあられるであらう。  
更に大震災の如き方針をとる時は別記の如く理論的にも矛盾多く又現実的にも更  
地の西に於て運々の混乱を惹起し、悪弊を流す弊れが多い。故に其の物告る理旨を  
止すべ本約対象としては同費平昇の積極的向上を計る外なく、もし之が不可能なら  
ば原則的には一定銀行補助率を採用し（部分的には検討の余地あり）金更基準（金  
積上、或は工法上）を各災時の調整を計りつゝ、検討し、同費対象の並定事業量ま  
正縮する外あるまい。

尚災害土木費国庫費補給率の全面的改正を行ふべきである。  
文教施設、厚生施設、上下水道、行刑施設、都市計画、営繕住宅等については公  
共事業の共費費について占むる割合は相対的に比較的小さいが夫々の費目毎に災害復  
旧の要請は相対的に上つて居り、従来、災害の中に取上げて居つたのは夫々政策  
的に重要なる意味を有し、之等災害の碎より外す事は、理論的にも現実的にも大  
きき矛盾がある。（「大震災に對する意見」参照）

農業  
1. 農業土木施設の公費施設の中の三千町歩以上の受益面積を有する大規模水利施設  
の新設等に於ける災害復旧事業は災害土木費国庫補助規程の中に含ましむべきである。  
受益面積三千町歩以上の水利事業の新設改良工事は国管として施行するのが

2. 従前であるから災害土木補助規程に包含すべきである。尚水利施設は収益性  
があるが、受益面積三千町歩以上のものは大災害と欲すべく農家、農器具等  
の被害も併発する事多く災害復旧に於ける組合の負擔能力を乏しいものと思  
はれる。

2. 農地災害の一災復旧以上（例へば五百町歩以上）のものは、補助率を引上げる必  
要がある。理由は、その規模と同じく、又、数百町歩以上のものは単作地帯が多い。  
被災者のあつた場合地元の負担能力を乏しい。

水産  
1. 漁港は、一般港灣然に地方中小港湾と密接な関係あり、地方中小港湾で漁船の利  
用せぬものは殆んどなく、又既設港でも一般漁船が出入利用してゐるので之等の  
復旧事業の補助率に現在並等のあるのは矛盾であり、漁港も災害土木費国庫補助規  
程の中に含ましむべきである。

山林  
1. 荒廃地復旧の既設工事の災害復旧については災害土木費国庫補助規程の中に含  
ましむべきである。

2. 国道につき、利用区域の。町延を四軒以上の路線については、その公益性大

道路

反るに極み、災害土木の範囲に入れる

道路災害は現況そのものが比較的少ないので、もし最低限を仰へるとすれば七万五千円とすべきである。

昭和二十四年度

箇所数	河川	三六%	道路橋梁	三五%
事業費	河川	五二%	道路橋梁	二〇%

文教

1 国の寄附物に属する所定災害の復旧費は従来通り

2 学校教育法第一系に定める公立学校に属する所定災害は従来通り、但し一施設当たり十五万以上

3 其他公営の文化施設については創設費に国費の補助又は負擔の定めのあるものに限る、災害復旧の対象とする

厚生施設

1 国の寄附物従来通り

2 1以外の公営施設は創設費に国費の補助又は負擔の定めのあるものに限る。

災害復旧費全額国庫負担制度について

(経済安定本部  
建設交通局)

経済安定本部建設交通局はあらゆる種類の災害復旧費を全額国庫負担とすることは次の如  
き弊害を伴ふものと考へる。

- (1) 災害復旧の主たる対象は河川道路防港場の如き公共施設であるが、その利益を最も蒙  
ける者は当該地域の住民である。従つて災害復旧を全額国庫負担とする時は公共施設の更  
い開発地域と未開発地域との間に着るしい不均衡を生ずる。又個人経営の農地山林等の災  
害復旧を全額国庫負担にすることは家屋その他一般個人財産の災害の場合にその災害復旧  
費を全額国庫に於て負担してゐないことと対しても着るしき矛盾を生ずることとなる。
- (2) 公共施設の災害は、地方公共団体の維持管理により、相当部分を未然に防止し得る。災  
害復旧に対して国家援助の方法を講ずると、地方公共団体を主として維持管理の責任感を薄から  
しめ、其の結果災害を助長する傾向を生ずる。
- (3) 災害復旧費を全額国庫費としても国の財政に限度がある以上、大幅にその事業量が増すと

は考へられぬ。

災害復旧は速やかに復旧する方が最善であるから、復旧費を地方財政にも負担せしめて  
事業量を延ばす可きである。

以て災害復旧費を全額国庫負担とするものは公共施設であつて而もその受益者が不特定多  
数のものに限定し他は従来通りの補助を制度に据るべきである。その具体例案は別紙の通り  
である。

12.20,  
9-6  
1

災害費及取源額 (国費のみ)

(単位円)

災害種別	昭和22年度 災害費	全24年度 償旧費(A)	昭和23年度生災害 費中昭和24年度以降 の支出予定額	全24年度 償旧費(B)	昭和24年度生 災害費	全24年度 償旧費(C)	24年度償旧費 総額(A+B+C)	全工に対する財源		
								区分	災害特別会計	不足額
土木 災害	6639,746,906	(台) 3316,873,453	33845,050,229	(台) 11,281,683,409	185,960,751,114	(台) 6198,671,700	20,997,248,566	電力	29,550,150,000	12,528,104,566
								米麦	5,314,129,000	
農業	9,046,685,649	(台) 4,873,342,825	12,807,316,683	(台) 4,269,105,561	7,152,422,841	(台) 2,384,007,613	11,526,455,799	米麦	5,314,129,000	6,212,326,799
山林	570,459,000	(台) 570,459,000	1,562,396,000	(台) 1,562,396,000	930,948,000	(台) 310,316,000	2,443,171,000	木材 薪炭	2,443,171,000	-
水産	624,815,605	(台) 624,815,605	375,618,700	(台) 375,618,700	215,156,350	(台) 215,156,350	1,215,590,655	魚類	1,215,590,655	-
港湾	889,650,000	(台) 889,650,000	3,332,997,700	(台) 3,332,997,200	1,754,499,500	(台) 1,754,499,500	5,907,146,700	港湾取扱 貨物	5,907,146,700	
建築	130,452,000	(台) 69,226,000	572,356,000	(台) 190,785,333	777,560,000	(台) 242,520,000	1,502,531,333	-	-	502,531,333
都市	552,900,000	(台) 276,450,000	3,616,290,000	(台) 1,205,430,000	228,314,500	(台) 96,201,500	4,032,645,500	-	-	4,032,645,500
厚生	-	-	42,130,000	(台) 14,443,333	40,684,500	(台) 13,561,500	27,604,833	-	-	27,604,833
計	19,156,709,160	10,620,816,993	52,899,473,810		296,457,608,005	11,195,024,107	42,963,013,586		23,219,181,355	18,743,832,731

昭和23年以降に降る災害年度(昭和22年度)火害費(單位円)

事業種別	昭和24年度(1949年度)火害費	全事業費	率
土木火害	4,835,744,906	94,301,004,990	
農業	9,746,675,449	18,265,403,035	
山林	5,770,457,000	11,952,248,000	
水産	6,248,815,605	9,394,842,280	
花柳	5,094,500,000	12,776,500,000	
娯楽	1,384,522,000	2,693,214,000	
都市	5,529,900,000	9,293,350,000	
厚生	-	-	
計	19,158,909,180	30,206,193,805	

昭和23年発生火害費

事業種別	事業費	國庫支出額	昭23年支出額	昭和24年度発生火害費	率	全事業費
土木火害	5,284,720,927	371,921,502,279	3,347,100,600	1,857,607,514	18.57%	5,907,487,227
農業	19,827,224,920	14,304,045,683	1,496,729,600	7,152,022,841	7.15%	29,706,025,173
山林	3,901,119,800	1,801,396,000	299,500,000	926,948,600	3.66%	3,663,807,000
水産	6,612,845,650	430,912,700	50,440,000	215,164,350	2.15%	1,215,590,655
花柳	4,967,998,000	3,508,496,000	176,001,800	1,764,499,500	1.76%	5,972,467,000
娯楽	2,555,144,000	1,455,120,000	882,744,000	592,376,000	5.92%	1,488,308,000
都市	4,864,433,000	4,574,229,000	96,000,000	727,680,000	7.27%	1,488,308,000
厚生	1,678,880,000	81,349,000	392,940,000	728,814,500	7.28%	1,142,342,500
計	85,657,224,927	59,291,521,610	6,392,027,300	29,825,748,905	29.82%	101,720,192,375

昭和24年以降に降る火害費総括表(單位円)

事業種別	昭和24年度(1949年度)火害費	昭和23年度発生火害費	昭和24年度発生火害費	合計
土木火害	4,835,744,906	33,845,050,297	1,857,607,514	5,907,487,227
農業	9,746,675,449	12,807,316,683	7,152,022,841	29,706,025,173
山林	5,770,457,000	1,542,496,000	926,948,600	3,663,807,000
水産	6,248,815,605	375,618,700	215,164,350	1,215,590,655
花柳	8,894,850,000	3,332,997,220	1,764,499,500	5,972,467,000
娯楽	1,384,522,000	572,356,000	592,376,000	1,488,308,000
都市	5,529,900,000	7,614,290,000	727,680,000	1,142,342,500
厚生	-	421,320,000	404,845,000	826,165,000
計	19,158,909,180	92,899,443,810	29,825,748,905	101,720,192,375

火害費総括表

種目	生産量	生産單位	生産額	比率	火害特別会計
重刀	281,827千両	1両	185	10%	2,955,015,000
魚類	519,460千両	1両	2742	49.27%	4,215,590,655
木材	70,000千両	1両	53582	49.49%	1,823,313,790
木炭	35,723千両	1両	19,120	3%	258,545,212
木炭	1,626千両	1両	106,000	3%	365,311,998
各種火災	76,985千両	1両	35,960	8%	10,128,258,000
各種火災	130,000千両	1両	5,000,000	0.9%	5,977,146,700
計					23,219,181,355